資料１８－３

電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）
年次レポート（案）

令和２年●月

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）」（概要）

事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みの中で、急速な ICT の進展に伴う電気通信市場の構造変化や新たなビジネスモデルの登場など、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要となっている[1]。

総務省は、平成 28 年５月から、市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図り、効率的かつ実効性の高い行政運営を確保するに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」（座長：大橋弘東京大学公共政策大学院長・大学院経済学研究科教授。以下「市場検証会議」という。）[2]を開催している。

また、平成 28 年度から平成 30 年度までにおいては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月 15 日。以下「旧方針」という。）に基づき、電気通信分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認等から構成される市場検証を実施したところである。

政策対応の在り方の検討に当たっては、その前提として、変化の激しい電気通信事業分野における市場動向及び電気通信事業者の業務の状況を的確に捉えることが重要であることから、市場検証の取組は継続的に実施されるべきものであると考えられる。そこで、総務省において市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、旧方針において示されている市場検証の基本的な枠組は維持しつつ、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえた当面の重点事項等についての基本的な考え方を示すものとして「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」（令和元年 8 月 29 日。以下「基本方針」という。参考 10 参照。）を策定・公表している。

基本方針では、現時点において、検証期間の終期は特段定めないものの電気通信事業分野の環境変化等を踏まえ随時見直しを行うこととするとともに、市場検証の内容を、

① 電気通信事業分野における市場動向の分析
② 電気通信事業者の業務の適正性等の確認
③ これらの結果を踏まえて行う市場環境の評価

から構成されることとしている。

---

[1] 情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」（平成 26 年 12 月 18 日）において、行政運営の在り方について、「明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当」との方向性が示されている。

[2] 「「電気通信市場検証会議」の開催」（平成 28 年４月 26 日総務省報道発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000186.html

さらに、基本方針を受け、市場検証会議から助言を得て、各年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項や電気通信市場の分析・検証、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針等を示す年次計画を策定・公表している。

令和元年度（以下「本年度」という。）については、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度）」（令和元年 12 月６日。以下「本年度年次計画」という。参考 11 参照。）において、上記①については、電気通信事業分野における市場動向の分析のほか、ＩｏＴ向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理を行った上で、競争状況の評価を試行的に実施することとするほか、上記②については、固定系通信／移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認及び市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行うこととし、これらの電気通信市場の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、公正競争環境及び利用者利便の観点から検証を行うとともに、電気通信市場・利用者への影響の観点から重要となる課題等を取りまとめ、年次レポートを作成することとされている。

本年次レポートは、上記を踏まえ、本年度の市場検証結果について、市場検証会議から助言を得て取りまとめたものである。

（凡例･用語解説）

- ◆　事業者名については、原則として「株式会社」の記述を省略している。
- ◆　年（年度）の表記は、原則として市場動向について記述する場合は西暦を使用している。
- ◆　数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合がある。

MNO	電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者。
MVNO	①MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。
BWA アクセスサービス	2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（WiMAX 等）でネットワークに接続するアクセスサービス
3.9-４世代移動通信アクセスサービス	携帯電話等を用いて 3.9-４世代移動通信システム（LTE）でネットワークに接続するアクセスサービス
第５世代移動通信アクセスサービス	携帯電話等を用いて第５世代移動通信システムでネットワークに接続するアクセスサービス
グループ内取引調整	MNO が、同じグループに属する他の MNO から MVNO の立場で提供を受けた携帯電話や BWA のサービスを、１つの携帯電話端末等で自社のサービスと併せて提供する形態について、２契約ではなく１契約としてカウントするもの。例えば、KDDI グループ及びソフトバンクグループにおける LTE・BWA の両方の周波数に対応する携帯電話端末等に係るサービスが対象。
FTTH アクセスサービス	光ファイバ回線でネットワークに接続するアクセスサービス（集合住宅内等において、一部に電話回線を利用する VDSL 等を含む。）
DSL アクセスサービス	電話回線（メタル回線）でネットワークに接続するアクセスサービ（ADSL 等）
CATV アクセスサービス	ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス（FTTH アクセスサービスに係るものを除く。）
FWA アクセスサービス	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
卸電気通信役務	電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務
サービス卸	NTT 東日本・西日本（以下「NTT 東西」という。）の提供する FTTH の卸売サービス
HHI（市場集中度）	Herfindahl-Hirschman Index（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標。

目　次

「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）」（概要） 1
（凡例・用語解説） 3
第１編　電気通信市場の分析 7
１　分析対象市場（市場画定） 7
２　市場分析の構成 9
３　利用者アンケートについて 9
第１章　移動系通信 11
第１節　移動系通信市場（小売市場） 11
１　競争状況等に係る分析 11
２　利用者の動向等に係る分析 38
第２節　移動系通信市場（卸売市場） 66
１　競争状況等に係る分析 66
第２章　固定系データ通信 74
第１節　固定系ブロードバンド市場（小売市場） 74
１　競争状況等に係る分析 74
２　利用者の動向等に係る分析 101
第２節　FTTH 市場（卸売市場） 111
１　競争状況等に係る分析 111
２　サービス卸の提供状況等 115
第３節　ISP 市場 127
１　競争状況等に係る分析 127
第３章　固定系音声通信 132
第１節　固定電話市場 132
１　競争状況等に係る分析 132
第４章　法人向けネットワーク 145
第１節　法人向けネットワーク（WAN サービス）市場 145
第５章　ＩｏＴ向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理 151
１　「IoT 向け通信サービス」の現状 152
２　競争状況の評価に向けた考え方の整理 154
第２編　電気通信事業者の業務の適正性等の確認 159
１　電気通信事業者の業務の適正性等の確認 159
２　電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の構成 159

第１章　固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果 161
第１節　NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果 161
１　NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（令和元年５月改定）　概要 161
２　NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果（概要） 162
第２節　サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果 163
１　サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認 163
２　サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（概要） 164
第２章　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果 165
第１節　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果 165
１　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認 165
２　確認結果及び対応方針 165
第３章　市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果 168
第１節　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認 168
１　固定系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果 168
２　移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果 169
第３編　電気通信市場の検証 172
１　固定系通信に関する市場の検証 172
２　移動系通信に関する市場の検証 175
第４編　「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの状況について 179
１　「競争ルールの検証に関する WG」の開催状況 179
２　「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」の開催状況 180
参考資料 181

第１編　電気通信市場の分析

第１編　電気通信市場の分析

１　分析対象市場（市場画定）

総務省は、従前から、電気通信事業分野に関する市場の競争状況を分析するための前提として、対象とすべき市場の範囲を決定する市場画定を実施してきたところであり、市場画定に当たっては、需要の代替性を踏まえ、サービス市場及び地理的市場の画定を実施し、さらに、画定した市場のうち、一定の独立性・個別性が認められるサービスについては、部分市場として画定してきた。

平成 28 年度の電気通信事業分野における市場検証を行うに当たり、近年の市場環境の変化を踏まえて、分析対象市場（市場画定）の見直しを行ったところであるが、本年度においても、平成 28 年度に実施した市場画定を維持して分析を行った。

【サービス市場】

小売市場

① **移動系通信市場**（部分市場：**MNOサービス市場、MVNOサービス市場**）
② **固定系ブロードバンド市場**（部分市場：**固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場**）　③ **ISP市場**
④ **固定電話市場**　⑤ **050-IP電話市場**　⑥ **WANサービス市場**

卸売市場

① **移動系通信市場**　② **FTTH市場**　※ 移動系通信及びFTTH以外においても、卸電気通信役務の提供が行われている可能性があることに留意して分析を行う。

移動系		小売市場	移動系通信（携帯電話、PHS、BWA）	
				MNOサービス
				MVNOサービス
		卸売市場	移動系通信（携帯電話、PHS、BWA）	
固定系	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド	
				固定系超高速ブロードバンド（FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV）
				FTTH
				ADSL
				CATV
			ナローバンド	
			ISP	
		卸売市場	FTTH	
	音声通信	小売市場	固定電話	
			中継電話	
			050-IP電話	
法人向けネットワーク			WANサービス	
			専用サービス	

注：表中、明朝部分は従前から分析の対象としないものを表す。

【地理的市場】

移動系	小売市場		移動系通信市場	全国
			MNO サービス市場	
			MVNO サービス市場	
	卸売市場		移動系通信市場	全国
固定系	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド市場	ブロック別
			固定系超高速ブロードバンド市場	
			FTTH 市場	
			ISP 市場	全国
		卸売市場	FTTH 市場	ブロック別
	音声通信	小売市場	固定電話市場	東西
			050-IP 電話市場	全国
法人向け WAN サービス			WAN サービス市場	全国

【ブロック別】

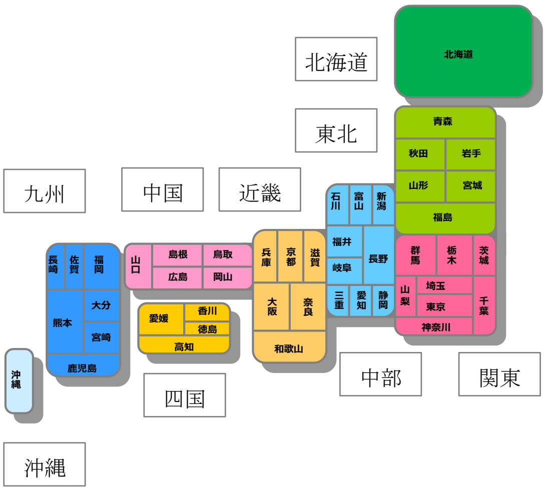

【東西別】

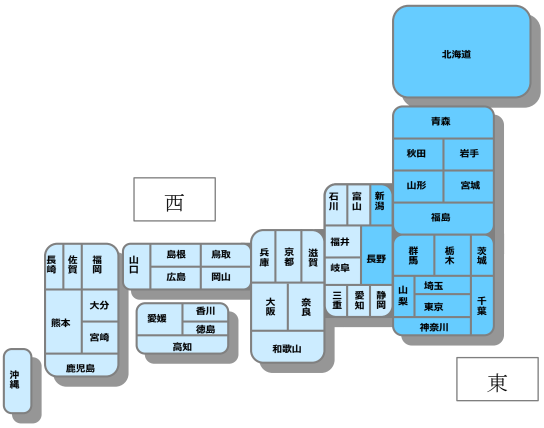

2 市場分析の構成

第１章　移動系通信
第２章　固定系データ通信
第３章　固定系音声通信
第４章　法人向けネットワーク
第５章　IoT 向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

3 利用者アンケートについて

電気通信市場における競争状況を的確に捉えるためには、市場における供給者である電気通信事業者の契約数・シェア等の情報に加え、市場における需要者（利用者）の選好等に関する情報を把握する必要があることから、今年度においても、以下の方法により利用者アンケートを実施した。

アンケート対象者	固定ブロードバンド（FTTH、CATV、ADSL のいずれか）及び移動系通信の利用者（有効回答数：4,300 人）[3]
実施方法	インターネット調査（民間事業者に委託）
実施期間	第１回調査（固定系通信）：令和２年３月４日～３月 11 日 第２回調査（移動系通信）：令和２年３月 16 日～３月 22 日
質問事項	・通信サービス（固定電話、固定ブロードバンド、ISP、移動系通信）の利用の有無、利用年数、提供元事業者 ・現在利用中の通信サービスの選択理由、満足度 ・移動系通信端末に関する質問（中古端末、SIM ロック解除関連） ・その他

[3] 4,300 人のうち、固定ブロードバンドを利用する者（4,000 人）が第１回調査（固定系通信）及び第２回調査（移動系通信）の両方に回答している。このほか、移動系通信のみを利用し、固定ブロードバンドを利用しない者（300 人）が、第２回調査（移動系通信）のみに回答している。

第１章　移動系通信

第1章 移動系通信

第1節 移動系通信市場（小売市場）

1 競争状況等に係る分析

(1) 移動系通信市場

① 市場規模

ア 契約数

2019 年度末時点における移動系通信[4]の契約数は、１億 8,661 万[5]（前期比＋1.0%、前年同期比＋3.4%：単純合算では２億 5,772 万）、携帯電話の契約数は、１億 8,480 万（前期比＋1.1%、前年同期比＋4.0%）となっており、前年度に引き続き、緩やかな増加傾向にある（契約数の推移について図表Ⅰ－１、その増加率の推移について図表Ⅰ－２参照）。

移動系通信の契約数のうち、MNO が提供する通信モジュールの契約数は、2,985 万（前期比＋4.4%、前年同期比＋23.8%）と大きく増加している一方、通信モジュールを除いた移動系通信の契約数は、１億 5,676 万（前期比＋0.4%、前年同期比＋0.3%）とほぼ横ばいで推移している（通信モジュール等の契約数の推移について図表Ⅰ－３、その増加率の推移について図表Ⅰ－４参照）。通信モジュールの契約数が移動系通信の契約数に占める割合は、16.0%（前期比＋0.5 ポイント、前年同期比＋2.6 ポイント）となっている。

次に、MNO・MVNO 別に移動系通信の契約数（最終利用者への提供に係るもの）の純増数をみると、2019 年度においては、MVNO サービスの純増数（316 万）が MNO サービスの純増数（301 万）を上回る結果となっている（MNO・MVNO 別の移動系通信の四半期単位の純増数について図表Ⅰ－５、年度単位の純増数について図表Ⅰ－６参照）。

また、2019 年度末時点における MNO３グループの移動系通信の契約数（最終利用者への提供に係るもの）の対前年度末比増加率をみると、KDDI グループにおいて増加率が最も大きくなっており（＋4.2%）、NTT ドコモにおける増加率は＋1.9%、ソフトバンクグループは▲0.9%となっている。一方、MVNO 契約数の対前年度末比増加率は、＋14.7%となっており、前年度の増加率（＋16.8%）を下回ったものの、依然として MNO３グループより高い増加率を維持している（図表Ⅰ－７参照）。

2019 年度末時点における移動系通信の契約数のうち、3.9-４世代携帯電話（LTE）の契約数（単純合算）は１億 5,262 万（前期比＋2.8%、前年同期比＋11.7%）で、携帯電話の契約数に占める割合は 82.5%（前期比＋1.4 ポイント、前年同期比＋5.7 ポイント）となっている。また、BWA の契約数（単純合算）は 7,121 万（前期比＋2.0 ポイント、前年同期比＋7.5 ポイント）、PHS の契約数は 162 万（前期比▲7.8 ポイント、前年同期比▲

[4] 携帯電話（3G、LTE 及び 5G）、PHS 及び BWA。以下同じ。
[5] 携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。

21.4 ポイント）となっている（図表Ｉ－８参照)。

【図表Ｉ－１】移動系通信の契約数の推移

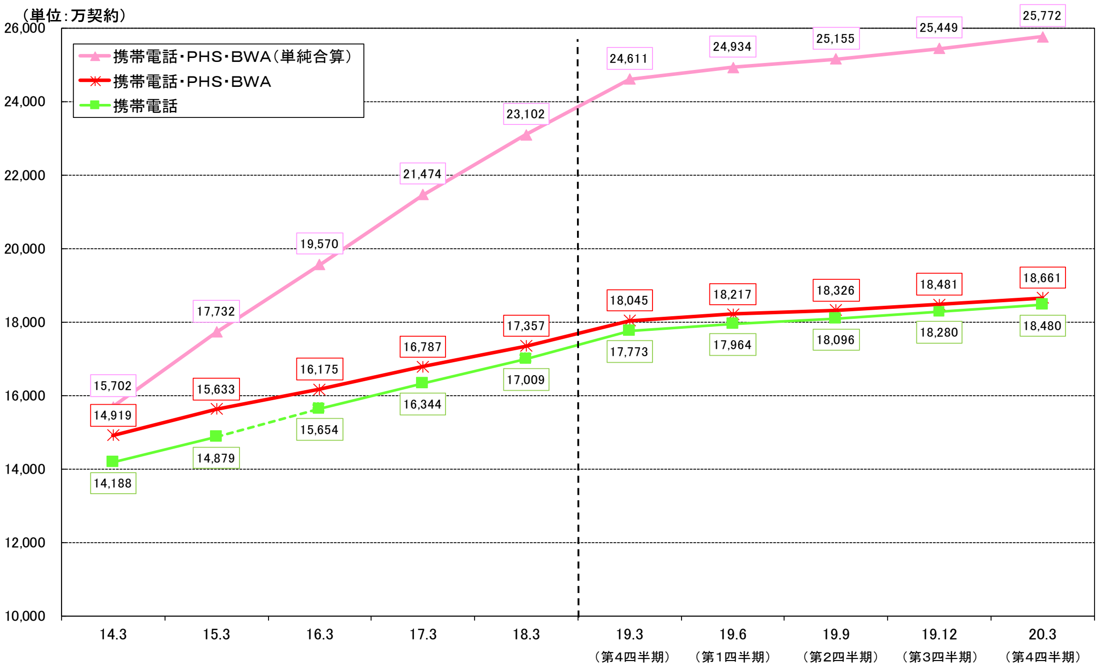

注：2015 年度第４四半期から MVNO サービスの区分別契約数が報告事項に追加されたことに伴い、2014 年３月末及び 2015 年３月末と 2016 年３月末以降で、携帯電話の契約数等の算出方法が異なる。以下この章において同じ。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ｉ－２】移動系通信の契約数の増加率（対前年度末比）の推移

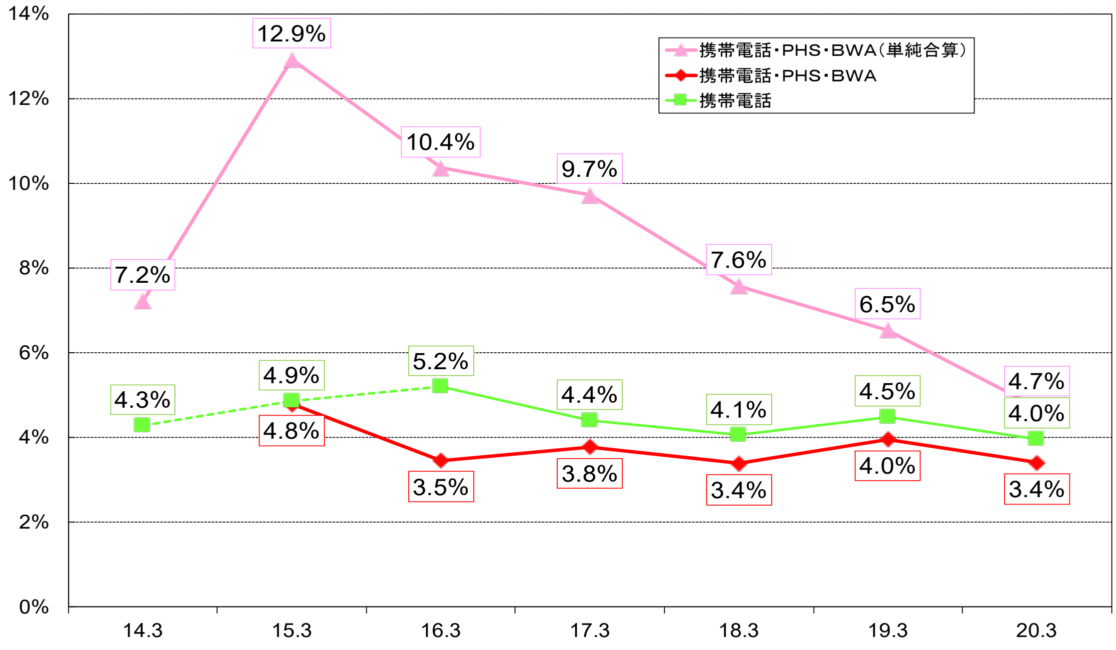

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－３】通信モジュール等の契約数の推移

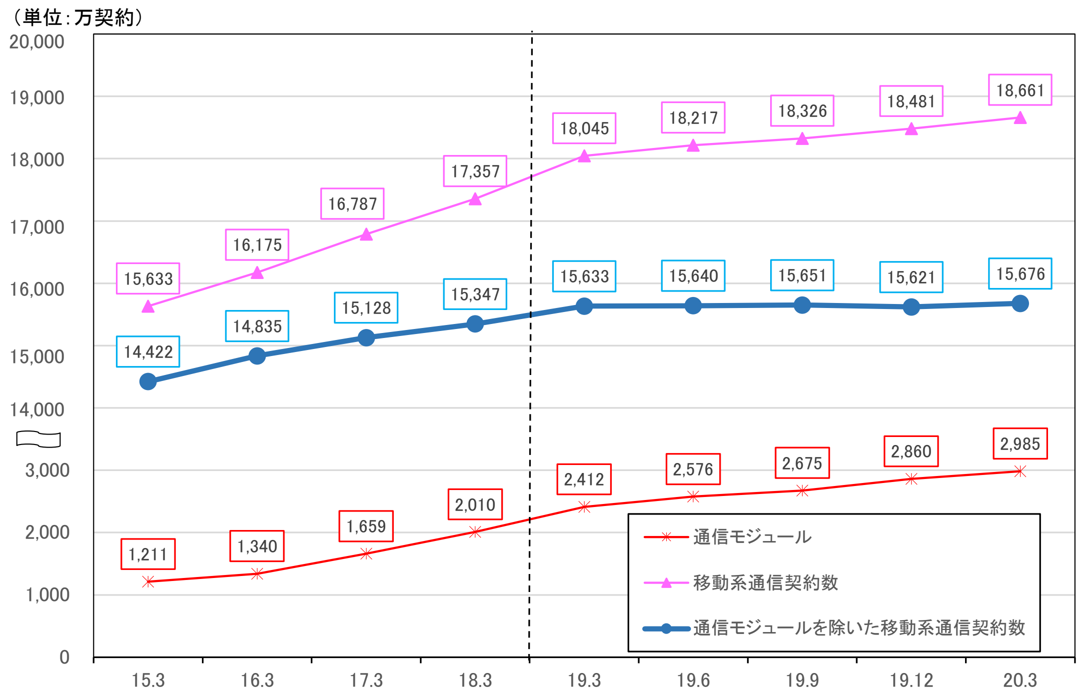

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－４】通信モジュール等の契約数の増減率（対前年同期比）の推移

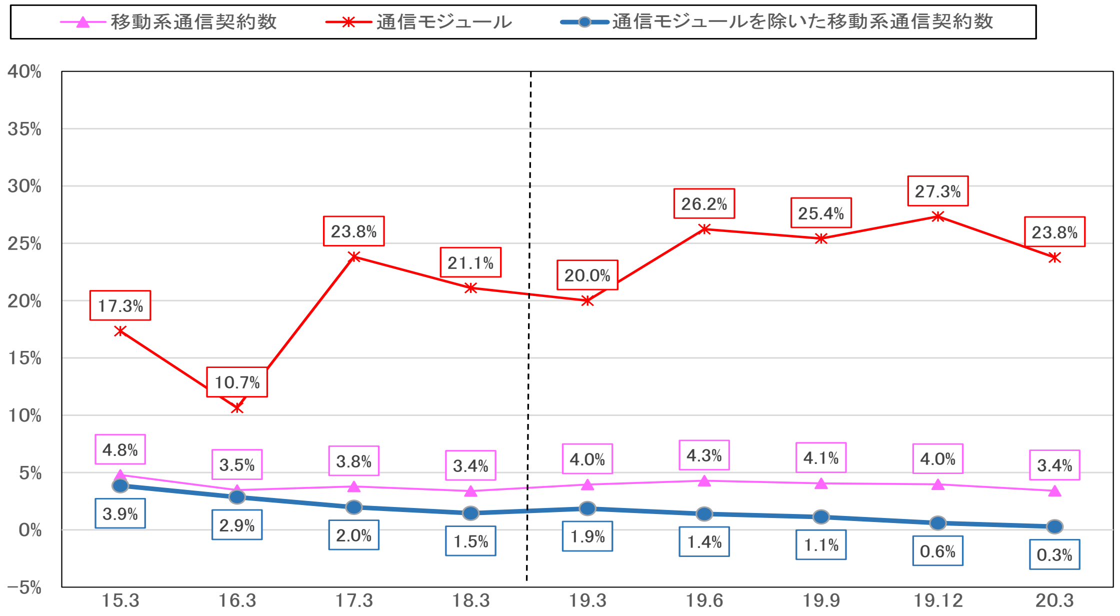

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－５】MNO・MVNO 別の移動系通信の契約数の純増数（四半期単位）の推移

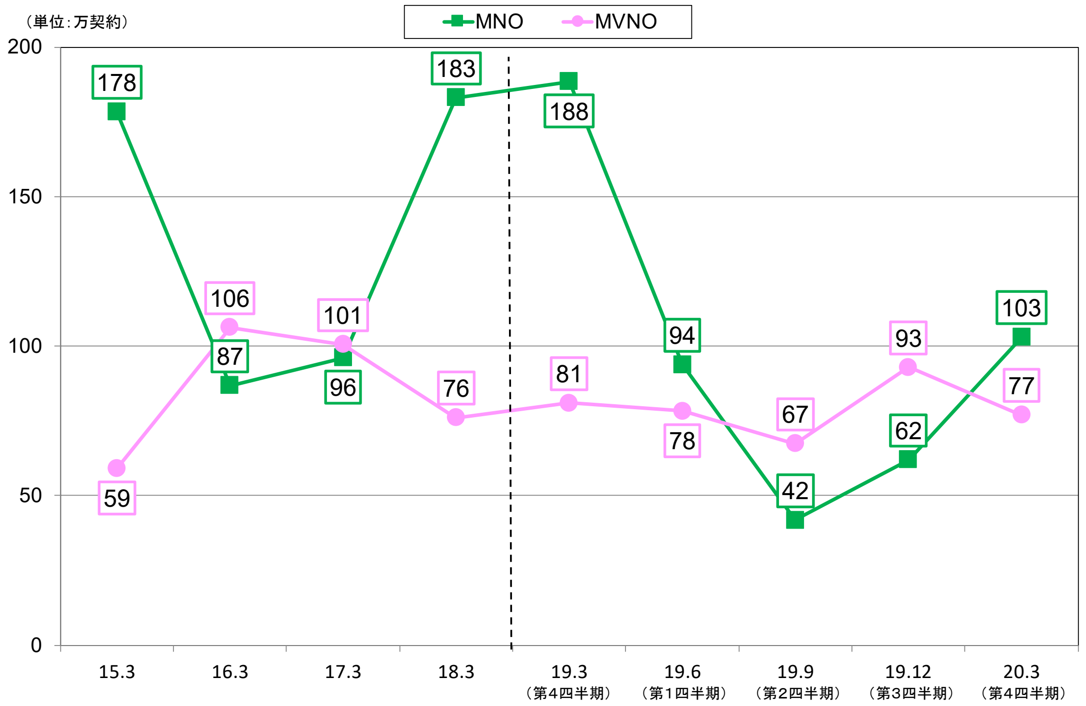

注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－６】MNO・MVNO 別の移動系通信の純増数（年度単位）の推移

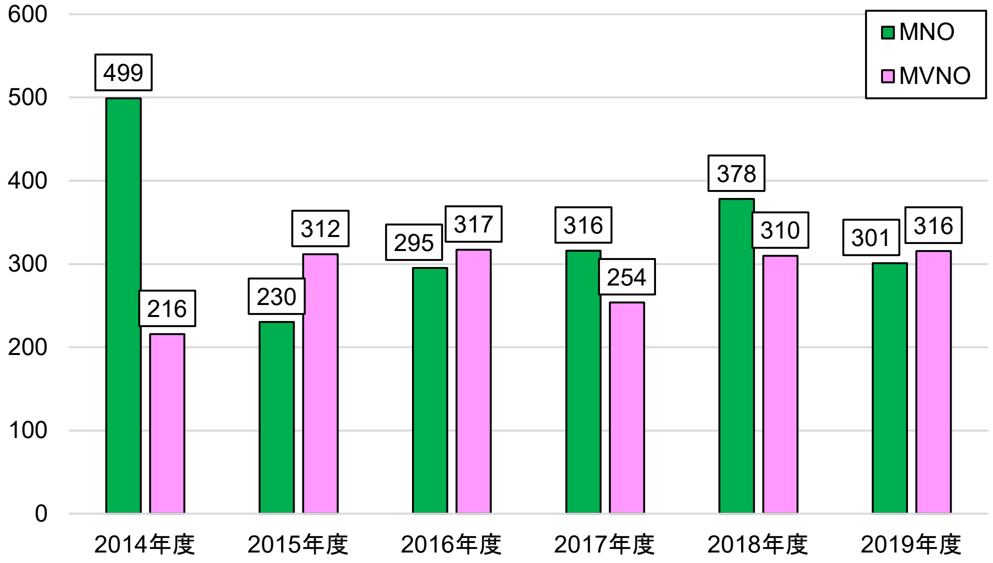

注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－７】MNO３グループと MVNO の契約数の増減率（対前年度末比）の推移

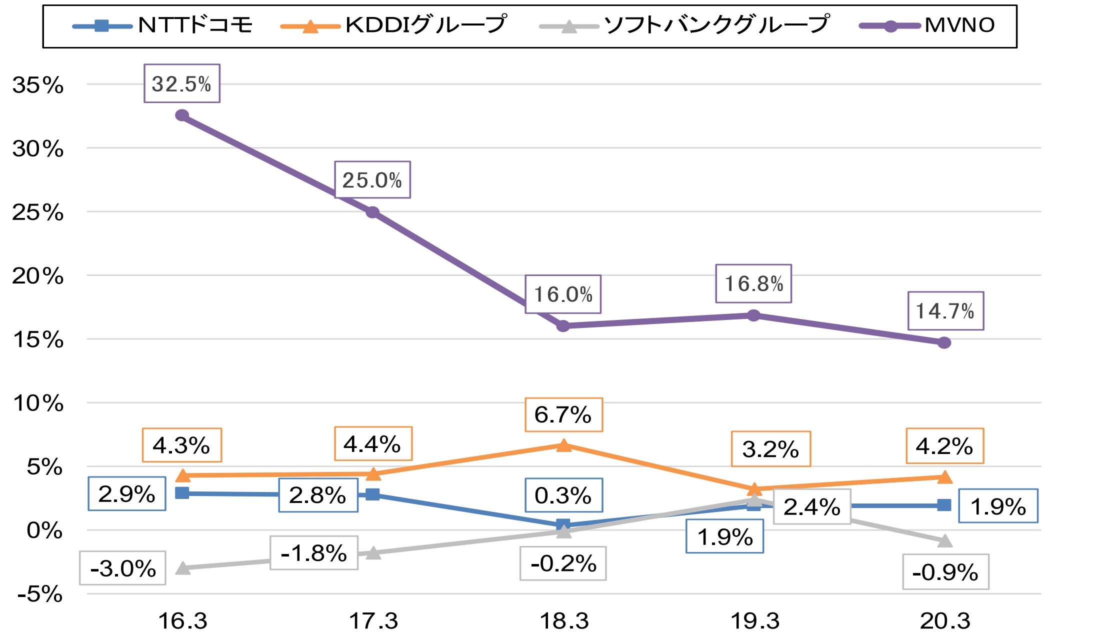

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－８】3G・LTE・5G・PHS・BWA の各契約数の推移（単純合算）

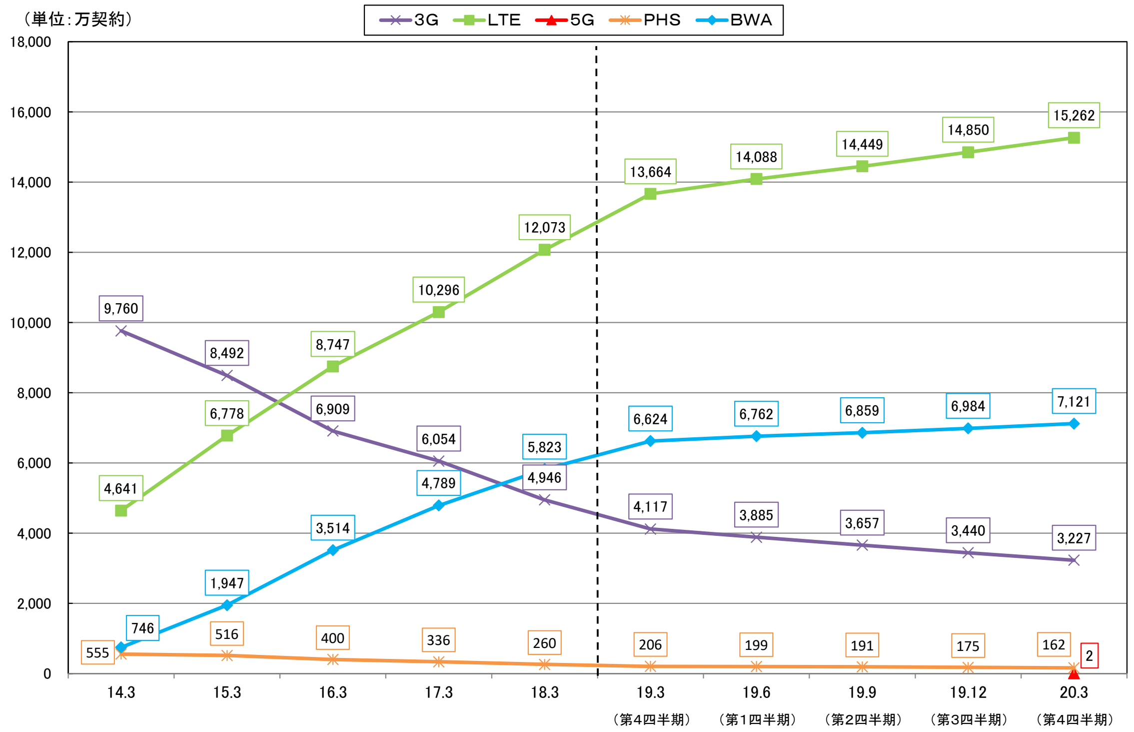

注１：LTE の契約数には、3G 及び LTE のどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。
注２：5G の契約数には、LTE 及び 5G のどちらも利用可能である携帯電話の契約数が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　売上高

MNO３社の決算資料を基に推計した 2019 年度の移動系通信全体の売上高[6]は６兆 7,485 億円となっている（図表Ｉ－９参照）。

【図表Ｉ－９】移動系通信全体の売上高の推移

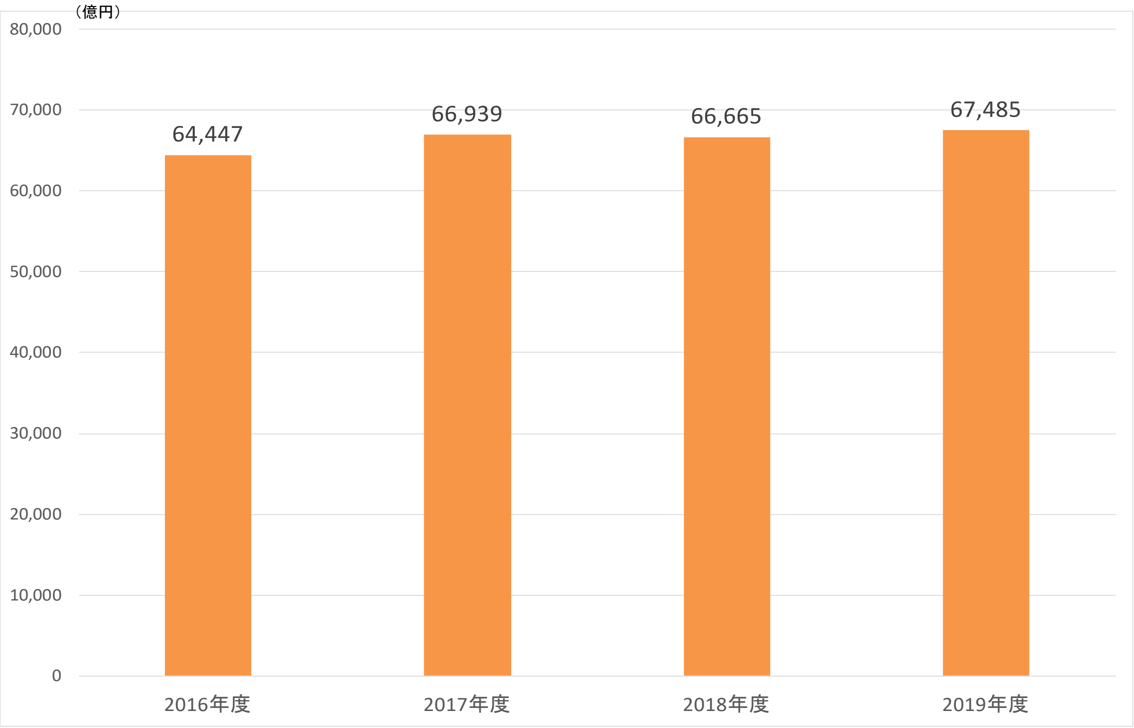

出所：各社決算資料を基に総務省作成

[6] 2019 年度の移動系通信全体の売上高の推計値は、MNO３社の移動系通信に係る売上高（卸電気通信役務の提供に係るものを含む。）をそれぞれ以下の方法により推計し、これらを合計することにより算出した。

・　NTT ドコモについては、「2019 年度決算データ集」の「モバイル通信サービス収入」により売上高を推定した。

【NTT ドコモ「2019 年度決算データ集」】
https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/ir/binary/pdf/library/presentation/200428/presentation_fy2019_data.pdf

・　KDDI については、「2020 年３月期　決算詳細資料」の「パーソナルセグメント」における「au 総合 ARPA 収入」の一部（この中には移動系通信サービス以外の売上高が含まれていることから、2019 年３月期における「au 通信 ARPA 収入（旧セグメント）」が「au 総合 ARPA 収入(新セグメント)」に占める割合を計算した上で、2020 年３月期の「au 総合 ARPA 収入(新セグメント)」にその割合を乗じることにより、移動系通信サービスに係る売上高を推計した。）と、「ビジネスセグメント」における「グループ外売上（外部顧客への売上高）」の一部（2019 年３月期において「モバイル」が「グループ外売上」に占める割合を計算した上で、2020 年３月期の「グループ外売上」にその割合を乗じることにより、2020 年３月期における「モバイル」相当の数値を推計した上で、上記で推計した「パーソナルセグメント」における移動系通信サービスに係る売上高と「端末販売収入」及び「端末修理・補償収入」の売上高の比を元に「ビジネスセグメント」における移動系通信に係る売上高を推計した。）を合算することにより売上高を推定した。

【KDDI「2020 年３月期　決算詳細資料」】
https://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/ir/library/presentation/2020/pdf/kddi_200514_data_JvBZ8A.pdf

・　ソフトバンクについては、「2019 年度　決算データシート」の「コンシューマ事業」における「モバイル」の売上高と「法人事業」における「モバイル」の売上高を合算することにより売上高を推計した。

【ソフトバンク「2019 年度　決算データシート」】
https://cdn.softbank.jp/corp/set/data/ir/documents/presentations/fy2019/results/pdf/sbkk_earnings_datasheet_20200511.pdf

② 市場シェア

2019 年度末時点における移動系通信市場の事業者別シェア（最終利用者への提供に係るもの）は、NTT ドコモが 37.3%（前期比▲0.1 ポイント、前年同期比▲0.6 ポイント）、KDDI グループが 27.6%（前期比▲0.1 ポイント、前年同期比＋0.2 ポイント）、ソフトバンクグループが 21.8%（前期比±0 ポイント、前年同期比▲0.9 ポイント）、MVNO が 13.2%（前期比＋0.3 ポイント、前年同期比＋1.3 ポイント）となっている。HHI は 2,807（前期比▲10、前年同期比▲40）となっている（図表Ｉ－10 参照）。

また、携帯電話の契約数における事業者別シェア（最終利用者への提供に係るもの）は、NTT ドコモが 37.7%（前期比▲0.2 ポイント、前年同期比▲0.8 ポイント）、ソフトバンクグループが 21.2%（前期比±0 ポイント、前年同期比▲0.8 ポイント）、KDDI グループが 27.9%（前期比▲0.1 ポイント、前年同期比＋0.3 ポイント）、MVNO が 13.3%（前期比＋0.3 ポイント、前年同期比＋1.3 ポイント）となっている。HHI は 2,821（前期比▲12、前年同期比▲46）となっている（図表Ｉ－11 参照）。

【図表Ｉ－10】移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）

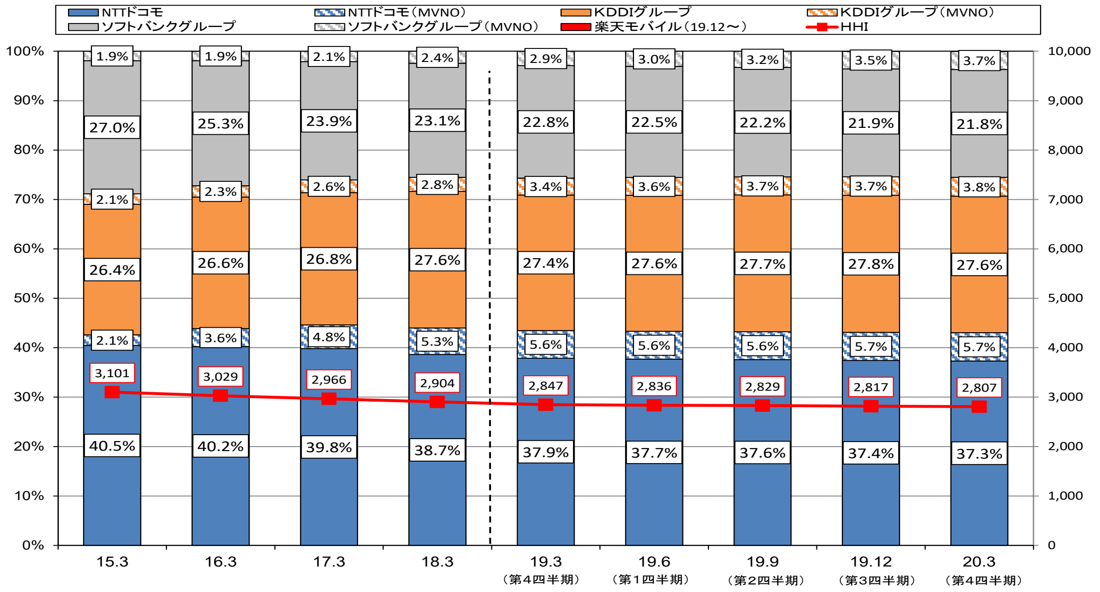

注１：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及び UQ コミュニケーションズが含まれる。
注２：「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク及びワイモバイル（15.3）が含まれる。
注３：MVNO のシェアを提供元の MNO グループごとに合算し、当該 MNO グループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。
注４：HHI は MVNO のシェアを全て合算して算出している。
注５：2019 年度第４四半期における楽天モバイルの MNO サービスのシェアは 0.1%未満。また、楽天モバイルが提供する MVNO サービスは、「NTT ドコモ（MVNO）」及び「KDDI グループ（MVNO）」に含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ｉ－11】携帯電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）

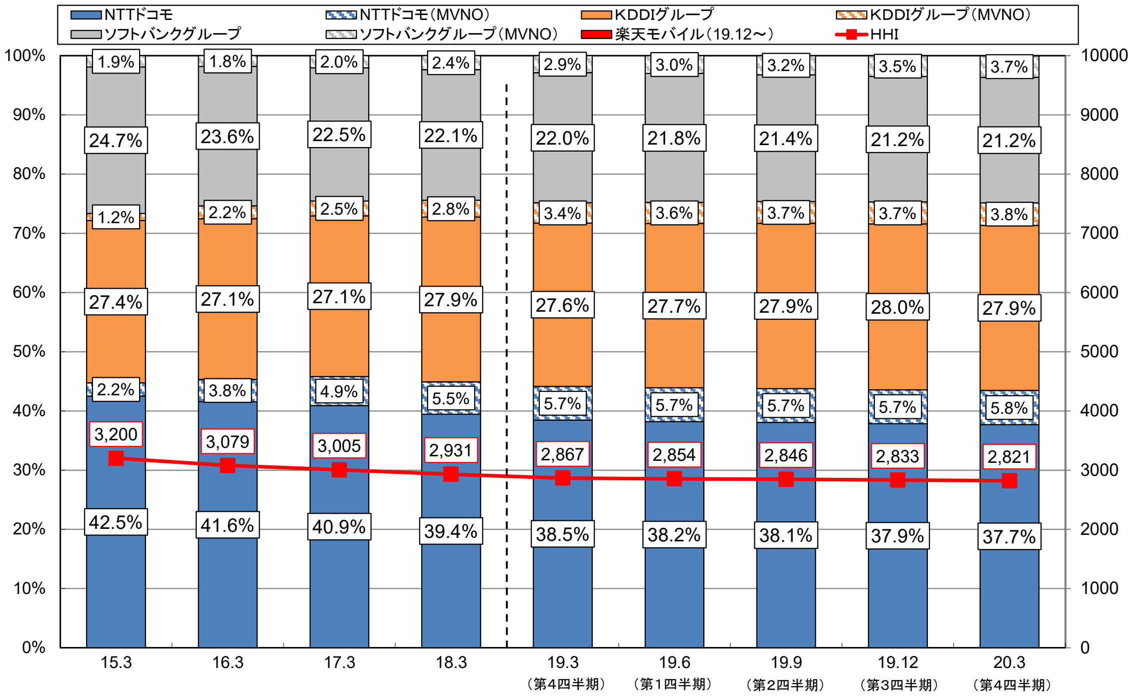

注１：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及び UQ コミュニケーションズが含まれる。
注２：「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク及びワイモバイル（15.3）が含まれる。
注３：MVNO のシェアを提供元の MNO グループごとに合算し、当該 MNO グループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。
注４：HHI は MVNO のシェアを全て合算して算出している。
注５：2019 年度第４四半期における楽天モバイルの MNO サービスのシェアは 0.1%未満。また、楽天モバイルが提供する MVNO サービスは、「NTT ドコモ（MVNO)」及び「KDDI グループ（MVNO)」に含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ MNP の利用状況

【2019 年度における MNP の利用状況等について成案公表時に記載予定】

2018 年度における携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施数は、506 万番号となっており、2016 年度及び 2017 年度と比較すると実施数は増加しているが、2015 年度の実施数を下回っている（図表Ｉ－12 参照）。

【図表Ｉ－12】MNP の利用数

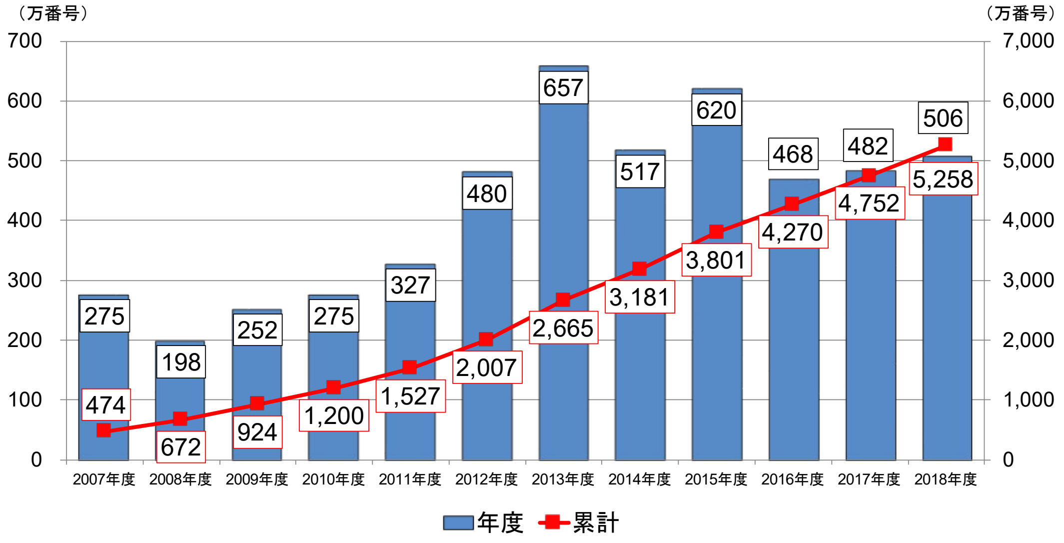

出所：事業者アンケート及び電気通信事業報告規則に基づく報告

(2) MNO サービス市場

① 市場規模

ア 契約数

2019 年度末時点における MNO サービスの契約数は 1 億 6,196 万（前期比＋0.6%、前年同期比＋1.9%）となっている（MNO サービスの契約数の推移について図表Ⅰ－13、MNO サービス純増数の推移について図表Ⅰ－14 参照）。

【図表Ⅰ－13】MNO サービス契約数の推移

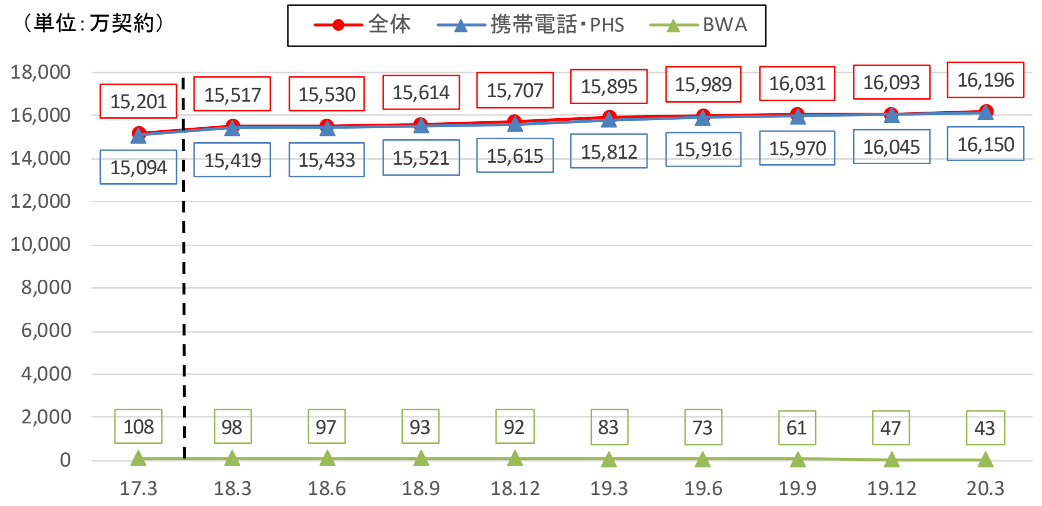

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－14】MNO サービス純増数の推移

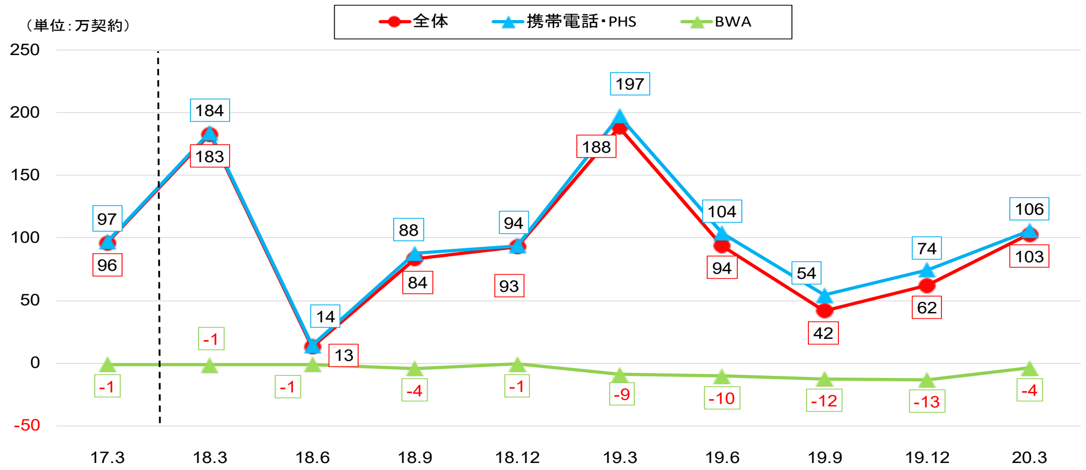

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　売上高等

2019年度におけるMNO３社の売上高の推計値[7]をみると、NTTドコモが２兆7,578億円、KDDIが２兆388億円、ソフトバンクが１億9,519億円となっている（図表Ⅰ－15参照）。

【図表Ⅰ－15】MNO各社の売上高の推移

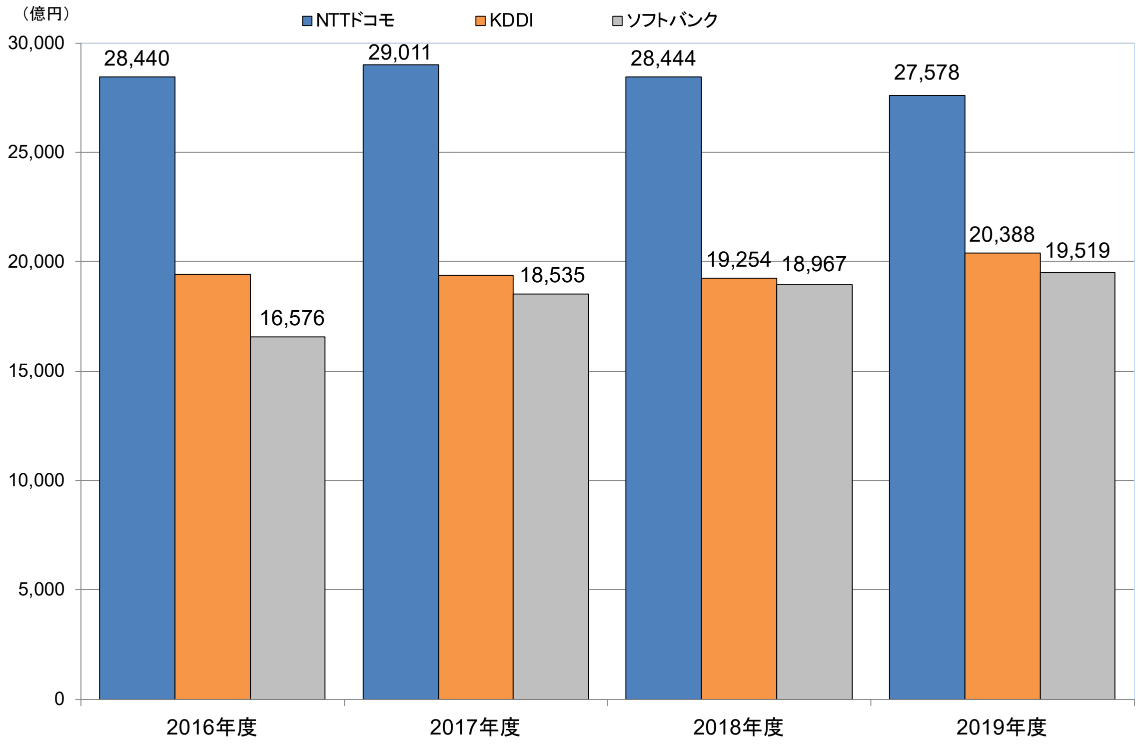

出所：各社決算資料を基に総務省作成

[7] 図表Ⅰ－９（移動系通信全体の売上高の推移）の基礎としたMNO３社の売上高の推計値をとったもの（2019年度における各社の売上高の推計方法については脚注16参照。）。2017年度以前のKDDIの売上高の推計値は非表示としている。

MNO 各社の１ユーザー（ないし１アカウント）当たりの収益状況をみると、NTT ドコモ（ARPU[8]）が 4,170 円、KDDI（ARPA[9]）が 7,760 円、ソフトバンク（ARPU）が 4,420 円となっている（図表Ⅰ－16 参照)。

【図表Ⅰ－16】MNO 各社の ARPU/ARPA の推移

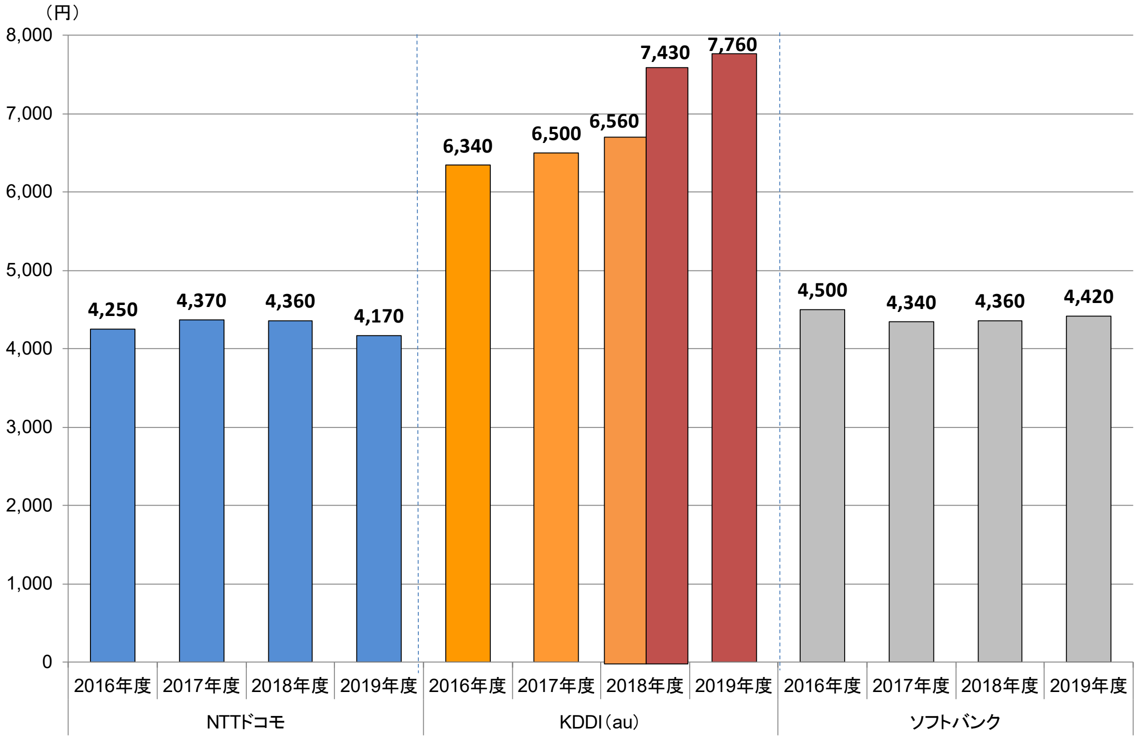

注：NTT ドコモ及びソフトバンクについては ARPU を、KDDI については ARPA を表している。ARPU 及び ARPA は各社ごとの基準で算出されたものであり、年度によって計算方法が異なる場合もある。なお、KDDI は 2018 年度においてセグメント変更を行っており、2018 年度以降は新基準により計算された ARPA を掲載している（2018 年度については旧基準により計算された ARPA も併記している。)。

出所：各社決算資料を基に総務省作成

[8] Average Revenue Per User の略。１人の契約者が複数の端末を保有している場合には、それぞれの端末に係る通信収入が「複数ユーザー」の通信収入としてカウントされる。
[9] Average Revenue Per Account の略。１人の契約者が複数の端末を保有している場合には、それぞれの端末に係る通信収入を合算したものが「１アカウント」の通信収入としてカウントされる。

MNO３社の営業利益[10]をみると、NTTドコモが7,065億円、KDDIが10,203億円、ソフトバンクが7,309億円となっている（図表Ⅰ－17参照）。

【図表Ⅰ－17】MNO 各社の営業利益の推移

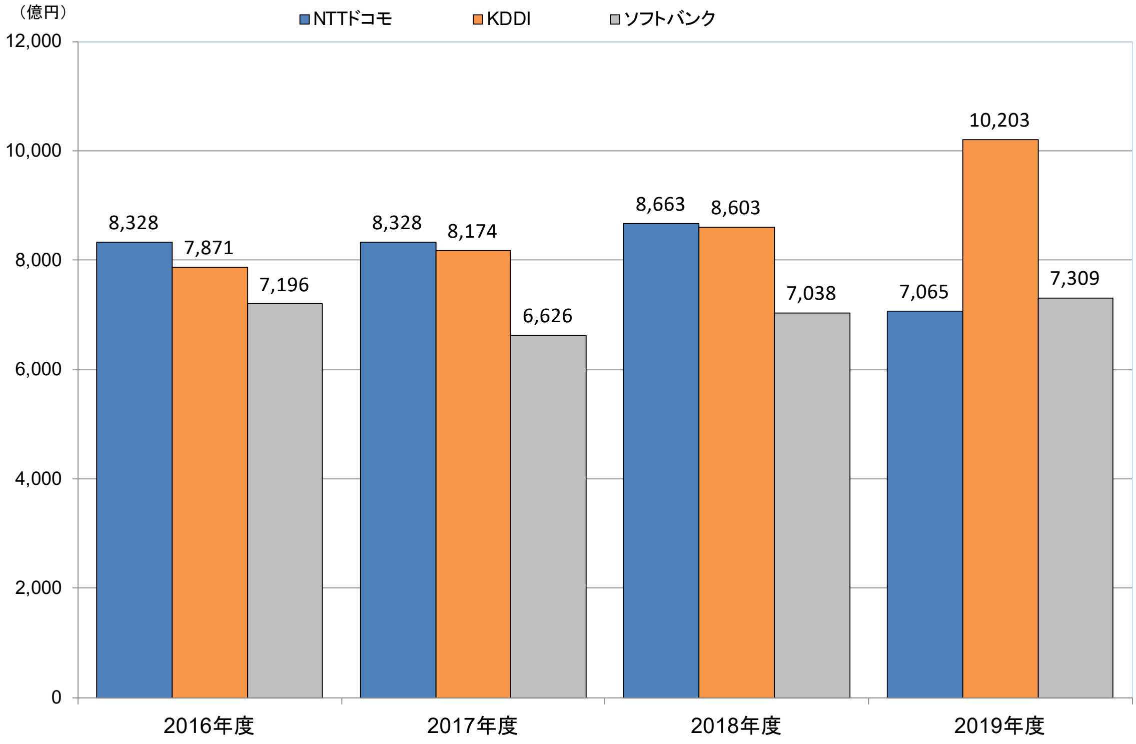

出所：各社決算資料を基に総務省作成

[10] NTT ドコモについては、「2019 年度決算データ集」の「通信事業」における営業利益を、KDDI については、「2020 年３月期　決算詳細資料」の「パーソナルセグメント」及び「ビジネスセグメント」における営業利益の和を、ソフトバンクについては、「2019 年度　決算データシート」の「コンシューマ事業」及び「法人事業」におけるセグメント利益の和をもって 2019 年度の営業利益としている。これらの営業利益には、卸電気通信役務の提供に係る利益や固定系通信やサービス・コンテンツに係る利益等が含まれる。

②　市場シェア

ア　契約数シェア

MNO サービス市場の事業者別シェア（グループ別）は、NTT ドコモが 43.0%（前期比、前年同期比ともに±0 ポイント）、KDDI グループは 31.8%（前期比±0 ポイント、前年同期比＋0.7 ポイント）、ソフトバンクが 25.1%（前期比±0 ポイント、前年同期比▲0.7 ポイント）となっており、各社とも１ポイント以内の変動幅にとどまっている。HHI は 3,494（前期比▲１、前年同期比＋７）となっている（図表Ⅰ－18 参照）。

【図表Ⅰ－18】MNO サービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）

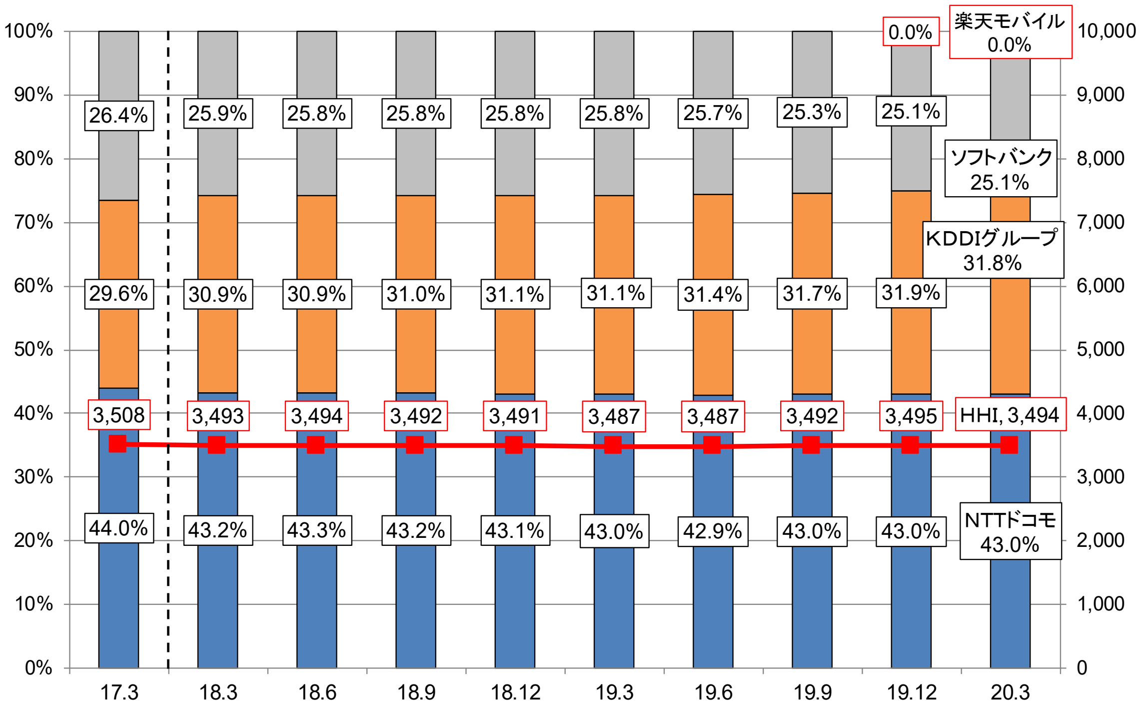

注：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及び UQ コミュニケーションズが含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェア

【2019 年度における携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェア等について成案公表時に記載予定】

2018 年度における契約数シェアで首位である NTT ドコモは、携帯電話に係る端末設備シェア[11]及び収益シェア[12]においても 40％を超過している（図表Ｉ－19 参照)。

【図表Ｉ－19】携帯電話に係る端末設備シェア・収益シェアの推移

（端末設備シェア）

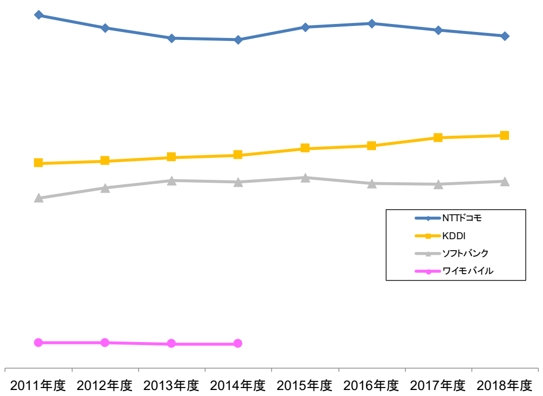

（収益シェア）

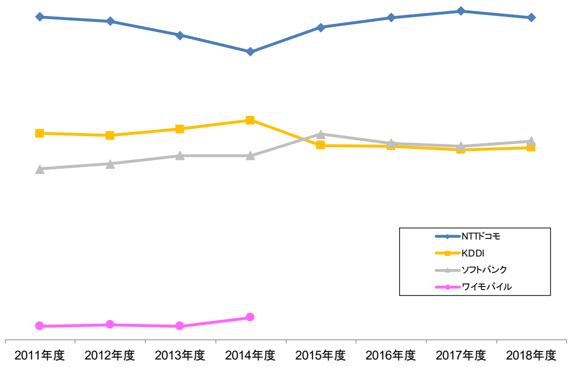

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告に基づき作成

[11] 2001 年の電気通信事業法改正により、モバイル市場の公正競争環境を整備する観点から、第二種指定電気通信設備制度が導入された。これまで、NTT ドコモ（2002 年)、沖縄セルラー（2002 年)、KDDI（2005 年）及びソフトバンクモバイル（現ソフトバンク）(2012 年）を指定。2016 年 5 月に施行された「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号)」により、端末シェアを算定する端末の範囲に BWA（WiMAX２+及び AXGP）が追加されたため、当該施行後の指定には新しい基準で算定されたシェアが用いられる。なお、本表は携帯電話について当該施行以前の算定方法に基づき算定を行っている。

[12] 電気通信事業報告規則の改正により 2015 年度から電気通信事業営業収益のみで算出しているため、2014 年度までとの単純比較はできない（2014 年度までは、電気通信事業営業収益及び附帯事業営業収益で算出。)。

③　MNO各社の料金プラン

MNO各社のスマートフォン向け料金プラン（個人用）は図表Ｉ－20、通信料金割引の適用イメージについては図表Ｉ－21のとおりとなっている。また、家族等における複数回線契約に伴う割引例については図表Ｉ－22のとおりとなっている。

【図表Ｉ－20】MNO各社のスマートフォン向け料金プラン（個人用）

（月額、税抜。2020年5月現在）

		NTTドコモ		KDDI			ソフトバンク			楽天モバイル（MNO）
							ソフトバンク		Y!mobile	
プラン名		ギガライト	ギガホ	ピタットプラン 4G LTE	auフラットプラン7プラスN※1 等	auデータMAXプランPro※2	ミニフィットプラン	メリハリプラン※1	スマホベーシックプラン S、M、R	Rakuten UN-LIMIT
音声通信オプション※3		かけ放題オプション	1,700円	通話定額（国内通話かけ放題）		1,700円	定額オプション+（国内通話かけ放題）	1,800円	スーパーだれとでも定額　1,000円	−
		5分通話無料オプション	700円	通話定額 ライト（1回5分以内の国内通話かけ放題）		700円	準定額オプション+（1回5分以内の国内通話かけ放題）	800円		
通話基本料＋データ通信料※4、5	用途	段階制定額	定額	段階制定額	定額		段階制定額	定額	定額	定額
	～1GB	2,980円（3,150円）	−	2,980円（3,150円）	−	−	3,980円	−	−	−
	～2GB	3,980円（4,150円）		4,480円（4,650円）			5,980円			
	～3GB						7,480円		2,680円	
	～4GB	4,980円（5,150円）							−	
	～5GB			5,980円（6,150円）						
	～7GB	5,980円（6,150円）			5,480円（5,650円）		−			
	～9GB	−		−	−				3,680円	
	～14GB								4,680円	
	～20GB				6,000円※6（6,170円）				−	
	～25GB				7,150円※7（7,320円）					
	～30GB		6,980円（7,150円）		−					
	～50GB		−					7,480円※8		
	無制限	−	−	−	−	7,480円（7,650円）	−	−	−	2,980円※9
	追加	1,000円/1GB		550円/0.5GB、1,000円/1GB			550円/0.5GB、1,000円/1GB		500円/0.5GB	（500円/1GB）※10
合計	定期契約有※11	2,980円～7,680円	6,980円～8,680円	2,980円～7,680円	5,480円～8,650円	7,480円～9,180円	−	−	−	−
	定期契約無	3,150円～7,850円	7,150円～8,850円	3,150円～7,850円	5,650円～8,820円	7,650円～9,350円	3,980円～9,280円	7,480円～9,280円	2,680円～5,680円	2,980円

※1　対象のSNSサービス等はデータ容量の消費なく利用可能。
※2　大量のデータ通信又は長時間接続を伴うサービスを利用した場合、速度制限を行う可能性あり。 Netflixベーシックプランが付帯したauデータMAXプラン Netflixパック（7,880円/月）も提供。
※3　5分通話無料オプション、通話定額ライト及び準定額オプションは、1回の通話が5分を超えた場合、通話従量料金（20円/30秒）が発生。Rakuten UN-LIMITは、Rakuten Link利用時は国内通話が無料。Rakuten Link非利用時は従量料金（20円/30秒）。
※4　括弧内は定期契約ではない場合の料金（ソフトバンクは定期契約を廃止）。
※5　月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大128kbps（ギガライト、ピタットプラン4G LTE等、ミニフィットプラン及びメリハリプラン、スマホベーシックプラン）、最大300kbps（auフラットプラン7プラス）又は最大1Mbps（ギガホ、Rakuten UN-LIMIT（パートナー回線エリア））に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。
※6　auフラットプラン20N（シンプル）の料金。スーパーカケホ（5分以内の国内通話が無料。6,500円/月。）及びカケホ（国内通話が無料。7,500円/月。）も提供。
※7　auフラットプラン25 Netflixパック N（シンプル）の料金。スーパーカケホ（5分以内の国内通話が無料。7,650円/月。）及びカケホ（国内通話が無料。8,650円/月。）も提供。 Netflixベーシックプラン及びビデオパス見放題プランが付帯。
※8　月間のデータ使用量が2GB以下の場合には、-1,480円/月。
※9　楽天回線エリア内に限る。パートナー回線エリアは5GBまで。
※10　パートナー回線エリアの場合の料金。
※11　契約期間中に途中解約を行った場合、契約解除料1,000円がかかる。
注：記載の金額は各種割引を考慮していない。各社とも家族割（家族で加入した場合に家族内通話に係る通話料を割引（一部事業者では月額料金から一定額を割引））、学割（学生が加入した場合に学生本人やその家族の月額料金から一定額を割引）、そのほか期間限定キャンペーンなどの割引あり。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表Ⅰ－21】MNO各社の通信料金割引の適用イメージ

（2020年5月現在）

		NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク		楽天モバイル
		5G	4G	5G	4G	5G	4G	4G
割引適用前月額料金※1		**7,650円**	**7,150円**	**8,650円**	**7,650円**	**8,480円**	**7,480円**	**2,980円**
永続的な割引	家族割引	-1,000円 (3回線以上)	-1,000円 (3回線以上)	-2,020円 (4回線以上)	-1,000円 (3回線以上)	-2,000円 (4回線以上)	-2,000円 (4回線以上)	－
	固定割引	-1,000円	-1,000円	-1,000円	-1,000円	-1,000円	-1,000円	－
	その他割引※2	-170円	-170円	－	－	－	－	－
上記割引適用後月額料金		**5,480円** (-2,170円)	**4,980円** (-2,170円)	**5,630円** (-3,020円)	**5,650円** (-2,000円)	**5,480円** (-3,000円)	**4,480円** (-3,000円)	**2,980円** (-0円)
一時的な割引	5G割引	－	－	-1,000円 (最大25ヶ月間)	－	-1,000円 (最大25ヶ月間)	－	－
	プラン加入割引	-1,000円 (最大6ヶ月間)	-1,000円 (最大6ヶ月間)	-1,000円 (最大6ヶ月間)	-1,000円 (最大6ヶ月間)	-1,000円 (最大6ヶ月間)	-1,000円 (最大6ヶ月間)	-2,980円 (最大12ヶ月間)
全割引適用後月額料金		**4,480円** (-3,170円)	**3,980円** (-3,170円)	**3,630円** (-5,020円)	**4,650円** (-3,000円)	**3,480円** (-5,000円)	**3,480円** (-4,000円)	**0円** (-2,980円)

※1　ドコモは「5Gギガホ」及び「ギガホ」、KDDIは「データMAX 5G」及び「auデータMAXプラン Pro」、ソフトバンクは「メリハリプラン」の月額料金。ドコモの4Gプラン及びKDDIは期間拘束のあるプランを選択した場合、-170円/月。
※2　ドコモは「dカードお支払割」による割引。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表Ⅰ－22】家族等における複数回線契約に伴う割引例（MNO３社及びサブブランド）

（2020年3月31日現在。月額、税抜）

	割引名	概要	割引額(1人当たり／月)	備考
NTTドコモ	みんなドコモ割	同一「ファミリー割引」グループ内における、音声通話が可能な料金プラン(※)契約回線がカウント対象となり、カウント対象が2回線の場合500円、3回線以上の場合、1,000円が「5Gギガホ」「5Gギガライト」「ギガホ」「ギガライト」の月額料金から割引 (※)2in1、キッズケータイプラス、キッズケータイプランを除く	2回線　：500円 3回線以上：1,000円	代表回線契約者から三親等などが適用（別居でも可）
KDDI	家族割プラス	対象プラン加入のご家族の人数に応じて月額利用料を割引	同居家族2回線　：500円 同居家族3回線以上　：1,000円 同居家族4回線以上(※)：2,020円 (※)ﾃﾞｰﾀMAX 5G・ﾃﾞｰﾀMAX 5G Netflixﾊﾟｯｸの場合	注「auｽﾏｰﾄﾊﾞﾘｭｰ」の場合は別居家族（50歳以上）も適用 ｷｬﾝﾍﾟｰﾝにより（19/12/20～終了時期未定）により別住所の家族も、家族割プラスの適用対象
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ	みんな家族割＋	加入した家族の人数に応じて、データ定額の月額料金を割引	ﾒﾘﾊﾘﾌﾟﾗﾝ・ｳﾙﾄﾗｷﾞｶﾞﾓﾝｽﾀｰ＋： ２回線　：500円 ３回線　：1,500円 ４回線以上　：2,000円 ｳﾙﾄﾗｷﾞｶﾞﾓﾝｽﾀｰ： ２回線：1,500円 ３回線：1,800円 ４回線以上　：2,000円	シェアハウス等の同居人、別居家族も適用
ワイモバイル	家族割引サービス	家族などで利用される複数の回線を、指定料金プランにて契約すると、2回線目以降の各基本使用料を値引き	2回線目以降：500円 （最大９回線まで適用）	同居人、別居家族も適用 １人でも適用
UQｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ	UQ家族割	家族で対象料金プランを複数回線契約した場合、2回線目以降の月額基本使用料を割引	2回線目以降：500円 （最大９回線まで適用）	別居家族でも可

注：表に記載の月額料金からの割引のほか、NTTドコモにおいては、ファミリー割引（「5Gギガホ」等と組み合わせると同一「ファミリー割引」グループ内の国内発信通話料が24時間無料）、KDDIにおいては、家族割（家族間の国内通話料・SNS送信料が24時間無料。ただし、加入プランによっては「2年契約」等への加入が必要）の提供を行っている。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

④　通信速度（実効速度）

MNO 各社のホームページ[13]において、総務省が作成した「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」（平成 27 年 7 月 31 日策定。以下「実効速度に関するガイドライン」という。）[14]に則して計測された実効速度が公表されている（図表Ⅰ－23 参照）。

【図表Ⅰ－23】「実効速度に関するガイドライン」に基づく測定結果

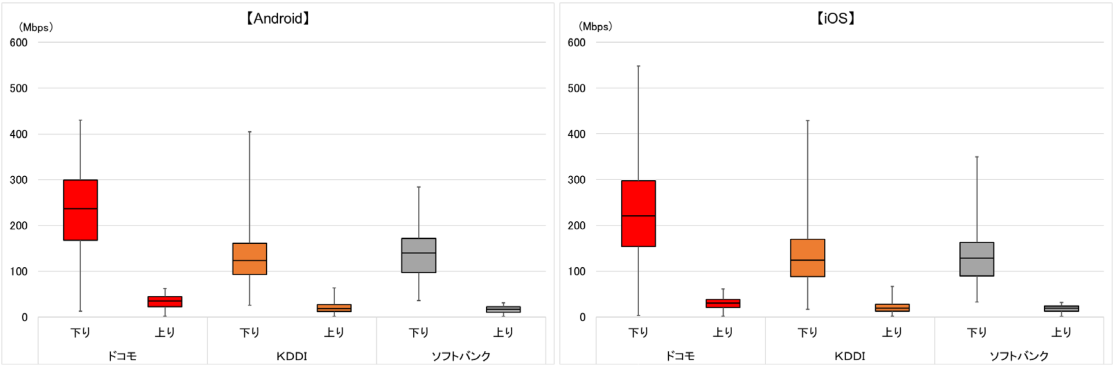

Android	下り	上り	下り	上り	下り	上り
最大値	430	62	405	64	284	31
75%値	299	45	161	27	172	23
中央値	237	35	123	19	140	17
25%値	168	23	93	12	97	11
最小値	13	2	26	1	36	1

iOS	下り	上り	下り	上り	下り	上り
最大値	548	61	429	67	350	32
75%	298	38	170	28	163	24
中央値	221	30	124	19	129	19
25%	154	21	88	13	90	13
最小値	3	2	17	2	33	1

注1：同一時点、同一地点の計測結果の比較ではない。　注2：NTTドコモの計測期間は2019年10月～12月、KDDIの計測期間は2020年1月～3月、ソフトバンクの計測期間は2020年2月～3月。
注3：各社の理論上の最大値は異なる。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

---

[13] NTT ドコモ https://www.nttdocomo.co.jp/support/area/effective_speed/index.html
KDDI http://www.au.kddi.com/mobile/area/effective-speed/
ソフトバンク http://www.softbank.jp/mobile/network/explanation/speed-survey/

[14] 総務省では、「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」を開催し、実効速度等のサービス品質計測等の在り方や必要な方策を検討し、2015 年 7 月に報告書を公表。また、同報告書を受けて、移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの事業者共通の実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等をまとめた「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を公表。

（3）MVNO サービス市場

①　市場規模

ア　契約数

2019 年度末時点における MVNO サービス契約数[15]は 2,465 万（前期比＋3.2%、前年同期比＋14.7%）となっている（図表Ⅰ－24 参照)。

契約数が３万以上の MVNO サービスの区分別契約数をみると、SIM カード型[16]が 1,576 万（前期比＋4.9%、前年同期比＋21.3%)、通信モジュール[17]が 682 万（前期比＋3.3%、前年同期比＋18.2%）となっている（図表Ⅰ－25 参照)。

移動系通信の契約数に占める MVNO サービスの契約数の比率は、13.2%（前期比＋0.3 ポイント、前年同期比＋1.3 ポイント）となっている（図表Ⅰ－26 参照)。

【図表Ⅰ－24】MVNO サービスの契約数の推移

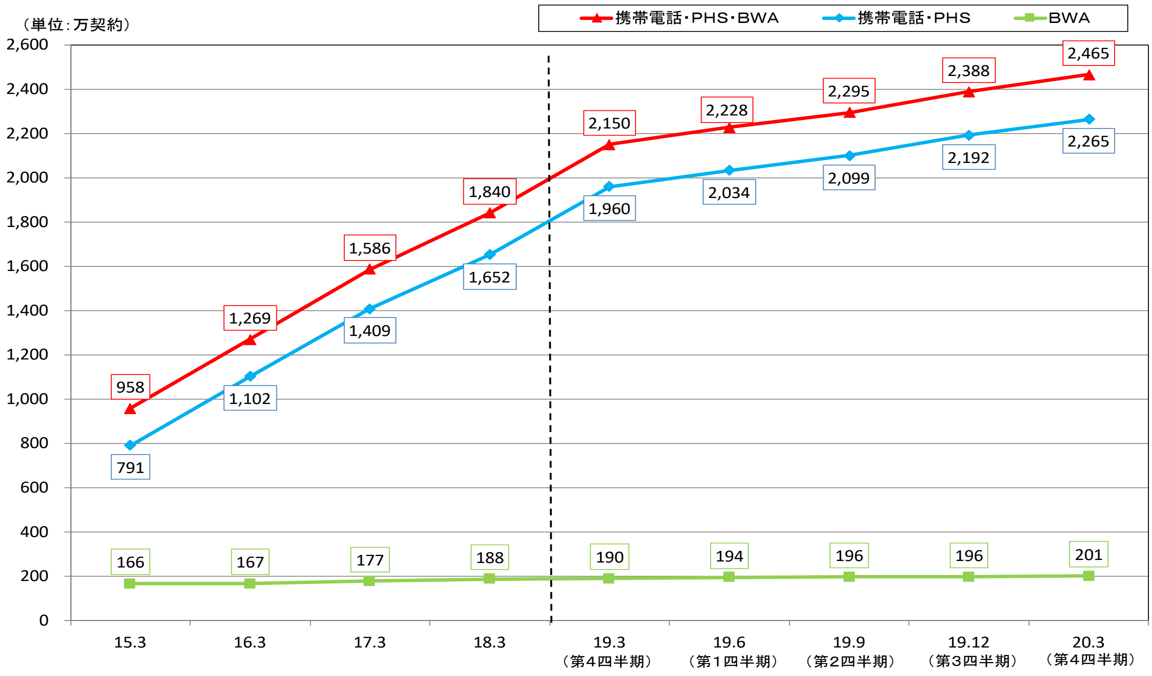

注：MNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[15] MNO が、同じグループに属する他の MNO の提供する移動通信サービスを利用して提供するものを除く。
[16] SIM カードを使用して MVNO サービスを提供している場合（SIM カードが製品に組み込まれている場合を含む。）で、自ら最終利用者に提供しているもの。
[17] 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。

【図表Ⅰ－25】MVNO サービスの区分別契約数の推移

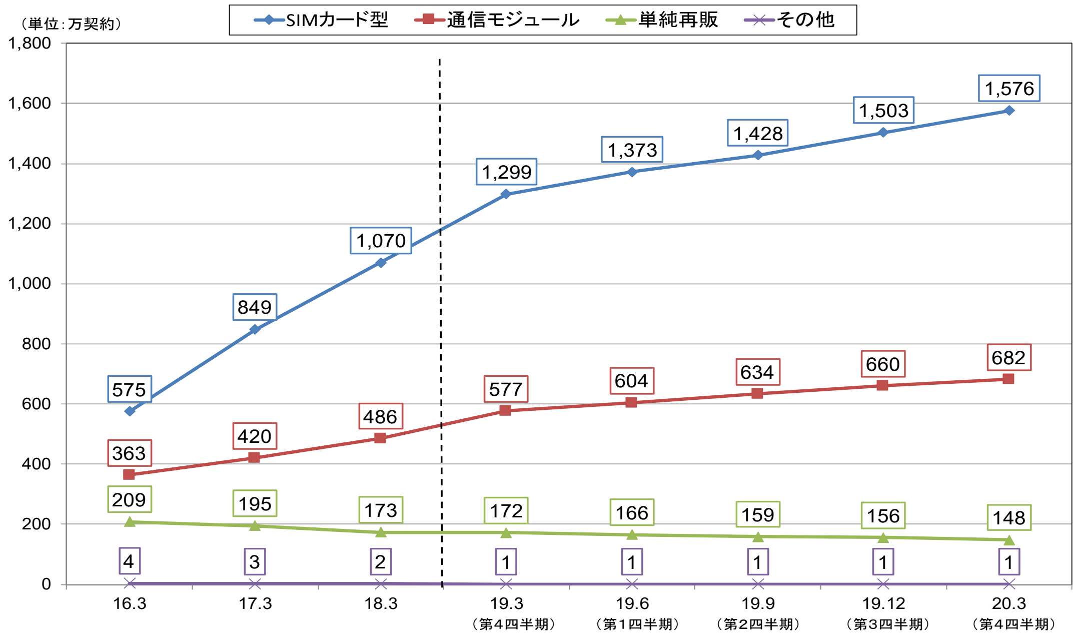

注１：提供している契約数が３万以上の MVNO からの報告を基に作成。
注２：「単純再販」とは、MNO が提供するサービスと同内容の MVNO サービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているものを指す。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－26】MVNO サービスの契約数比率及び SIM カード型の契約数比率の推移

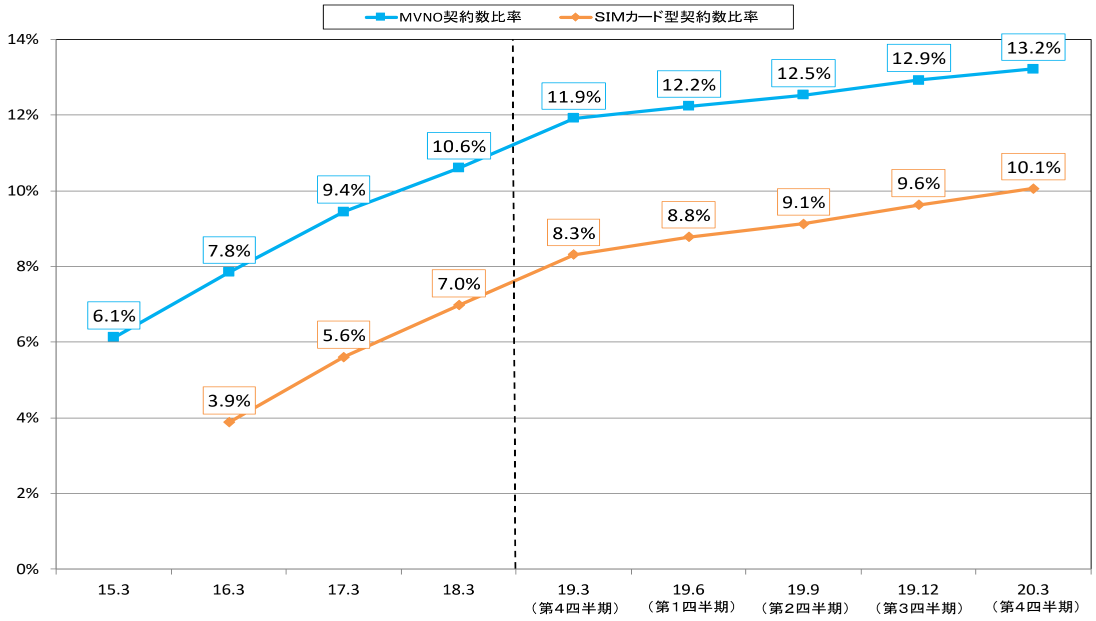

注１：MVNO サービスの契約数比率＝MVNO サービスの契約数/移動系通信の契約数
注２：SIM カード型の契約数比率＝SIM カード型の契約数/（移動系通信の契約数－MNO が提供する通信モジュールの契約数）

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　事業者数

一次 MVNO[18]サービスの事業者数は 608 者[19]（前期比＋17 者、前年同期比＋80 者）、二次以降の MVNO[20]サービスの事業者数は 520 者（前期比＋19 者、前年同期比＋43 者）となっている（図表Ｉ－27 参照）。

【図表Ｉ－27】MVNO サービスの事業者数の推移

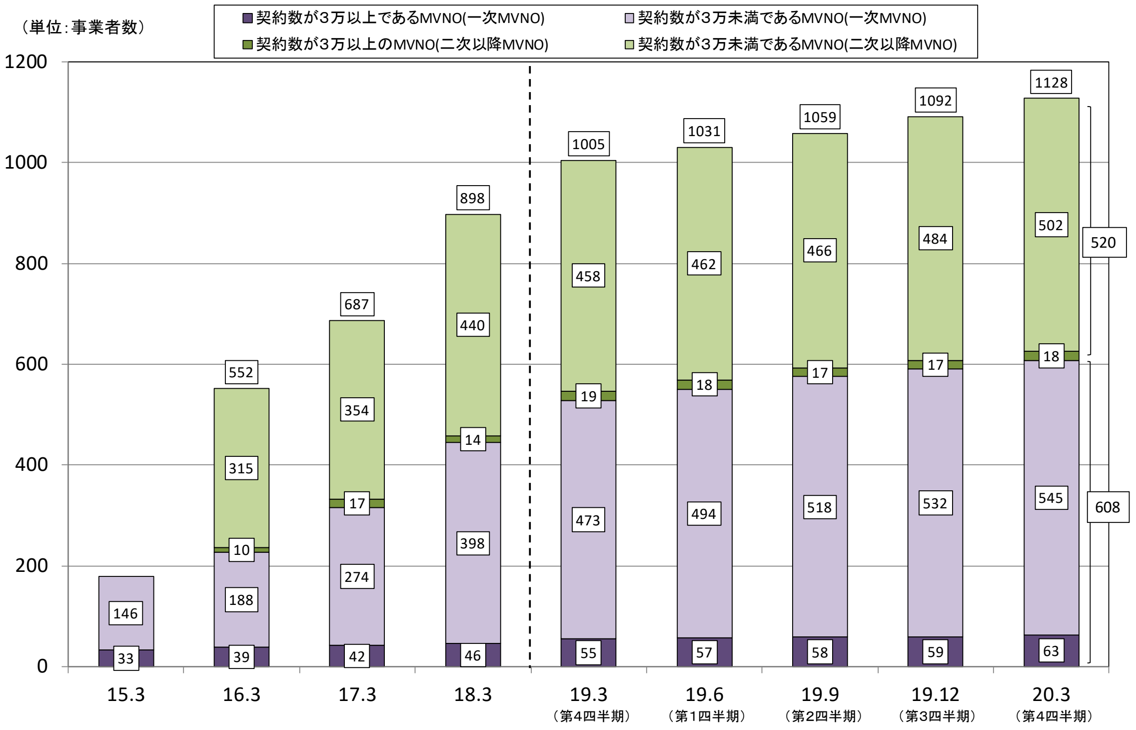

注１：MNO、一次 MVNO 及び提供している契約数が３万以上の二次以降 MVNO からの報告を基に作成。
注２：二次以降の MVNO の事業者数には、二次以降の MVNO のみから回線の提供を受けている契約数３万未満の MVNO の事業者数は含まない。
注３：二次以降の MVNO サービスの事業者数については、2016 年３月末より報告事項に追加されている。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

---

18 MNO から直接回線の提供を受ける MVNO。
19 このほか、MNO であり、かつ、同じグループに属する他の MNO の提供する移動通信サービスを利用して MVNO サービスを提供する者が４者存在（KDDI、沖縄セルラー、UQ コミュニケーションズ及びソフトバンク）。
20 MVNO から回線の提供を受ける MVNO。

【参考】MVNO サービスの区分別事業者数の推移

（単位：者）

区分	16.3	17.3	18.3	19.3	19.6	19.9	19.12	20.3
ＳＩＭカード型	29（15）	41（20）	42（22）	52（28）	54（30）	53（31）	54（33）	57（36）
通信モジュール	17（12）	18（12）	18（14）	20（17）	21（17）	21（17）	22（18）	22（18）
単純再販	17（16）	19（16）	22（17）	26（20）	26（20）	26（20）	26（19）	27（20）
その他	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）
再卸	24（18）	28（20）	30（23）	35（26）	36（27）	38（27）	38（27）	41（29）

注１：契約数が３万以上の MVNO からの報告を基に作成。
注２：複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
注３：括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNO から直接回線の提供を受ける MVNO の事業者数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

ウ　売上高

2019 年度における MVNO サービス（SIM カード型）の売上高の推計値[21]は 3,634 億円となっている（図表Ｉ－28 参照）。

【図表Ｉ－28】MVNO サービス（SIM カード型）の売上高（推計値）の推移

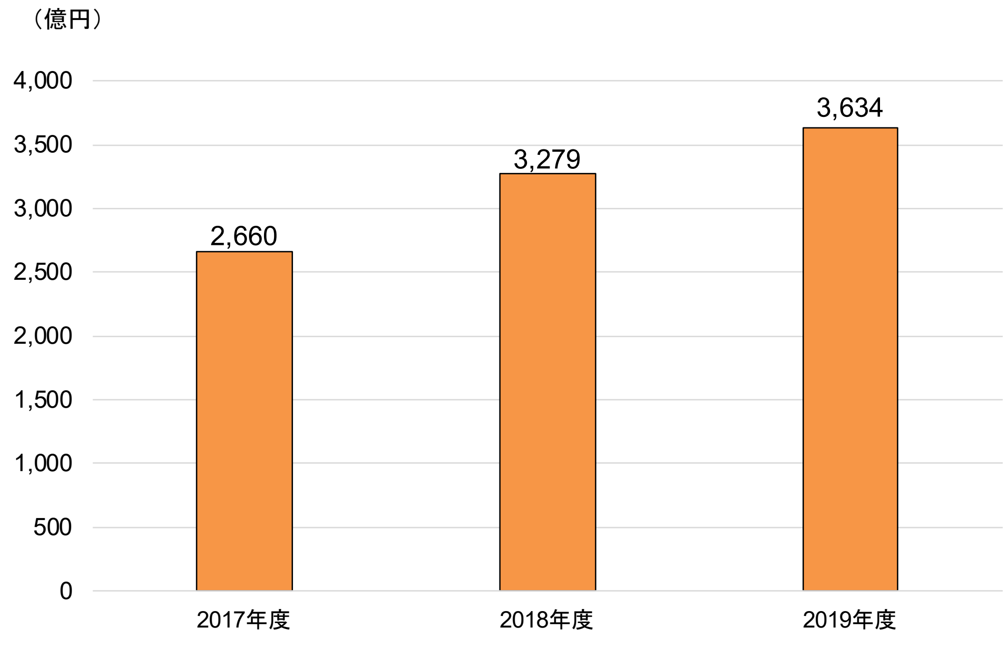

出所：各社決算資料を基に総務省作成

[21] 2019 年度の売上高については、2019 年度に行った MVNO 利用者に対する月額利用料金に関するアンケート結果の平均値に、2018 年度末時点における SIM カード型契約数と 2019 年度末時点における SIM カード型契約数（いずれも契約数３万以上の MVNO に係るもの）の平均値を乗ずることにより推定している（2017 年度及び 2018 年度の売上高についても同様の方法により推計している。ただし、月額利用料金の平均値として、いずれも 2018 年度に行ったアンケート結果を用いている。）。

②　市場シェア

2019年度末時点におけるMVNO契約数の上位８者は、本田技研工業、楽天モバイル、インターネットイニシアティブ、セコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、オプテージ、トヨタコネクティッド、ビッグローブの順となっており、上位８者でMVNO契約数（契約数が３万以上のMVNO事業者に係るもの。2019年度末時点で81者）の約３分の２を占めている。

また、2019年度末時点において、契約数３万以上のMVNOのうち、SIMカード型を提供する事業者数は57者であるところ、これら事業者のSIMカード型契約数[22]の事業者別シェアをみると、楽天モバイルが最も高く（17.9%）、インターネットイニシアティブ（13.1%）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（10.6%）、オプテージ（8.7%）、LINEモバイル（5.7%）が続いている。2019年度においては、LINEモバイルが比較的シェアを伸ばしている（図表Ｉ－29参照）。

さらに、上記の契約数３万以上のMVNOのSIMカード型契約数にMNOのサブブランド[23]の契約数を加えたものを母数として各者のシェアを算出すると、2019年度末におけるワイモバイルのシェアは他のMVNOに比してかなり大きいものの、減少傾向にある。一方、2019年度末時点におけるUQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回り、楽天モバイルのシェアを下回っている。

契約数が３万以上のMVNOのうち、通信モジュールを提供する事業者の数は22者であるところ、契約数上位３者（本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド）で通信モジュールの契約数全体の９割程度を占めている。

[22] MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。
[23] UQコミュニケーションズの提供するMVNOサービス及びソフトバンクの提供する「ワイモバイル」を指す（以下同じ。）。

【図表Ⅰ－29】MVNO 契約数（SIM カード型）における事業者別シェアの推移

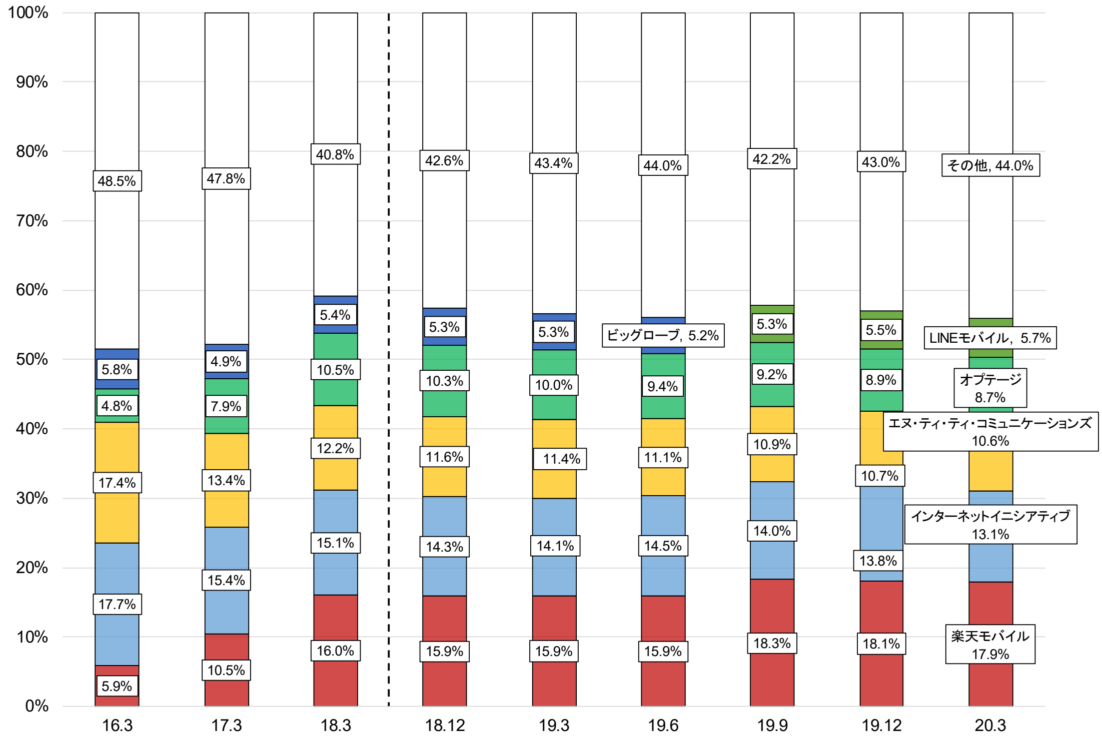

注：契約数が３万以上のMVNOからの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③　MVNO の料金プラン

主な MVNO の料金プラン（音声通話・データ通信）は図表Ⅰ－30、家族等における複数回線契約に伴う割引例は図表Ⅰ－31 のとおりとなっている。

【図表Ⅰ－30】MVNO の料金プラン（データ＋音声通信）（代表例）

（2020 年 5 月現在。月額、税抜）

		楽天モバイル（MVNO）※1		UQコミュニケーションズ		IIJ	NTTコミュニケーションズ
プラン名		スーパーホーダイ※2	組み合わせプラン※3	データ高速プラン	スマホプラン	タイプD、タイプA※4	音声対応 SIMカード※5
音声通信 オプション		–	楽天でんわ 10分かけ放題※2 850円	–	通話パック （60分/月） 500円 かけ放題 （10分/回） 700円 かけ放題 （24時間いつでも） 1,700円	通話定額オプション （誰とでも３分、家族と10分）※6　600円 通話定額オプション （誰とでも10分、家族と30分）※6　830円	10分かけ放題※7　850円 トップ３かけ放題※8　850円 かけ放題ダブル※7、8　1,300円
基本通話料＋データ通信料※9	用途	定額		定額		定額	定額
	～500MB	–	1,250円	–	–	–	–
	～1GB		–				1,180円
	～2GB	2,980円					–
	～3GB	–	1,600円（3.1GB）	980円	1,980円	1,600円※10	1,480円
	～5GB		2,150円	–	–	–	–
	～6GB	3,980円	–			2,220円※10	1,980円
	～9GB	–			2,980円	–	–
	～10GB		2,960円		–		2,880円
	～12GB		–			3,260円※10	–
	～14GB	5,980円			3,980円	–	
	～20GB	–	4,750円		–		4,400円
	～24GB	6,980円	–				–
	～30GB	–	6,150円				5,980円
	追加	300円/100MB、 550円/500MB、 980円/1GB	–	200円/100MB、500円/500MB		200円/100MB、1,500円/500MB、 2,300円/1GB、3,000円/2GB、4,100円/3GB、 5,400円/5GB、9,400円/10GB※11	500円/500MB
合計		2,980円 ～6,980円	1,250円 ～7,000円	980円	1,980円 ～3,980円	1,600円 ～4,090円	1,180円 ～7,280円

		オプテージ			ビッグローブ	LINEモバイル
プラン名		Aプラン※12 （デュアルタイプ）	Dプラン※12 （デュアルタイプ）	Sプラン※12 （デュアルタイプ）	タイプD、タイプA※13	ベーシックプラン※14
音声通信 オプション		mineoでんわ10分かけ放題※15　850円 通話定額30 （月間最大30分間かけ放題）※16　840円 通話定額60 （月間最大60分間かけ放題）※16　1,680円			・3分かけ放題※17 ・通話パック60※18　600円 ・10分かけ放題※17 ・通話パック90※18　830円	10分電話かけ放題オプション※19880円
基本通話料＋データ通信料※20	用途	定額			定額	定額
	～500MB	1,310円※21	1,400円※21	1,750円※21	–	1,100円
	～1GB				1,400円	–
	～2GB	–	–	–	–	–
	～3GB	1,510円	1,600円	1,950円	1,600円	1,480円
	～5GB	–	–	–	–	–
	～6GB	2,190円	2,280円	2,630円	2,150円	2,200円
	～7GB	–	–	–	–	–
	～10GB	3,130円	3,220円	3,570円		
	～12GB	–	–	–	3,400円	3,200円
	～14GB				–	–
	～20GB	4,590円	4,680円	5,030円	5,200円	–
	～24GB	–	–	–	–	–
	～30GB	6,510円	6,600円	6,950円	7,450円	–
	追加	150円/100MB			300円/100MB	500円/500MB、1,000円/1GB※22
合計		1,310円 ～8,190円	1,400円 ～8,280円	1,750円 ～8,630円	1,400円 ～8,280円	1,100円 ～4,080円

※1　楽天モバイル（MVNO）は、新規受付を停止。
※2　「楽天でんわ」アプリからの 10 分以内の国内通話が無料。10 分を超えた場合、通話従量料金（10 円/30秒）が発生。
※3　「楽天でんわ」アプリからの通話は 10 円/30 秒。
※4　「みおふぉんダイアル」アプリからの通話は 10 円/30 秒。
※5　「OCN でんわアプリ」からの通話は 10 円/30 秒。

※6 「みおふぉんダイアル」使用時。同一顧客 ID 内の契約電話番号を「家族」と表記。一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金（10 円/30 秒）が発生。
※7 「OCN でんわアプリ」からの 10 分以内の国内通話が無料。10 分を超えた場合、通話従量料金（10 円/30 秒）が発生。
※8 「OCN でんわアプリ」からの通話料上位3番号への通話が無料。上位3番号以外への通話は通話従量料金（10 円/30 秒）が発生。
※9 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大 200kbps（組み合わせプラン、データ高速プラン、IIJ タイプ A、タイプ D、音声対応 SIM カード）、最大 300kbps（スマホプラン）又は最大1Mpbs（スーパーホーダイ）に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。
※10 大容量オプションを付加することで毎月の基本データ容量を追加可能（月額 3,100 円で 20GB/月、月額 5,000 円で 30GB/月、月額 8,100 円で 50GB/月を追加。）。
※11 追加の容量単価は、「200 円/100MB」のみ税抜。それ以外の容量単価は非課税。
※12 「mineo でんわ」アプリからの通話は 10 円/30 秒。
※13 「BIGLOBE でんわ」アプリからの通話は 9 円/30 秒。
※14 「いつでもでんわ」アプリからの通話は 10 円/30 秒。
※15 一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金（10 円/30 秒）が発生。
※16 一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金（20 円/30 秒）が発生。
※17 「BIGLOBE でんわ」アプリからのそれぞれ3分以内、10 分以内の通話が無料。 超過した場合、通話従量料金（9 円/30 秒）が発生。
※18 「BIGLOBE でんわ」アプリからの通話がそれぞれ最大 60 分、最大 90 分無料。 超過した場合、通話従量料金（9 円/30 秒）が発生。
※19 「いつでもでんわ」アプリからの 10 分以内の通話が無料。 超過した場合、通話従量料金（10 円/30 秒）が発生。
※20 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大 200kbps（オプテージ A プラン、D プラン、S プラン、ビッグローブタイプ A、タイプ D、LINE モバイル LINE フリー、コミュニケーションフリー、MUSIC+）に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。
※21 最大2ヶ月間利用可能な「お試し 200MB コース」（データ容量 200MB、1,000 円/月）も提供。
※22 月に 10 回まで追加可能。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表Ⅰ－31】家族等における複数回線契約に伴う割引例（MVNO）

（2020 年 3 月 31 日現在。月額、税抜）

	割引の有無	概要	割引額	備考
楽天モバイル（MVNO）	なし	－	－	－
インターネットイニシアティブ（IIJmio）	なし	－	－	－
NTTコミュニケーションズ（OCNモバイルONE）	なし	－	－	－
オプテージ（mineo）	あり	三親等以内の家族が、主契約とは別に契約した時、回線ごとに50円/月割引	50円/月・回線（最大5回線まで）	主回線も割引
LINEモバイル	なし	－	－	－
ビッグローブ	あり	子回線の料金200円/月割引	200円（最大4回線まで可）	生計同一であれば別居可
イオンリテール	なし	－	－	－

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

２ 利用者の動向等に係る分析

① 事業者の選択・利用状況等

ア　継続利用年数

主に利用している携帯電話サービスについて、10 年以上同一の事業者のサービスを継続して利用している者が４割を超えている（MNO 利用者に限ってみると、57.3％（3,106人中 1,781 人）の者が 10 年以上の継続利用年数となっている。）。一方、３分の１程度の者は、「３年未満」の継続利用年数となっており、「比較的頻繁に事業者を変更する人」と「長期間同一の事業者のサービスを継続する人」との分化がなされていることがうかがえる（図表Ⅰ－32 参照）。

【図表Ⅰ－32】携帯電話事業者の利用継続年数

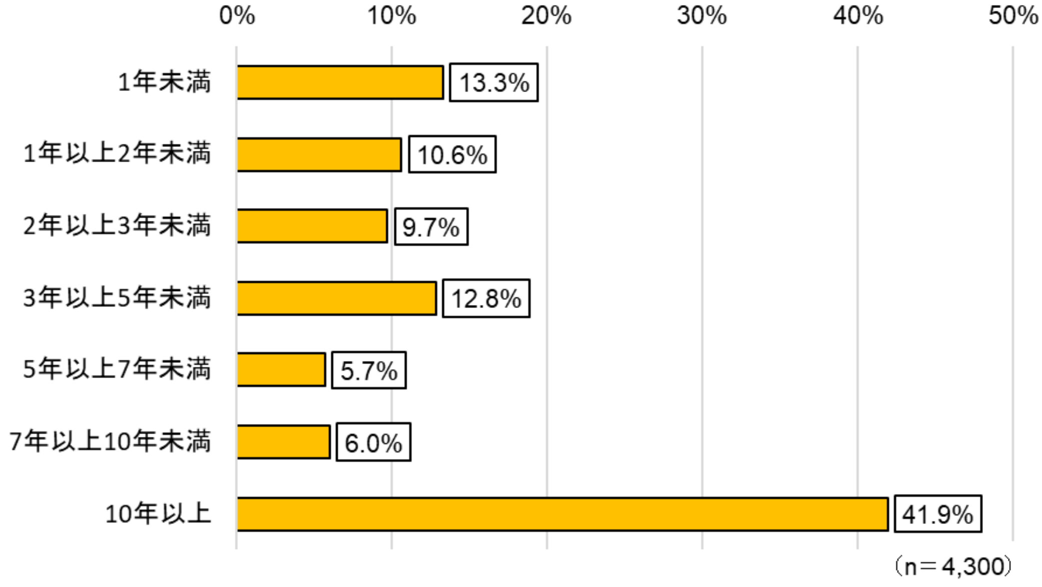

出所：2019 年度利用者アンケート

イ　契約場所

携帯電話サービスの契約場所について、MNO 利用者及びサブブランド利用者においては、「携帯電話ショップ」において契約したとする回答者が最も多く（MNO 利用者：63.9％、サブブランド利用者：39.7％）、次いで「量販店」において契約したとする回答者が多い（MNO 利用者：14.2％、サブブランド利用者：29.8％）ことから、これらの利用者においては対面による契約が中心となっていることがうかがえる。一方、MVNO 利用者については、「インターネット等」において契約したとする回答者が最も多かった（64.2％）（図表Ⅰ－33 参照）。

【図表Ⅰ－33】携帯電話サービスの契約場所

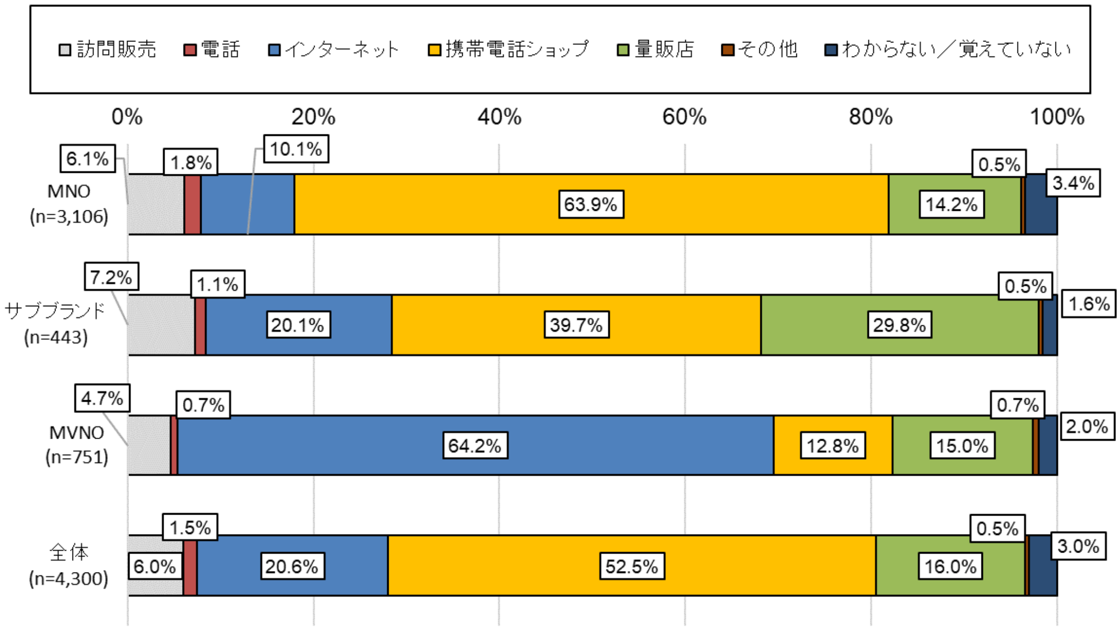

出所：2019年度利用者アンケート

ウ　事業者の比較検討状況

現在利用中の携帯電話事業者の継続利用年数が３年未満の者に対し、契約時の比較検討状況について質問を行ったところ、MNO利用者のうち、68.1％の者が「現在利用中の１社のみしか検討しなかった」と回答している。また、複数の事業者を比較検討した者についてみると、２社を比較対象とした者のうちの過半数（54.5％）は、MNO同士の比較により事業者の選択を行っており、MVNOを検討対象とした者は、13.6％にとどまっている。

サブブランド利用者、MVNO利用者についても、過半数の者が「現在利用中の１社のみしか検討しなかった」と回答している。ただし、MNO利用者よりは複数の事業者を比較検討している者の割合が多い。複数の事業者を比較検討した者についてみると、サブブランド利用者においてはサブブランド同士での比較を、MVNO利用者においてはMVNO同士での比較を行っている者の割合が多い（図表Ⅰ－34参照）。

【図表Ⅰ－34】携帯電話事業者の比較検討状況

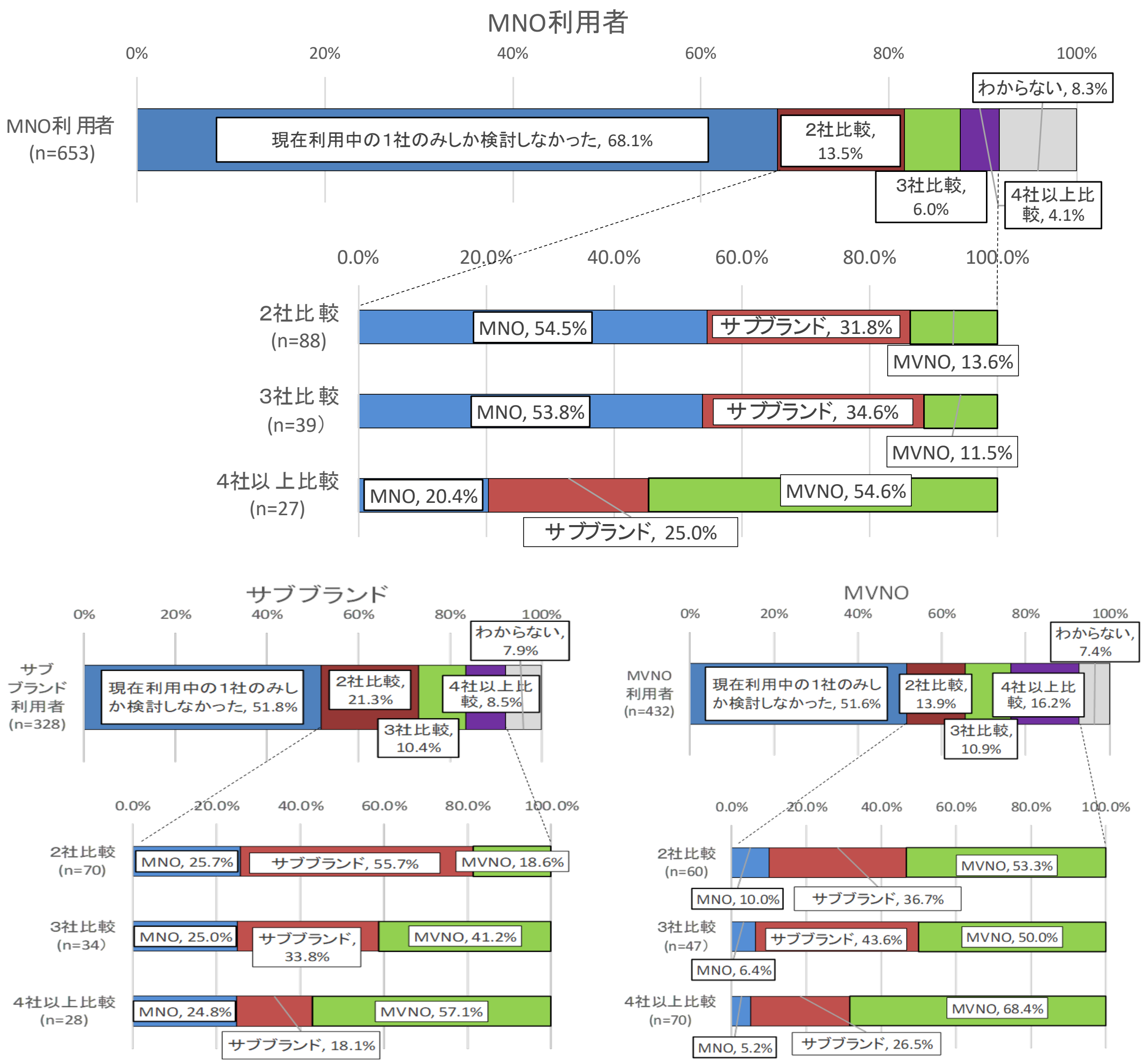

出所：2019 年度利用者アンケート

エ　事業者の選択理由

主に利用している携帯電話サービスの選択理由について、MNO 利用者においては、「家族割引サービスがある」(37.0%)、「月額料金が安い」(33.6%)、「利用可能エリアが広い」（31.6%）を挙げた者が比較的多かったものの、半数以上の者が選択理由として挙げた選択肢はなかった。一方、サブブランド利用者及び MVNO 利用者においては、「月額料金が安い」を選択する者が最も多く（サブブランド利用者、MVNO 利用者ともに 90.5%）、次いで「初期費用（手数料・端末価格等）が安い」を挙げた者が多くみられた（サブブランド利用者 48.3%、MVNO 利用者 51.1%）、（図表Ⅰ－35 参照）。

【図表Ⅰ－35】事業者の選択理由

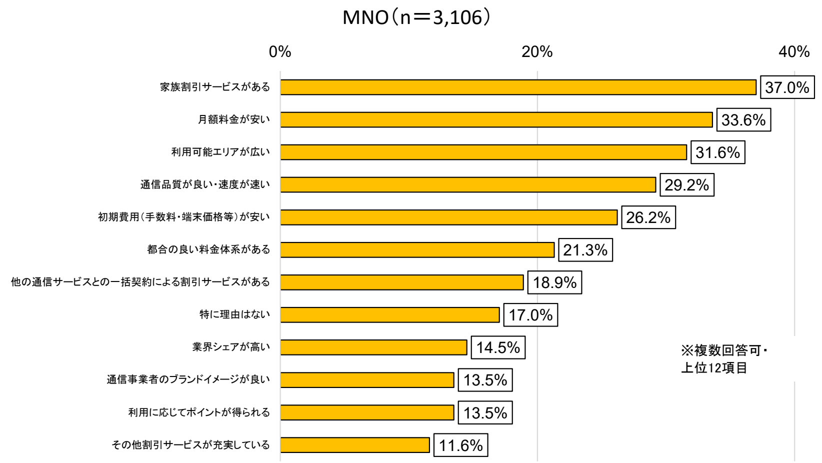

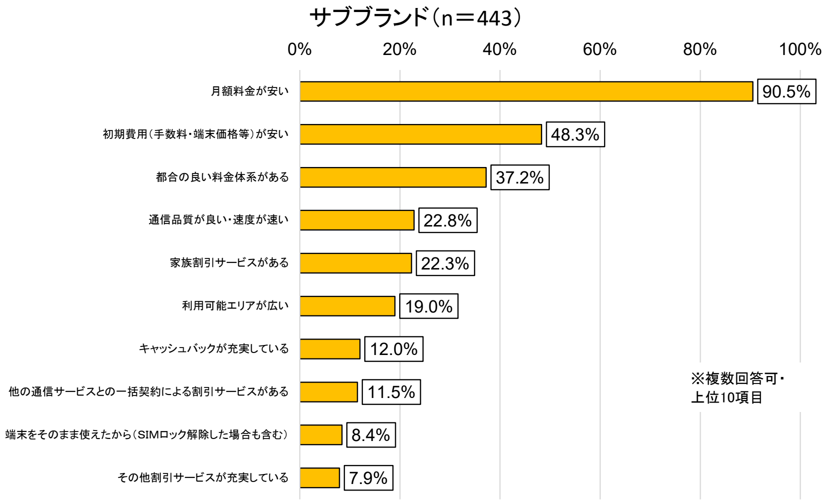

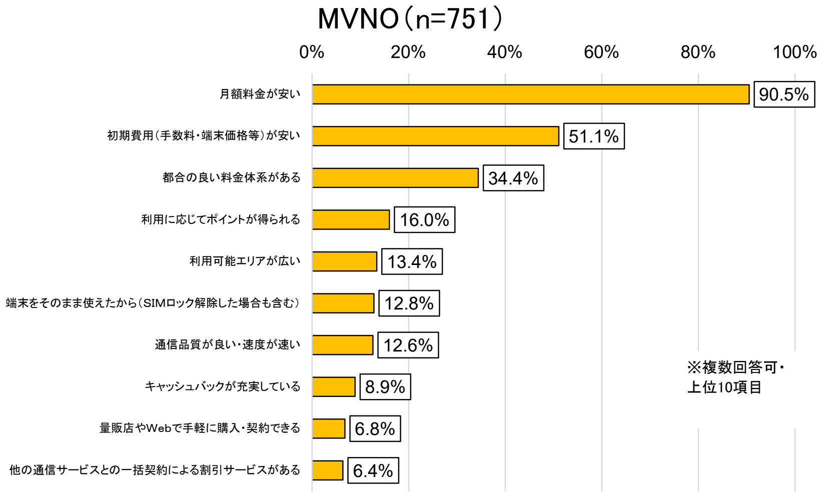

出所：2019 年度利用者アンケート

オ　データ通信の使用量

１ヶ月当たりのデータ通信の使用量に関する質問の回答状況[24]をみると、20GB 以上利用している者の割合は、MNO 利用者において最も多い（7.5％）一方、１GB 未満と回答した者の割合も、MNO 利用者において最も多い（34.3％）（図表Ⅰ－35 参照）。

【図表Ⅰ－35】データ通信の使用量

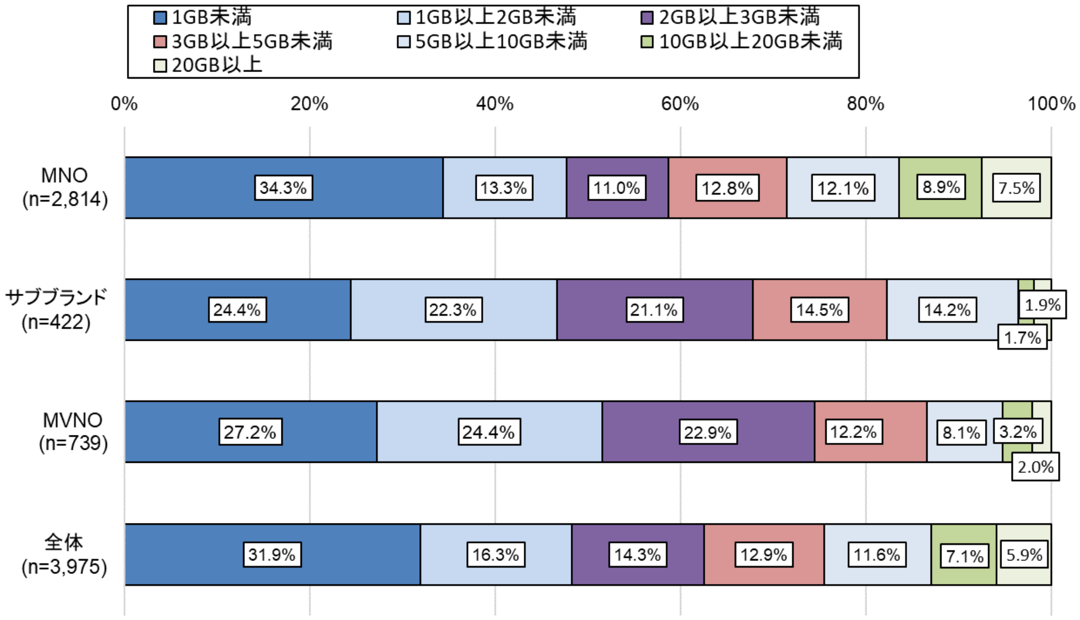

出所：2019 年度利用者アンケート

カ　同居の家族におけるサービス選択状況

同居の家族の携帯電話サービスの利用状況についての回答状況をみると、MNO 利用者、サブブランド利用者、MVNO 利用者のいずれについても、２人家族の場合、過半数の者が、「同居の家族と同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答している。特に、MNO 利用者については、４人家族の場合でも、65.7％の者が、「家族全員が同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答しており、「家族割」などの存在により、携帯電話サービスの選択が家族単位でなされていることがうかがわれる。

[24] データ通信契約をしている者のみを回答対象とした。

【図表Ⅰ－36】同居の家族におけるサービス選択状況

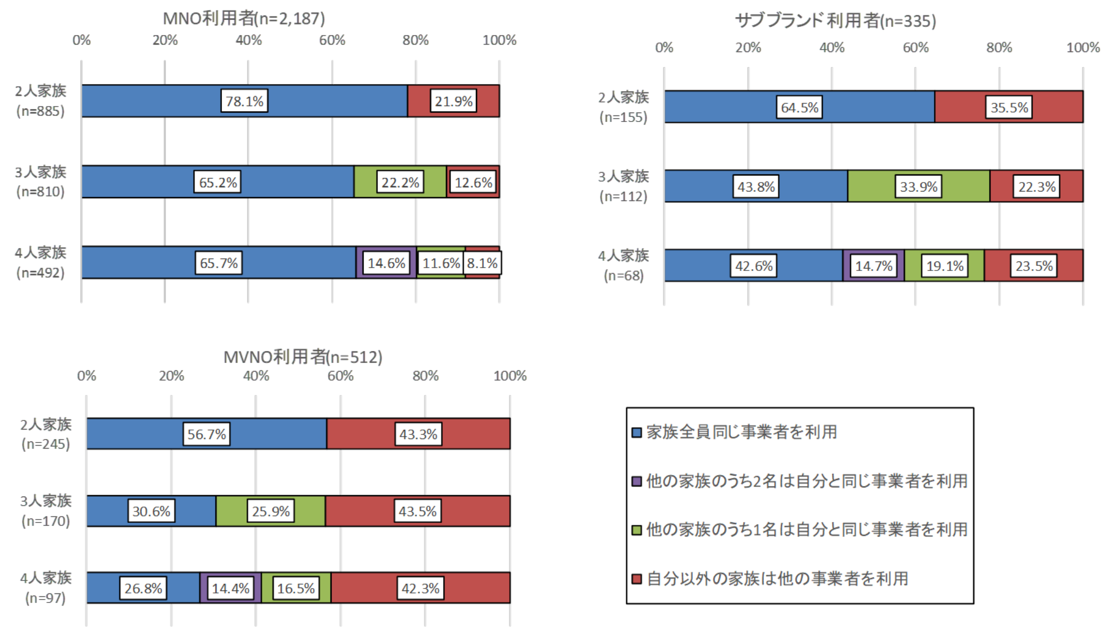

出所：2019年度利用者アンケート

② 満足度等

現在主に利用している携帯電話サービスの総合的満足度に関する質問について、MVNO利用者において「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が最も多く（50.3%）、サブブランド利用者においては46.0%、MNO利用者においては33.3%となっている。「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみると、サブブランド利用者においては4.7%、MVNO利用者においては5.1%であったのに対し、MNO利用者においては11.1%となっている（図表Ⅰ－37参照）。

料金の満足度に関する質問では、MVNO 利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が74.0%であったのに対し、サブブランド利用者においては59.4%、MNO 利用者においては 20.3%となっており、サービスの形態間での差が顕著なものとなっている。「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみても、MVNO利用者においては4.4%にとどまるのに対し、サブブランド利用者においては8.1%、MNO利用者においては 34.4%となっており、こちらについてもサービスの形態間での差が大きくなっている（図表Ⅰ－38参照）。

通信速度・品質の満足度に関する質問では、サブブランド利用者において「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が最も多く（46.5%）、MNO 利用者においては 44.3%、MVNO利用者においては32.5%となっている。「非常に不満」又は「不満」と回答した者の割合をみると、サブブランド利用者においては7.5%、MNO利用者においては9.1%であ

ったのに対し、MVNO利用者においては22.1%となっている（図表Ⅰ－39参照）。

MNO利用者（のうちデータ通信サービス利用者）について、１ヶ月当たりのデータ利用量と総合満足度の関係をみると、データ利用量が多くなるにつれ、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が大きくなる関係がみられた（「10GB～20GB未満」の者を除く。）。一方、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合については、データ利用量が多くなるにつれ、その割合が小さくなるという関係はみられなかった（図表Ⅰ－40参照）。

MNO利用者について、継続利用年数と総合満足度の関係をみると、利用年数「１年未満」の者については、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が比較的多く、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的少なかった。一方、利用年数「10 年以上」の者については、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が比較的少なく、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的多かった（図表Ⅰ－41 参照）。

現在利用中の携帯電話サービスの不満な点について、複数回答可の方式により尋ねた設問では、「不満な点がない」とした者の割合は、MNO利用者においては27.5%、サブブランド利用者においては39.5%、MVNO利用者においては34.0%であった。不満な点を一つ以上挙げた者について、その回答状況をみると、MNO利用者及びサブブランド利用者においては、「月額利用料金が高い」を挙げる回答者が最も多く（MNO利用者67.6%、サブブランド利用者31.3%）、MVNO利用者においては、「データ通信の速度が遅い」（38.5%）、「特定の時間帯に繋がりにくい」（29.4%）といった通信品質面の不満を挙げる者が多かった。昨年度と比較すると、MNO利用者及びサブブランド利用者において「契約が期間拘束となっている」を不満な点として挙げた者の割合が減少している[25]（図表Ⅰ－42参照）。

[25] 昨年度の利用者アンケートにおいては、MNO利用者のうち30.8%、サブブランド利用者のうち46.3%が「契約が期間拘束となっている」を不満な点として挙げている。

【図表Ⅰ－37】携帯電話サービスの総合的満足度

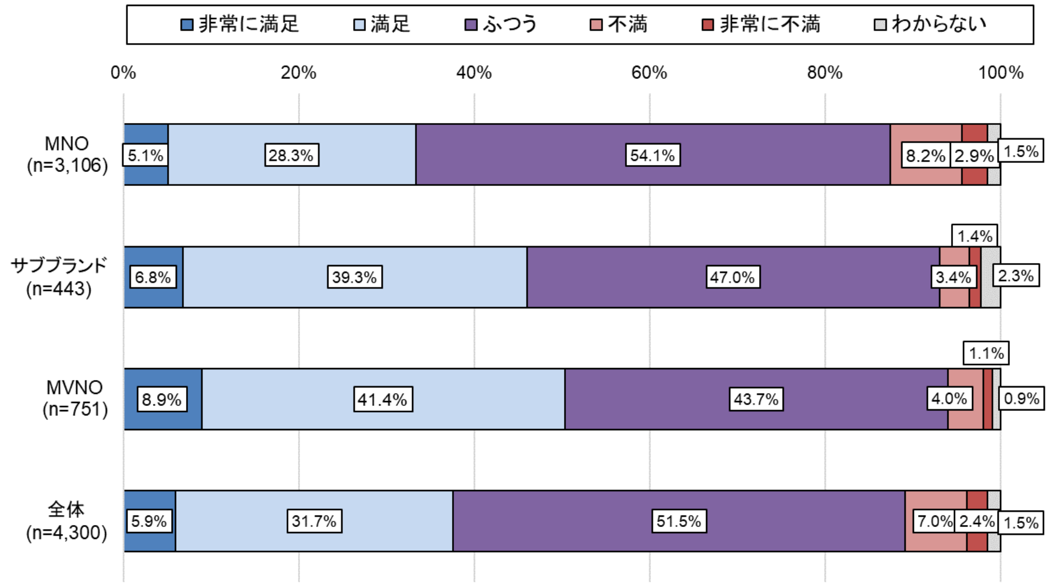

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－38】携帯電話サービスの料金に対する満足度

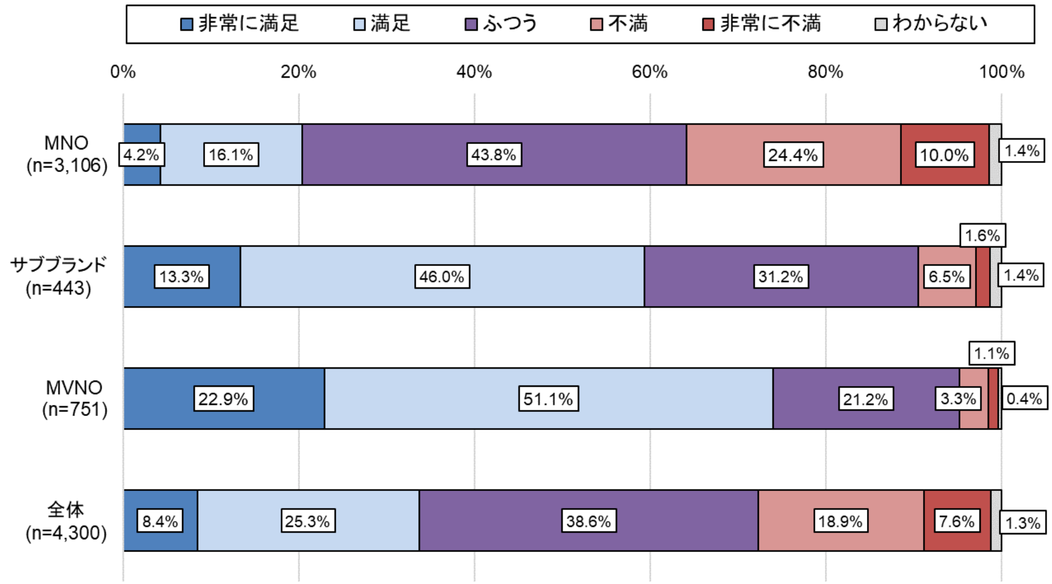

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－39】携帯電話サービスの通信速度・品質に対する満足度

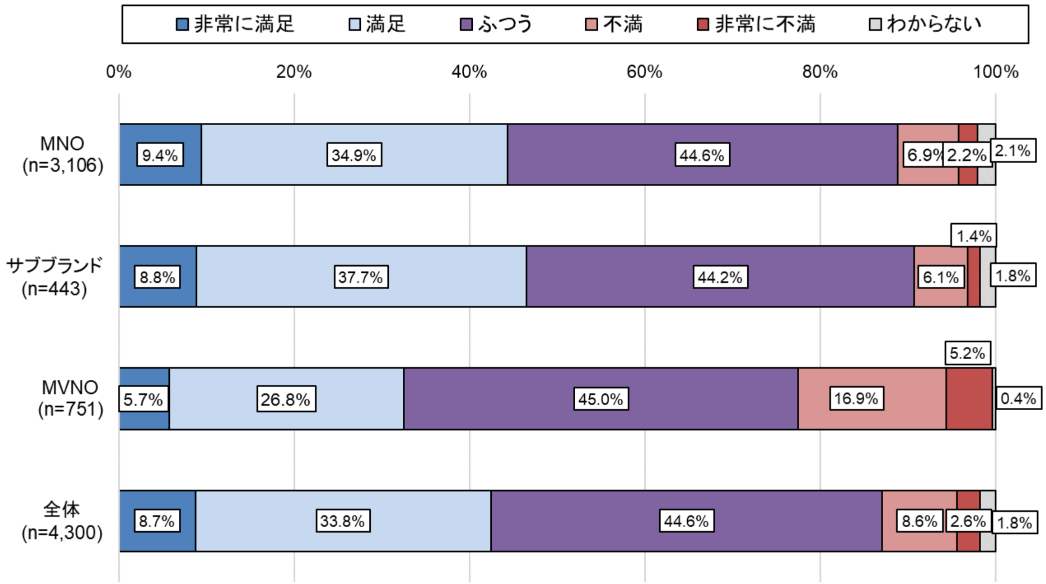

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－40】データ利用量と総合満足度との関係（MNO 利用者）

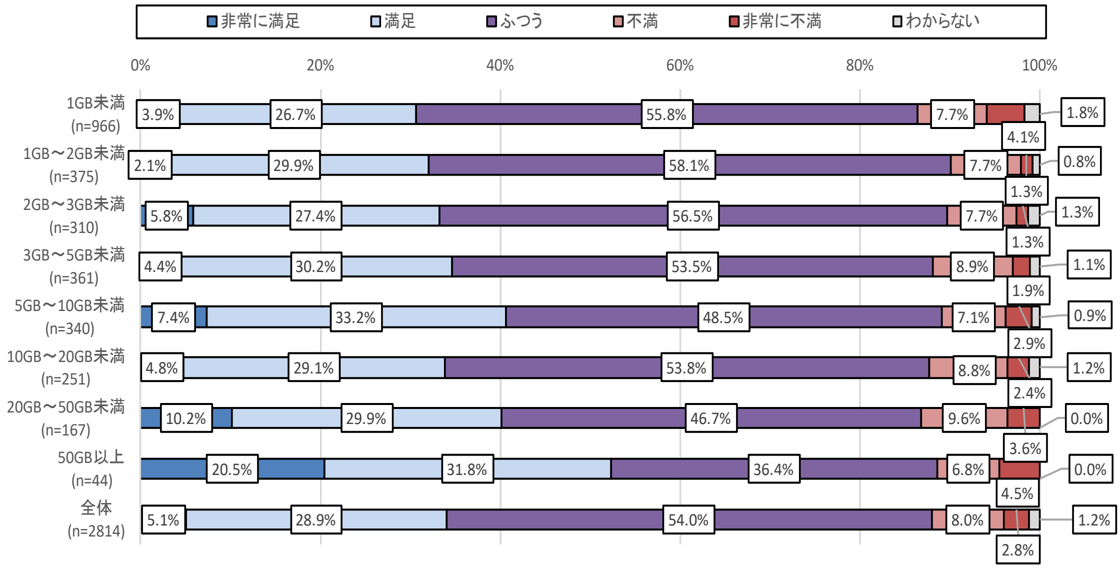

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－41】継続利用年数と総合満足度との関係（MNO 利用者）

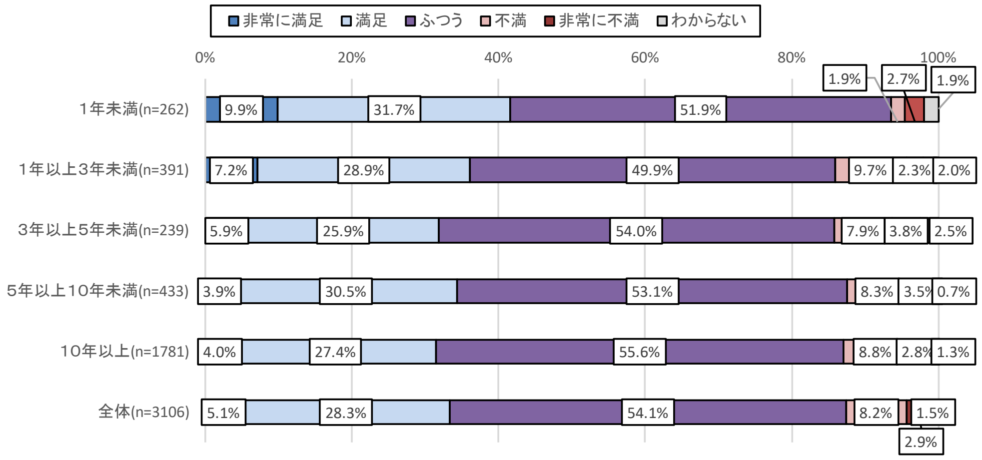

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－42】移動系通信サービスの不満足な点

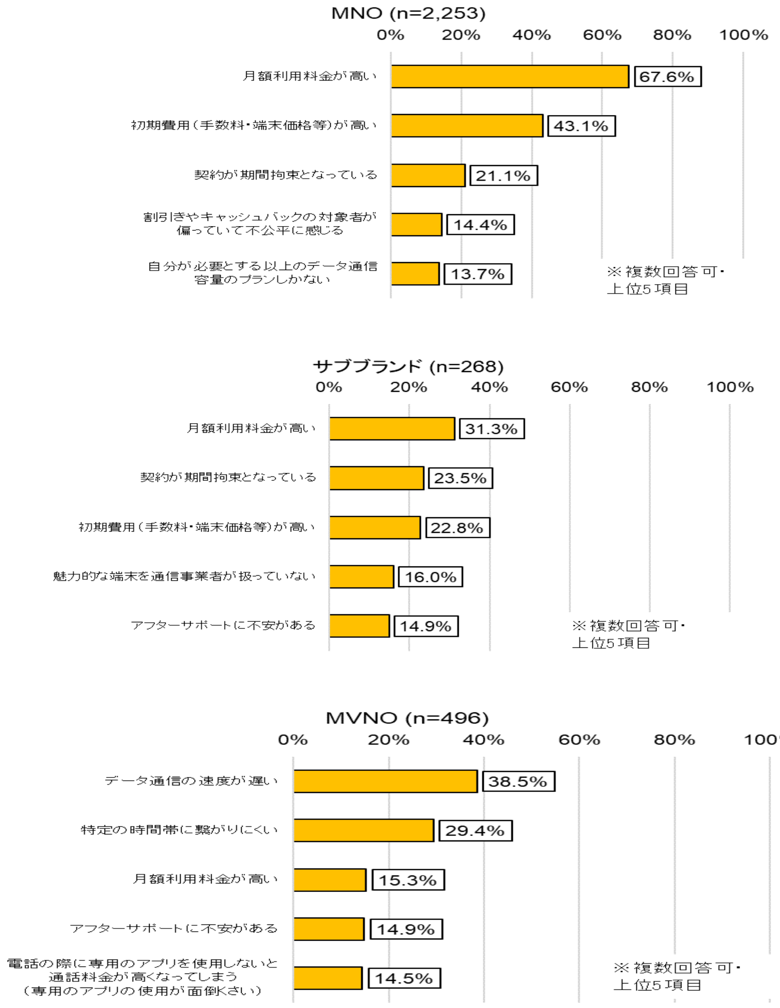

出所：2019 年度利用者アンケート

③ 携帯電話端末の利用状況等

ア　携帯電話端末の利用状況

現在主に利用している携帯電話端末について、MNO利用者においては、サブブランド利用者・MVNO利用者と比較してiPhoneの新機種（iPhone11シリーズ）を利用している者の割合が大きいが、iPhone11シリーズ以外のiPhoneも合わせてみると、サブブランド利用者・MVNO利用者においてもiPhoneに対する需要が一定程度存在することがうかがえる（図表Ⅰ－43参照）。

【図表Ⅰ－43】携帯電話端末の利用状況

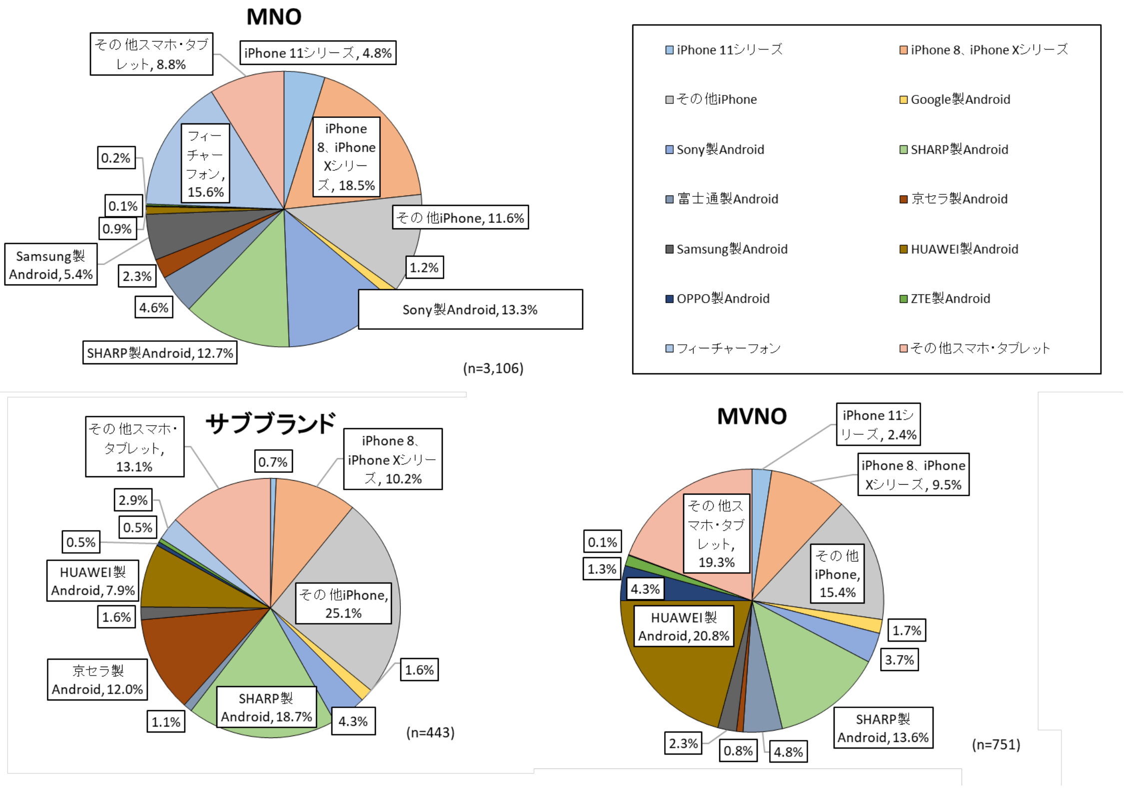

出所：2019年度利用者アンケート

イ　携帯電話端末の調達方法

主に利用している携帯電話端末について、契約している移動系通信事業者から新品を購入したと回答した者の割合は、73.4%であった。中古端末を利用していると回答した者の割合は2.8%、今後、端末を交換する際に中古端末を購入すると回答した者の割合は3.8%となっている（図表Ⅰ－44参照）。

【図表Ⅰ－44】携帯電話端末の調達方法

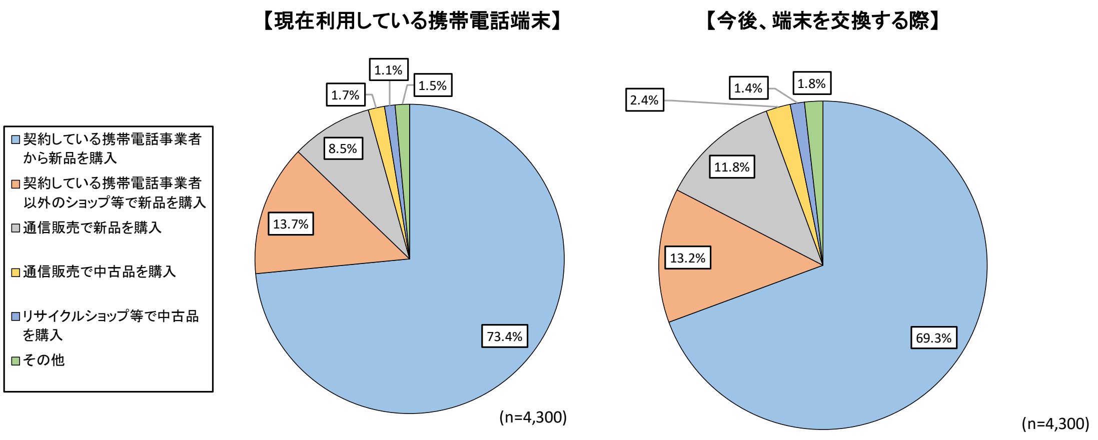

出所：2019 年度利用者アンケート

ウ　携帯電話端末の利用年数・買い換え頻度

現在主に利用している携帯電話端末の利用年数について、46.3％の者が２年以上経過していると回答している。また、携帯電話端末の買い換え頻度について、「３年以上」と回答している者の割合は６割を超え（61.4％）、「５年以上」と回答している者の割合も３割を超える（30.1％）（図表Ⅰ－45 参照）。

【図表Ⅰ－45】携帯電話端末の利用年数・買い換え頻度

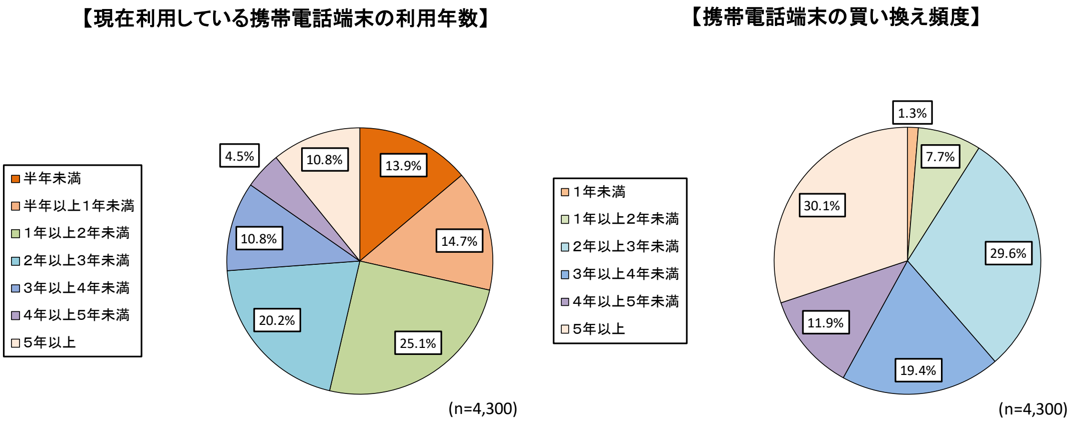

出所：2019 年度利用者アンケート

エ　携帯電話端末の代金支払状況

現在主に利用している携帯電話端末の代金支払状況に関する質問に対し、MNO 利用者のうち 70.2%の者が、また、サブブランド利用者のうち 67.3%の者が、端末の購入に際し、携帯電話事業者との間で割賦契約を締結したと回答している。一方、MVNO 利用者においては、74.3%の者が一括払いで端末を購入したと回答しており、MNO 利用者及びサブブランド利用者と MVNO 利用者との間で代金支払方法について傾向の違いがみられる（図表Ⅰ－46 参照）。

【図表Ⅰ－46】携帯電話端末の代金支払状況

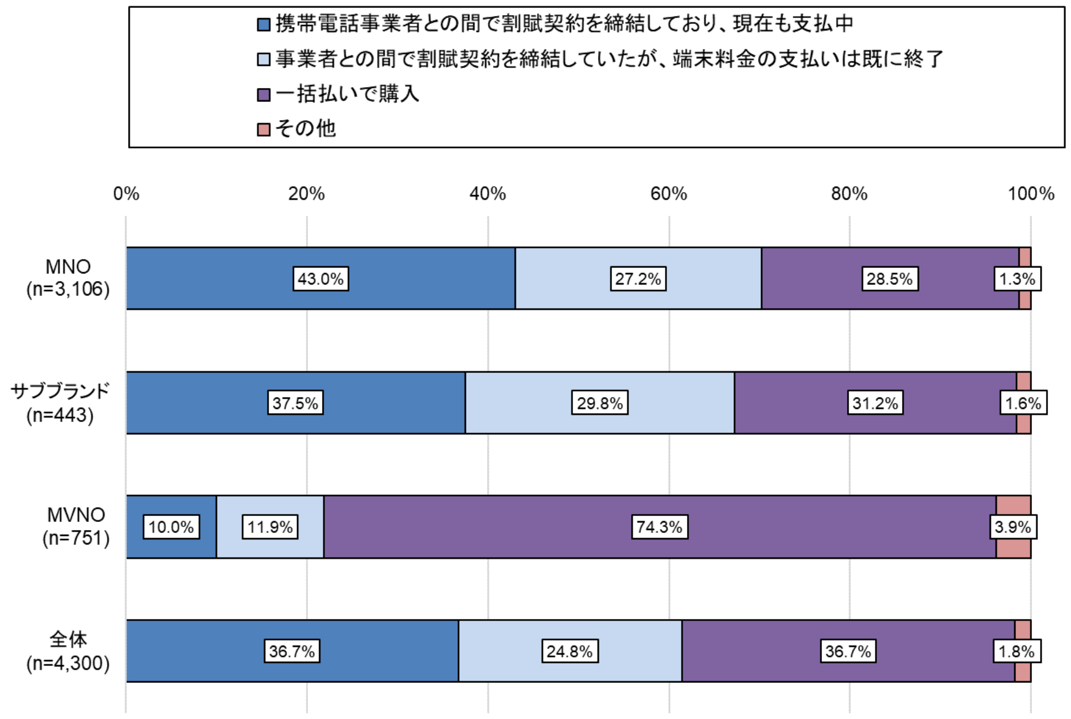

出所：2019 年度利用者アンケート

オ　中古端末の認知度・利用意向

現在主に利用している携帯電話端末について、中古端末を利用していると回答した者は120人であり、これに過去等において中古端末を利用したことがある者（227人）を加えると、中古端末を利用したことある者の割合は8.1%となる。これに、中古端末を利用したことがない者のうち、中古端末が流通していることを知っていると回答した者を合わせることにより中古端末の認知度を計算すると、78.8%となる。また、中古端末を利用したことがある者と今後利用したいと回答した者が占める割合は計 25.0%となる（図表Ｉ－47参照）。

【図表Ｉ－47】中古端末の流通に関する認知度・利用意向

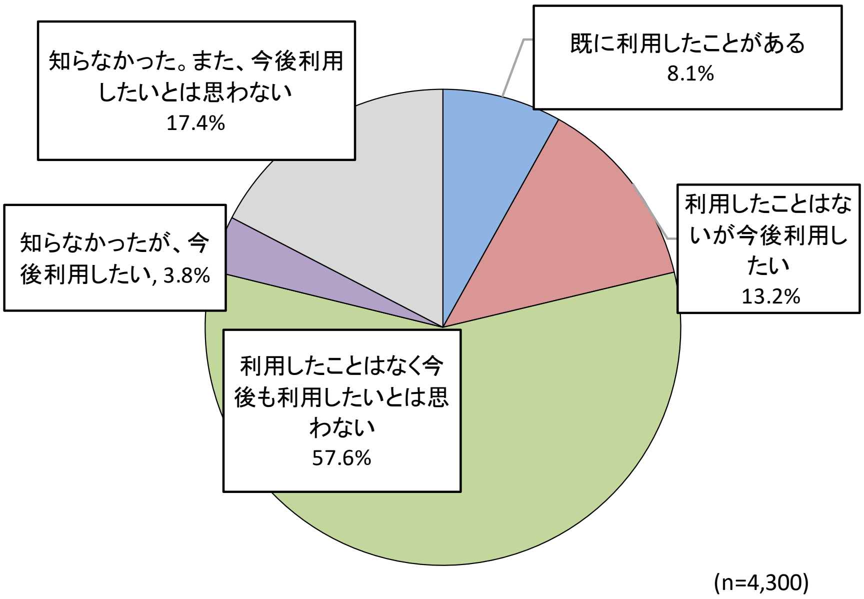

出所：2019年度利用者アンケート

カ　SIMロック解除の利用状況等

2019年度において発売された端末の種別101の全て（100.0%）がSIMロック解除可能な端末又はSIMフリー端末となっている。近年ではSIMフリー端末の種類も増加傾向にあり、2019年度においては13種類のSIMフリー端末が発売された（図表Ⅰ－48参照）。

SIMロック解除の利用件数は、（時期によって増加率にばらつきがあるものの）2016年度以降大きく増加しており、2019年度第4四半期におけるSIMロック解除件数は1,104,074件となっている（図表Ⅰ－49参照）。

携帯電話利用者のうち、SIMロック解除を利用したことがある者の割合は9.7%であり、（SIMロック解除の利用経験はないものの）今後活用したい旨の回答をした者の割合は46.1%となっている（図表Ⅰ－57参照）。これらの者に対し、SIMロック解除を利用した、または、今後SIMロック解除を利用する理由について尋ねたところ、69.1%の者が「利用している端末を他の国内携帯電話会社のSIMで利用するため」を挙げている。

一方、（SIMロック解除の利用経験はなく、かつ、）今後もSIMロック解除を活用するつもりがない旨の回答した者に対し、SIMロック解除を使用しない理由について尋ねたところ、64.8%の者が「携帯電話事業者の変更を考えていないから」を挙げている[26]。

[26] SIMロック解除を利用しない理由として、「既にSIMフリー端末を利用しているから」を挙げた者は11.5%にとどまる。

【図表Ⅰ－48】SIM フリー・SIM ロック解除端末の状況

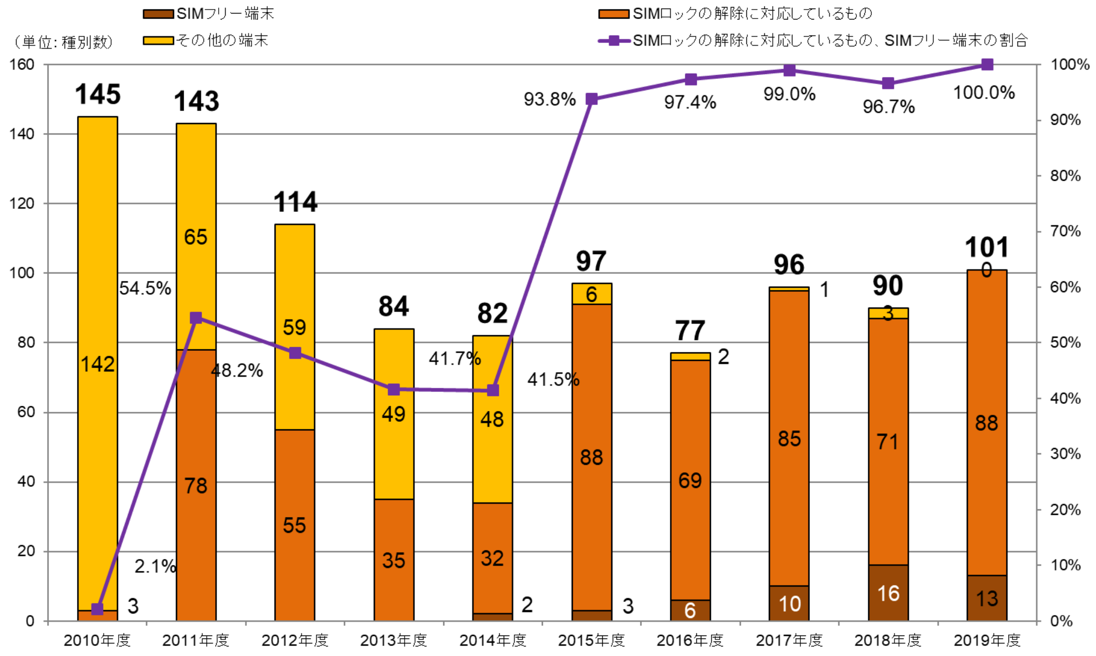

出所：2010～2014 年度事業者アンケート及び電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－49】毎四半期の SIM ロック解除の利用件数

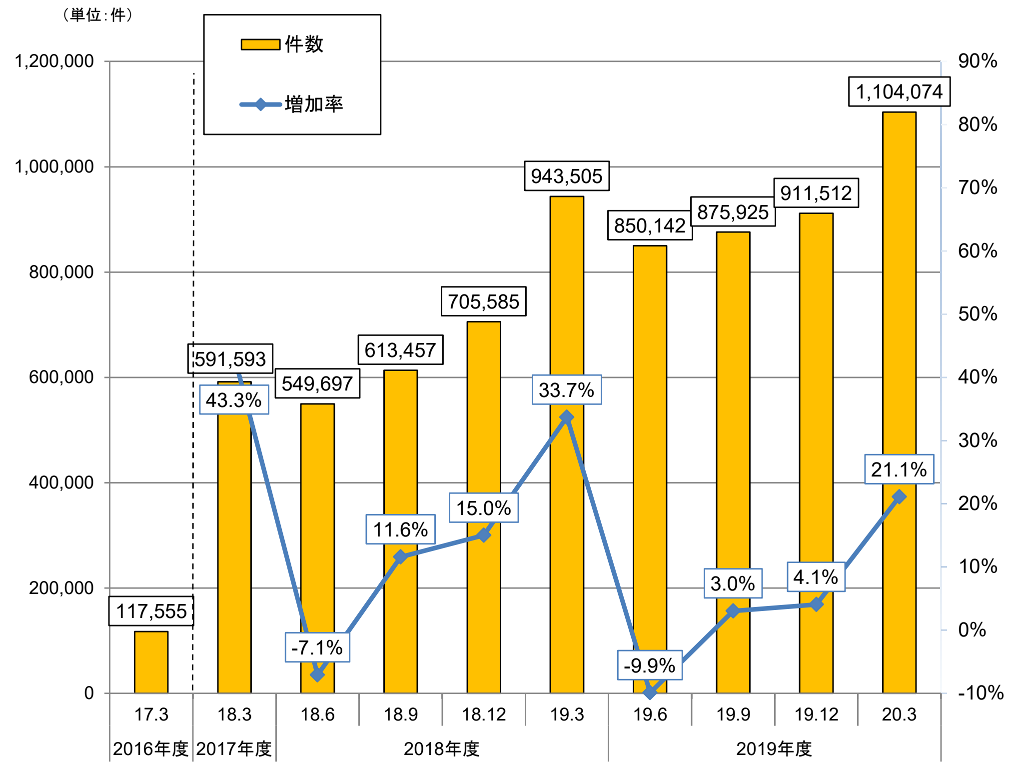

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅰ－50】SIM ロック解除の利用意向

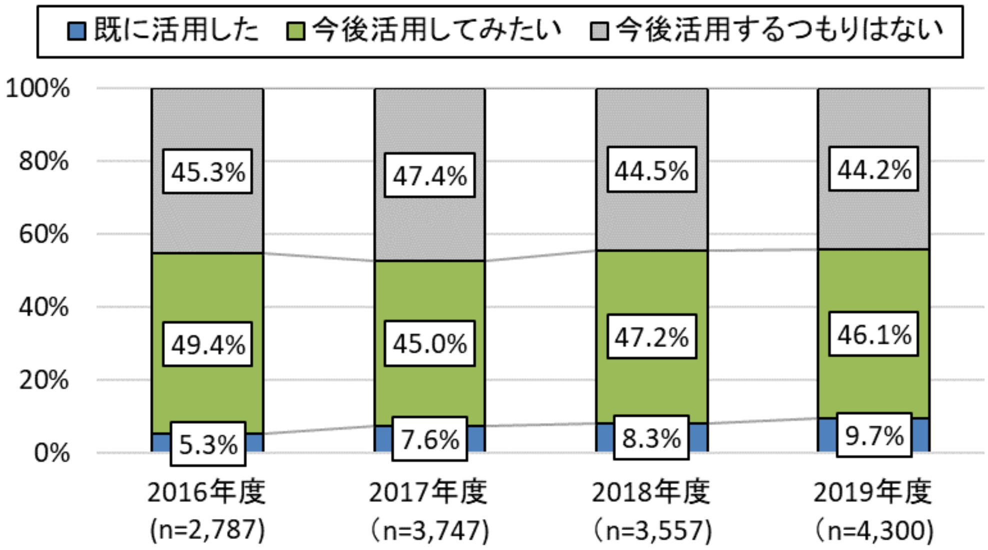

出所：2016～2019 年度利用者アンケート

④ ゼロレーティングサービスの利用状況等

携帯電話事業者が提供するデータ通信サービスにおいては、実際に使用したデータ通信量に応じて利用料金が決定される形態（従量料金制）又は（通常速度で）使用可能なデータ通信量の上限を定めた上で定額の利用料金とする形態（定額料金制）のいずれかが採用されていることが一般的である。近年、一部の携帯電話事業者において、上記のような料金形態を前提として、特定のコンテンツの利用について使用データ通信量にカウントしないサービス（ゼロレーティングサービス）が提供されている（図表Ⅰ－51 参照）。

ゼロレーティングサービスの利用状況に関する質問を行ったところ、4.9％の者が「ゼロレーティングサービスを利用している」と回答したところである。ただし、「ウルトラギガモンスター＋」（ソフトバンク）を利用中の者のうち半数以上の者が、「ゼロレーティングサービスは利用していない」または「わからない」と回答しているなど、ゼロレーティングサービスが付帯されたデータ通信プランに加入している者であってもゼロレーティングサービスの有無について正しく認識していない可能性がある[27]。ゼロレーティングサービスを利用中であると回答した者に対して、データ通信プランを選択する際にゼロレーティングサービスの有無を考慮したか質問したところ、66.8％の者が「考慮した」と回答している（図表Ⅰ－52 参照）。

ゼロレーティングサービスを利用中であると回答した者に対して、ゼロレーティングの対象コンテンツのデータ通信量（サイトの利用時間）の変化について質問したところ、42.9％の者が「データ通信量（サイトの利用時間）が増えた」と回答している。一方、ゼロレーティング対象外のコンテンツについては、34.7％の者が「データ通信量（サイトの利用時間）が増えた」と回答し、4.1％の者が「データ通信量（サイトの利用時間）が減った」と回答している（図表Ⅰ－53 参照）。

[27] アンケート設問文においては、「ゼロレーティング（カウントフリー）とは、一部のコンテンツ（動画、音楽、SNS 等）についてデータ使用量の計上の対象としないサービスのことをいい、例として、ソフトバンクの「ウルトラギガモンスター＋」や「LINE フリープラン」などが挙げられます」との注記を行っている。

【図表Ⅰ－51】ゼロレーティングサービスの提供状況（2020年５月時点）

社名	サービス名	月額料金（円(税抜)） 対象プランの基本料金	月額料金（円(税抜)） 追加料金	対象アプリ、対象サイト ※1	公式アプリ等限定の有無 ※2	確認するデータ項目等（Web上での利用者向け説明等）	通信の最適化や帯域制御に関する周知の有無 ※3	対象パケット量の開示の有無
ソフトバンク	データプランメリハリ	7480～（50GB）※５		YouTube、Amazon Prime Video、AbemaTV、Tver、GYAO!、kurashiru、Hulu、スタディサプリ/スタディサプリ English、AR SQUARE、VR SQUARE、FR SQUARE、バスケットLIVE、LINE、Twitter、Instagram、Facebook、Tik Tok	○	対象サービスか否か及び対象サービス毎のパケット量	○	○
KDDI（au）	auフラットプラン7プラスN ※４	5480～（7GB）		Twitter、Instagram、Facebook、＋メッセージ	○	通信先やご利用しているサービス	○	○
NTTコミュニケーションズ（OCNモバイルONE）	カウントフリー（全てのプラン）	880～（1GB～30GB）		050plus、マイポケット、OCNモバイルONEアプリ、マイページ	○	必要最低限のデータ（IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちのヘッダの一部（テキスト、動画、画像などのデータを含まない部分）	○	×
	MUSICカウントフリー（オプション）	880～（1GB～30GB）	0	Amazon Music、ANiUTa、AWA、dヒッツ、Google Play Music、LINE MUSIC、RecMusic、Spotify、ひかりＴＶミュージック	○			
オプテージ（mineo）	（全てのプラン）	700～（500MB～30GB）		＜mineoスイッチOFF時＞ LaLa Call、マイページ、サポートページ等 ＜mineoスイッチON時、契約容量枯渇時＞ 全ての通信	○（LaLaCallのみ）	IPアドレス	○	＜mineoスイッチOFF時＞ × ＜mineoスイッチON時、契約容量枯渇時＞ ○
ビッグローブ（BIGLOBEモバイル）	エンタメフリー・オプション（オプション）	音声通話SIM：1600～（3GB～30GB）	480	YouTube、AbemaTV、U-NEXT、YouTube Kids、Google Play Music、YouTube Music、Apple Music、Spotify、AWA、Amazon Music、LINE MUSIC、radiko、らじる★らじる、dヒッツ、RecMusic、楽天ミュージック、dマガジン、dブック、楽天マガジン、楽天Kobo、Facebook Messenger	△	必要最低限のデータ（IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部[テキスト、動画、画像等のデータ内容を含まない部分]）	○	×
		データSIM：900～（3GB～30GB）	980					
ジュピターテレコム（J:COM MOBILE）	J:COM MOBILE Aプラン スマホセット/タブレットセット	980～（0.5GB～20GB）		J:COMミュージック、J:COMオンデマンド for J:COM LINK、J:COMブックス	○	（ユーザーのIPアドレスや、動画・静止画等のパケット内容を確認しない提供方式であるため、WEB上で別段の記載はしていない。）	○	×
LINEモバイル（LINEモバイル）	LINEデータフリー（オプション）	600～（500MB～12GB）	0	LINE	○	必要最低限のデータ（IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部（テキスト、動画、画像等のデータ内容を含まない部分））	○	×
	SNSデータフリー（オプション）	980～（3GB～12GB）	280	LINE、Twitter、Facebook	○			
	SNS音楽データフリー（オプション）	980～（3GB～12GB）	480	LINE、Twitter、Facebook、Instagram、LINE MUSIC	○			
ドリーム・トレイン・インターネット（DTI SIM）	DTI見放題SIM	2430（7GB）		YouTube、Twitter、マイナビサイト	○	通信先（IPアドレス、ポート、HTTPヘッダ、TLSヘッダ）	○	×
	20's SIM ※６	2880（7GB）			○			
LogicLinks（LinksMate）	カウントフリーオプション（オプション）	250～（100MB～1TB）	500	アークザラッドR、アークナイツ、アイドルマスター SideM、アイドルマスターSideM LIVE ON ST@GE！、アイドルマスター シャイニーカラーズ、アイドルマスター シンデレラガールズ、アイドルマスター シンデレラガールズ スターライトステージ、アイドルマスター シンデレラガールズ スターライトスポット、アイドルマスター ミリオンライブ！ シアターデイズ、茜さすセカイでキミと詠う、アズールレーン、あんさんぶるスターズ!!Basic、一血卍傑-ONLINE-、インペリアル サガ エクリプス、ウチの姫さまがいちばんカワイイ、エピックセブン、エレメンタルストーリー、王国と文明、オルタナティブガールズ2、オルタンシアサーガ、オンエア！、ガールフレンド（仮）、怪盗ロワイヤル、神式一閃 カムライトライブ、キックフライト、THE KING OF FIGHTERS ALLSTAR、グランブルーファンタジー、グリモアA～私立グリモワール魔法学園～、剣と魔法のログレス いにしえの女神、荒野行動、荒野のコトブキ飛行隊 大空のテイクオフガールズ、この素晴らしい世界に祝福を！ファンタスティックデイズ、三国ブレイズ、SunVy Poker、実況パワフルサッカー、Shadowverse、雀魂、少女☆歌劇 レヴュースタァライト -Re LIVE-、ジョーカー ～ギャングロード～、神撃のバハムート、新三國志、スタンドマイヒーローズ、スペースデブリーズ、セブンスコード、セブンズストーリー、戦国炎舞 -KIZNA-、戦国ロワイヤル、戦闘摂理解析システム ＃コンパス、千年戦争アイギス A、釣り★スタ、テイルズ オブ ザ レイズ ミラージュ プリズン、刀剣乱舞-ONLINE- Pocket、ドールズフロントライン、ドラガリアロスト、猫とドラゴン、農園ホッコリーナ、バンドリ！ガールズバンドパーティ！、FINAL FANTASY BRAVE EXVIUS、FINAL FANTASY BRAVE EXVIUS 幻影戦争、Fans Poker、ファンタジーライフ オンライン、プリンセスコネクト！Re:Dive、BLADE XLORD、プロ野球 ファミスタ マスターオーナーズ、Poker Fans、ぼくとドラゴン、ポコロンダンジョンズ、禍つヴァールハイト、マギアレコード 魔法少女まどか☆マギカ外伝、魔法使いの約束、みんゴル、夢王国と眠れる１００人の王子様、妖怪ウォッチ ぷにぷに、妖怪ウォッチワールド、妖怪三国志 国盗りウォーズ、ラグナロク マスターズ、リネージュ2 レボリューション、ワールドフリッパー、ABEMA、Amebaマンガ、AWA、enza、OPENREC.tv、グランブルーファンタジースカイコンパス、GameWith、サイコミ、niconico、Video Market、ファミ通.com、ファミ通app、FRESH LIVE、Mirrativ、U-NEXT、Lobi、AppStore、GooglePlay、LinksMate webサイト、Instagram、Twitter、Facebook	△	通信内容の一部（IPアドレス、ポート番号、パケット内容のうちヘッダの一部（テキスト、動画、画像などのデータを含まない部分））	○	○

注１：下線の対象アプリ・サイトは自社・グループ会社提供
注２：○：公式アプリ等限定、△：公式アプリ等推奨
注３：ゼロレーティングサービスに限らず、全ての通信サービスに周知を行っている場合も含む。
注４：2020 年６月１日、新規受付を終了予定
注５：基本プラン 980 円を含む。
注６：画面割れ修理・公衆 Wi-Fi サービス付き

出所：各社ホームページを基に総務省作成

【図表Ⅰ－52】ゼロレーティングサービスの利用状況等

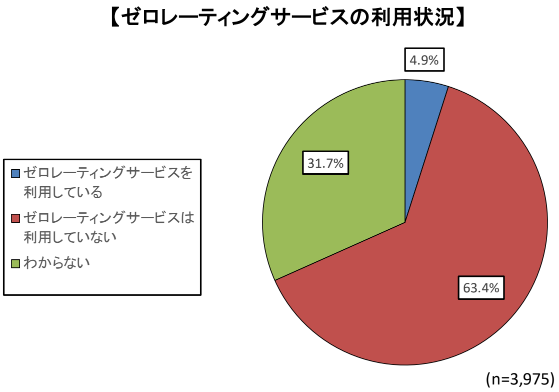

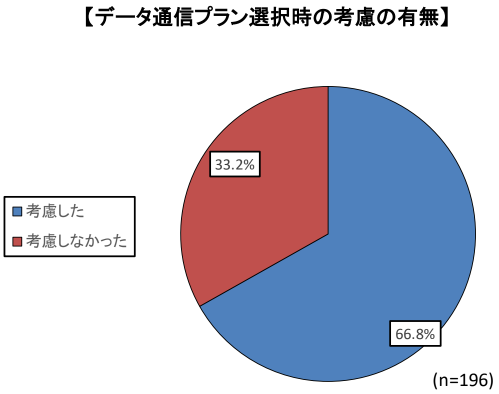

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－53】ゼロレーティングサービス利用開始前後でのコンテンツ利用の変化

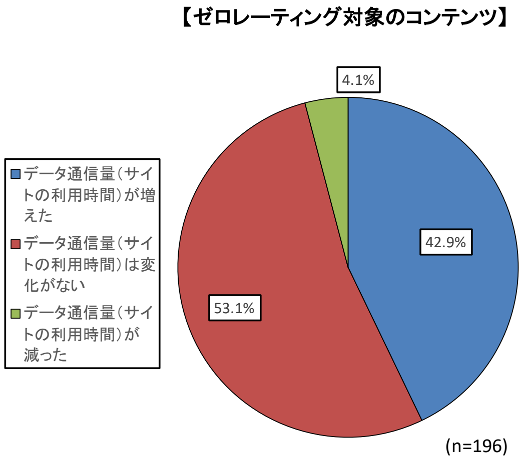

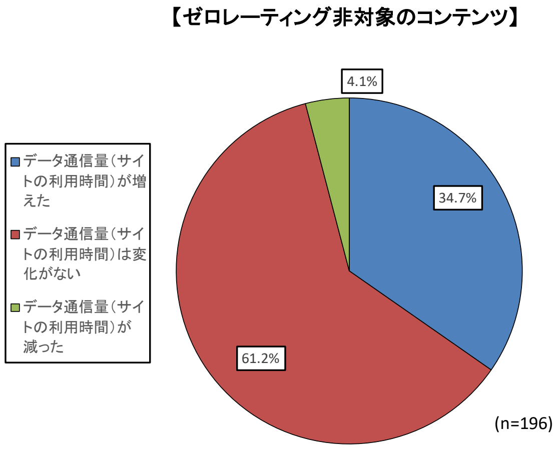

出所：2019 年度利用者アンケート

⑤ 電気通信事業法改正（違約金上限関係）の認知状況等

令和元年10月１日に施行された電気通信事業法の一部改正により、携帯電話サービスを定期契約の途中に解約した場合の違約金の上限が1,000円と定められた。当該改正についての認知状況について質問したところ、36.6％の者が当該改正内容について把握していると回答した一方、25.5％の者が法改正があったこと自体も知らなかったと回答している（図表Ⅰ－54参照）。

現在利用している携帯電話サービスを解約した際の違約金の額について質問したところ[28]、過半数（MNO利用者においては６割近く）の者が、「違約金がいくらになっているのか把握していない」と回答している。改正法適合プランに変更した者の割合は、MNO利用者で9.4％、サブブランド利用者で10.9％、MVNO利用者で4.4％となっている（図表Ⅰ－55参照）。

改正法適合プランへの変更を行った者に対し、その変更理由を質問したところ、「近日中に携帯電話事業者を変更することを考えているから」と回答した者の割合は、8.3％にとどまる一方、47.9％の者が「いつでも解約しやすい状態にするため」と回答している。現時点においても解約をした際に1000円を超える違約金が発生するプランに加入している者に対し、改正法適合プランへの変更をしない理由を質問したところ、「契約変更手続をするのが面倒」、「現在適用されている割引が適用されなくなる」、「携帯電話事業者を変更することは考えていない」、「そのようなプランがあることを知らなかった」を挙げる者がそれぞれ20％台だった（図表Ⅰ－56参照）。

【図表Ⅰ－54】電気通信事業法改正（違約金上限関係）の認知状況

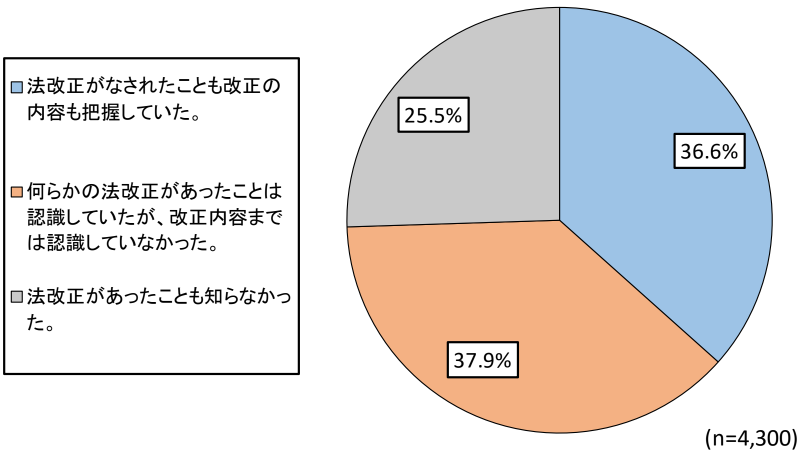

出所：2019 年度利用者アンケート

[28] 継続利用年数が半年未満の者については質問対象から除外した。

【図表Ⅰ－55】携帯電話サービスの違約金の状況

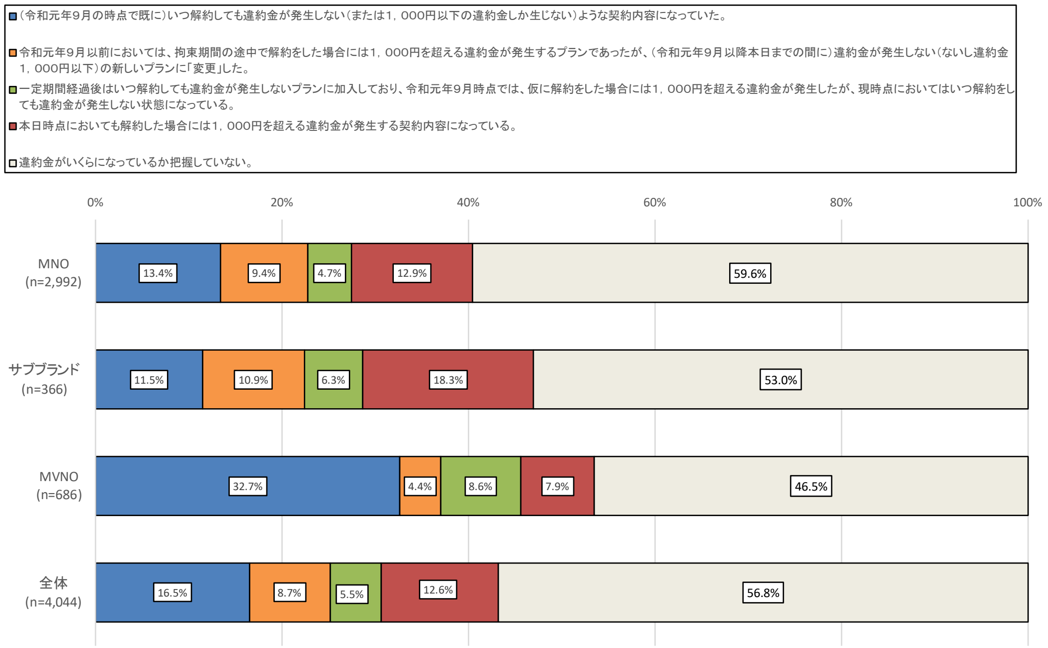

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－56】改正法適合プランに変更した／しない理由

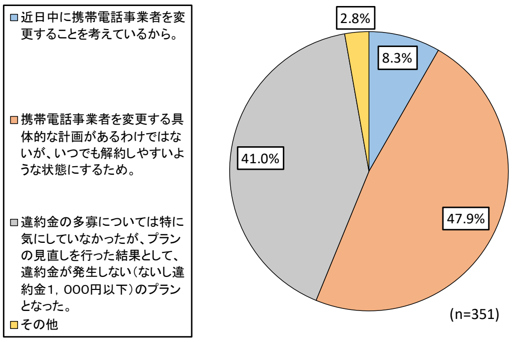

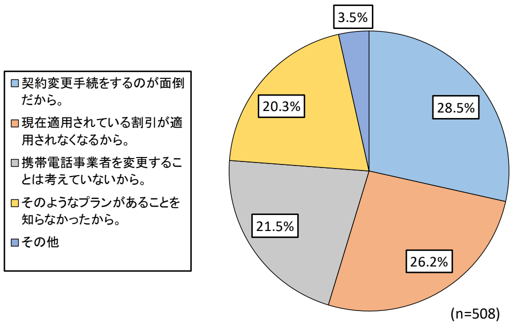

出所：2019年度利用者アンケート

⑥ ポイントサービス・決済サービスの利用状況（携帯電話サービスとの関係）

一部の携帯電話事業者（又はそのグループ内事業者）においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられるところであるところ、ポイントサービスや決済サービスの利用状況についての質問を行った。

日頃の買い物の際に「最も」利用しているポイントサービスについての質問では、携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービス[29]を挙げる者が多くみられた（図表Ⅰ－57参照）。

携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービスを日頃の買い物の際に最も利用していると回答した者のうち、現在利用している携帯電話サービスの利用開始前または利用開始と同時に当該ポイントサービスの利用を開始した者[30]に対し、当該ポイントサービスの存在が携帯電話サービスの選択にどの程度影響を与えたかについて質問を行ったところ、楽天モバイル利用者においては、回答者の８割以上がポイントサービスの存在が携帯電話サービスの選択に影響を与えたと回答したほか、その他の携帯電話サービス利用者においても、同様の回答をした者が一定程度みられた（図表Ⅰ－58参照）。

また、携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービスを日頃の買い物の際に最も利用していると回答した者に対し、携帯電話利用に対するポイント付与がなくなった場合において、日頃の買物の際のポイント利用に何らかの変化が生じるかについて質問を行ったところ、NTTドコモ利用者（dポイント）においては６割以上の者が、au利用者（au WALLETポイント）においては７割以上の者がポイント利用を止める、または、ポイントの利用頻度を減らすと回答するなど、携帯電話利用に対するポイントの付与が、日頃の買物におけるポイント利用の仕方にも一定の影響を与えていることがうかがえる結果となった（図表Ⅰ－59参照）。日頃の買い物の際に最も利用しているポイントサービスがなくなった場合において、日頃の買物の仕方に何らかの変化が生じるかについての質問では、半数以上の者が、今まで利用していたポイントが貯まる店の利用を止める、または、その利用頻度を減らすなどの変化が生じると回答している（図表Ⅰ－60参照）。

直近１ヶ月において最も頻繁に利用した、携帯電話端末を用いた決済サービスについての質問では、現在利用中の携帯電話サービスの提供事業者（またはそのグループ内事業者）が提供するQRコード決済サービス[31]を挙げる者が多くみられた（ただし、PayPayについては、ソフトバンク・ワイモバイル以外の携帯電話サービス利用者においても一定のシェアを有している。）（図表Ⅰ－61参照）。

---

[29] NTT ドコモ利用者における d ポイント、au 利用者における au WALLET ポイント、ソフトバンク・ワイモバイル利用者における T ポイント、楽天モバイル・DMMmobile 利用者における楽天ポイント。

[30] NTT ドコモ利用者の 19.6%、au 利用者の 9.0%、ソフトバンク・ワイモバイル利用者の 34.5%、楽天モバイル利用者の 77.9%が対象。

[31] NTT ドコモ利用者における d 払い、au 利用者における au Pay、ソフトバンク・ワイモバイル利用者における PayPay、楽天モバイル・DMMmobile 利用者における楽天ペイ。

【図表Ⅰ－57】日頃の買物の際に最も利用しているポイントサービス

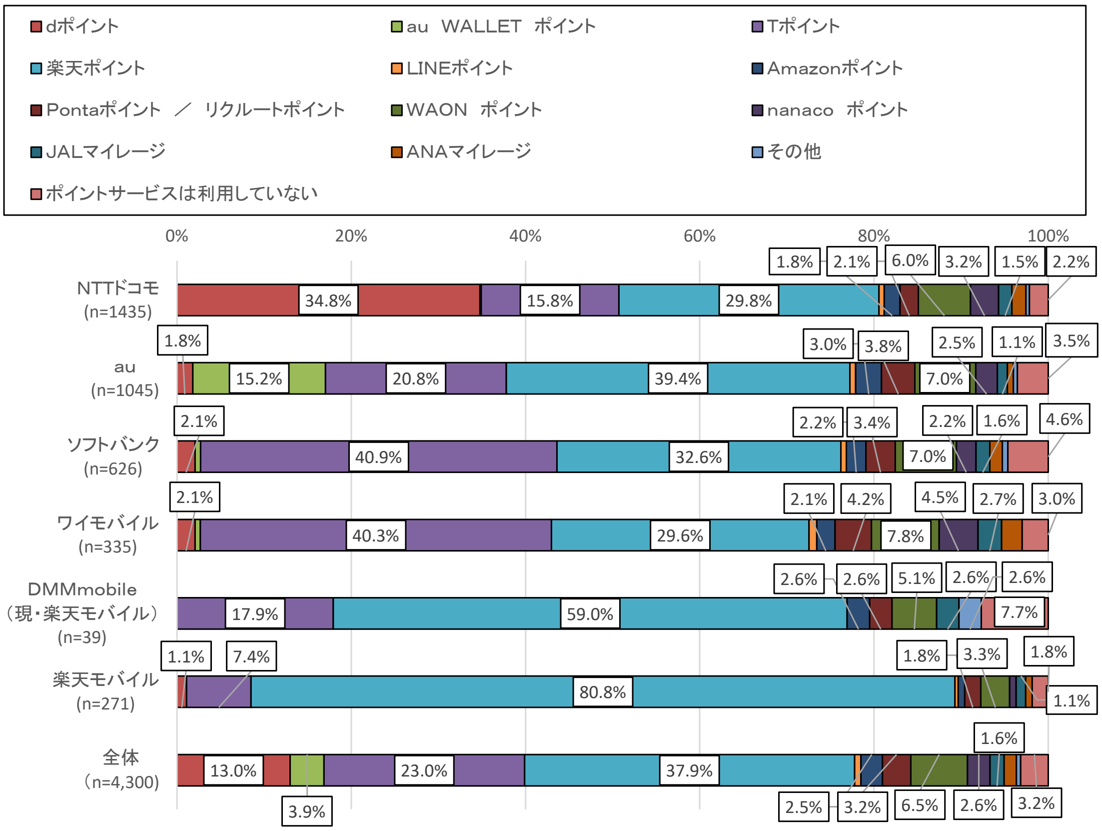

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－58】ポイントサービスが携帯電話サービスの選択に与えた影響

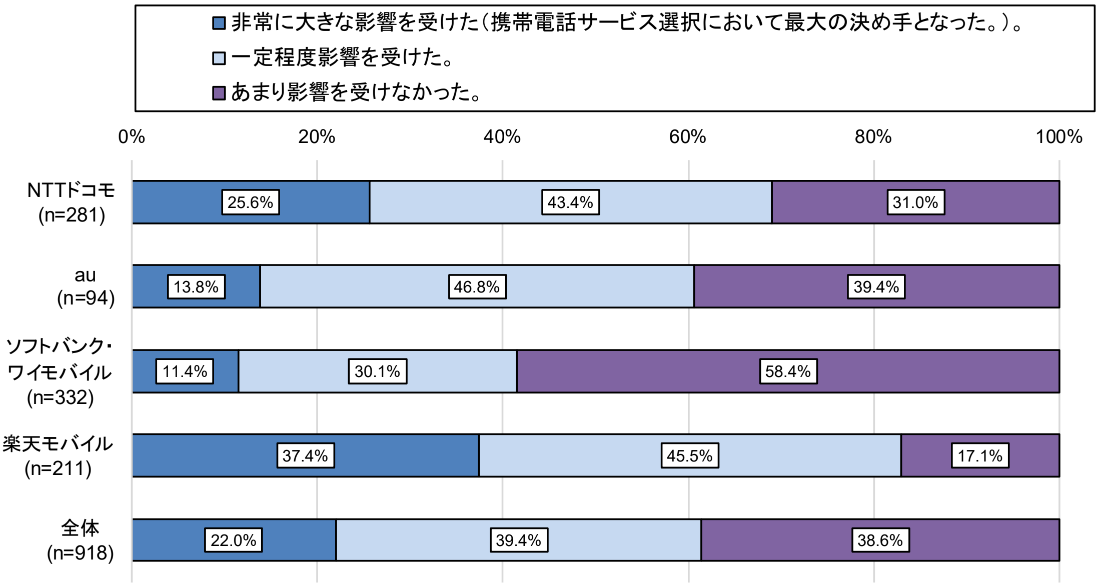

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－59】携帯電話利用に対するポイント付与がなくなった場合の影響

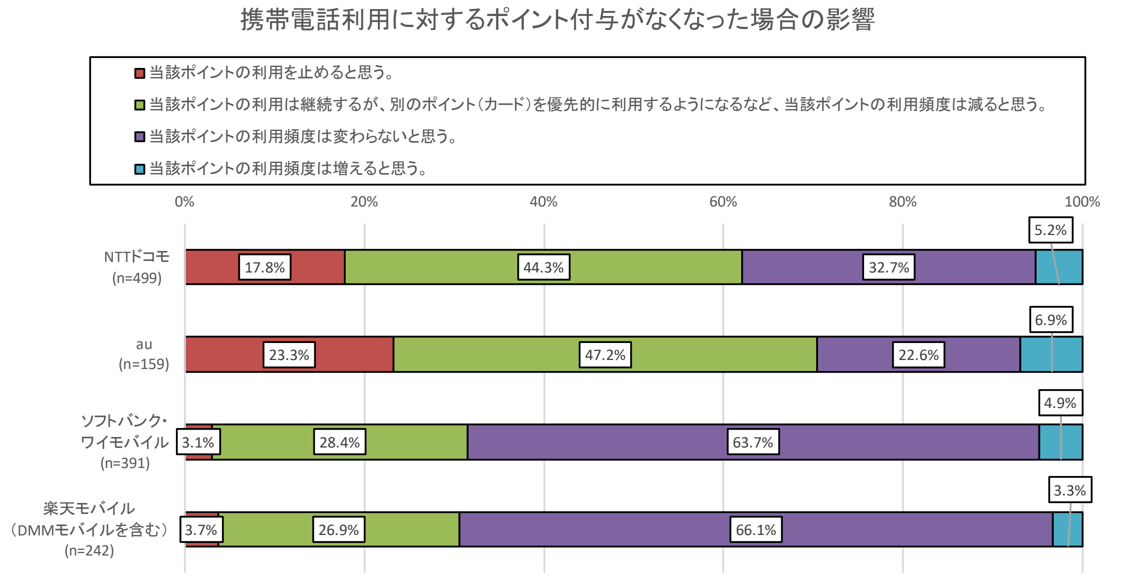

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－60】ポイントサービスがなくなった場合の影響

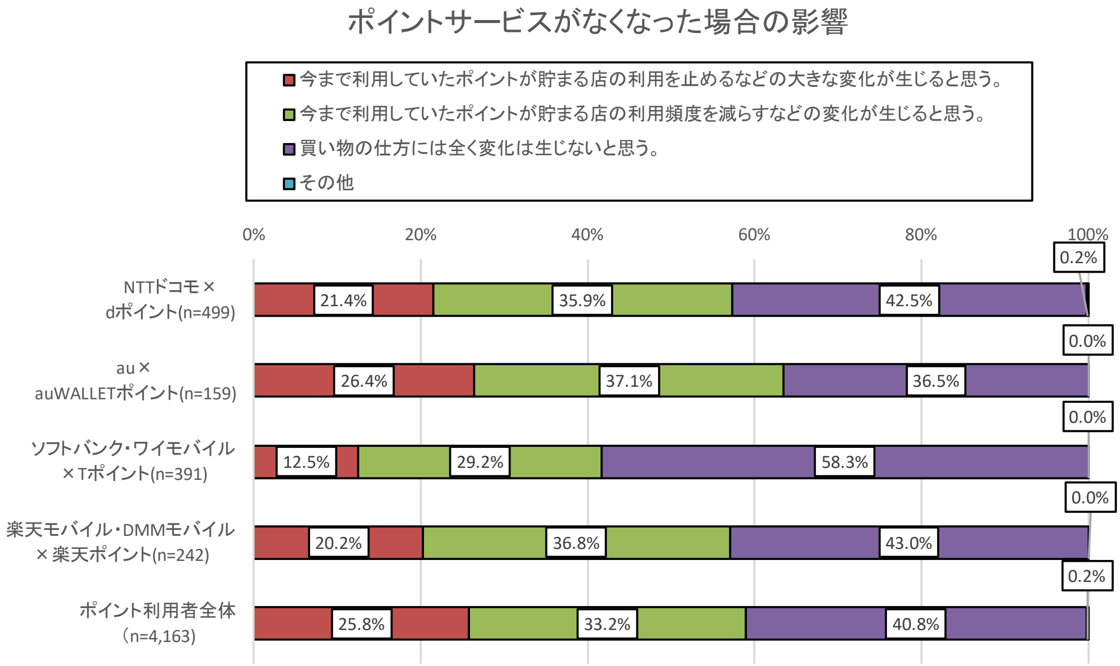

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－61】携帯電話端末を用いた決済サービスの利用状況

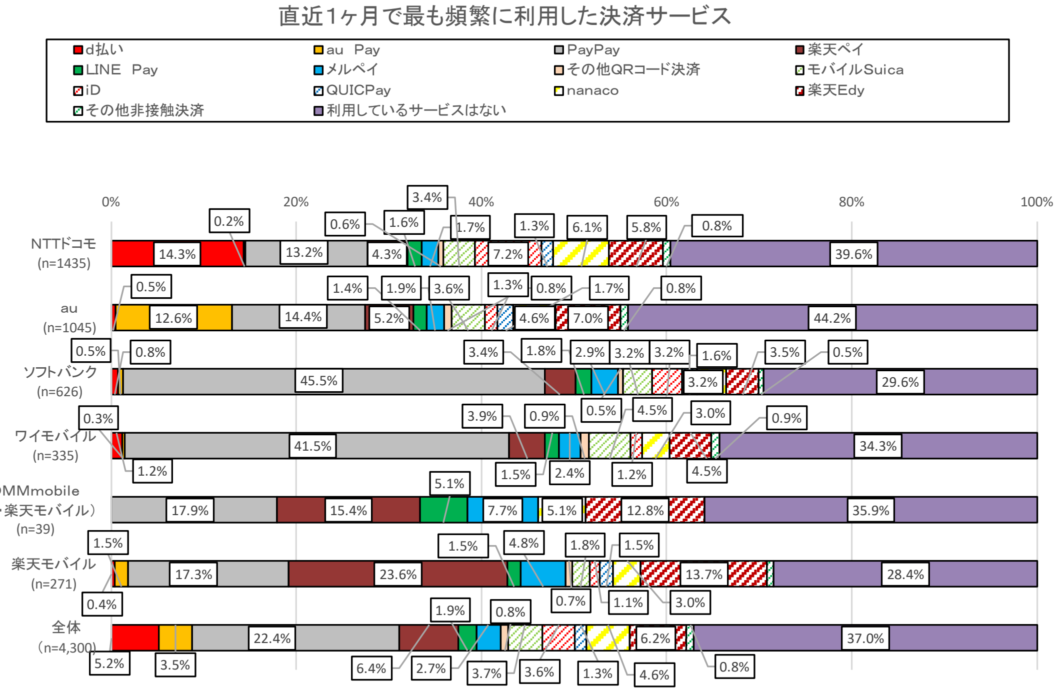

出所：2019年度利用者アンケート

⑦ 楽天モバイルのMNOサービスに関する認知度・利用意向

楽天モバイルは、MNOサービスの（本格）実施及びその料金プランなどを令和２年３月３日に発表したところ、当該発表及び料金プランの認識について質問を行った。その結果、22.9%の者が「料金プランの内容について大体把握している」と回答している一方、32.9%の者が「発表があったことも知らなかった」と回答している（図表Ⅰ－62参照）。

楽天モバイルのMNOサービスの（本格）実施等についての発表があったことを知っていると回答した者に対し、その利用意向を質問したところ、6.8%の者が、「現在利用中のサービスの利用を止めて、楽天モバイルのMNOサービスを利用したい」と回答し、11.4%の者が、「現在利用中のサービスに加えて、楽天モバイルのMNOサービスの利用したい」と回答している。「現在利用中のサービスの利用を止めて、楽天モバイルのMNOサービスを利用したい」 と回答した者の割合は、MNO利用者、サブブランド利用者、（楽天モバイル以外の）MVNO利用者の順に多くなっている（図表Ⅰ－63参照）。

【図表Ⅰ－62】楽天モバイルの MNO サービスに関する認知度

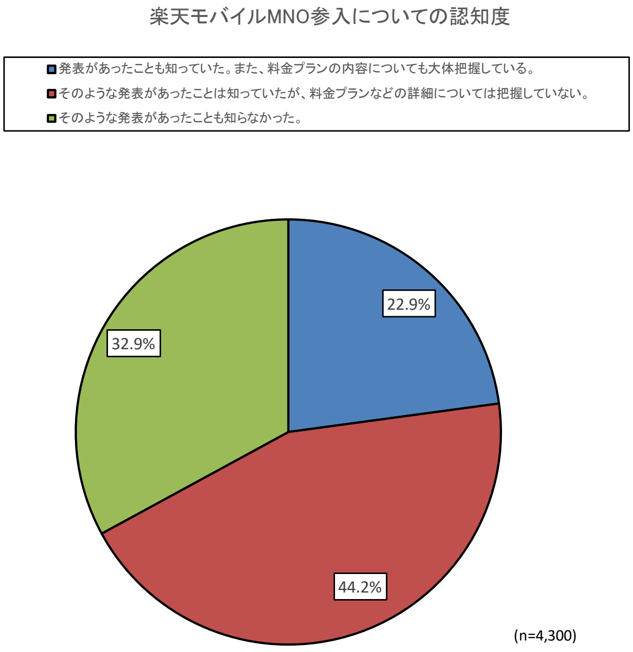

出所：2019 年度利用者アンケート

【図表Ⅰ－63】楽天モバイルの MNO サービスの利用意向

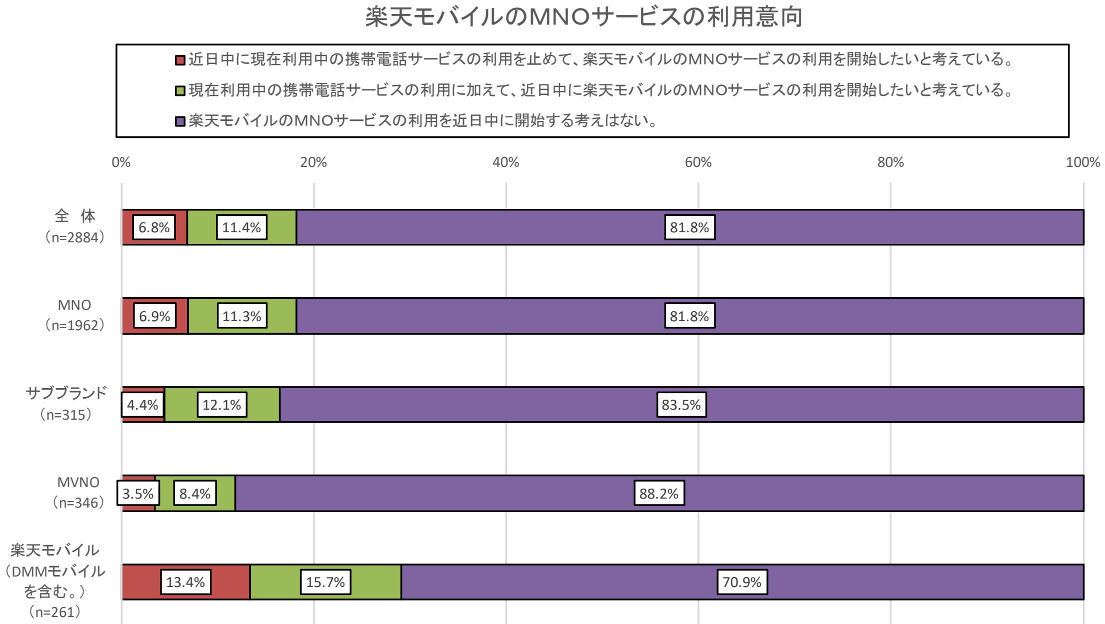

出所：2019 年度利用者アンケート

⑧　５Gサービスへの切り替え意向

５Gサービスへの切り替え意向についての質問では、「５Gサービスが開始されたら可能な限り速やかに切り替えたい」と回答した者は、8.1%にとどまった一方、60.2%の者が「少なくとも2022年までには切り替える予定はない」と回答している（図表Ⅰ－64参照）。５Gサービスにすぐに切り替えない理由としては、「現行のサービスに満足しており、５Gサービスに切り替えるメリットを現時点で感じていないから」を挙げる者が多かった（59.4%）。

【図表Ⅰ－64】５Gサービスへの切り替え時期について

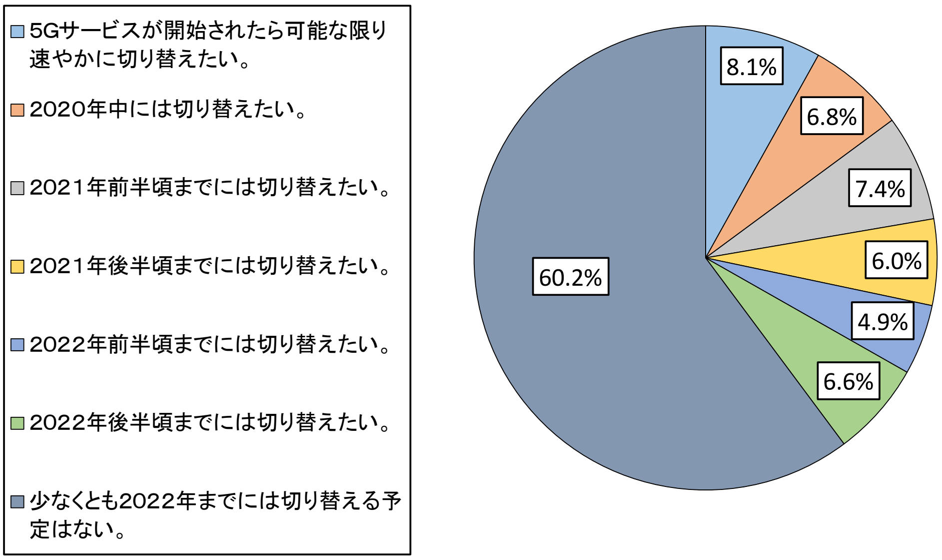

出所：2019 年度利用者アンケート

第2節　移動系通信市場(卸売市場)

1　競争状況等に係る分析

①　市場規模

2019 年度末時点における MNO の卸契約数(MVNO への提供に係る契約数)は 2,465 万(前期比＋3.2%、前年同期比＋14.7%)、再卸事業者[32]が提供する再卸の契約数[33]は 904 万(前期比＋9.4%、前年同期比＋3.1%)となっている(MNO の卸契約数の推移について図表Ⅰ－65、再卸の契約数の推移について図表Ⅰ－66 参照)。

なお、契約数が３万以上の MVNO(81 者)のうち、再卸事業者は 41 者(前期比＋３者、前年同期比＋６者)となっている。

【図表Ⅰ－65】MNO の卸契約数の推移

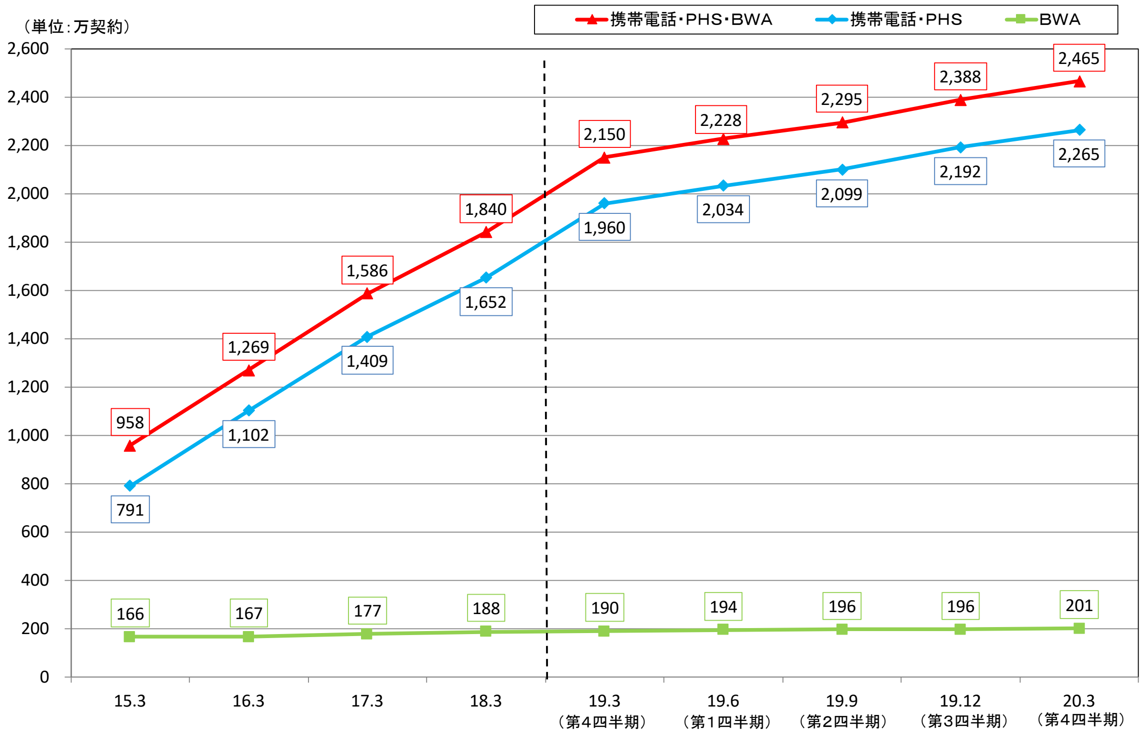

注：図表Ⅰ-24(MVNO サービスの契約数の推移)と同一のもの。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[32] 他の MVNO に対し、MVNO サービスを卸電気通信役務として提供する MVNO。
・主な再卸事業者：インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ネットワークコンサルティング、シンク、フリービット、ジュピターテレコム

[33] 契約数が３万以上の MVNO のうち、再卸を行う事業者の再卸契約数。

【図表Ⅰ－66】MVNO サービス区分「再卸」の契約数の推移

（単位：万契約）

16.3	17.3	18.3	19.3	19.6	19.9	19.12	20.3
380	561	721	877	911	767	826	904

注：契約数が３万以上の MVNO からの報告を基に作成。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【参考】再卸事業者数の推移

（単位：者）

16.3	17.3	18.3	19.3	19.6	19.9	19.12	20.3
24（18）	28（20）	30（23）	35（26）	36（27）	38（27）	38（27）	41（29）

注１：契約数が３万以上の MVNO からの報告を基に作成。
注２:括弧内は再卸に係るサービスの提供に当たり、MNO から直接回線の提供を受ける MVNO の事業者数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

②　市場シェア

2019 年度末時点における MNO の卸契約数における事業者別シェア（グループ別）は、NTT ドコモが 43.4％（前期比▲0.5 ポイント、前年同期比▲3.6 ポイント）、KDDI グループが 28.8％（前期比、前年同期比ともに±0 ポイント）、ソフトバンクグループが 27.9％（前期比＋0.5 ポイント、前年同期比＋3.6 ポイント）となっている。また、HHI は 3,485（前期比▲16、前年同期比▲137）となっている（図表Ⅰ－67 参照）。

【図表Ⅰ－67】MNO の卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移（グループ別）

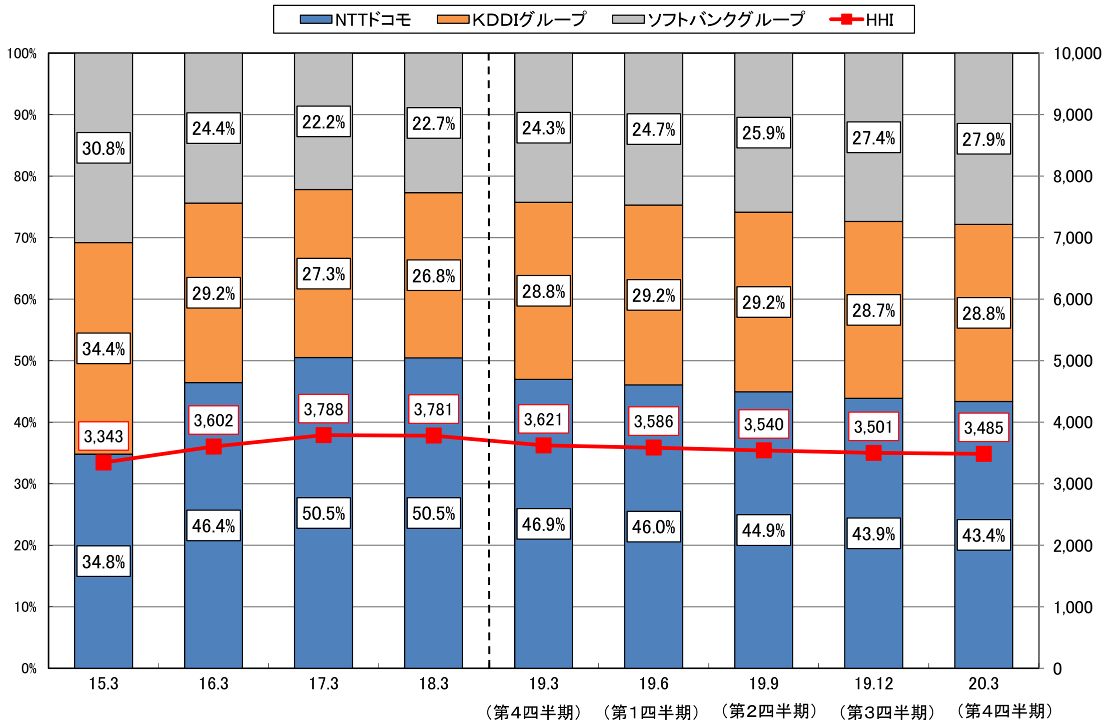

注１：MNO からの報告を基に作成。
注２：「KDDI グループ」には、KDDI、沖縄セルラー及び UQ コミュニケーションズが含まれる。
注３：「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル（15.3）及び Wireless City Planning が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

最終利用者に提供するMVNO（契約数が３万以上のMVNO）に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者のシェアの合計が22.4%（前期比＋0.1ポイント、前年同期比▲6.6ポイント）となっている。また、HHIは1,999（前期比＋42、前年同期比＋354）となっている（図表Ｉ－68参照）。

【図表Ｉ－68】最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（全体）

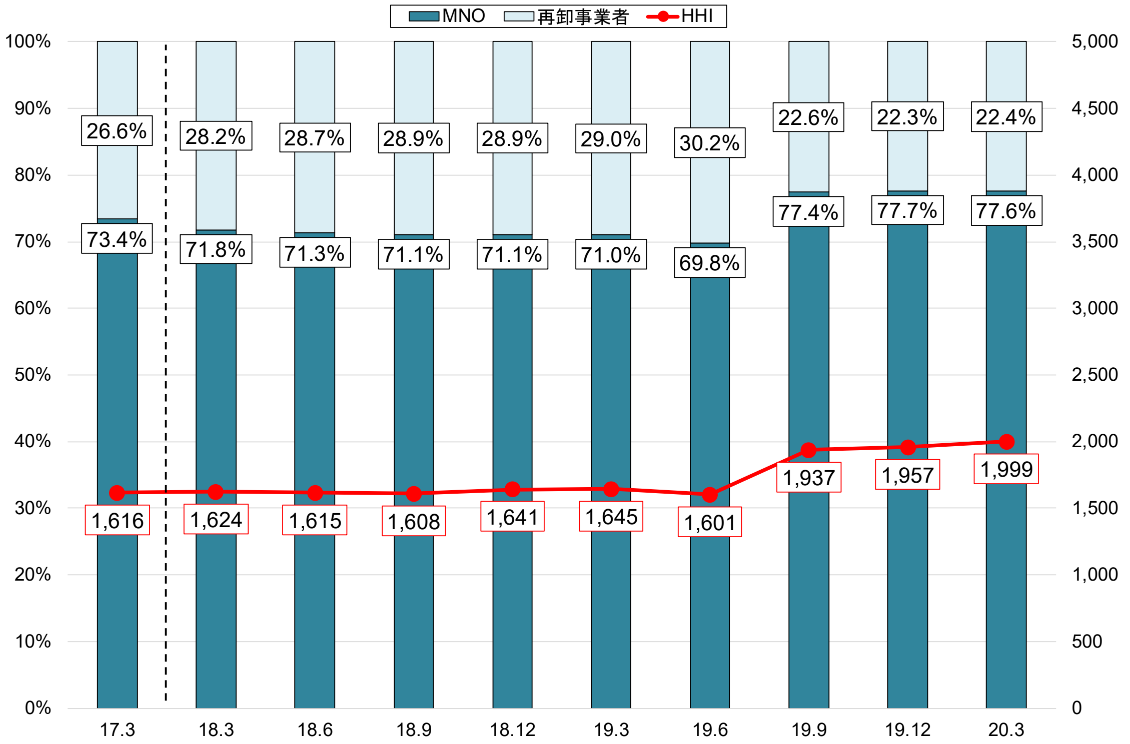

注１：契約数が３万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注２：MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

SIM カード型の卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が 33.8%（前期比▲0.4 ポイント、前年同期比▲11.8 ポイント）となっている。HHI は 2,679（前期比▲44、前年同期比＋544）となっている（図表Ｉ－69 参照）。

【図表Ｉ－69】最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（SIM カード型）

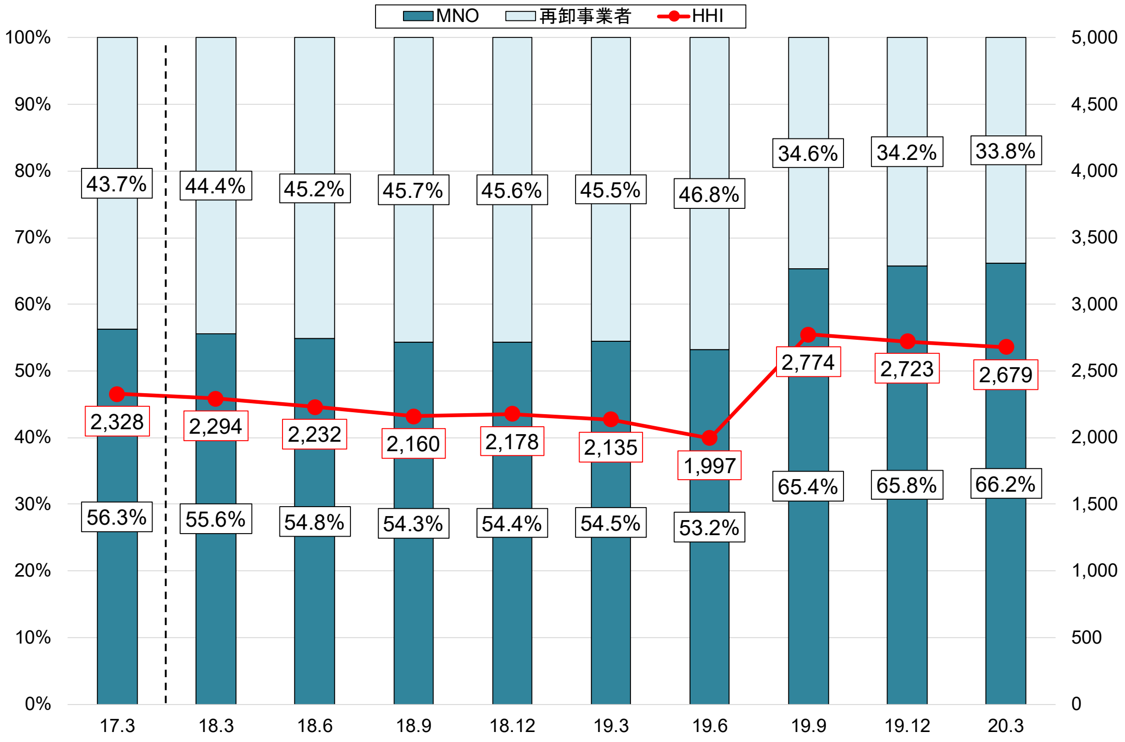

注１：契約数が３万以上の MVNO からの報告を基に作成。
注２：MNO のグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

通信モジュールの卸契約数における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が 2.1%（前期比＋0.1 ポイント、前年同期比＋0.2 ポイント）となっている。HHI は 4,822（前期比▲16、前年同期比＋33）となっている（図表Ⅰ-70 参照）。

【図表Ⅰ－70】最終利用者に提供する MVNO の卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移（通信モジュール）

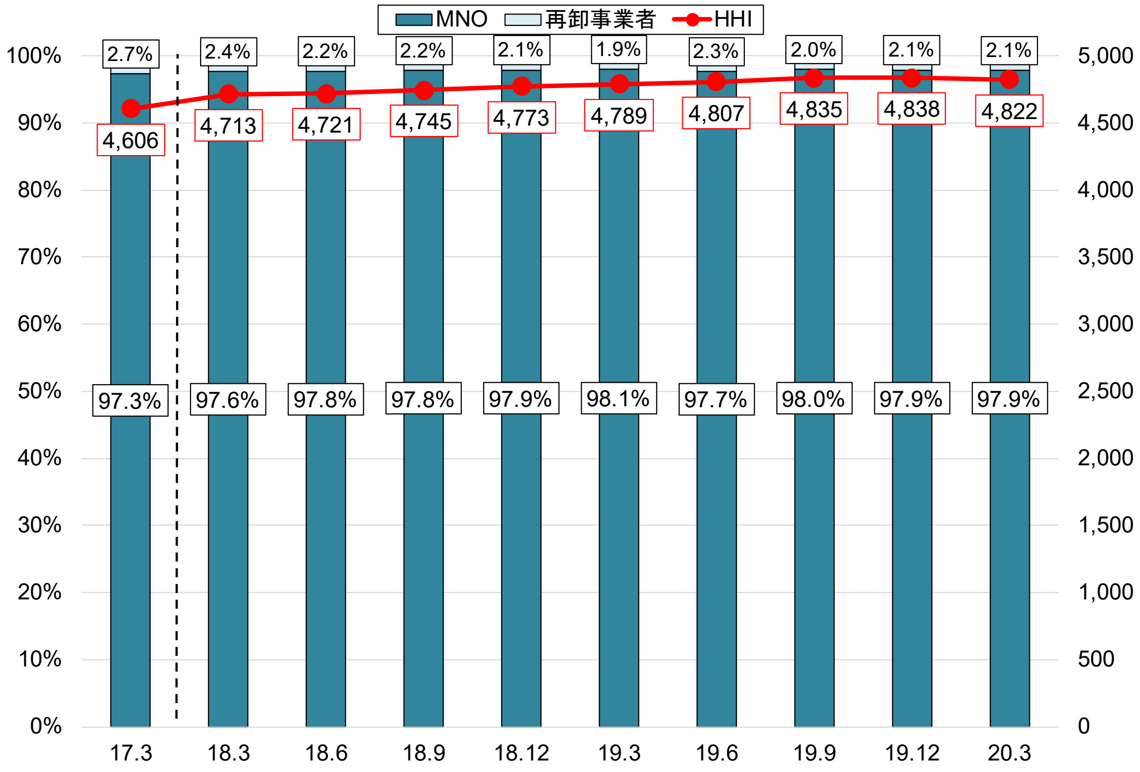

注１：契約数が３万以上の MVNO からの報告を基に作成。
注２：MNO のグループ内取引による契約数の重複を排除している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③　接続料

データ接続料はこれまで一貫して減少しており、2014 年度から 2018 年度までで約 37～58%減少している。音声接続料については、NTT ドコモ及び KDDI において 2019 年度に増加している。2020 年度に適用される接続料（データ伝送交換機能）から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により３年度分の接続料を算定する等の改正を実施している（2019 年 1 月 27 日施行）。また、全国 BWA 事業者（WCP 及び UQ コミュニケーションズ）の二種指定（2019 年 12 月 24 日施行）により、電波利用の連携サービスに係る接続料がグループ内で共同して算定することが可能となり、2018 年度と比較し、2022 年度までで約 43～52%減少する見込みである（図表Ｉ－71 参照）。

【図表Ｉ－71】モバイル接続料の推移

音声接続料の推移（１秒当たり）

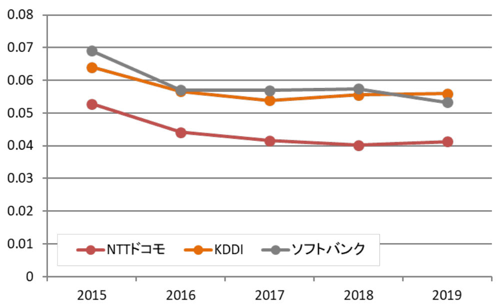

年度	2015	2016	2017	2018	2019
ドコモ	0.052808（▲2%）	0.044138（▲16.4%）	0.041562（▲5.84%）	0.040181（▲3.32%）	0.041272（＋2.72%）
KDDI	0.064（▲3%）	0.056614（▲11.5%）	0.053823（▲4.93%）	0.055500（＋3.12%）	0.055947（＋0.81%）
SB	0.069（±0%）	0.056977（▲17.4%）	0.056937（▲0.07%）	0.057436（＋0.88%）	0.053303（▲7.20%）

（単位：円）

データ接続料の推移（10Mbps 当たり・月額）

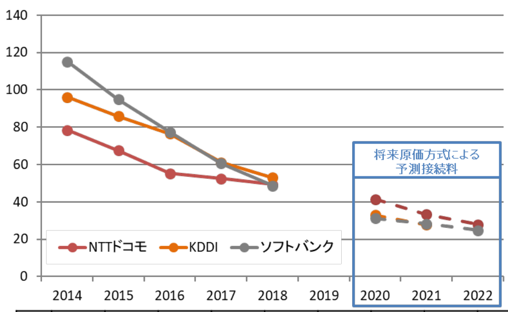

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
ドコモ	784,887（▲17%）	674,818（▲14.0%）	552,075（▲18.2%）	524,493（▲5.0%）	493115（▲6.0%）	—	414,368（−%）	332,114（▲19.9%）	279,247（▲15.9%）
KDDI	960,541（▲18%）	858,335（▲10.6%）	765,638（▲10.8%）	610,969（▲20.2%）	529492（▲13.3%）	—	328,420（−%）	277,905（▲15.4%）	253,948（▲8.6%）
SB	1,151,355（▲15%）	948,803（▲17.6%）	773,519（▲18.5%）	606,281（▲21.6%）	486523（▲19.8%）	—	310,940（−%）	282,887（▲9.0%）	247,551（▲12.5%）

注１：2015 年度の音声接続料及び 2014 年度のデータ接続料の値は、2016 年 5 月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。
注２：音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDI は 2016 年度まで、ソフトバンクは 2015 年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。
注３：KDDI 及びソフトバンクの 2020 年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国 BWA 事業者（UQ コミュニケーションズ及び WCP）と共同で算定したもの。
注４：各年度において最終的に適用される接続料を記載（将来原価方式による予測接続料を除く。当該接続料は当該年度における実績値に基づく接続料によって別途精算される。）。
注５：2019 年度までの各算定期間年度に基づく接続料は、概ね算定期間年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各算定期間年度の翌年度期首以降の接続協定に適用し遡及精算される。ただし、2013 年度以降の算定期間に基づくデータ接続料は各算定期間年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に適用し遡及精算される。従って、2014 年度の接続協定は、最終的に、2013 年度を算定期間とする音声接続料及び 2014 年度を算定期間とするデータ接続料が適用され精算される。

出所：電気通信事業法第 34 条第２項に基づく各社届出情報

第２章　固定系データ通信

第2章　固定系データ通信

第1節　固定系ブロードバンド市場(小売市場)

1　競争状況等に係る分析

(1)　固定系ブロードバンド市場

①　市場規模

ア　契約数

2019年度末時点における固定系ブロードバンドサービス[34]の契約数は、4,120万（前期比＋0.5%、前年同期比＋2.4%）となっている。このうち、FTTHの契約数は、3,309万（前期比＋1.1%、前年同期比＋4.5%）であり、固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は、80.3%（前期比＋0.4ポイント、前年同期比＋1.6ポイント）となっている。固定系ブロードバンドサービス契約数全体及びFTTH契約数のいずれについても緩やかな増加傾向を維持している（契約数の推移について図表Ⅱ－１、その増減率の推移について図表Ⅱ－２参照）。

【図表Ⅱ－１】 固定系ブロードバンド市場の契約数の推移

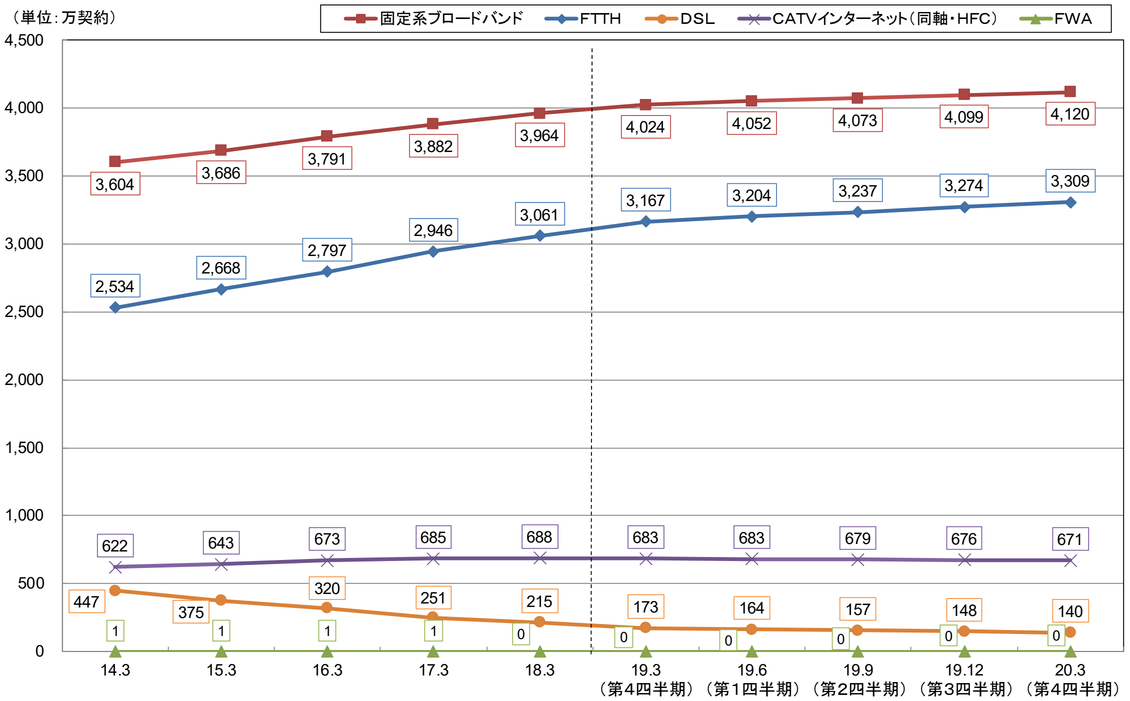

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

34 FTTH、DSL、CATV インターネット及び FWA。以下、特段の記載がない限り同じ。

【図表Ⅱ－２】固定系ブロードバンドサービスの契約数の増減率の推移

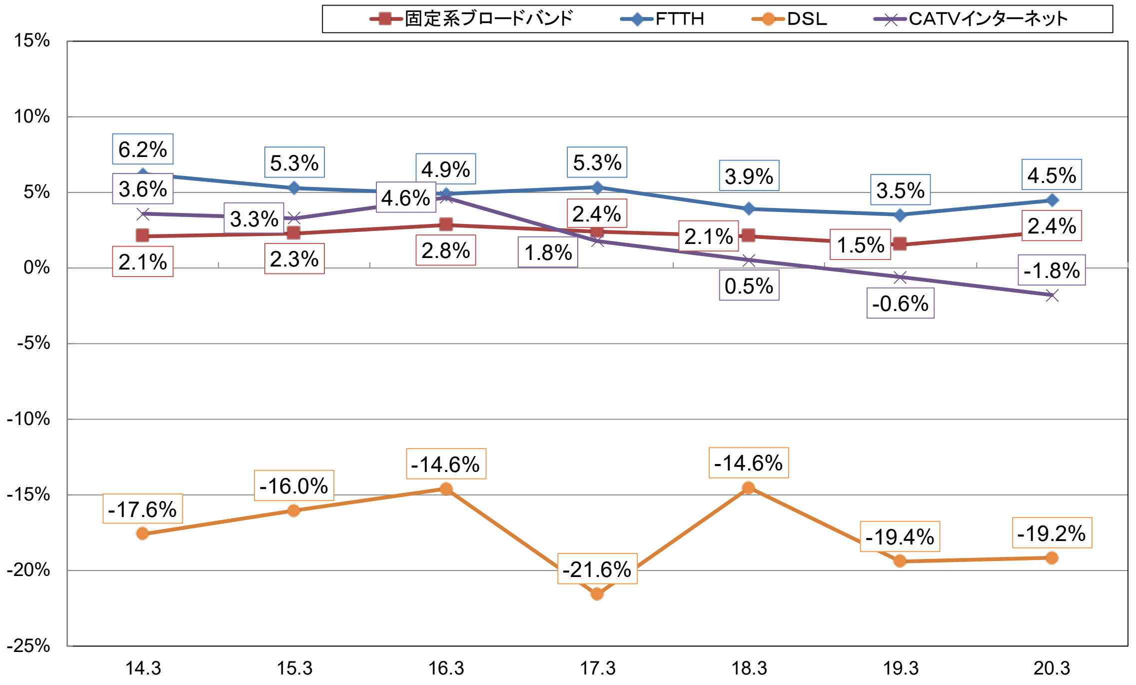

注：対前年度末比の増加率を表している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　売上高

2019年度の固定系ブロードバンド市場における売上高の推計値[35]は、１兆7,208億円となっている（図表Ⅱ－３参照）。

【図表Ⅱ－３】 固定系ブロードバンド市場の売上高（推計値）の推移

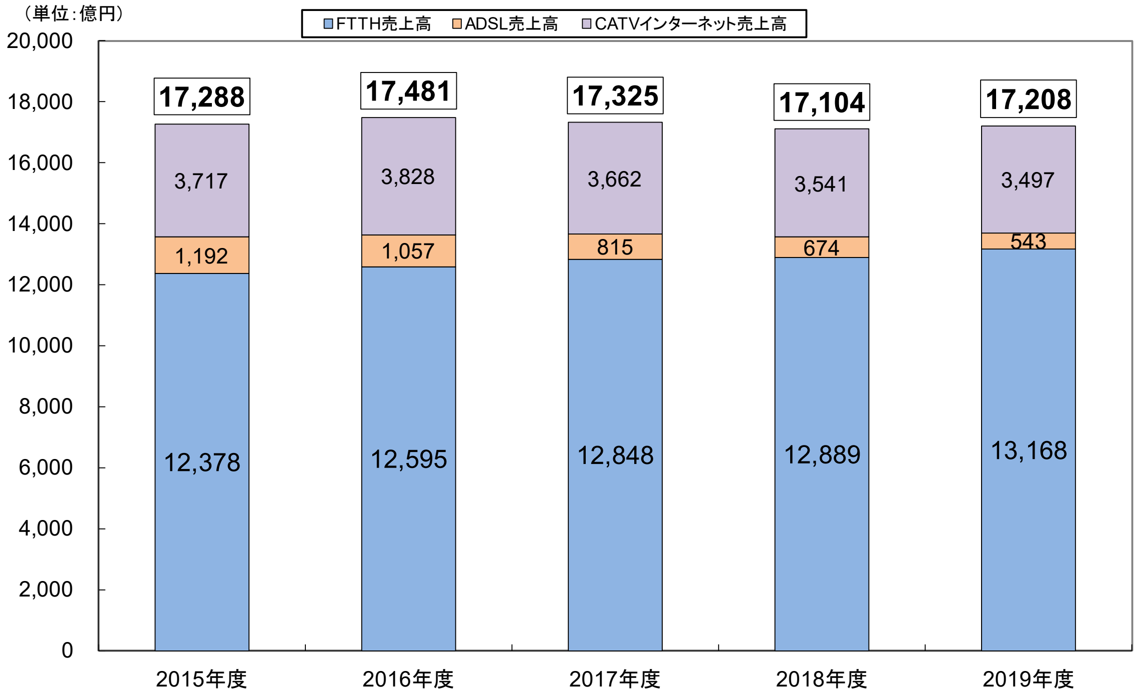

出所：各社決算資料を基に総務省作成

---

[35] 2019年度の固定系ブロードバンド市場の売上高の推定方法は以下のとおり。

・　FTTHの売上高については、NTT東日本及びNTT西日本におけるフレッツ光ARPU（基本利用料ARPU）の平均値に、2018年度末時点におけるFTTH契約数と2019年度末時点におけるFTTH契約数の平均値を乗じることにより推定した。

・　ADSLの売上高及びCATVインターネットの売上高については、ADSL利用者及びCATVインターネット利用者に対してそれぞれ行った月額料金に関するアンケート結果（暫定値）の平均値に、2018年度末時点における契約数と2019年度末時点における契約数の平均値をそれぞれ乗じることにより推定した。

② 市場シェア

2019年度末時点における固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT東西が20.0%[36]（前期比▲0.6ポイント、前年同期比▲2.3ポイント）、KDDIが17.7%[37]（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.2ポイント）、オプテージが3.8%（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント）となっている（図表Ⅱ－４参照）。

【図表Ⅱ－４】 固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアの推移

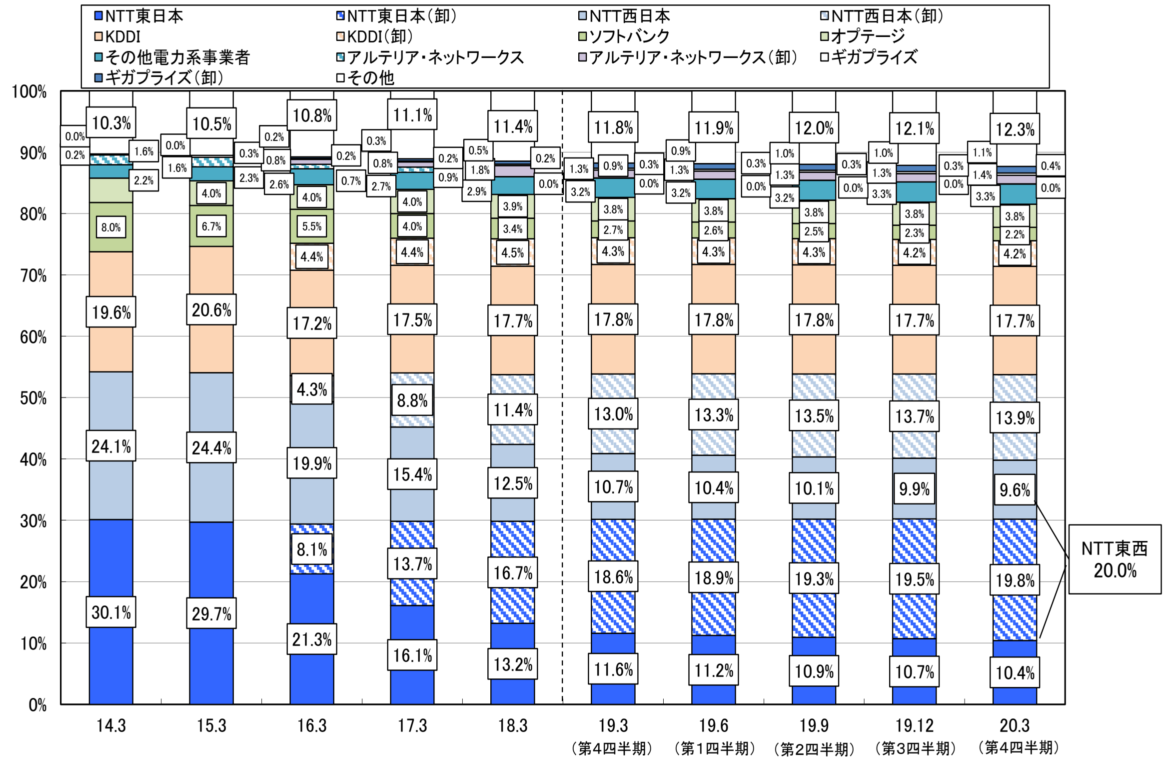

注１：固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアは、FTTH、DSL及びCATVインターネット（同軸・HFC）を対象としており、FWAを含んでいない。以下同じ。
注２：「KDDI」には、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。以下、特段の記載がない限り第２章において同じ。
注３：「その他電力系事業者」には、QTnet、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。以下同じ。
注４：卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者（「その他」に含まれる事業者は除く。）ごとに合算し、当該事業者名の後「(卸)」と付記して示している。以下同じ。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[36] 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると53.7%。
[37] 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると21.8%。

地域ブロック別でみると、2019年度末のNTT東西の小売シェアは全ての地域で前年度末から減少しており、一番シェアの高い東北で３割弱、一番シェアの低い近畿で２割弱となっている（図表Ⅱ－５参照）。

【図表Ⅱ－５】固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアの推移（地域ブロック別）

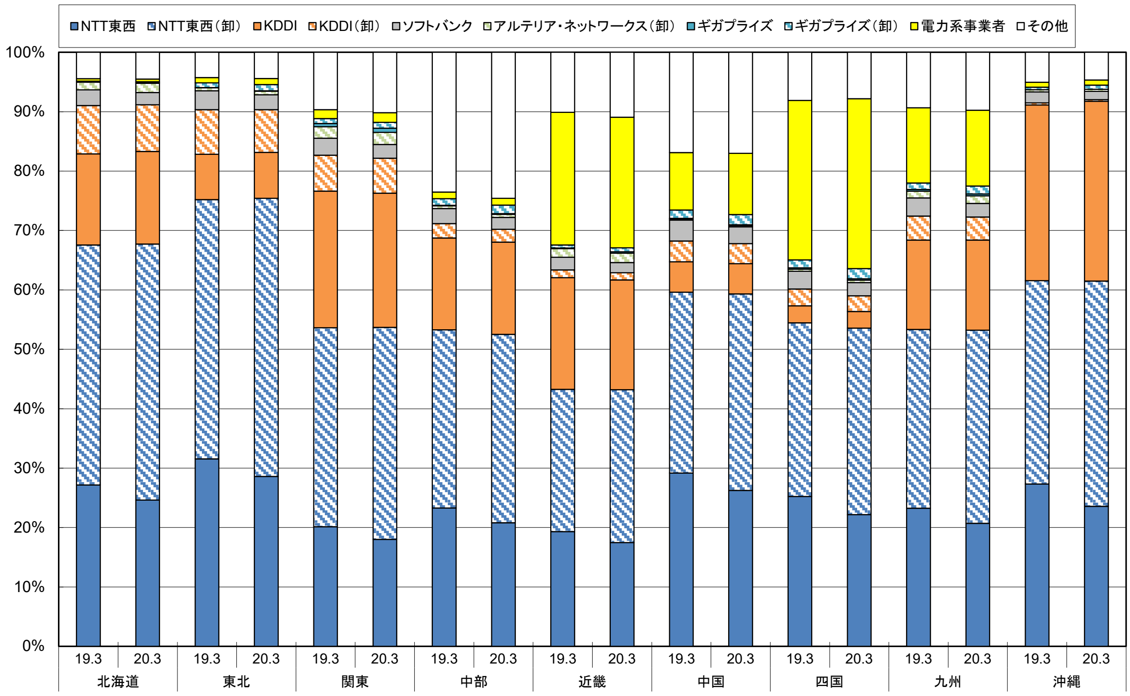

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

（2） 固定系超高速ブロードバンド市場

① 市場規模（契約数）

2019 年度末時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数は、3,707 万（前期比＋1.0%、前年同期比＋4.1%）となっている。このうち、CATV インターネット（同軸・HFC）[38]は、398 万（前期比＋0.2%、前年同期比＋1.2%）となっている（契約数の推移について図表Ⅱ－６、都道府県別の契約数について図表Ⅱ－７参照）。

契約数の増加率（対前年度末比）をみると、2019年度末時点では、固定系超高速ブロードバンドサービス全体では、＋4.1%と前年度に比べて増加したが、CATVインターネット（同軸・HFC）は、＋1.2%と、前年度に続き増加率は低下傾向にある（図表Ⅱ－８参照）。

また、契約数の増減率（対前四半期比）を事業者別に見ると、2019年度においては、NTT東西が毎期－２%台～－１%台、KDDI、電力系事業者及びJ:COMグループが毎期＋０%台～＋１%程度で推移している。MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）の増加率は低下傾向にある（2019年度末時点では対前期比＋2.1%）ものの、他の事業者よりも高い増加率を維持している（図表Ⅱ－９参照）。

【図表Ⅱ－６】固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の推移

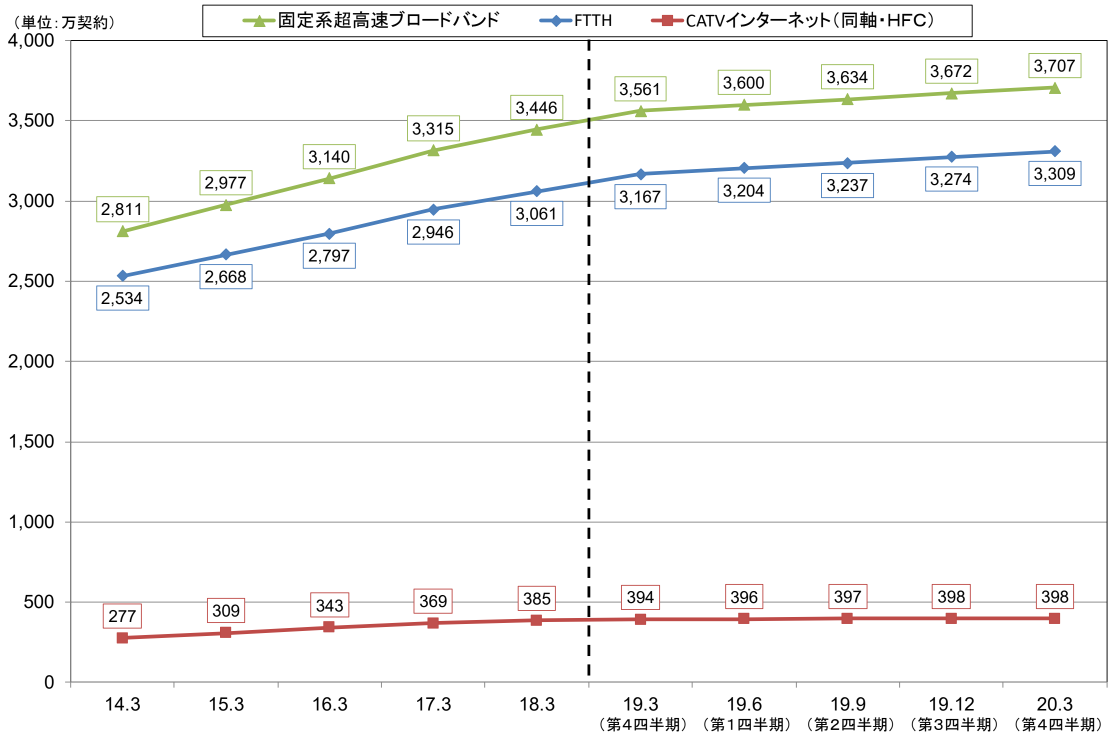

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[38] 通信速度下り 30Mbps 以上のものに限る。以下この（２）において同じ。

【図表Ⅱ－７】固定系超高速ブロードバンドサービスの都道府県別の契約数

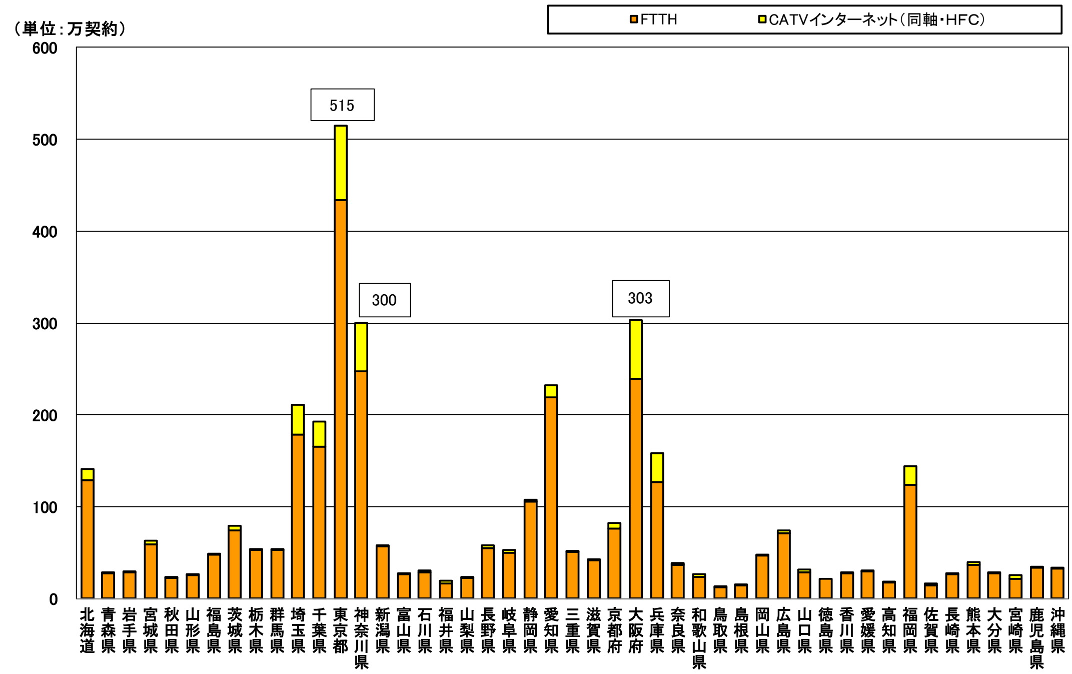

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－８】固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の増加率（対前年度末比）の推移

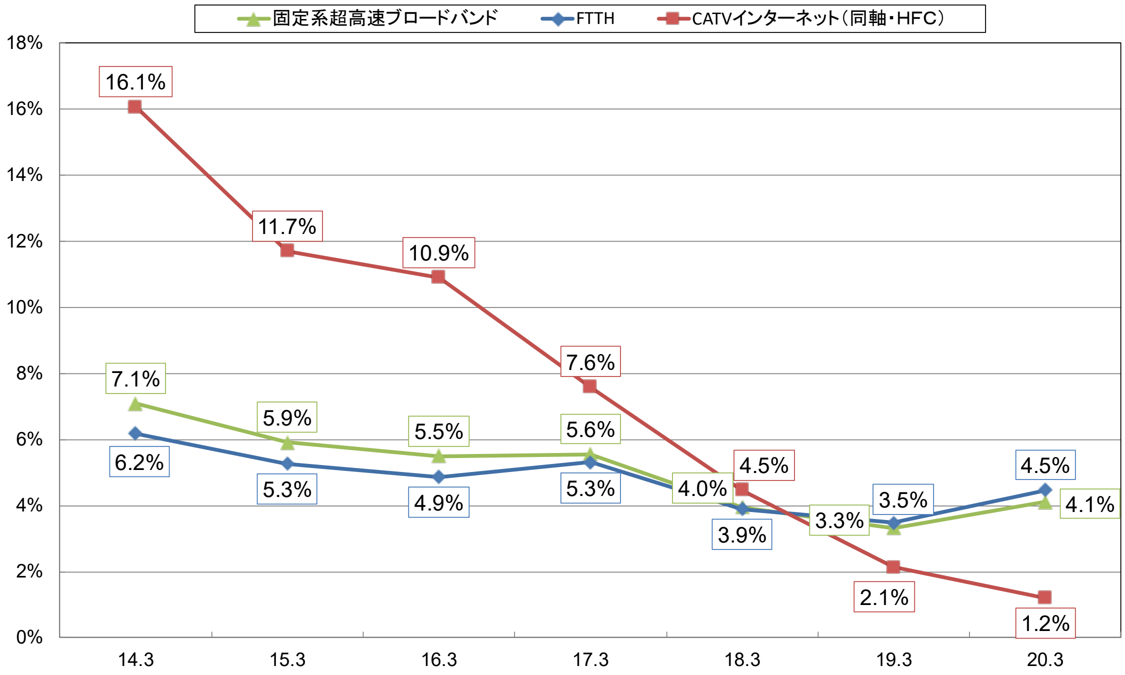

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－９】固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の事業者別増減率（対前四半期比）の推移

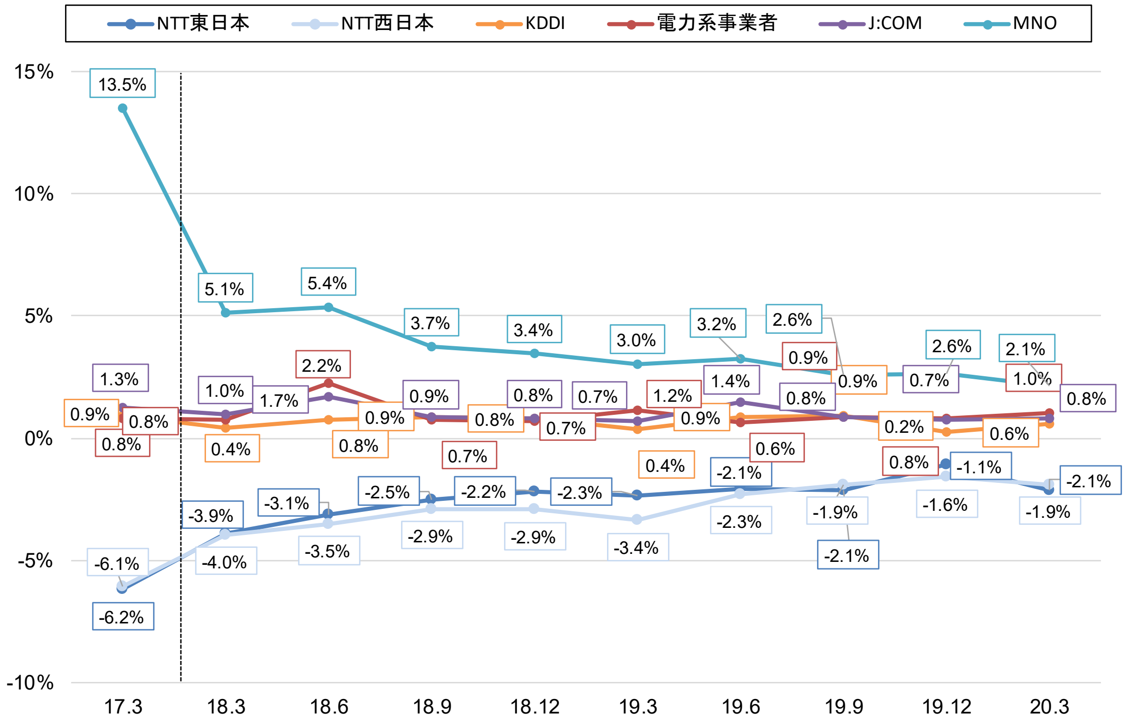

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

② 市場シェア

2019 年度末時点における固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 20.9%[39]（前期比▲0.6 ポイント、前年同期比▲2.6 ポイント）、J:COM グループが 7.9%（前期比、前年同期比とも±0 ポイント）、KDDI が 6.1%[40]（前期比±0 ポイント、前年同期比▲0.1 ポイント）となっている（図表Ⅱ－10 参照）。

【図表Ⅱ－10】 固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェアの推移

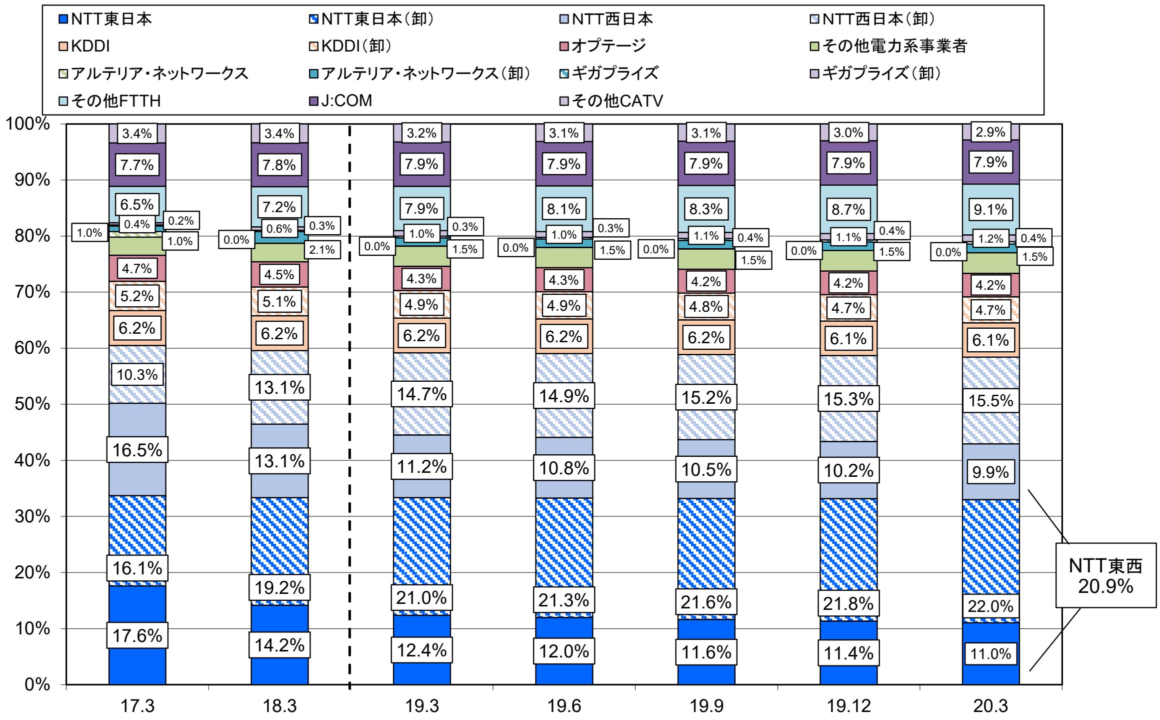

注：J:COM各社が提供するCATVインターネット（同軸・HFC）は、「J:COM」としてKDDIとは別に計上、表示している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[39] 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると 58.4%。
[40] 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると 10.8%。

地域ブロック別でみると、2019年度末のNTT東西の小売シェアは全ての地域で前年度末から減少しており、一番シェアの高い東北で３割弱、一番シェアの低い近畿で２割弱となっている（図表Ⅱ－11参照）。

【図表Ⅱ－11】 固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェアの推移（地域ブロック別）

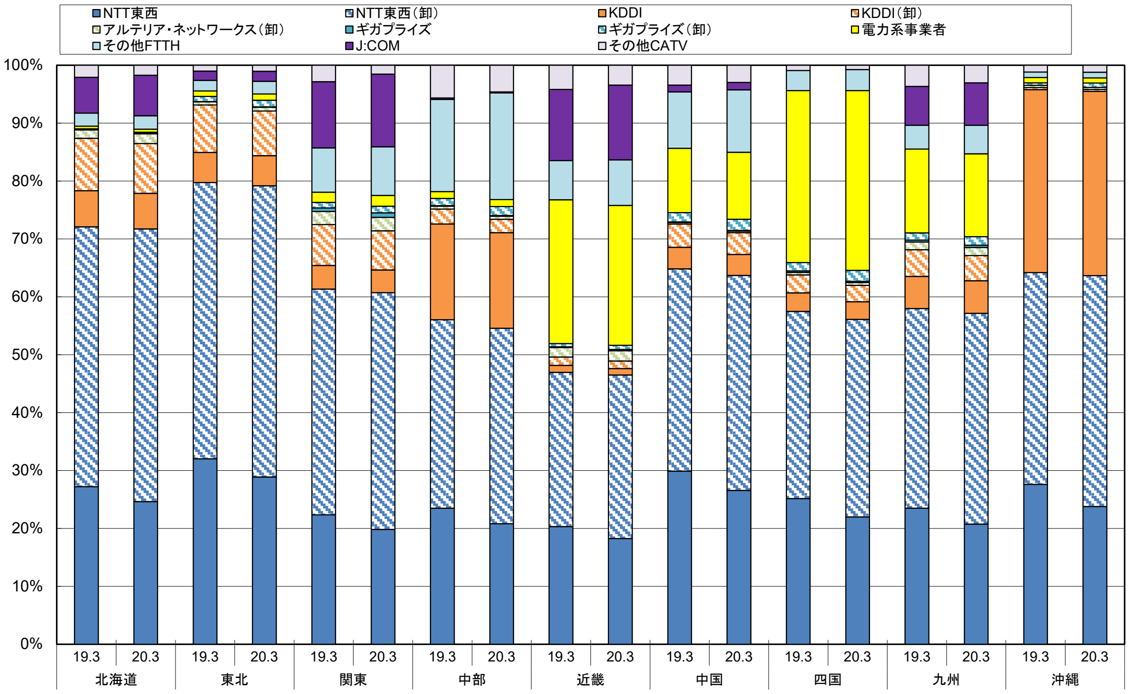

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③　設備競争及びサービス競争の状況

【ア・イとも、2019年度における状況につき成案公表時に記載予定】

ア　設備競争の状況

固定系超高速ブロードバンドの設備は、全国的におおむね整備されているものの、1.3%の市町村が完全未提供、0.7%の市町村において提供率が50%未満となっている。

設備整備事業者数の状況をみると、「１者」の設備しか整備されていない市町村が過半数を占め（52.1%）、「２者」の市町村が26.2%、「３者以上」の市町村が19.7%となっている。

地域別の設備競争の状況をみると、北海道・東北においては、９割以上の市町村において事業者数が「１者」となっているのに対し、近畿においては、NTT西日本の他にオプテージ、地域のCATV事業者等が積極的に設備整備を行っているため、53.0%の市町村において「３者以上」となっている（図表Ⅱ－12参照）。

【図表Ⅱ－12】設備整備事業者数別の市区町村シェア（地域ブロック別）

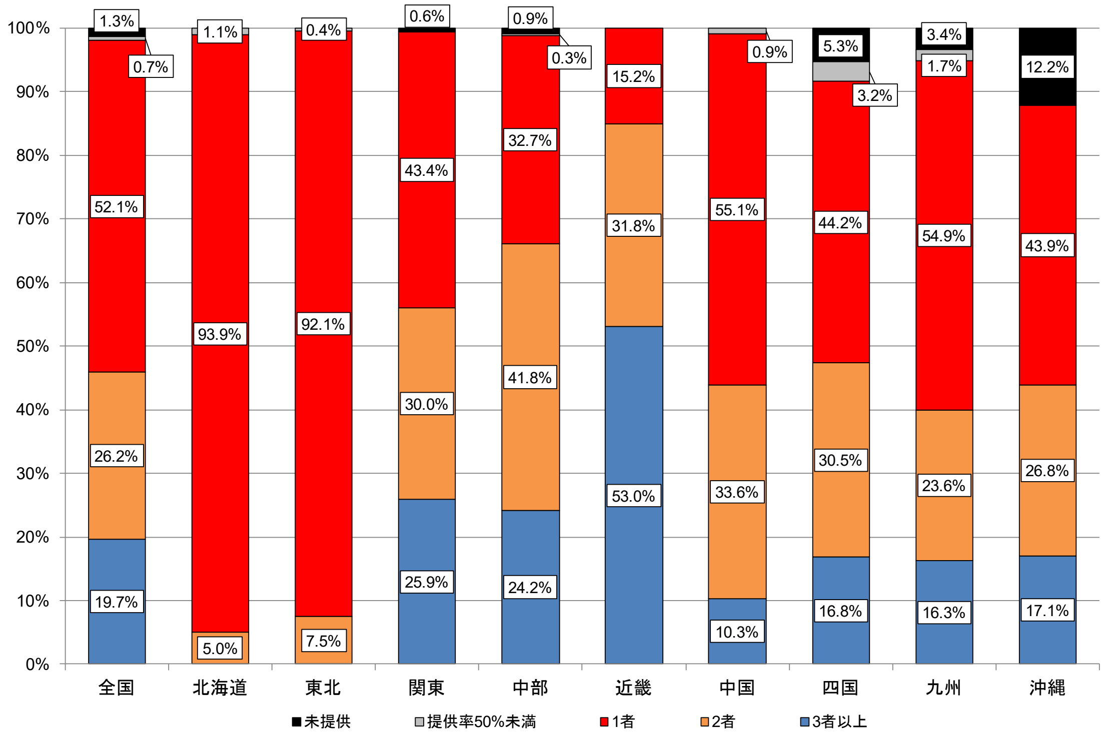

出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

イ　サービス競争の状況

サービス提供事業者[41]数の状況をみると、34.3%の市町村において「３者以上」、28.3%の市町村において「２者」となっている。

地域別のサービス競争の状況をみると、北海道・東北は低調であること、関東・西日本は活発であることは設備競争の状況と似た傾向であるが、設備競争の状況と比べ、ほぼ全ての地域で「２者」又は「３者以上」の市区町村の割合が増加しており、特に中部及び近畿では、５割以上の市区町村において「３者以上」となっている（図表Ⅱ－13参照）。

【図表Ⅱ－13】サービス提供事業者数別の市町村シェア（地域ブロック別）

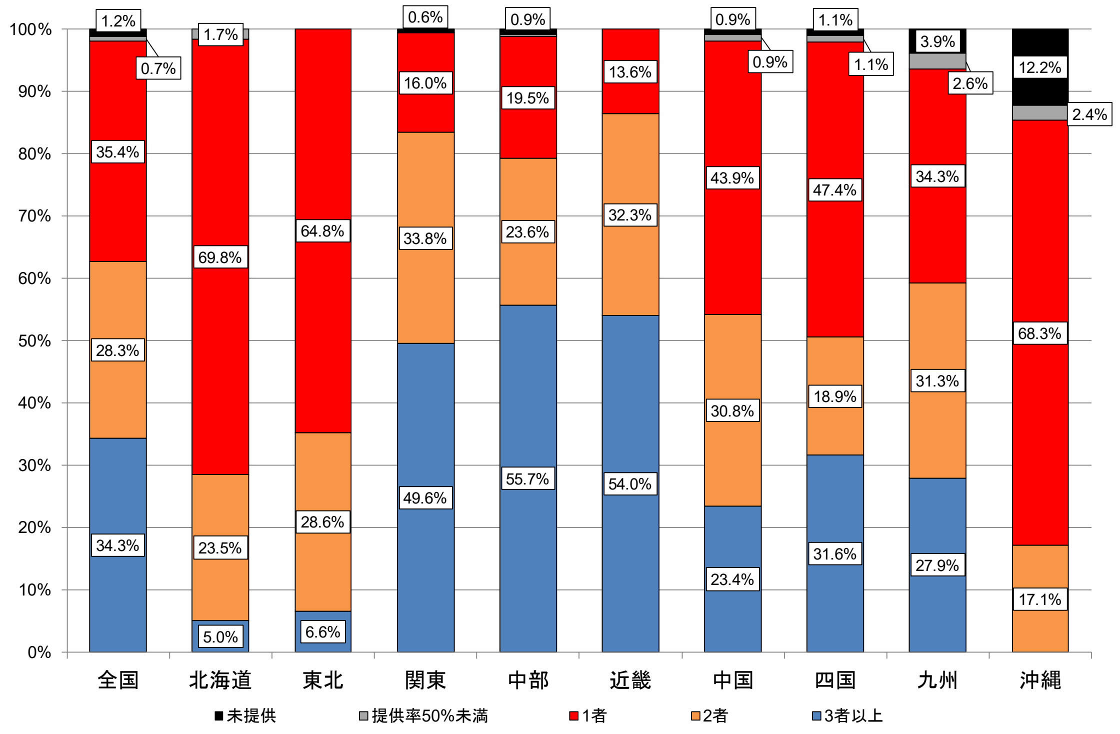

出所：2018年度事業者アンケート

41 卸電気通信役務を利用して固定系超高速ブロードバンドサービスを提供する事業者は含まない。参考３において同じ。

(3) FTTH 市場(小売市場)

① 市場規模（契約数）

ア 契約数

2019 年度末時点における FTTH の契約数は、3,309 万（前期比＋1.1%、前年同期比＋4.5%）となっている（図表Ⅱ－14 参照）。

【図表Ⅱ－14】FTTHサービスの契約数の推移

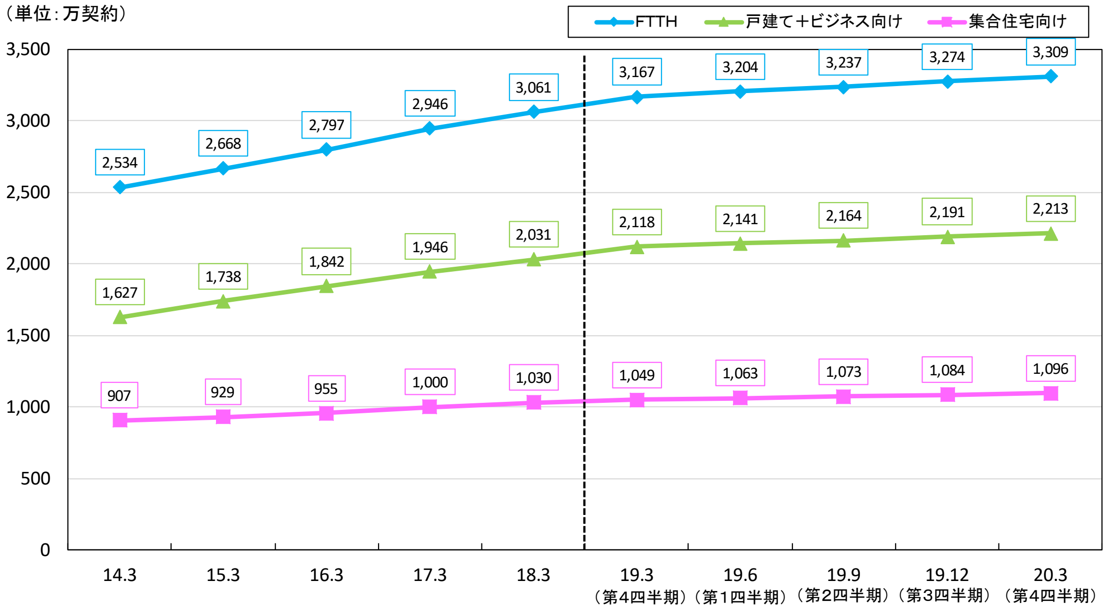

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　提供形態別契約数等

2019年度末時点におけるFTTHの提供形態別[42]の契約数は、「自己設置」型が1,326万（前期比▲14万、前年同期比▲31万）、「接続」型が289万（前期比＋20万、前年同期比＋35万）、「卸電気通信役務」型が1,694万（前期比＋31万、前年同期比＋138万）となっている。2018年度第１四半期において「卸電気通信役務」型が「自己設置」型を上回り、2019年度末時点においてその差はさらに広がっている（FTTHの提供形態別の契約数の推移について図表Ⅱ－15、それぞれの対前四半期比の純増減数の推移について図表Ⅱ－16参照）。

【2019 年度末時点における FTTH の提供形態別事業者数
に関する記載を成案公表時に追加予定】

【図表Ⅱ－15】FTTHの提供形態別の契約数の推移

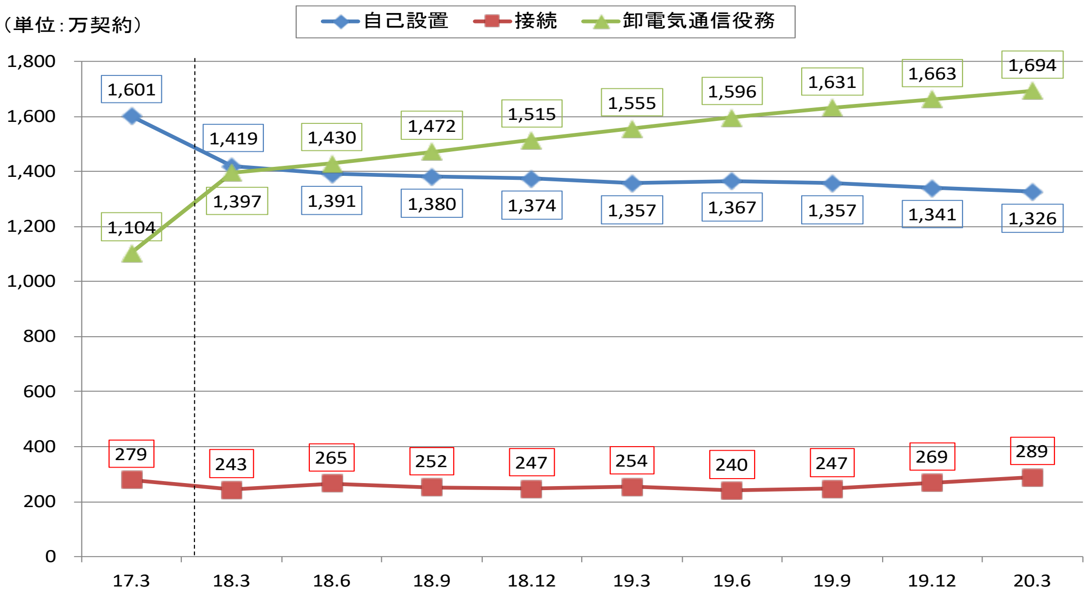

注：「卸電気通信役務」の契約数の一部については、「自己設置」、「接続」の契約数に含まれている。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。なお、「自己設置」及び「接続」の契約数の一部について当該重複の排除を行っており、2017年６月末以降においては重複排除可能な事業者が増加している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告及び2016～2019年度事業者アンケート

42 「自己設置」型：電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
「接続」型：電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
「卸電気通信役務」型：電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【図表Ⅱ－16】FTTH の提供形態別の契約数の純増減数（対前四半期）の推移

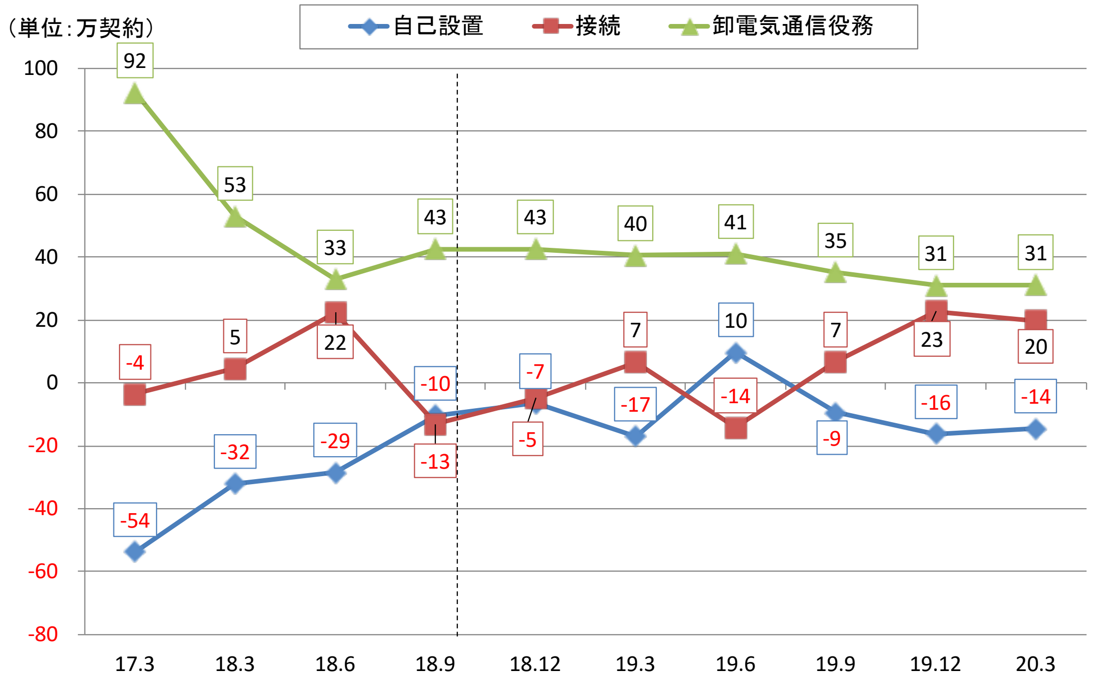

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告及び2016～2019年度事業者アンケート

【図表Ⅱ－17】FTTHの提供形態別の事業者数の推移（成案公表時に差し替え予定）

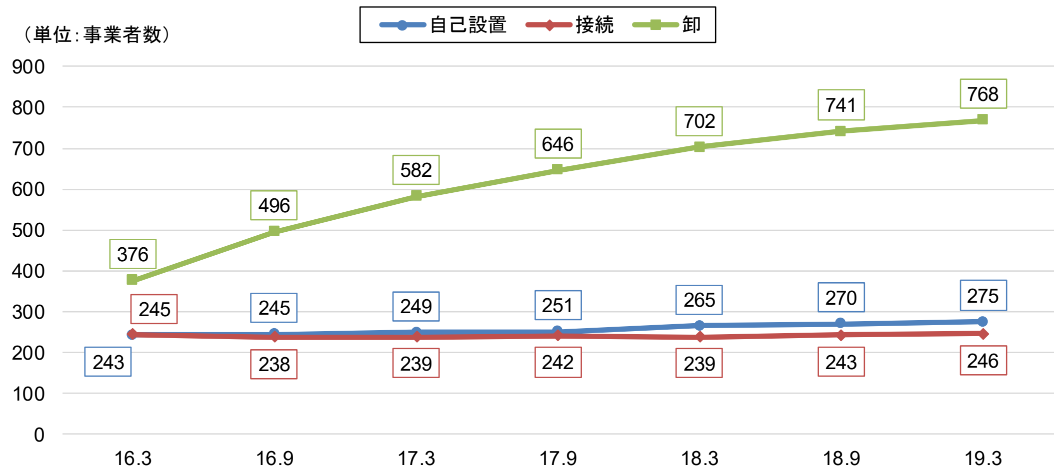

注１：接続の事業者数は「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）（平成27年9月18日）」に基づく半期ごとの報告によるNTT東西との接続事業者の数。
注２：卸の事業者数はNTT東西の光コラボサービスを提供する事業者。
注３：複数の提供形態でサービスを提供している事業者については重複して計上されている。
出所：電気通信事業報告規則及び「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」に基づく報告

ウ　貸出回線数

【2019年度における状況等について成案公表時に記載予定】

NTT東西の光ファイバ回線については、競争事業者への貸出義務が課されている[43]ところであるが、2018年度の状況をみると以下のとおりである。

○　2018年度末時点におけるNTT東西による光ファイバ回線の貸出し（加入光ファイバの相互接続）の総数は約293万回線（2016.3比＋67万、2018.3比＋13万）となっている。このうち、NTT東日本分は約195万回線（66.7%）、NTT西日本分は約98万回線（33.3%）となっている（図表Ⅱ－18参照）。

○　NTT東西の光ファイバ回線の貸出回線数が多いのは、東京都（約36万）、北海道（約21万）、埼玉県（約20万）のほか、神奈川県（約17万）、千葉県（約16万）、茨城県（約12万）、福岡県（約11万）、栃木県、群馬県及び長野県（約９万）などである（図表Ⅱ－19参照）。

○　NTT東西が保有する光ファイバ回線数（未利用の回線を除く）に占める貸出回線数の割合（2018年度末時点）をみると、全都道府県の平均は15.7%（2016.3比＋2.2ポイント、2018.3比＋0.3ポイント）であり、引き続き増加傾向にある（図表Ⅱ－20参照）。

【図表Ⅱ－18】NTT 東西による光ファイバ回線の貸出回線数（東西別）

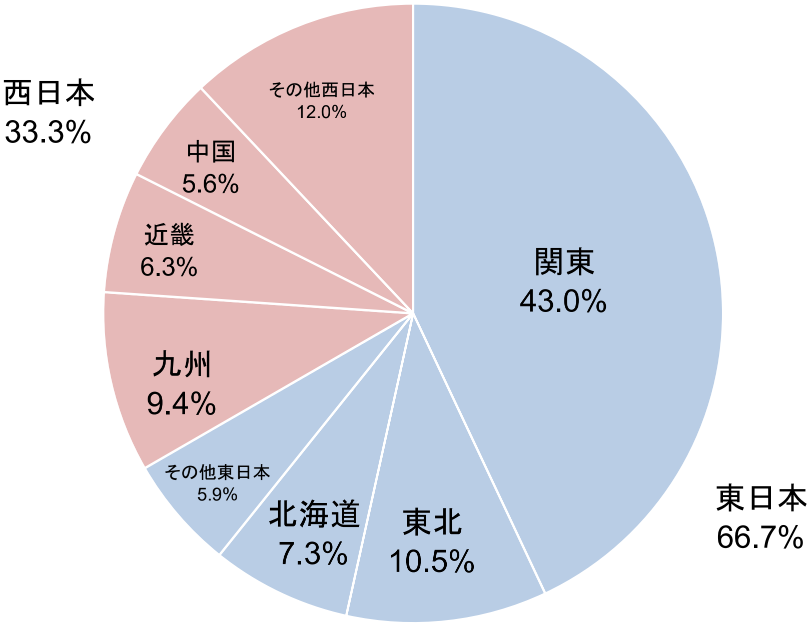

出所：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」に基づくNTT東西からの報告

[43] 電気通信事業法第 32 条及び第 33 条

【図表Ⅱ－19】NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数（都道府県別）

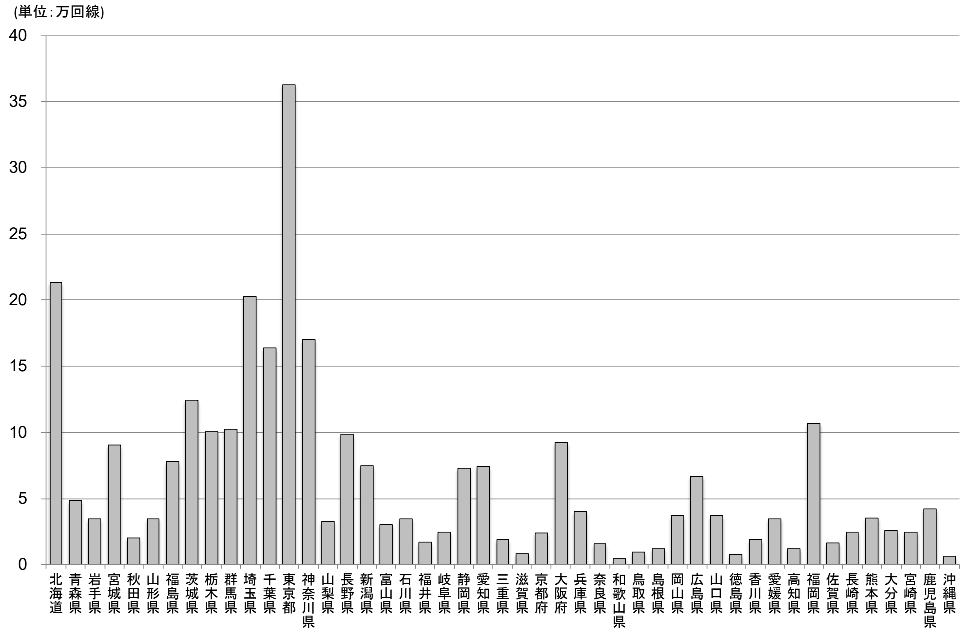

出所：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」に基づくNTT東西からの報告

【図表Ⅱ－20】NTT東西が保有する光ファイバ回線（未利用の回線を除く）に占める貸出回線数の割合[44]の推移

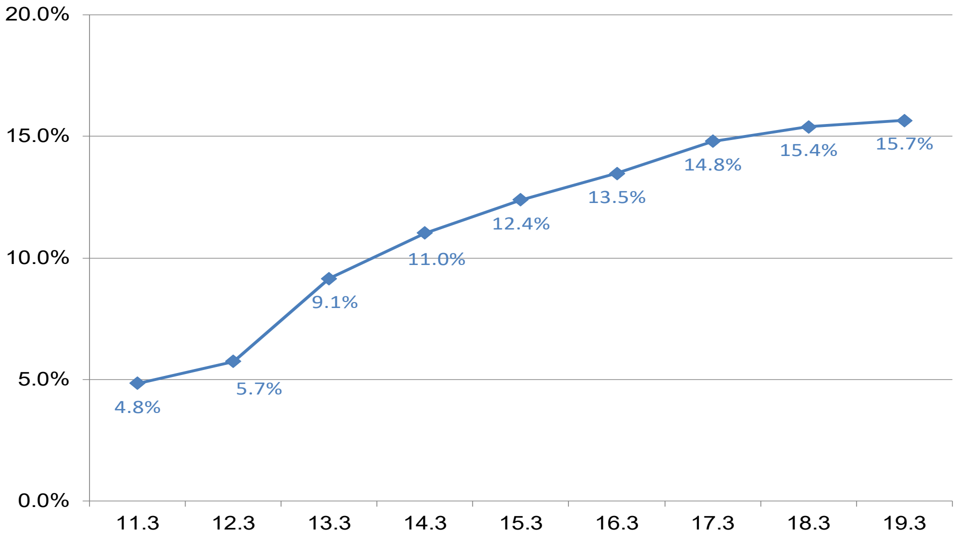

出所：事業者アンケートに基づくNTT東西からの報告（15.3以前）及び「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」に基づくNTT東西からの報告（16.3以降）

44 NTT 東西による光ファイバの貸出回線数を、NTT 東西が保有する光ファイバ回線の総数（未利用の回線を除く）で除したもの。

②　市場シェア

ア　契約数シェア

2019年度末時点におけるFTTH市場（小売市場）の事業者別シェアをみると、「自己設置」型又は「接続」型の事業者では、NTT東西が23.5%[45]（前期比▲0.7ポイント、前年同期比▲3.0ポイント）、KDDIが6.8%[46]（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント）、オプテージが4.7%（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.2ポイント）となっている。「卸電気通信役務」型の事業者では、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）のシェアが高く、両者で計30.7%（前期比＋0.3ポイント、前年同期比＋1.7ポイント）となっている。

【図表Ⅱ－21】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェアの推移

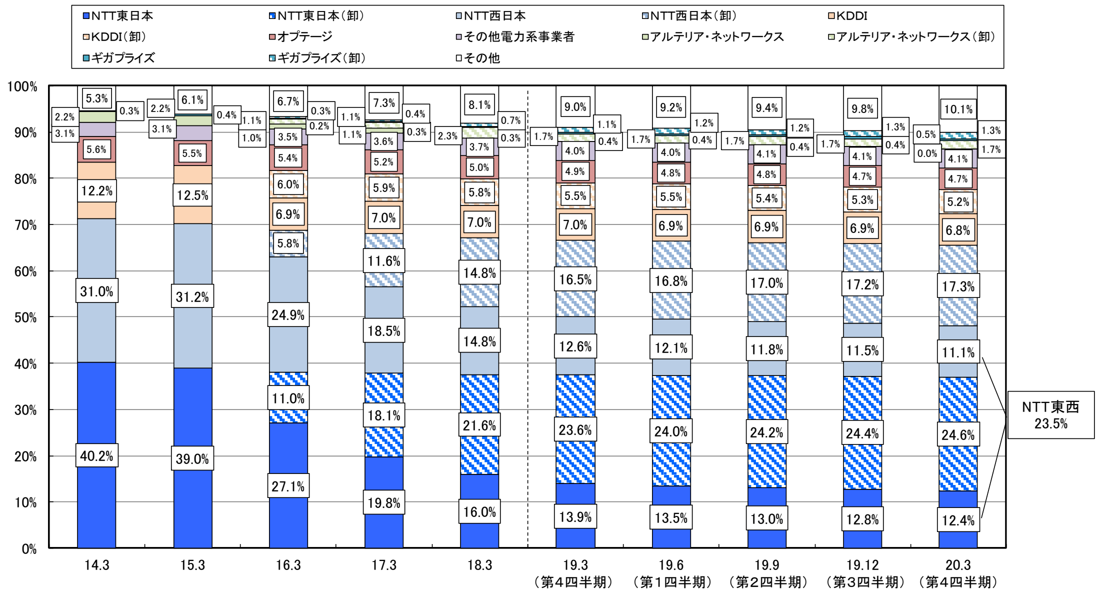

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

45 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると65.4%。
46 卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。卸電気通信役務の提供に係るものを含めると12.1%。

地域ブロック別の事業者別シェアをみると、2019年度末のNTT東西の小売シェアは全ての地域で前年度末から減少し、最もシェアの高い東北で３割弱、最もシェアの低い近畿で２割強となっている（地域ブロック別の事業者別シェアについて図表Ⅱ－22、都道府県別の事業者別シェアについて図表Ⅱ－23参照）。

【図表Ⅱ－22】FTTH市場（小売市場）の事業者別シェアの推移（地域ブロック別）

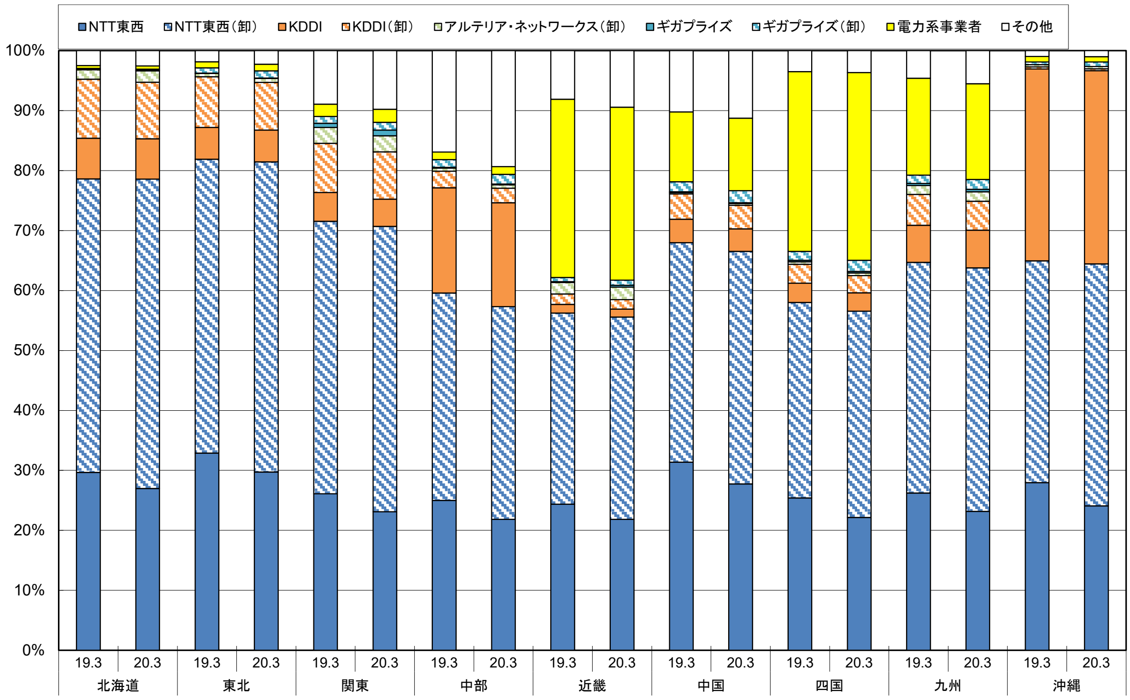

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－23】FTTH 市場（小売市場）の事業者別シェア（都道府県別）

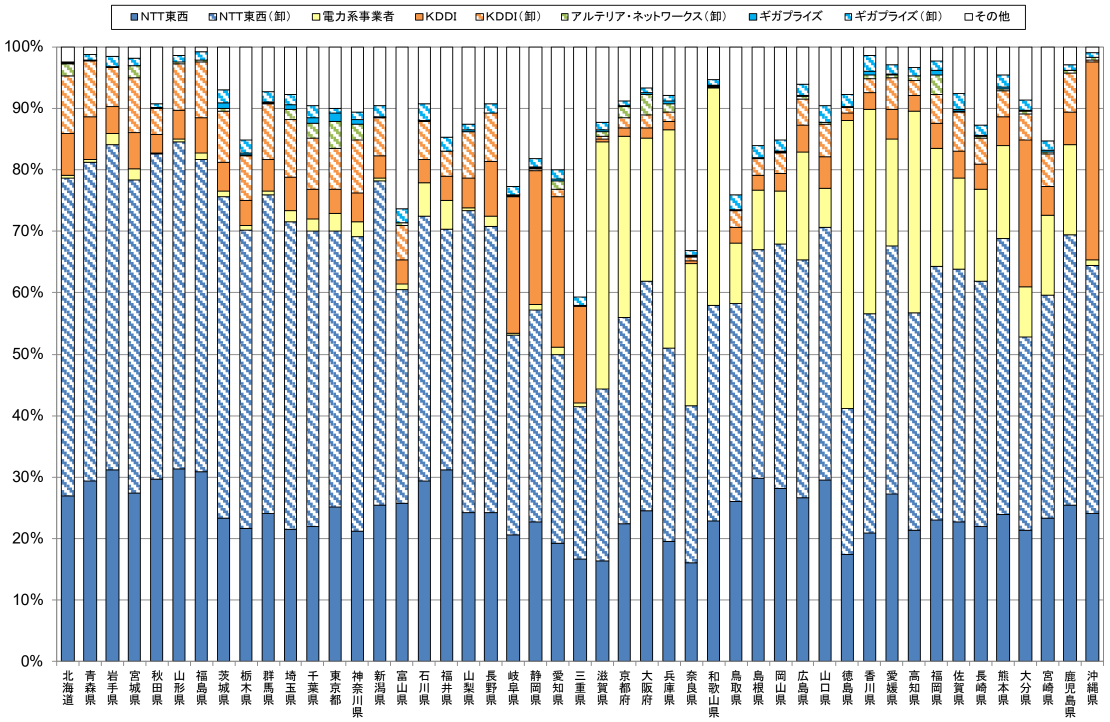

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

イ　提供形態別契約数シェア

【2019年度における状況等について成案公表時に記載予定】

2018年度末時点における「自己設置」型の契約数における事業者別シェアは、NTT東西が61.8%（2016.3比▲15.5ポイント、2018.3比▲4.5ポイント）と減少傾向である一方、KDDI、オプテージ及びCATV事業者が増加傾向となっている。

「接続」型の契約数における事業者別シェアは、ソニーネットワークコミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが増加傾向となっている。

「卸電気通信役務」型の契約数における事業者別シェアは、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）のシェアの合計が過半を占め（59.1%、2016.3比＋16.8ポイント、2018.3比＋2.7ポイント）、増加傾向である一方、MNO以外の事業者のシェアは減少傾向となっている。

ウ　設備シェア

【2019年度における状況等について成案公表時に記載予定】

設備競争の状況についてみると、全国の光ファイバ回線の総数[47]は、2018年度末において約2,457万回線であり、このうちNTT東西のシェアは76.1%（2016.3比▲1.8ポイント、2018.3比▲0.7ポイント）となっている。

【図表Ⅱ－24】光ファイバ回線の設備シェアの推移（全国）

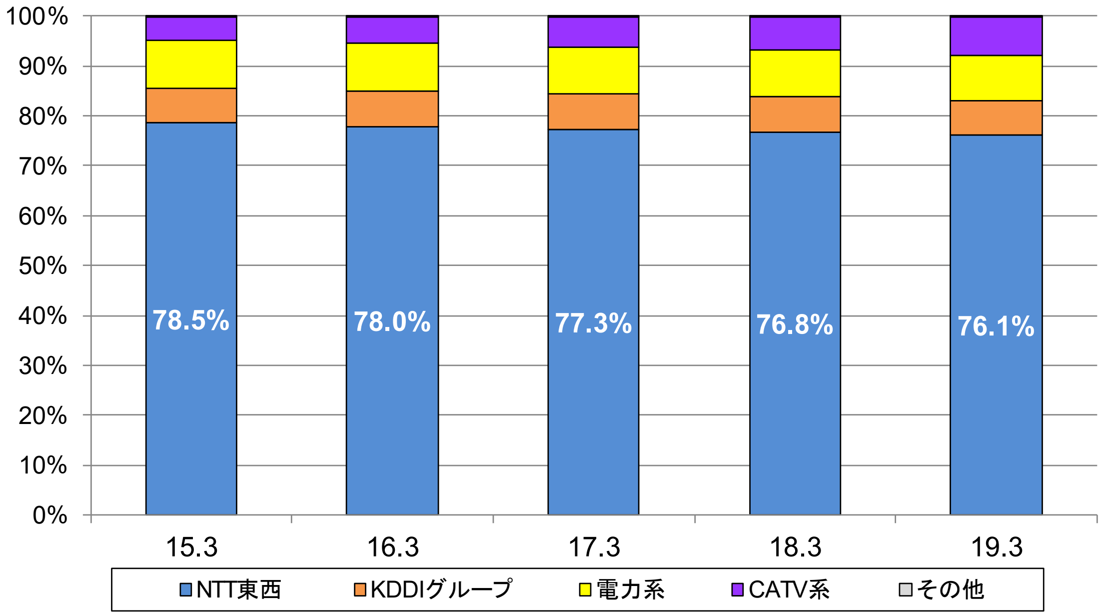

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

地域別でみた場合、東日本地域に比べ、西日本地域はKDDIグループ、電力系事業者、CATV事業者等との設備競争が活発な傾向にあり、近畿ブロックの各府県に岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、徳島県、香川県、大分県及び沖縄県を加えた15府県では、NTT西日本以外の競争事業者のシェアが30%超となっている。特に愛知県、三重県、滋賀県及び奈良県においては、競争事業者の設備シェアの合計が50%超となっている（図表Ⅱ－25参照。また、加入者回線全体の都道府県別設備シェアについて図表Ⅱ－26参照）。

[47] 「平成30年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」（令和元年８月22日　総務省報道発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000578.html

【図表Ⅱ－25】光ファイバ回線の都道府県別設備シェア（2018年度末）

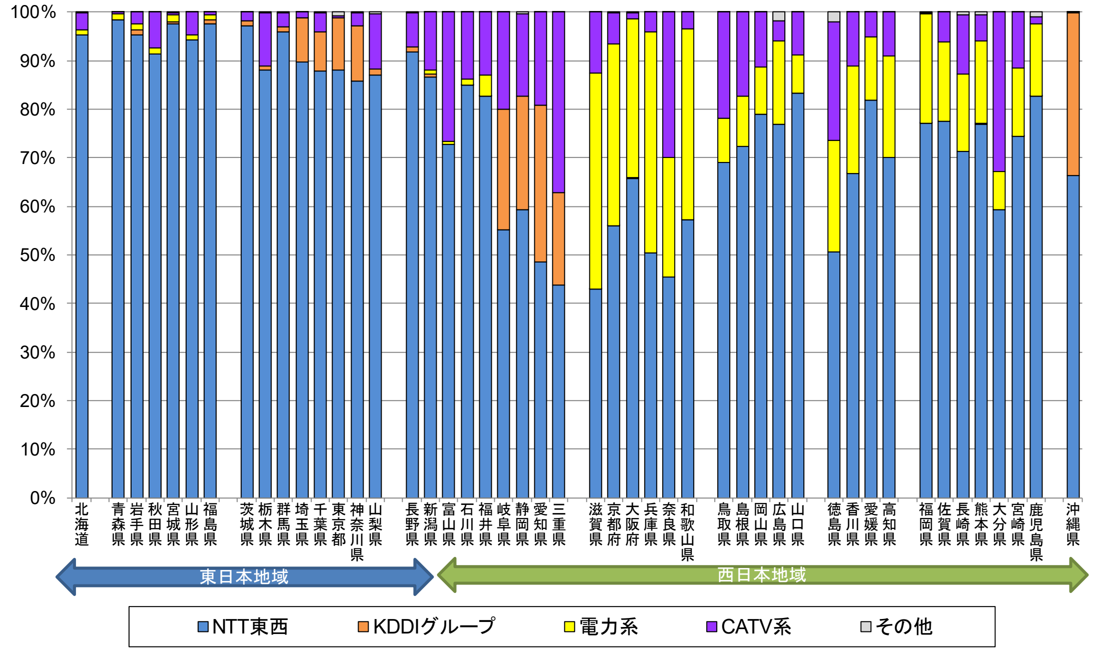

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－26】加入者回線全体の都道府県別設備シェア（2018 年度末）

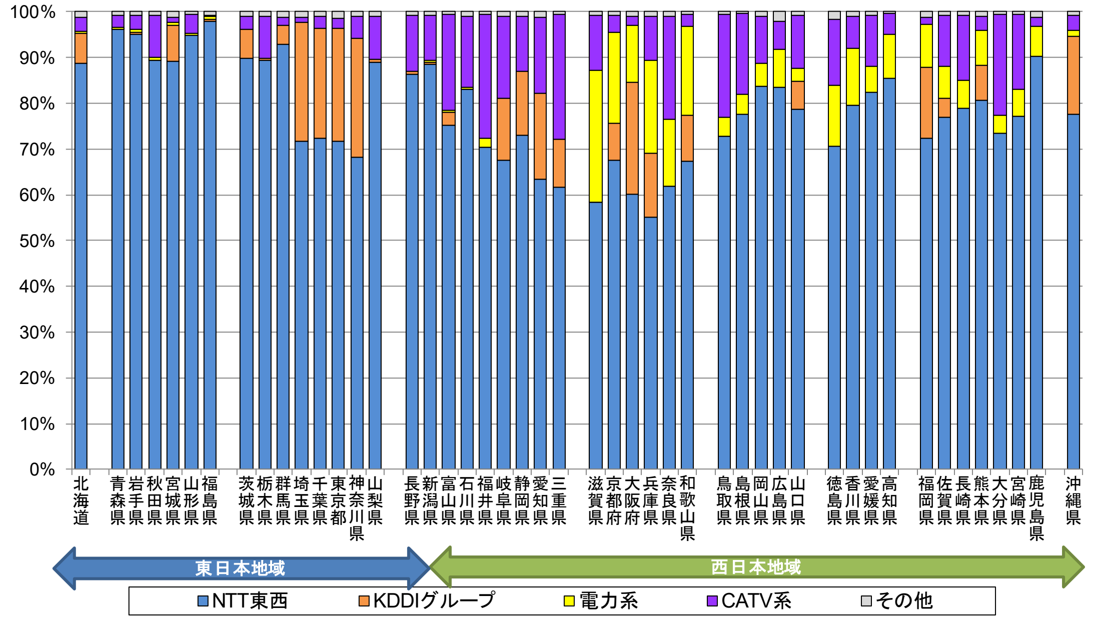

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③ FTTHの料金

ア FTTH料金の推移

FTTHの月額料金は、近年、おおむね5,000円／月（戸建向けの場合）で推移している（図表Ⅱ－27参照）。

【図表Ⅱ－27】FTTHの月額料金の推移

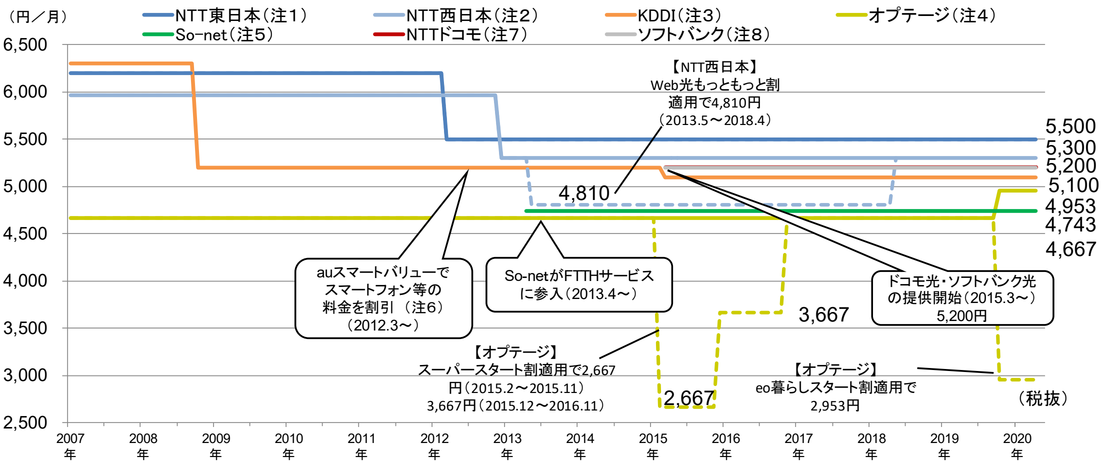

注１：【NTT東日本】ISP料金（ぷらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年３月まではBフレッツ・ハイパーファミリータイプ、2008年３月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012年３月からはにねん割適用料金）。

注２：【NTT西日本】ISP料金（ぷらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年３月まではフレッツ・光プレミアムファミリータイプ、2008年３月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012年11月まではあっと割引適用料金、2012年12月から2018年4月までは光もっともっと割適用料金、2018年5月からは光はじめ割適用料金）。

注３：【KDDI】ISP料金（au one net）、端末設備使用料、HGWレンタル料を含む。2008年10月まではKDDIのひかりone、2008年10月からはギガ得プラン、2015年３月からはずっとギガ得プランの料金。

注４：【オプテージ】ISP料金、回線終端装置使用料を含む。 eo光ネット（ホームタイプ）。2019年９月までは100Mコース（2005年７月eoホームファイバーから改称）の料金（即割適用料金）。2019年10月からは１Ｇコースの料金（即割適用料金）。

注５：【So-net】ISP料金（so-net）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO光の料金（２年継続契約）。

注６：auスマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について、条件により、１台あたり最大月額2,000円引き。

注７：【ＮＴＴドコモ】ＩＳＰ料金（タイプＡ）を含む。月額料金は２年間の定期契約を条件とする。

注８：【ソフトバンク】ＩＳＰ料金を含む。 月額料金は２年間の定期契約を条件とし、「おうち割光セット」の適用条件であるオプションメニューの料金（500円/月）は含まない。

出所：各社ウェブサイトを基に作成

イ　接続料の推移

2020年３月に認可した加入光ファイバに係る接続料のうち、2020年度のシェアドアクセス方式[48]に係る主端末回線の接続料は、NTT東日本においては1,769円、NTT西日本においては1,758円となっている。（図表Ⅱ－28参照）。

【図表Ⅱ－28】加入光ファイバ接続料の推移

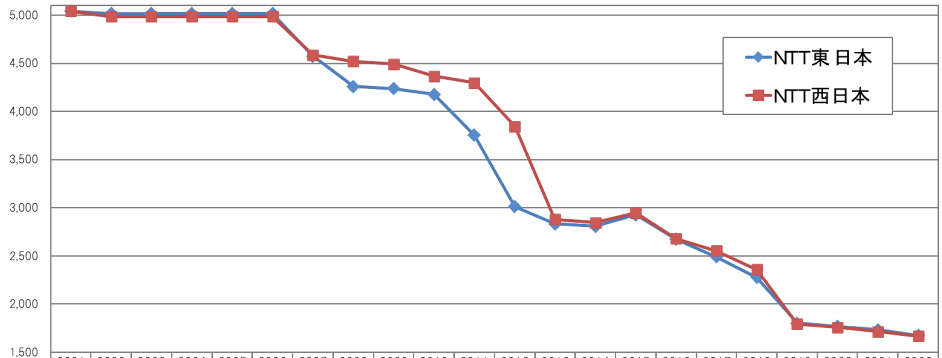

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
NTT東日本	5,044	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,013	2,835	2,808	2,929	2,675	2,490	2,278	1,802	1,769	1,733	1,673
NTT西日本	5,044	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,846	2,882	2,847	2,947	2,679	2,553	2,360	1,794	1,758	1,714	1,667

注１：本グラフはシェアドアクセス方式の主端末回線に係る接続料の推移を示したもの。
注２：接続料は、７年間（2001年度～2007年度）、４年間（2016年度～2019年度）又は３年間（2008年度～2010年度、2011年度～2013年度、2014年度～2016年度、2020年度～2022年度）を算定期間とする将来原価方式により算定。
注３：上記接続料には、FTM、局外スプリッタ料金（2006年度までは将来原価方式、2007年度以降は実績原価方式で算定）、施設設置負担加算料を含み、分岐端末回線に係る接続料を含まない。

出所：総務省資料

[48] 加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大８利用者で共用する方式。

④　通信速度

ICT化の進展に伴い、高速・大容量通信のニーズが高まっているところ、一部の事業者において最大通信速度(上下)10Gbpsのサービスも提供されている（図表Ⅱ－29参照）。

【図表Ⅱ－29】主要なFTTHサービスの利用料金と通信速度

区分	事業者	サービス名称	メニュー	最大速度(下り)	月額料金
戸建	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・ギガラインタイプ	1Gbps	4,700円※1
			ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps	4,500円※1
	NTT西日本	フレッツ光ネクスト	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼	1Gbps	4,300円※1、2
			ファミリー・ハイスピードタイプ	200Mbps	
	KDDI	auひかり ホームタイプ	au ひかりホーム 1ギガ	1Gbps	5,100円※3
			au ひかりホーム 5ギガ	5Gbps	5,100円※3
			au ひかりホーム 10ギガ	10Gbps	5,880円※3
	ソニーネットワークコミュニケーションズ	NURO光	NURO　光G2V	2Gbps	4,743円
			NURO　光 10G	10Gbps	6,480円
			NURO　光 10Gs	10Gbps	5,743円
			NURO　光 6Gs	6Gbps	5,243円
	オプテージ	eo光ネット	1ギガコース	1Gbps	4,795円※4
			5ギガコース	5Gbps	5,618円※4
			10ギガコース	10Gbbs	6,110円※4
	QTnet	BBIQ 光インターネット	ギガコース　ホームタイプ	1Gbps	4,000円※5
	STNet	ピカラ光ねっと	ホームタイプ　ステップコース5	1Gbps	4,500円※6
	中部テレコミュニケーション	コミュファ光	1Gホーム	1Gbps	3,630円※7
			5Gホーム　EX	5Gbps	3,630円※7
			10Gホーム　EX	10Gbps	4,630円※7
	エネルギア･コミュニケーションズ	メガ・エッグ 光ネット	ホーム	1Gbps	4,200円
集合	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	マンション・ギガラインタイプ	1Gbps	2,950円～3,950円※1
			マンション・ハイスピードタイプ	200Mbps	2,750円～3,750円※1
	NTT西日本	フレッツ光ネクスト	マンション・スーパーハイスピードタイプ隼	1Gbps	2,850円～3,950円※1※2
			マンション・ハイスピードタイプ	200Mbps	
	KDDI	auひかり マンションタイプ	マンション　ギガ	1Gbps	4,050円※8
			タイプV、都市機構、E、F	100Mbps	3,400円～4,300円※8
			都市機構G、タイプG	644Mbps	3,800～4,100円※8
	ソニーネットワークコミュニケーションズ	NURO光	NURO　光 for マンション	2Gbps	1,900円~2,500円
	オプテージ	eo光ネット	マンションタイプ(光配線方式)1ギガコース	1Gbps	建物規模等により異なる
			メゾンタイプ　1ギガコース	1Gbps	4,795円※4
			メゾンタイプ　5ギガコース	5Gbps	5,618円※4
			メゾンタイプ　10ギガコース	10Gbbs	6,110円※4
	つなぐネットコミュニケーションズ(アルテリア･ネットワークスグループ)	UCOM光 レジデンス ※9 e-mansion ※9	マンション全戸一括 10Gタイプ(光配線方式) ※建物規模等により異なる	10Gbps	建物規模等により異なる
	QTnet	BBIQ 光インターネット	ギガコース　マンションタイプ	1Gbps	3,100円～4,800円※10
	STNet	ピカラ光ねっと	マンションタイプ　ステップコース3	1Gbps	3,740円※11
	中部テレコミュニケーション	コミュファ光	1GマンションF	1Gbps	5,250円
			5GマンションF　EX	5Gbps	5,700円
			10GマンションF　EX	10Gbps	6,050円
	エネルギア･コミュニケーションズ	メガ・エッグ 光ネット	マンション	1Gbps	3,200円

※１：ISP料金は含まれない。
※２：「光はじめ割」　適用時の1～２年目の料金。
※３：au one netで「口座振替・クレジットカード割引（▲100円/月）」適用時の料金。HGWレンタル料込み。「ずっとギガ得プラン」（3年契約）適用時の1年目の料金。5ギガ・10ギガプランについては「超高速スタートプログラム」適用。
※４：「長期継続利用割引契約（長割）」適用時の3～5年目の料金。
※５：「BBIQつづけて割」及び「BBIQギガスタート割」適用時の2～12ヵ月目までの料金。
※６：「ずっトク割5年契約」適用時の1～2年目の料金。
※７：「ギガデビュー割2020」適用時の1年目の料金。
※８：au one netで「口座振替・クレジットカード割引（▲100円/月）」適用時の料金。HGWレンタル料込み。VDSLモデム/ONUモデムレンタル料込み。　「お得プランA(2年契約)加入時は、おうちトラブルサポートの料金込み。「お得プランＡ」（2年契約）、「お得プラン」　（2年契約）適用時の料金。
※９：集合住宅の全戸一括で契約する方式。
なお、10Gbpsはマンションまでの専有回線の速度であり、各戸までは最大2Gbps。
※10：「BBIQギガスタート割」適用時の2～12ヵ月目までの料金。マンションタイプ（ダイレクト除く）は、月々の同一建物内の加入戸数に応じて月額料金が変動する。
※11：「ずっトク割3年契約」適用時の1～5年目の料金。
注：特段記載がある場合を除き、金額は全て税抜き、長期契約割引適用後、ISP料金込み。2020年５月末現在。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

⑥　スイッチングコスト

主要なFTTHアクセスサービス（図表Ⅱ-30に記載の７社が提供するもの）におけるスイッチングコスト（経済的コスト）について、新規契約時手数料はNTT東西において比較的低廉、設置工事費は接続事業者（KDDI及びソニーネットワークコミュニケーションズ）において比較的高額であった。解約時違約金は事業者によって異なるものの大きな差はない。撤去工事費は、NTT東西のFTTHアクセスサービスを利用している場合（NTT東西、NTTドコモ、ソフトバンク）は無償、自己設置事業者及び接続事業者（オプテージ、KDDI及びソニーネットワークコミュニケーションズ）の場合は有償となっている（図表Ⅱ－30参照）。

【図表Ⅱ－30】主要なFTTHアクセスサービスにおけるスイッチングコスト

事業者名	新規契約時		解約時	
	手数料	設置工事費 ※1	違約金等 ※2	撤去工事費 ※1
NTT東日本（フレッツ光）	800円	18,000円	9,500円	―
NTT西日本（フレッツ光）	800円	18,000円	10,000円	―
KDDI（auひかり）	3,000円	37,500円	9,500円	28,800円
ソニーネットワークコミュニケーションズ（NURO光）	3,000円	40,000円	9,500円	10,000円
オプテージ（eo光）	3,000円	27,000円	12,000円	10,000円
NTTドコモ（ドコモ光）	3,000円	18,000円	13,000円	―
ソフトバンク（SoftBank光）	3,000円	24,000円	9,500円	―

※１：約款等に記載されている標準的な工事費。土日祝日指定追加費用等は含まない。
※２：定期契約を解除した場合に請求される費用。最低利用期間が最も短いプランにおける最高額。
注１：いずれも、戸建向けプラン新規契約の場合。プランによって、その他の費用が必要となる場合がある。金額は税抜き。
注２：キャンペーン等による割引や減免を行う前の金額。割賦請求の場合は割賦の総額を記載。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

２ 利用者の動向等に係る分析

① 事業者の選択・利用状況等

ア 継続利用年数

10年以上同一の事業者のサービスを継続している者の割合が最も多い（33.2%）（図表Ⅱ－31参照）。

【図表Ⅱ－31】固定ブロードバンド事業者の継続利用年数

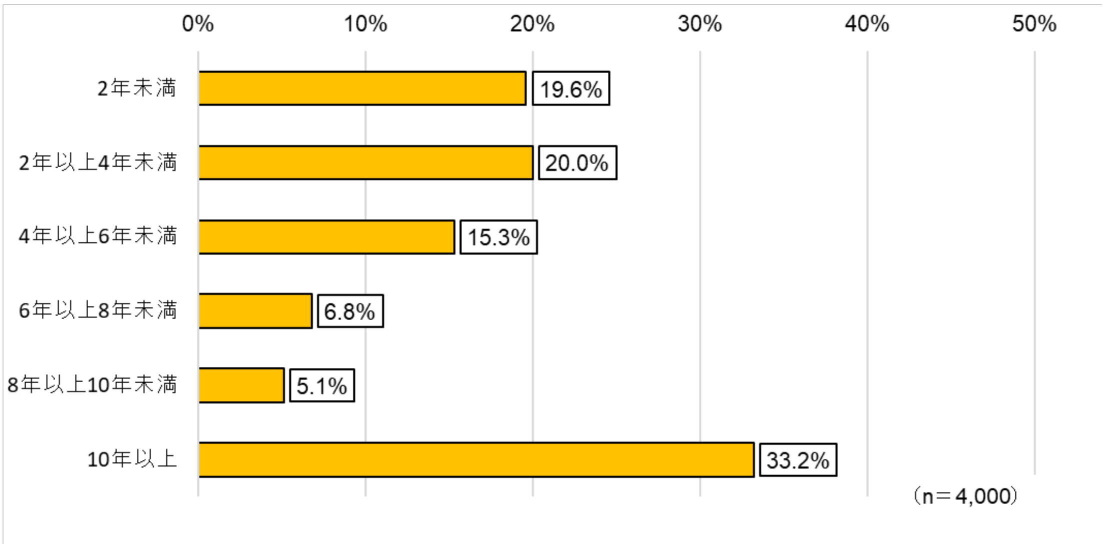

出所：2019年度利用者アンケート

イ 契約場所

FTTHアクセスサービスの契約場所について、MNO系光コラボ（NTTドコモ及びソフトバンクがNTT東西のサービス卸を利用して提供するFTTHアクセスサービスのことをいう。以下同じ。）以外の類型では、「インターネット等（電話勧誘を除く）」や「電話勧誘」により契約したとする回答者が多く、これら類型においては対面による契約は少数にとどまっていることがうかがえる一方、MNO系光コラボ利用者においては、「携帯電話ショップ」において契約したとする回答者が最も多く（48.4%）、「量販店」で契約したとする回答者（16.8%）を含め、対面による契約を行った者が多い（図表Ⅱ－32参照）。

【図表Ⅱ－32】FTTHの契約場所（事業者類型別）

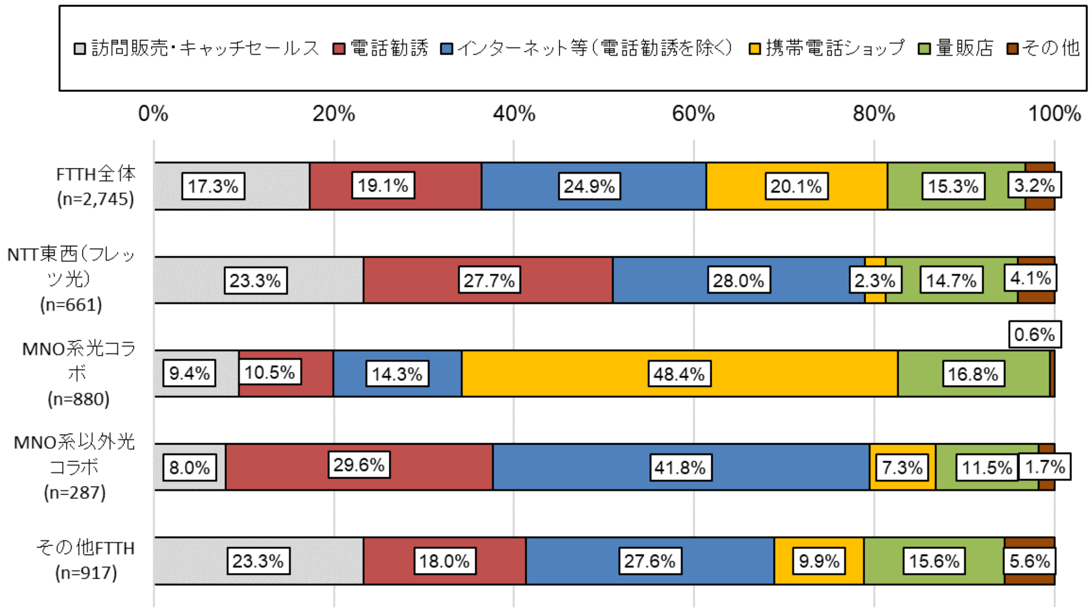

出所：2019年度利用者アンケート

ウ　FTTHサービスの事業者選択理由

利用しているFTTHサービスの選択理由について、MNO系光コラボ以外の利用者については、「月額料金が安い」が最も多い（MNO系以外の光コラボ利用者：47.0%、光コラボ以外のFTTH利用者：36.6%）のに対して、MNO系光コラボ利用者において「月額料金が安い」を選択した割合は32.7%にとどまり、「他の通信サービスとのセット割引がある」を選択した者の割合が最も多くなっている（45.5%）（図表Ⅱ－33参照）。

【図表Ⅱ－33】FTTH の事業者選択理由

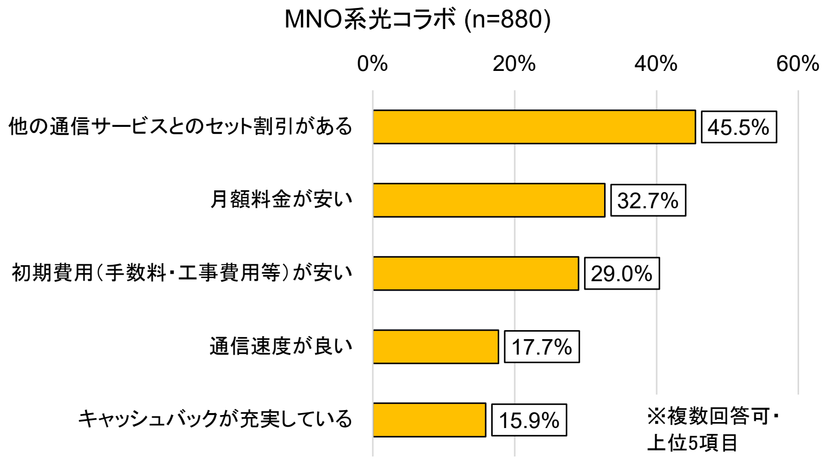

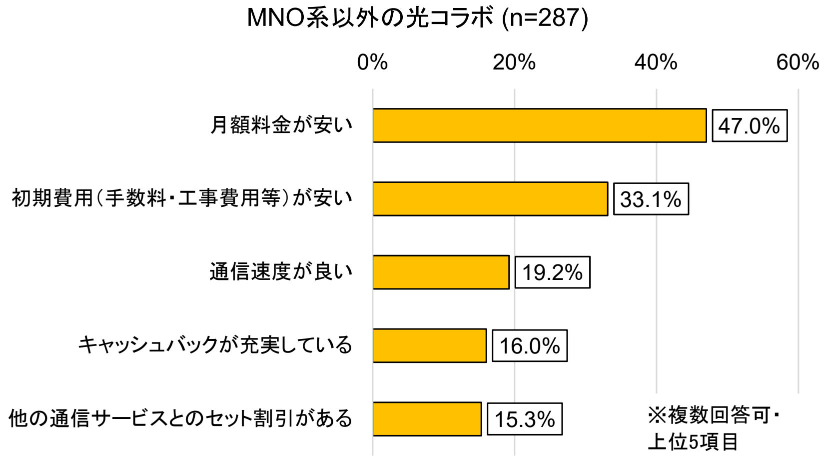

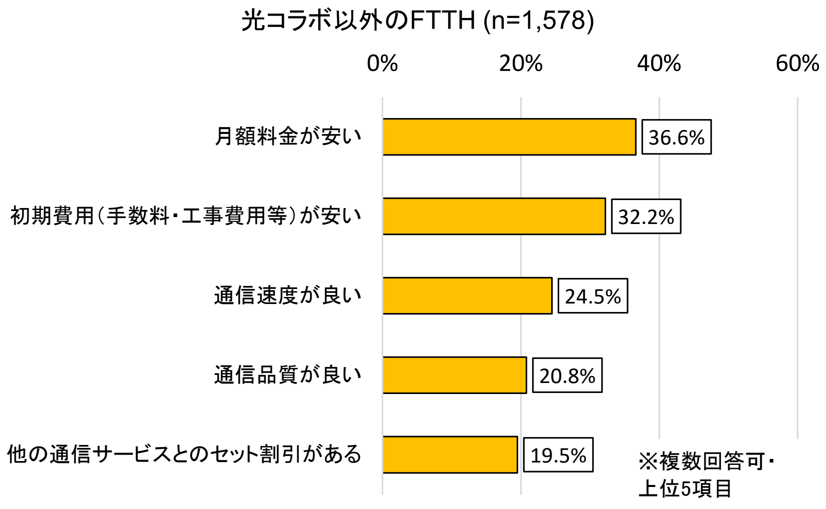

出所：2019年度利用者アンケート

② 満足度

現在利用中の FTTH の総合的満足度に関する質問について、光コラボ以外の FTTH 利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が 32.3%であったのに対し、MNO 系光コラボ利用者においては 29.3%、MNO 系以外の光コラボ利用者においては 27.8%となっている。料金の満足度に関する質問では、光コラボ以外の FTTH 利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が 26.7%であったのに対し、MNO 系以外の光コラボ利用者においては 25.4%、MNO 系光コラボ利用者においては 23.2%となっている。通信速度・品質の満足度に関する質問では、光コラボ以外の FTTH 利用者においては、「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合が 38.9%であったのに対し、MNO 系以外の光コラボ利用者においては 36.6%、MNO 系光コラボ利用者においては 35.1%となっている。

上記のとおり、総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO 系光コラボ利用者の満足度がその他の FTTH 利用者の満足度を大きく上回っているという結果は確認できなかったところである（FTTH の総合的満足度について図表Ⅱ－34、料金に対する満足度について図表Ⅱ－35、通信速度・品質に対する満足度について図表Ⅱ－36 参照）。

【図表Ⅱ－34】FTTHの総合的満足度

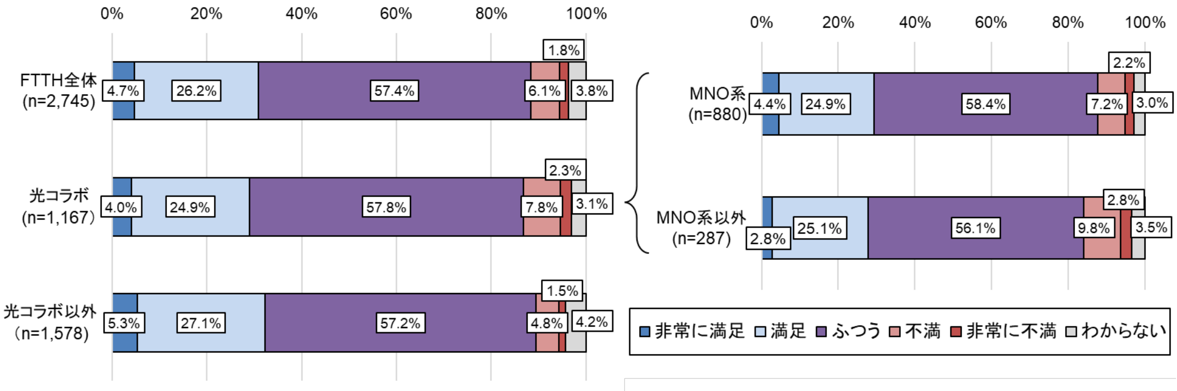

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅱ－35】FTTH の料金に対する満足度

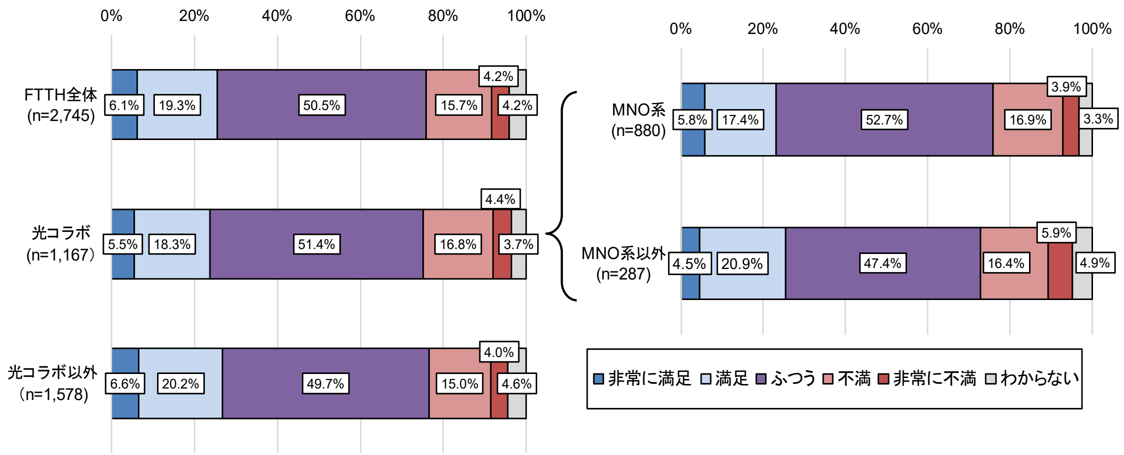

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅱ－36】FTTHの通信速度・品質に対する満足度

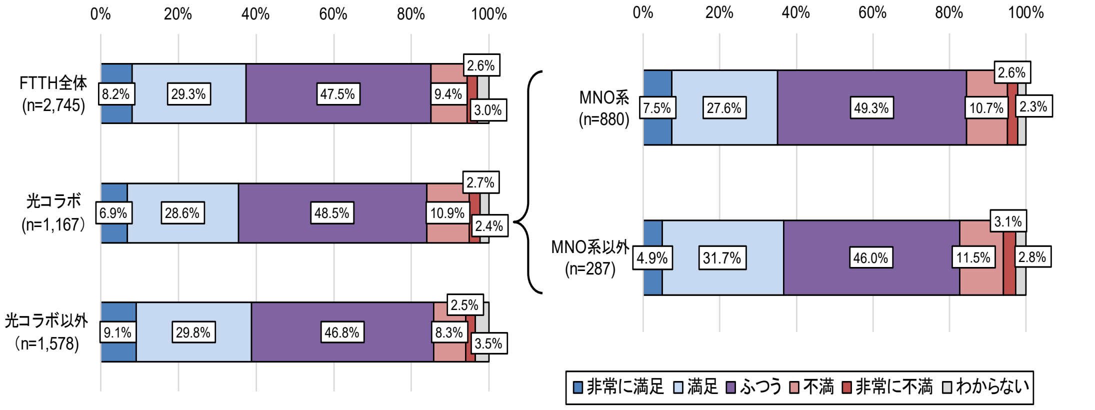

出所：2019年度利用者アンケート

③　セットで提供を受けているサービス

FTTHとセットで提供を受けているサービスに関する質問において、MNO系光コラボ利用者においては、67.3%の者が（FTTHの提供事業者と同一の事業者から）「携帯電話サービスの提供をセットで受けている」と回答しているのに対し、それ以外のFTTH利用者（MNO系以外光コラボ利用者、光コラボ以外のFTTH利用者）においては、７割程度の者が「セットで提供を受けているサービスはない」と回答している（図表Ⅱ－37参照）。

同一の事業者からFTTHと携帯電話サービスの提供を（セットで）受けている者に対し、FTTH利用開始時期と携帯電話サービスの利用開始時期の前後関係について質問したところ、MNO系光コラボ利用者及び光コラボ以外のFTTH利用者においては、60%以上の者が、携帯電話サービスの利用を先に開始したと回答している。FTTHの利用を先に開始したと回答した者は、２割未満となっている（図表Ⅱ－38参照）。

同一の事業者からFTTHと携帯電話サービスの提供を（セットで）受けている者に対し、仮にセット割引が全事業者において廃止された場合にどのような対応をとるかについて質問したところ、FTTH・携帯電話サービスのいずれについても利用を継続すると回答した者の割合は半数を下回った。特に、FTTHサービスについて事業者を変更すると回答した者が多くみられたところであり、FTTHサービスの選択の場面において、「携帯電話サービスとのセット割」の存在が強い訴求力を有していることがうかがえる（図表Ⅱ－39参照）。

【図表Ⅱ－37】FTTHとセットで提供を受けているサービス

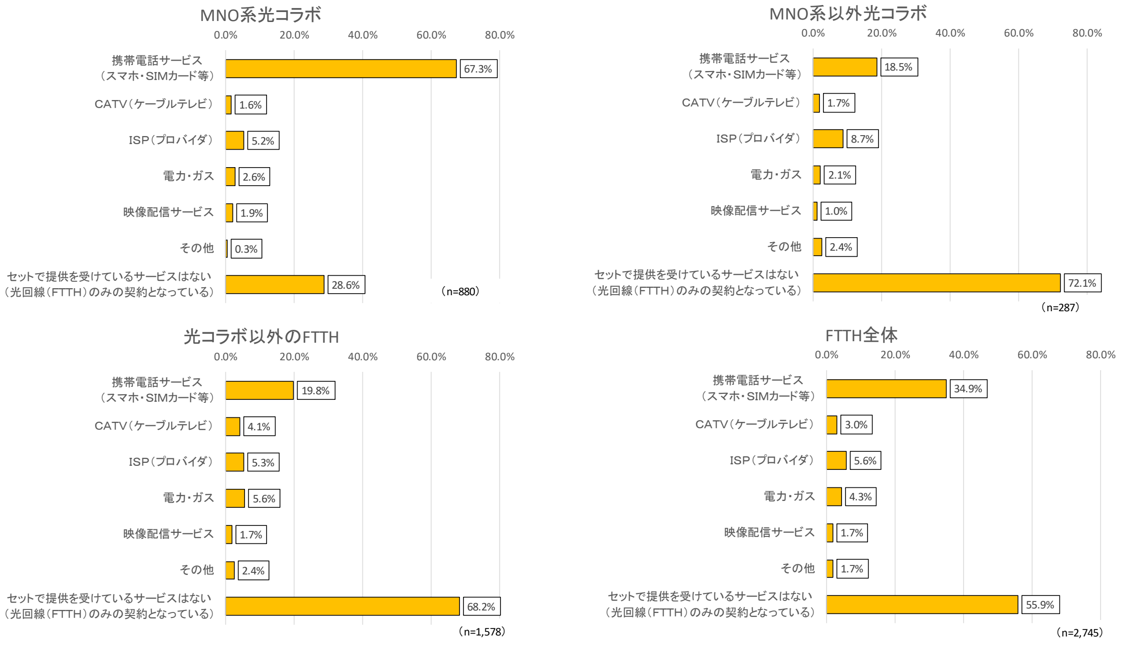

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅱ－38】FTTHと携帯電話サービスの利用開始時期の関係

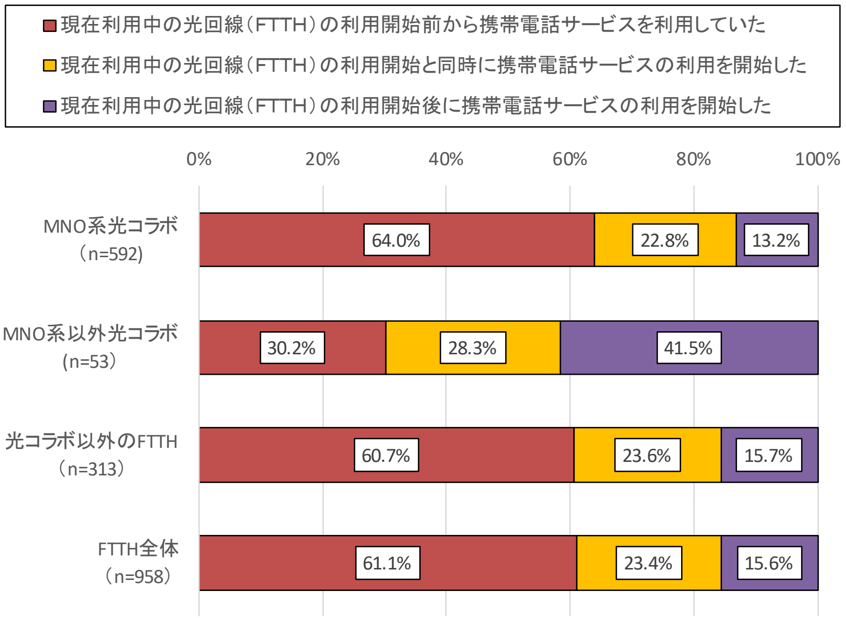

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅱ－39】FTTHと携帯電話のセット割が廃止された場合の反応

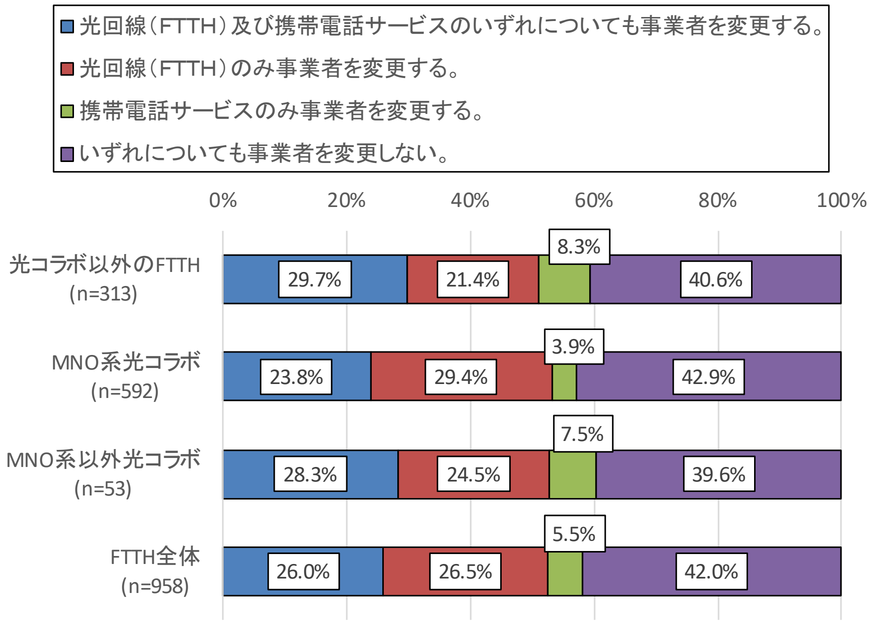

出所：2019年度利用者アンケート

④ 新規で契約する場合の契約先

仮に現時点においてどの固定ブロードバンドサービスも利用していない状況にあった場合、新たにどの固定ブロードバンドサービスを選択したいかについて質問したところ、３割以上の者が「現在利用中の事業者以外の事業者の固定インターネット回線を利用したい」又は「固定インターネット回線を利用しない」との回答をしている。スイッチングコスト（事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等）の存在により、最適なサービスを選択できていない者が一定程度存在していることがうかがえる（図表Ⅱ－40参照）。「現在利用中の事業者以外の事業者の固定インターネット回線を利用したい」と回答した者の希望する乗換え先事業者としては、NTT東西（17.4%）、ソニーネットワークコミュニケーションズ（16.8%）が多かった。また、（乗換えを希望しているにもかかわらず）事業者変更をしない理由（最も当てはまるもの）については、「事務作業が面倒くさいから」を挙げる者が多く（46.3%）、次いで「解約したときに生じる違約金の支払いをしたくないから」（29.7%）となっている（図表Ⅱ－41参照）。

【図表Ⅱ－40】新規で契約する場合の契約先

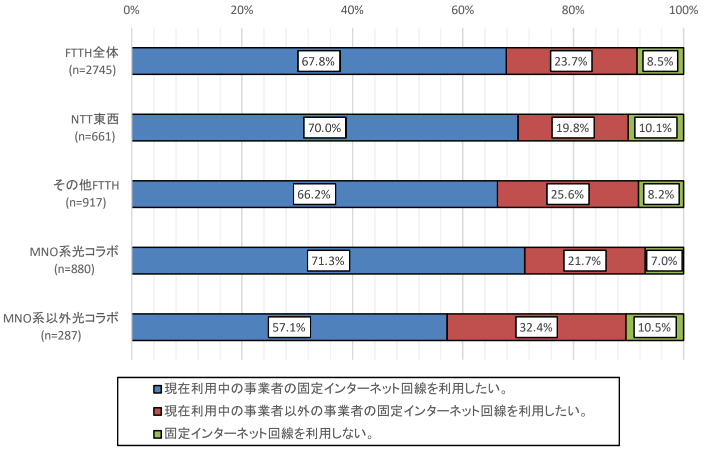

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅱ－41】希望する乗換え先事業者・事業者変更をしない理由

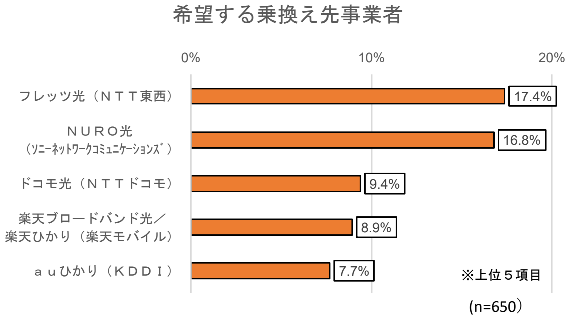

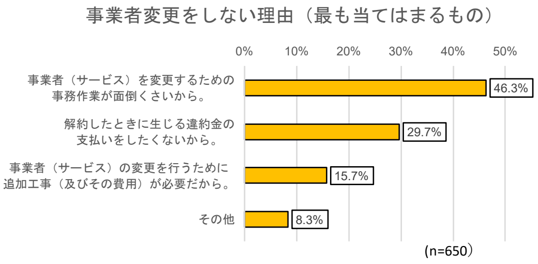

出所：2019年度利用者アンケート

⑤　期間拘束契約に関する認識

固定ブロードバンドサービスの利用契約において期間拘束が付されている場合があることについての認識、及び、自身が加入しているプランが期間拘束契約かどうかについての認識について質問したところ、FTTH利用者のうち約半数の者が、「期間拘束契約を知らない」又は「期間拘束契約を知っているが、自分の契約しているプランが期間拘束契約かはわからない」と回答しており、利用者が固定ブロードバンドサービスの契約内容について把握できていないことがうかがわれる結果となった。また、「いつでも違約金なく解約できる通常プランに加入している」と回答した者の割合は、「期間拘束契約に加入している」と回答した者の割合を大幅に下回っている（図表Ⅱ－42参照）。

FTTH利用者のうち、期間拘束契約に加入していると回答した者に対し、①違約金の支払いが必要な場合、②違約金の支払いが不要な場合ごとに事業者を変更（又はFTTH利用の取りやめ）をしたいと考える値上げ水準について質問を行った。その結果、40.4%の者について、違約金が必要な場合において事業者変更等をしたいと考える値上げ水準が、違約金が不要な場合における水準を（選択肢の単位で）上回った（図表Ⅱ－43参照）。

【図表Ⅱ－42】期間拘束契約に関する認識

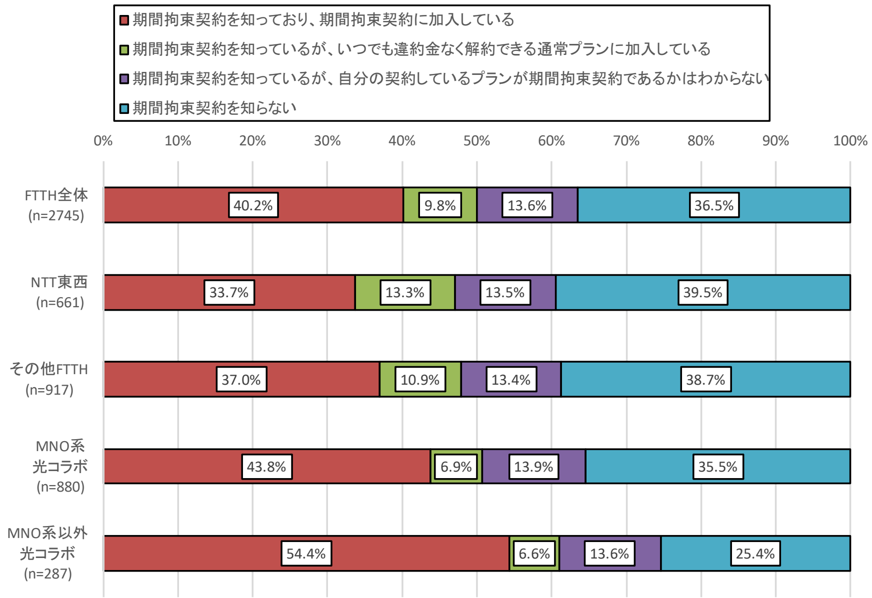

出所：2019年度利用者アンケート

【図表Ⅱ－43】期間拘束契約に関する認識（料金値上げとの関係）

		該当数	違約金が必要な場合									
			０円以上１００円未満	１００円以上３００円未満	３００円以上５００円未満	５００円以上７５０円未満	７５０円以上１，０００円未満	１，０００円以上１，５００円未満	１，５００円以上２，０００円未満	２，０００円以上３，０００円未満	３，０００円以上５，０００円未満	５，０００円の値上がりでも移行しない
全　体		1103	55	29	52	111	145	235	121	136	124	95
違約金が不要な場合	0円以上100円未満	79	45	3	4	9	6	3	2	1	4	2
	100円以上300円未満	62	0	20	9	17	7	3	4	0	1	1
	300円以上500円未満	99	1	1	26	23	27	9	9	1	1	1
	500円以上750円未満	130	1	2	6	40	21	49	4	4	2	1
	750円以上1，000円未満	146	1	2	5	14	62	35	16	5	4	2
	1，000円以上1，500円未満	220	5	1	2	5	18	112	35	22	16	4
	1，500円以上2，000円未満	96	1	0	0	2	1	13	37	30	10	2
	2，000円以上3，000円未満	114	0	0	0	0	2	8	13	64	24	3
	3，000円以上5，000円未満	78	1	0	0	1	0	1	0	6	59	10
	5，000円の値上がりでも移行しない	79	0	0	0	0	1	2	1	3	3	69

出所：2019年度利用者アンケート

⑥　「事業者変更」の認知度

令和元年７月から開始された「事業者変更」についての認識を質問したところ、「知っていた」と回答した者の割合は、24.0%であった。NTT 東西や光コラボ利用者を含め、低い認知度になっている（図表Ⅱ－44 参照）。

【図表Ⅱ－44】「事業者変更」の認知度

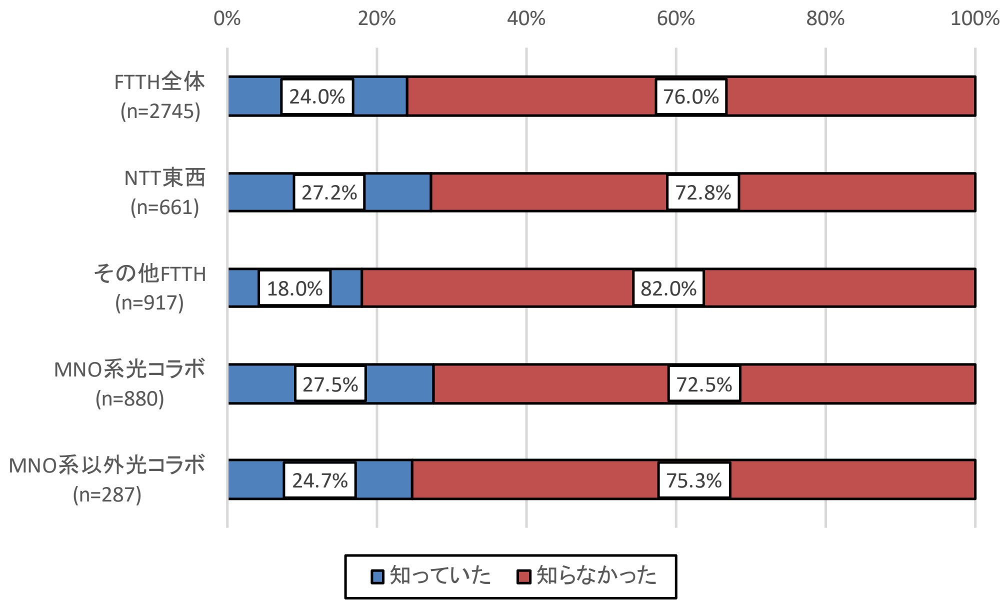

出所：2019年度利用者アンケート

第2節　FTTH市場（卸売市場）

1　競争状況等に係る分析

①　市場規模（契約数）

2019 年度末時点における FTTH の契約数（3,309 万）のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数（以下「卸契約数」という。）は、1,694 万（前期比＋31 万、前年同期比＋138 万）であり、このうち、サービス卸の契約数は、NTT 東西合計で 1,389 万（前期比＋26 万、前年同期比＋120 万）となっている（図表Ⅱ－45 参照）。

FTTHの契約数全体における卸契約数の割合は、51.2%（前期比＋0.4ポイント、前年同期比＋2.1ポイント）、FTTHの契約数全体におけるサービス卸の契約数の割合は、NTT東西合計で42.0%（前期比＋0.3ポイント、前年同期比＋1.9ポイント）となっている（図表Ⅱ－46参照）。

【図表Ⅱ－45】FTTHの卸契約数等の推移

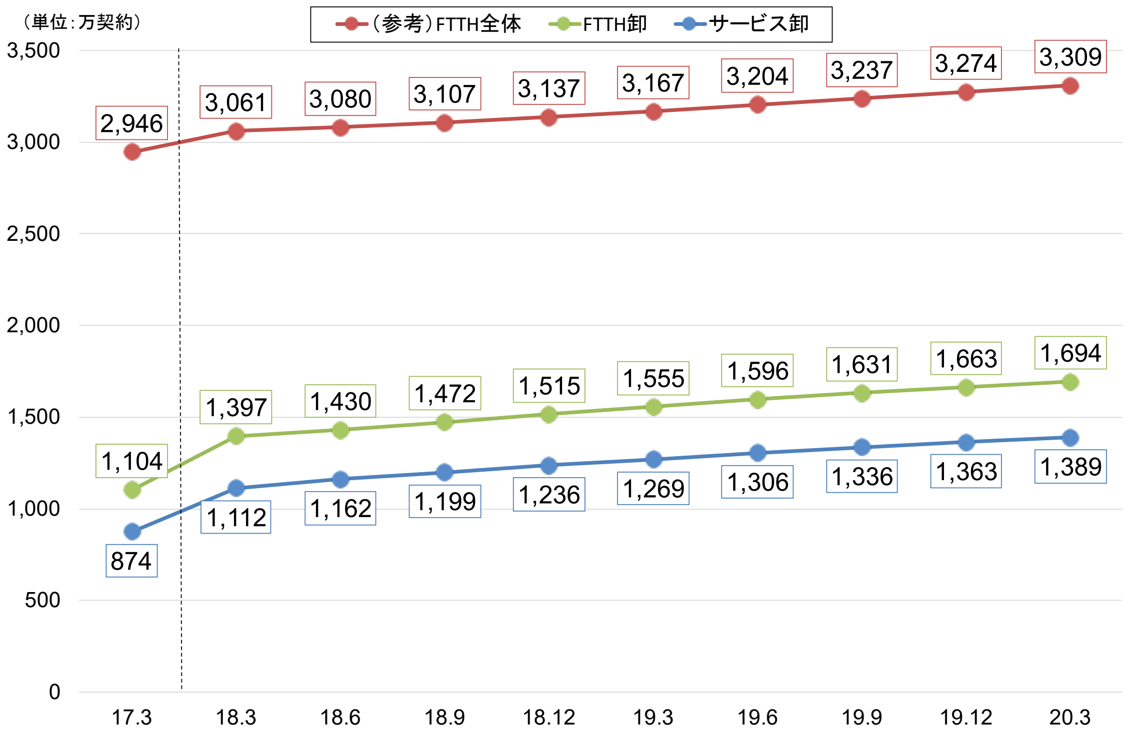

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－46】FTTHの契約数における卸契約数等の割合の推移

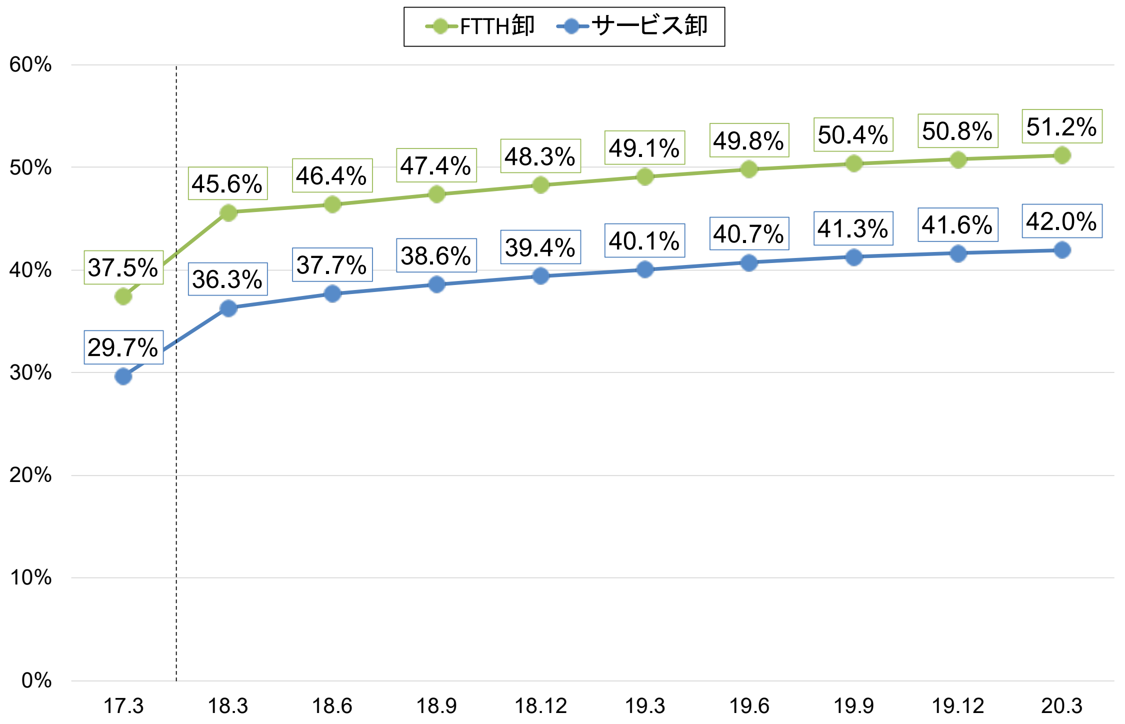

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

②　市場シェア

2019年度末時点におけるFTTH市場（卸売市場）の事業者別シェアは、NTT東西が82.0%（前期比±0ポイント、前年同期比＋0.4ポイント）、KDDIが10.8%（前期比▲0.3ポイント、前年同期比▲1.1ポイント）、アルテリア・ネットワークスが3.4%（前期比＋0.1ポイント、前年同期比±0ポイント）となっている（図表Ⅱ－47参照）。

【図表Ⅱ－47】FTTH市場（卸売市場）の事業者別シェアの推移

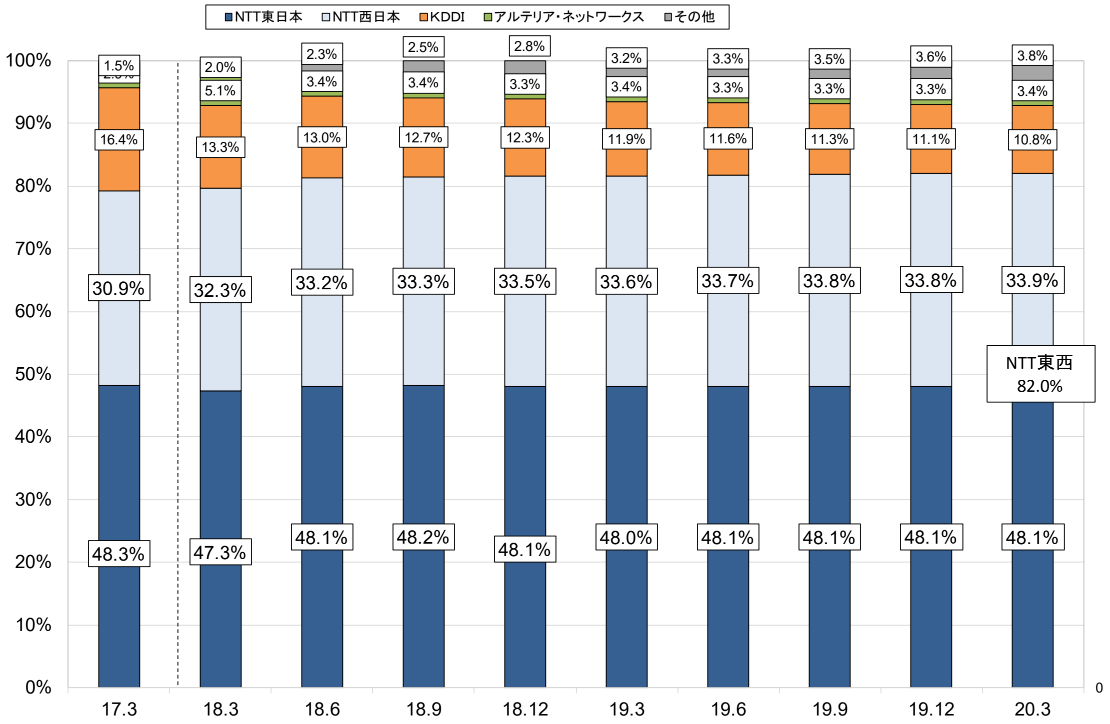

注：設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

地域ブロック別でみると、NTT東西のシェアが沖縄を除く地域で７割超となっている（沖縄においてもNTT東西のシェアが５割超となっている）（図表Ⅱ－48参照）。

【図表Ⅱ－48】FTTH市場（卸売市場）の事業者別シェアの推移（地区ブロック別）

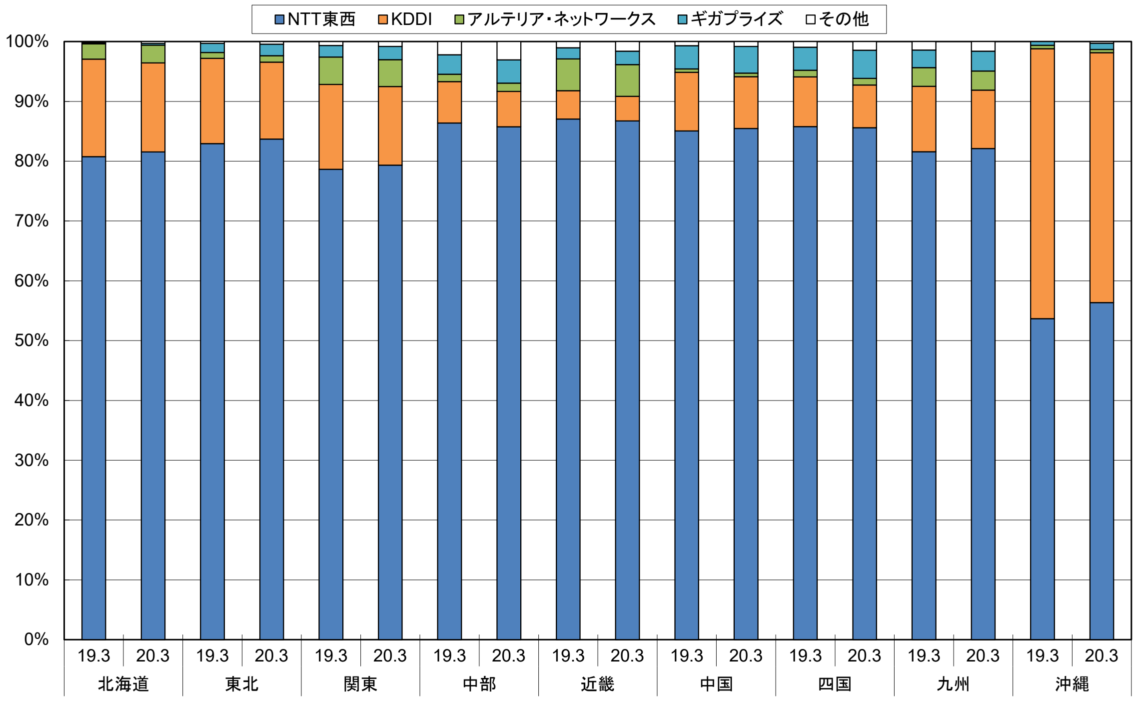

注：設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による卸電気通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

2 サービス卸の提供状況等

① 契約数・開通数

2019年度末時点におけるサービス卸の契約数は、NTT東西合計で1,389万（前期比＋26万、前年同期比＋120万）となっている。NTT東西別でみると、NTT東日本は815万（前期比＋14万、前年同期比＋68万）、NTT西日本は574万（前期比＋11万、前年同期比＋52万）となっている（図表Ⅱ－49参照）。

【図表Ⅱ－49】サービス卸の契約数の推移（NTT東西合計、NTT東西別）

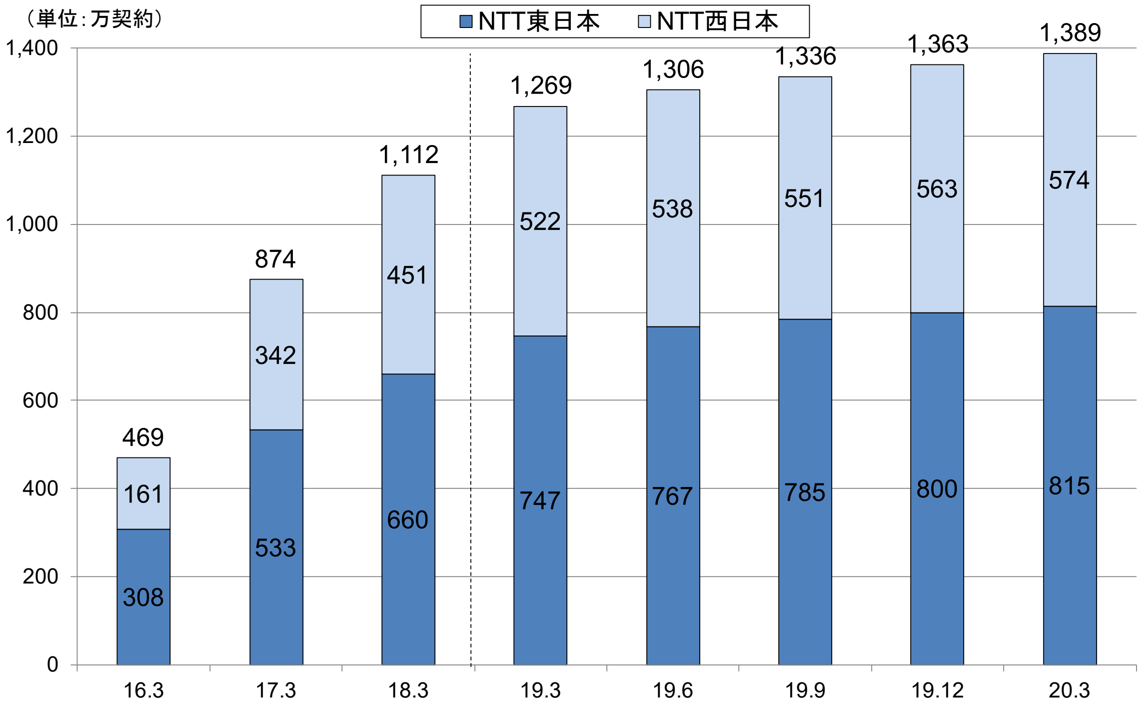

注：卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

直近の四半期（2020 年１月～３月）のサービス卸の開通数は、NTT 東西合計で 63 万（前期比＋5 万、前年同期比▲11 万）となっている。NTT 東西別でみると、NTT 東日本は 36 万（前期比＋3 万、前年同期比▲5 万）、NTT 西日本は 27 万（前期比＋2 万、前年同期比▲6 万）となっている（図表Ⅱ－50 参照）。

【図表Ⅱ－50】毎四半期の開通数の推移（NTT東西合計、NTT東西別）

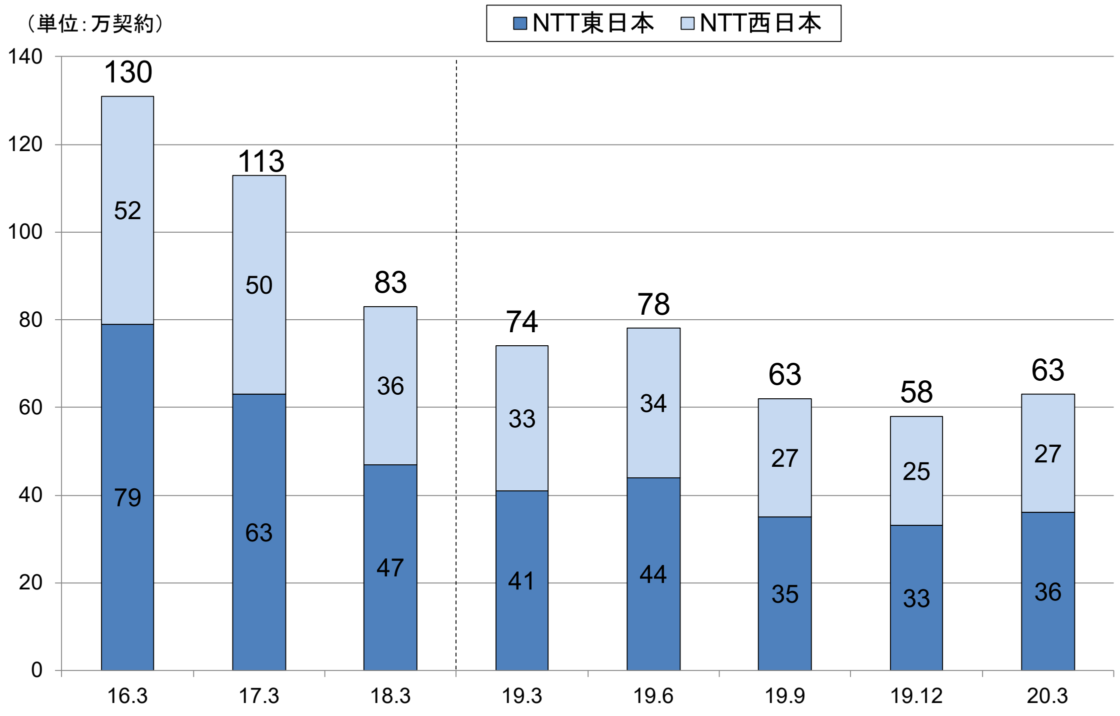

出所：NTT提出資料

NTT 東西合計の累計開通数（1,889 万）のうち、新規は 886 万（46.9%）、転用[49]は 1,003 万（53.1%）となっている。NTT 東西別にみると、NTT 東日本において、新規が 517 万（46.7%）、転用が 591 万（53.3%）、NTT 西日本において、新規が 369 万（47.2%）、転用が 412 万（52.8%）となっている（図表Ⅱ−51 参照）。

【図表Ⅱ－51】累計開通数の推移（NTT東西合計、新規・転用別）

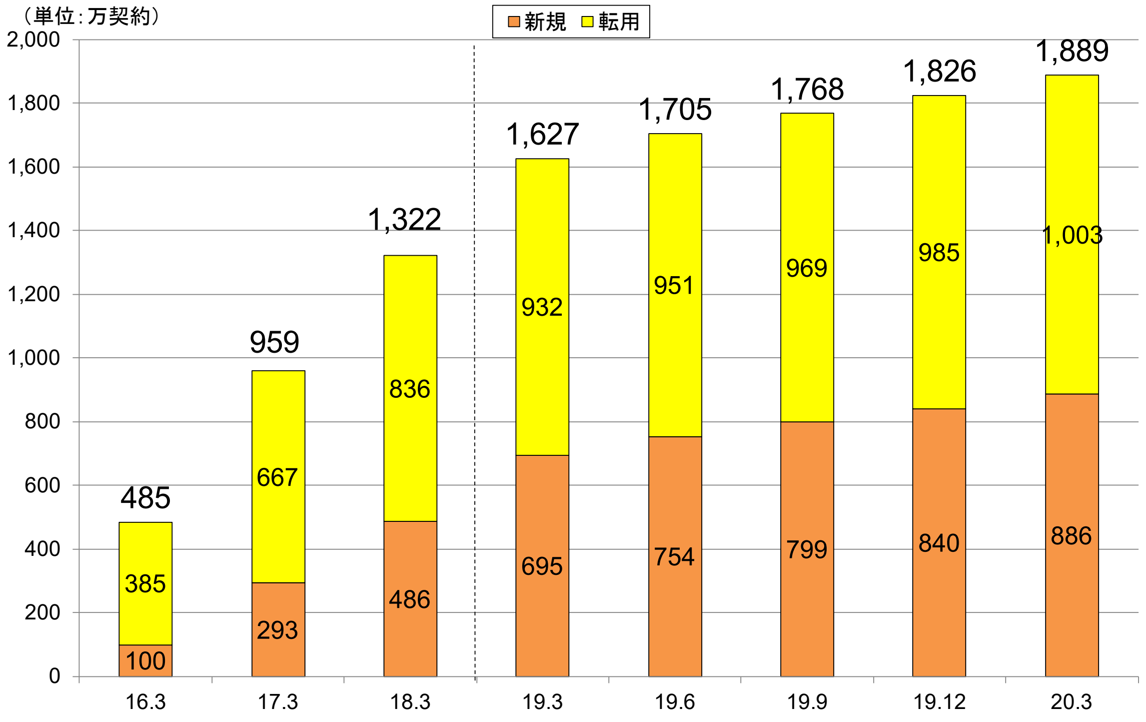

注：NTT 東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

出所：NTT提出資料

49 「フレッツ光」を利用中のユーザが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること。

直近の四半期（2020 年１月～３月）の NTT 東西合計の開通数（63 万）のうち、新規は45 万(71.4%、前期比＋0.7 ポイント、前年同期比▲0.2 ポイント)、転用は 18 万(28.6%、前期比▲0.7 ポイント、前年同期比＋0.2 ポイント)となっている。2019 年度においては、新規に係る開通数が転用に係る開通数を上回っている（図表Ⅱ－52 参照)。

【図表Ⅱ－52】毎四半期の開通数の推移（NTT東西合計、新規・転用別）

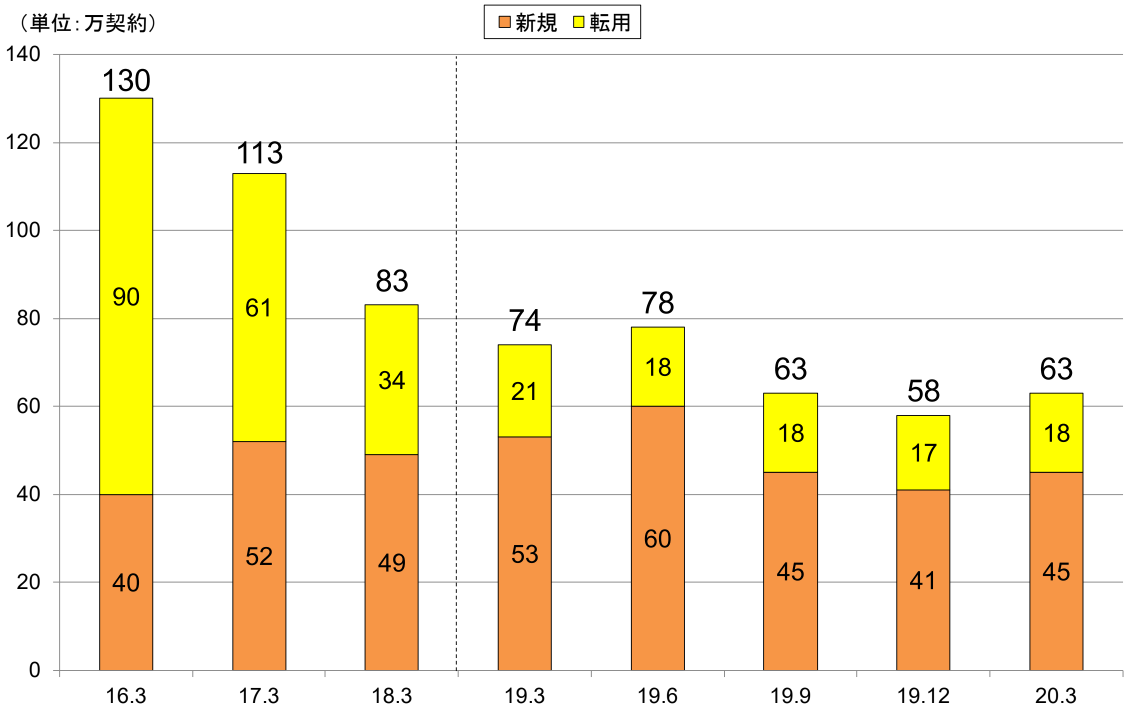

注：NTT 東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

出所：NTT提出資料

② NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合

2019年度末時点において、NTT東西のFTTH契約数（2,165万）におけるサービス卸の契約数（1,389万）の割合は、64.1%（前期比＋0.9ポイント、前年同期比＋3.9ポイント）となっている（図表Ⅱ－53参照）。

【図表Ⅱ－53】NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合（NTT東西合計）

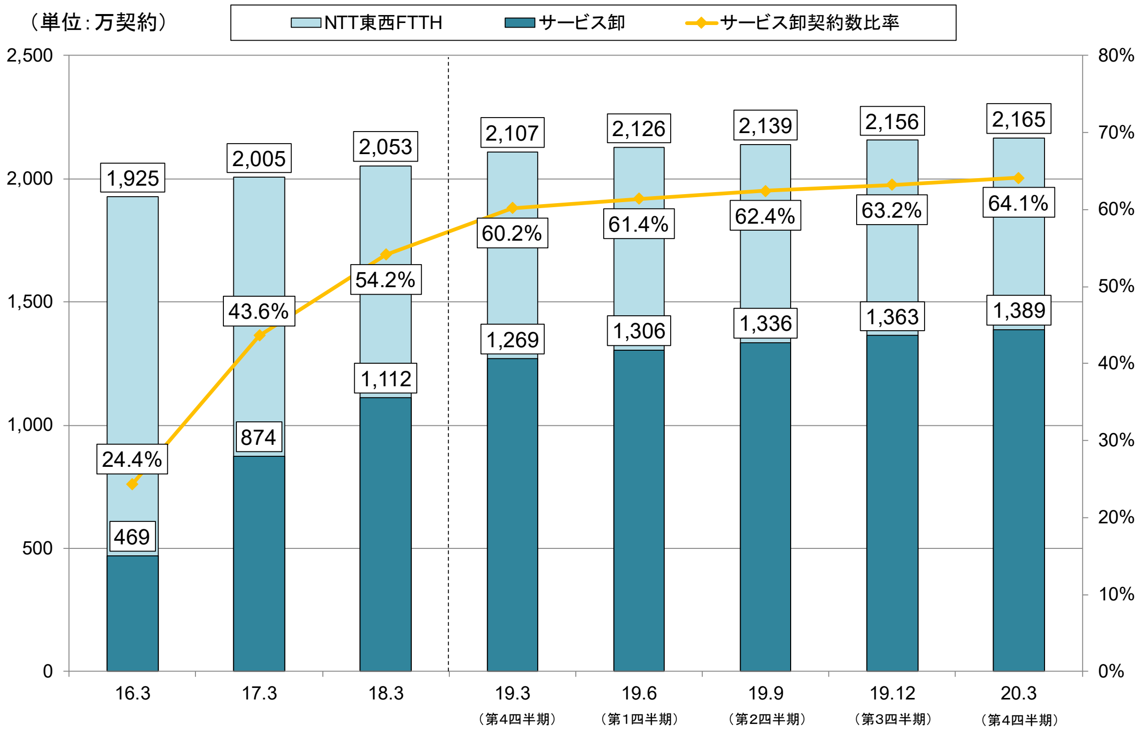

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

NTT東西別でみると、NTT東日本のFTTH契約数（1,224万）におけるサービス卸の契約数（815万）の割合は66.6%（前期比＋0.9ポイント、前年同期比＋3.7ポイント）、NTT西日本のFTTH契約数（942万）におけるサービス卸の契約数（574万）の割合は60.9%（前期比＋0.9ポイント、前年同期比＋4.2ポイント）となっている（図表Ⅱ－54参照）。

【図表Ⅱ－54】NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数の割合（NTT東西別）

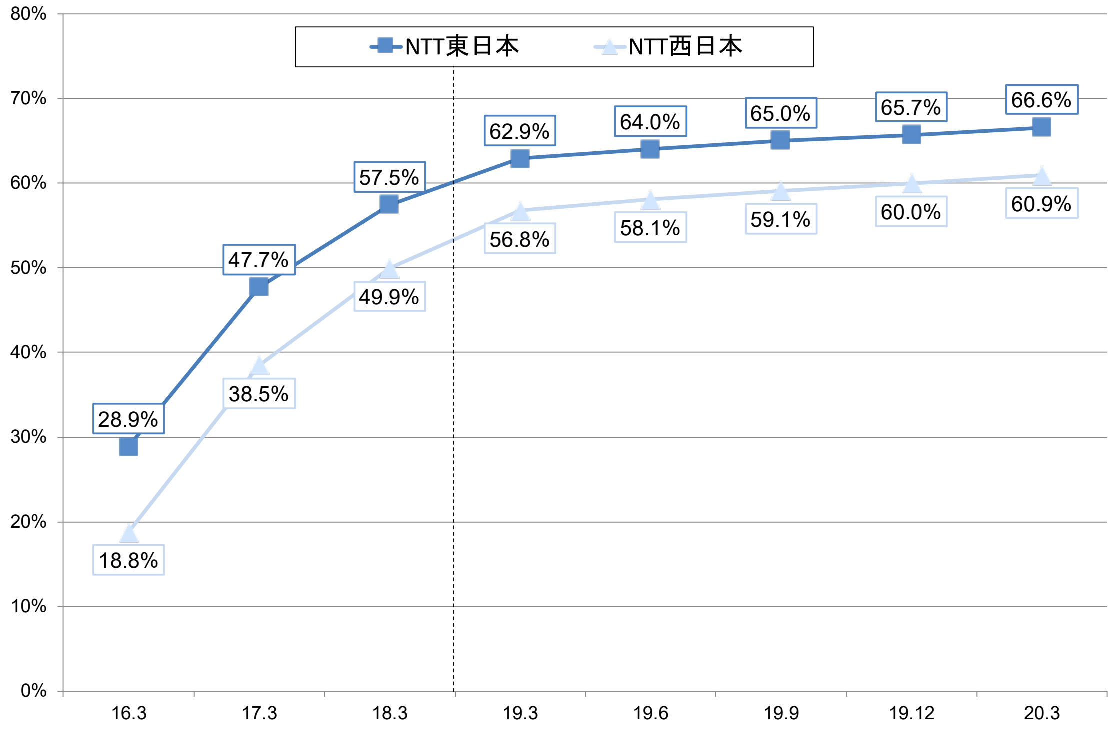

出所：要請に基づくNTT東西からの報告及び電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

2019 年度末時点における都道府県別のサービス卸の卸契約数をみると、東日本地域においては、契約数が多い順に、東京都が 195 万（前期比＋4 万、前年同期比＋16 万）、神奈川県が 118 万（前期比＋2 万、前年同期比＋10 万）、埼玉県が 89 万（前期比＋2 万、前年同期比＋8 万）、千葉県が 80 万（前期比＋1 万、前年同期比＋7 万）、北海道が 66 万（前期比＋1 万、前年同期比＋6 万）となっている。西日本地域においては、契約数が多い順に、大阪府が 89 万（前期比＋2 万、前年同期比＋8 万））、愛知県が 67 万（前期比＋1 万、前年同期比＋5 万）となっている。都道府県別の NTT 東西の FTTH 契約数における卸契約数の割合をみると、全ての都道府県で 50%を超えている（図表Ⅱ－55 参照）。

【図表Ⅱ－55】サービス卸の都道府県別契約数等

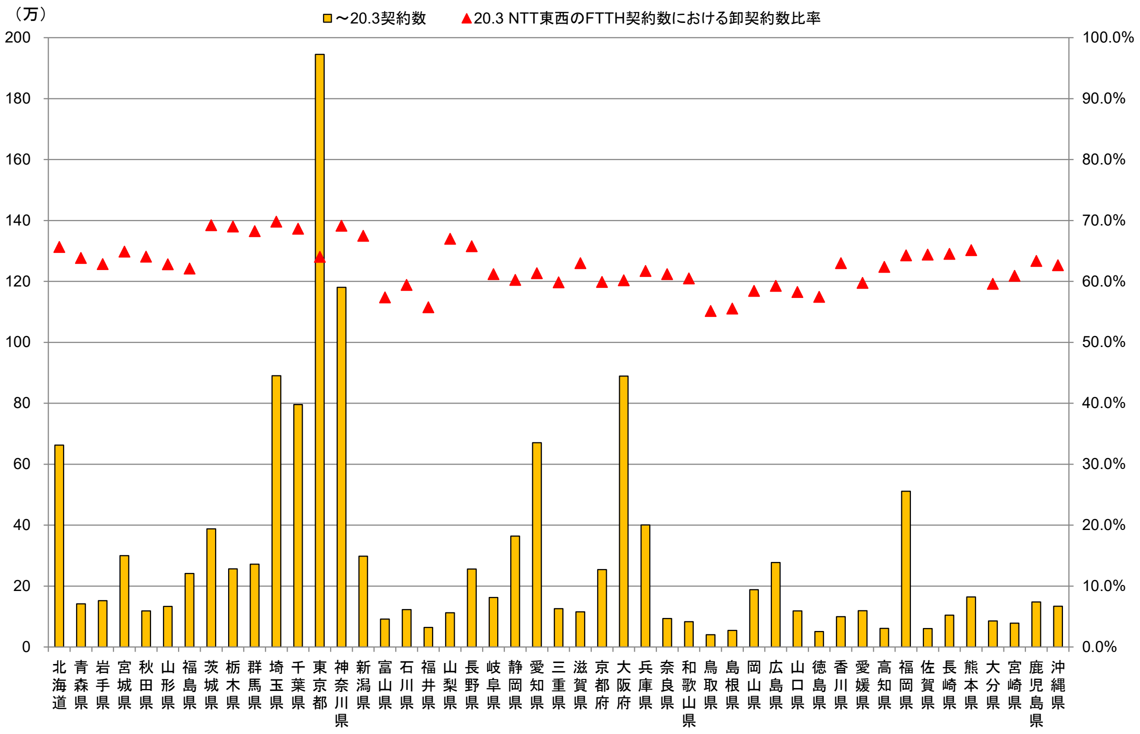

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告

③　サービス卸の契約数シェア等

2019年度末時点において、サービス卸の契約数全体（1,389万）におけるNTTグループ[50]の契約数（725万）の割合は52.2％（前期比±0ポイント、前年同期比＋0.1ポイント）となっている（図表Ⅱ－56参照）。

【図表Ⅱ－56】サービス卸の契約数シェア

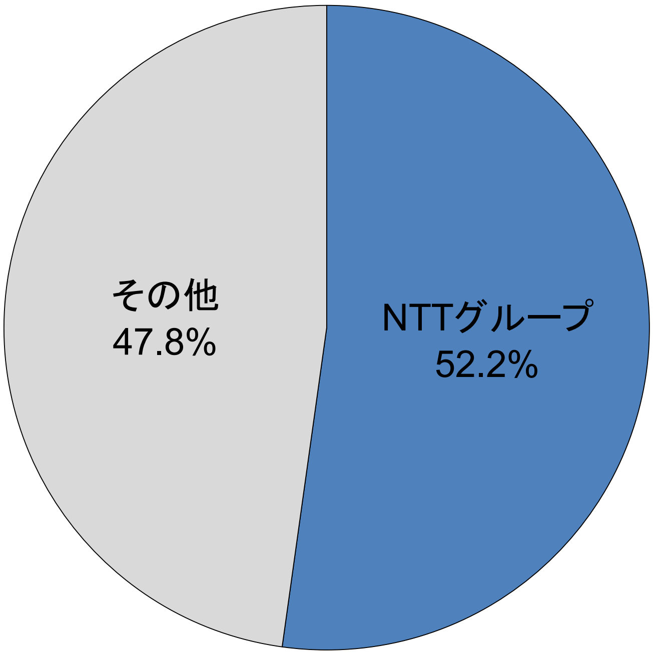

（参考）NTTグループのシェアの推移

	17.3	18.3	19.3	19.6	19.9	19.12	20.3
NTTグループ	48.6%	51.1%	52.1%	52.3%	52.2%	52.2%	52.2%

注：「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は存在する。

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

[50] NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTT ぷらら。

事業者形態別でみると、MNO（NTTドコモ及びソフトバンク）の契約数（1,016万）が72.8%（前期比＋0.1ポイント、前年同期比＋0.6ポイント）、次いでISPの契約数（265万）が19.1%（前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲0.8ポイント）となっており、MNOの比率が継続的に高まっている（図表Ⅱ－57参照）。

また、サービス卸の契約数が３万以上の卸先事業者（20者）の契約数は、サービス卸の契約数全体の90%以上を占めている。

【図表Ⅱ－57】サービス卸の事業者形態別契約数シェア

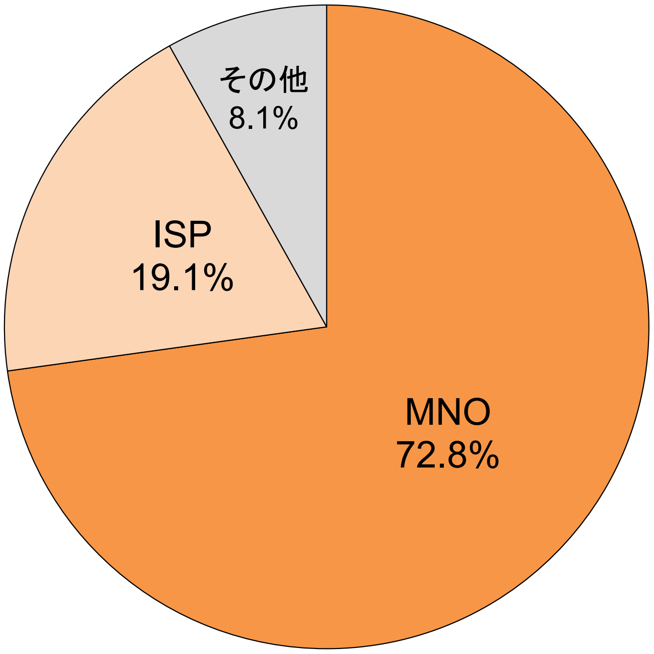

（参考）MNO／ISPのシェアの推移

	17.3	18.3	19.3	19.6	19.9	19.12	20.3
MNO	68.2%	70.7%	72.2%	72.4%	72.6%	72.7%	72.8%
ISP	24.1%	21.9%	19.9%	19.5%	20.1%	19.6%	19.1%

注：「その他」に分類される事業者においても「ISP」に該当する事業者は存在する。

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

直近四半期（2020年１月～３月）におけるサービス卸の契約数の純増数は26万（前期比▲2万、前年同期比▲7万）であるのに対し、MNOの契約数の純増数は20万（前期比▲1万、前年同期比▲7万）となっている（図表Ⅱ－58参照）。

直近四半期（2020年１月～３月）におけるサービス卸の契約数の純増数に対するMNOの契約数の純増数の割合は79.1％（前期比＋1.3ポイント、前年同期比▲3.2ポイント）となっている（図表Ⅱ－59参照）。

【図表Ⅱ－58】MNO契約数の純増数の推移

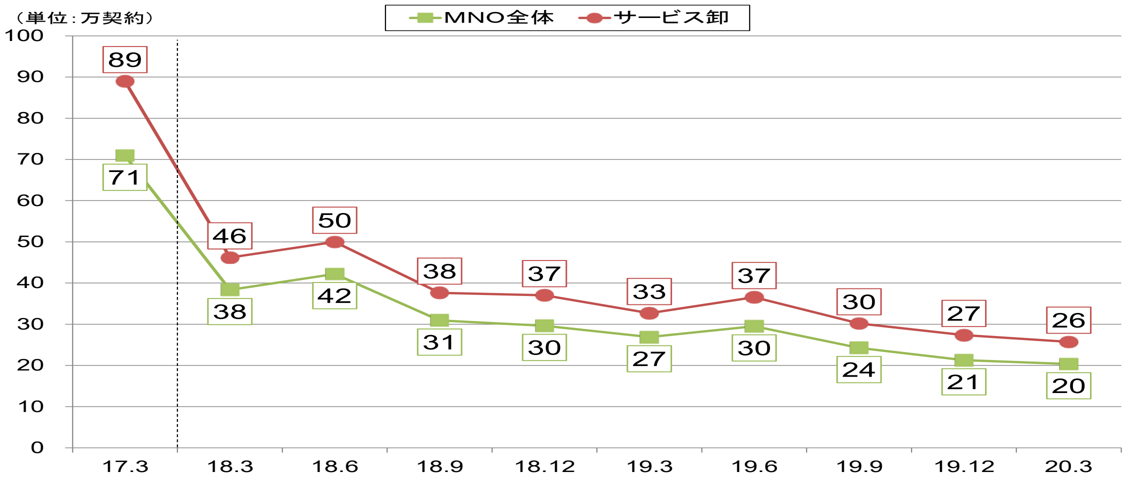

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

【図表Ⅱ－59】サービス卸純増数に対するMNO契約純増数の割合の推移

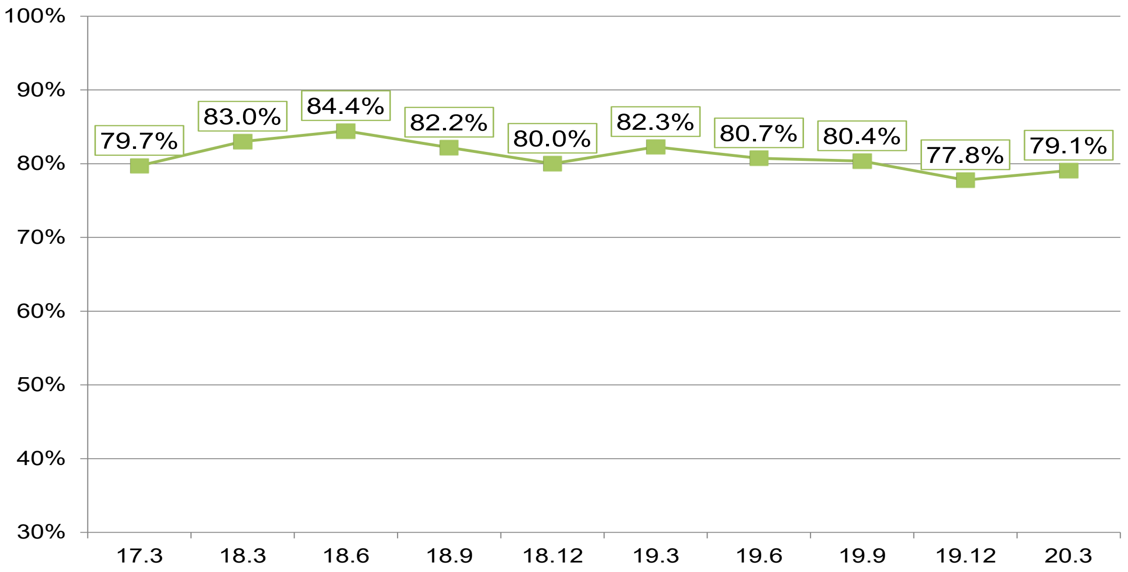

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

④　卸先事業者数等

2019年度末におけるサービス卸の卸先事業者数は、793者（前期比＋10者、前年同期比＋25者）となっている。このうち、NTT東西両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者は386者（前期比▲5者、前年同期比▲3者）、NTT東日本のみの事業者は227者（前期比＋16者、前年同期比＋12者）、NTT西日本のみの事業者は180者（前期比▲1者、前年同期比＋16者）となっている（図表Ⅱ－60参照）。

【図表Ⅱ－60】サービス卸の卸先事業者数

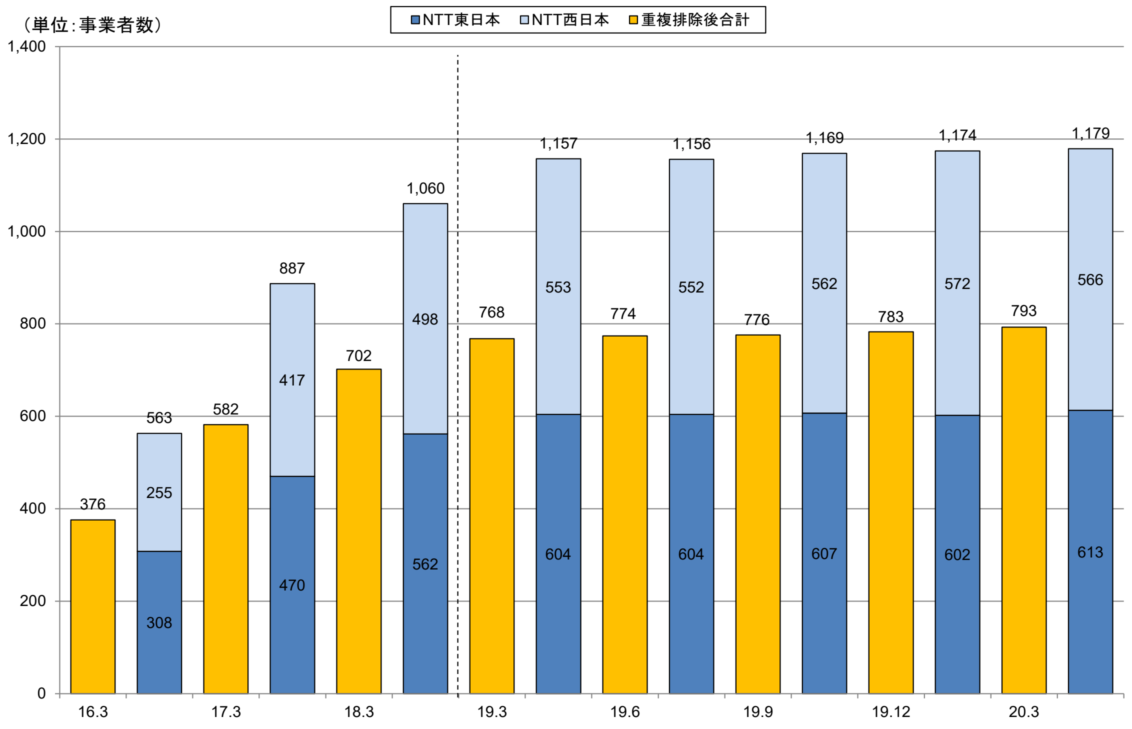

出所：要請に基づくNTT東西からの報告、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及び各社届出情報

⑤　サービス卸の卸先事業者による提供サービス例

サービス卸の卸先事業者による提供サービス例は、図表Ⅱ－61のとおりとなっている。

【図表Ⅱ－61】卸先事業者による提供サービス例

（2020年5月末現在）

区分	事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	5,200円（ISP料金一体型（タイプA）） 5,400円（ISP料金一体型（タイプB））	・**モバイル**との**セット**で、モバイル料金を**最大3,500円引き** ※特定のモバイルプランへの加入が必須。プランによって割引額が異なる
MNO	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・**モバイル**との**セット**で、モバイル料金を**最大1,000円引き** ※ 1家族当たり最大10回線まで。特定のモバイルプランへの加入が必須 ・**電気**との**セット**で、光回線料金を**100円引き** ※プランによって割引の内容が異なる
ISP	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光	5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社**モバイル(MVNO)**とのセットで、モバイル料金を**200円引き** ※ 1家族当たり最大5回線まで適用可
ISP	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・**ひかりTV**との**セット**で、ひかりTVを**600円引き** ※「2ねん割」の適用でひかりTVをさらに1,000円引き
ISP	ソニーネットワークコミュニケーションズ	So-net 光プラス	5,580円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・**auスマホ**等との**セット**で、スマホ等料金を**最大1,000円引き** ※スマホ等の契約プランによって割引額が異なる
ISP	TOKAIコミュニケーションズ	@T COM（アットティーコム）ヒカリ	5,100円	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社**モバイル（MVNO）**とのセットで、光回線料金を**最大300円引き** ※ 特定のモバイルプランへの加入が必須。プランによって割引額が異なる ・**auスマホ**等との**セット**で、スマホ等料金を**最大1,000円引き** ※スマホ等の契約プランによって割引額が異なる
ISP	ビッグローブ	ビッグローブ光	5,180円（「ひかり」コース（2年プラン）） 4,980円（「ひかり」コース（3年プラン））	・ISPと光回線のパッケージ販売 ・同社**モバイル（MVNO）**とのセットで、セット料金を**最大300円引き** ※特定のモバイルプランへの加入が必須。 ・**auスマホ**等との**セット**で、スマホ等料金を**最大2,000円引き** ※特定のモバイルプランへの加入が必須。スマホ等の契約プランによって割引額が異なる
CATV	飯田ケーブルテレビ	いい-NET光	4,900円	・4,300円＋プロバイダ料金（600円） ・**光キャストTV**及び**ictvひかり電話**との**セット**で**最大300円引き** ※光キャストTVのプランによって割引額が異なる
（参考）	NTT東日本	フレッツ光ネクスト	5,200円～	・4,700円＋プロバイダ料金（500円～）

注１：　「光回線料金」は、特段の記載がない限り、戸建て向け・ISP一体・新規回線・定期契約割引適用の場合における利用開始１年目の月額料金（税抜）。セット割引等の割引は含まない。
注２：　割引額は、特段の記載がない限り、１回線当たりの月額。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

第3節　ISP 市場

1　競争状況等に係る分析

①　市場規模（契約数）

2019 年度末時点における ISP（固定系）市場の契約数（契約数５万以上の ISP の「固定系インターネット接続サービス」契約数）は、4,183 万（前期比＋0.3%、前年同期比＋1.5%）となっている（図表Ⅱ－62 参照）。

また、契約数が５万契約以上の事業者数は、53 者（前期比±０者、前年同期比▲12 者）となっている（図表Ⅱ－63 参照）。

【図表Ⅱ－62】ISP（固定系）市場の契約数の推移

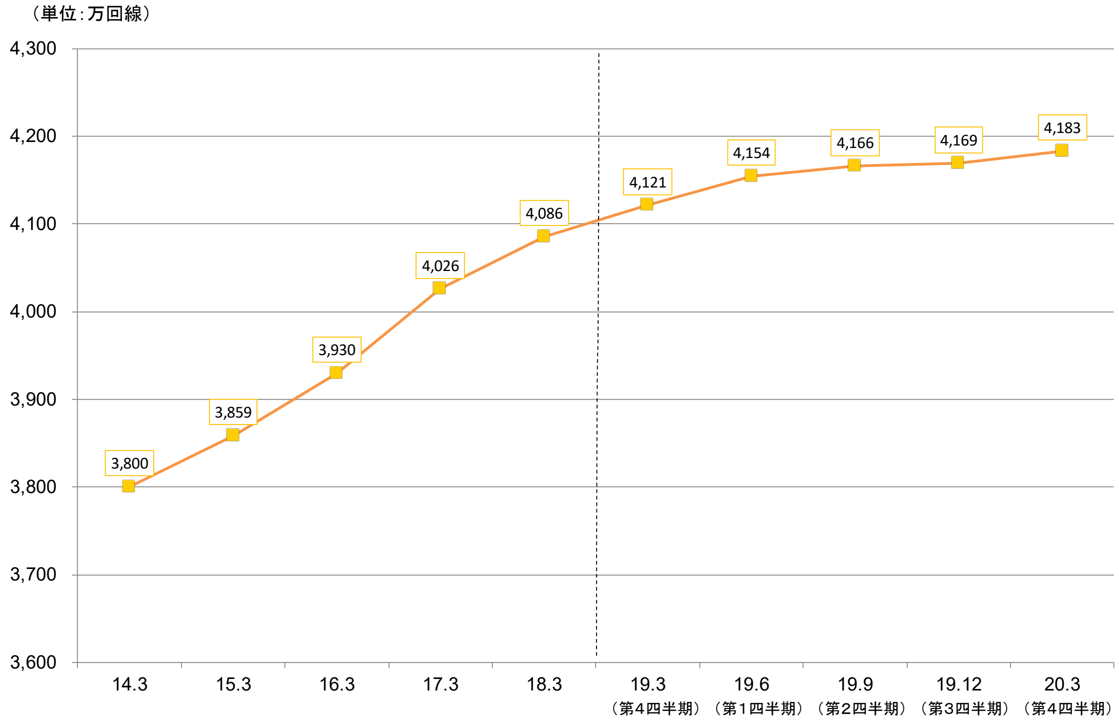

注１：契約数が５万以上の ISP からの報告を基に作成。
注２：主契約のみの契約数。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ⅱ－63】契約数が５万以上のISP事業者数の推移

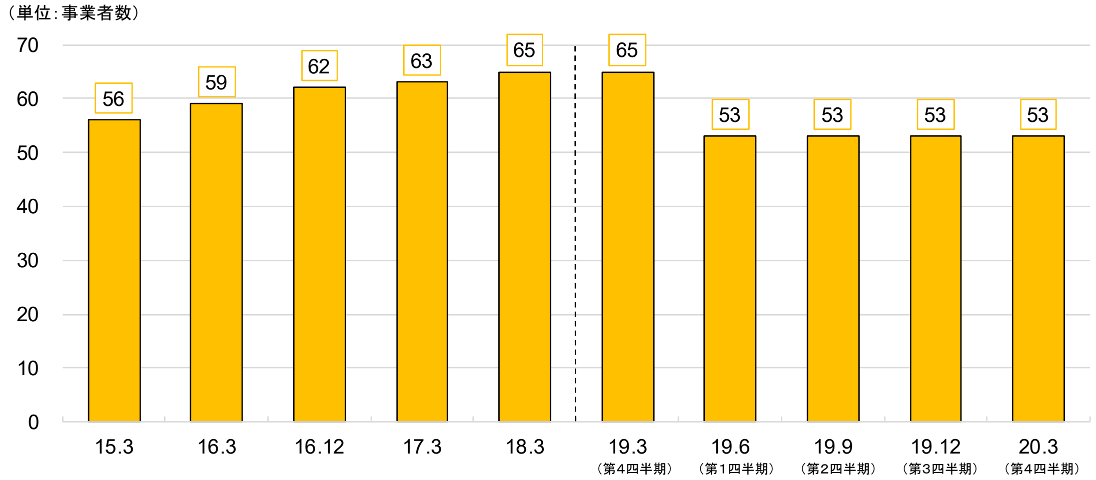

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

②　市場シェア

2019年度末時点におけるISP市場の事業者別シェアは、KDDI系が31.6%（前期比±0ポイント、前年同期比＋0.3ポイント）、NTT系が25.2%（前期比▲0.2ポイント、前年同期比＋0.9ポイント）、ソフトバンク系が13.2%（前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.3ポイント）、ベンダー系[51]が12.5%（前期比＋0.1ポイント、前年同期比▲0.8ポイント）となっている（図表Ⅱ－64参照）。

【図表Ⅱ－64】ISP（固定系）市場の契約数における事業者別シェアの推移

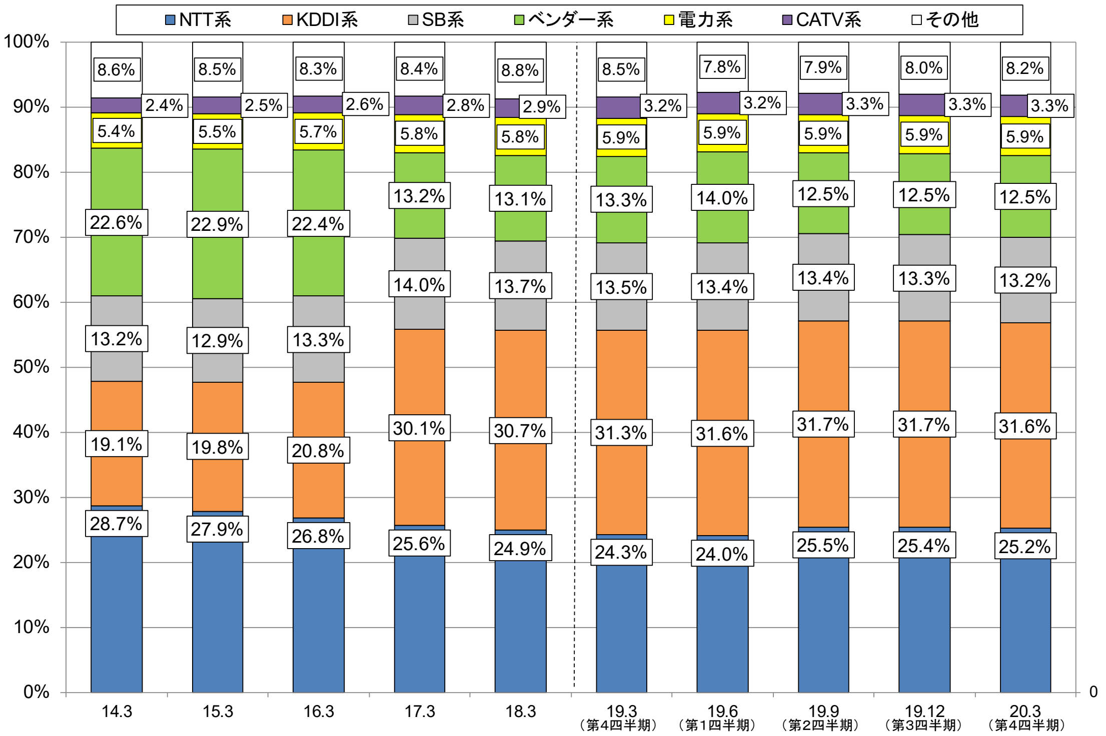

注１：「NTT 系」には、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTT ぷらら、NTT ドコモ等が含まれる。
注２：「KDDI 系」には、KDDI、CTC、J:COM グループ、ビッグローブ（17.3 以降）等が含まれる。
注３：「ソフトバンク系」には、旧ソフトバンク BB、旧ワイモバイル等が含まれる。
注４：「ベンダー系」には、ビッグローブ（16.3 まで）、ソニーネットワークコミュニケーションズ、ニフティ等が含まれる。
注５：「電力系」には、オプテージ、STNet、QTnet 等が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[51] 電気通信機器の販売・提供等を行う事業者又はその関係会社等（現在は独立した事業者も含む）をいう。

【参考】「事業者別シェア」の個社内訳

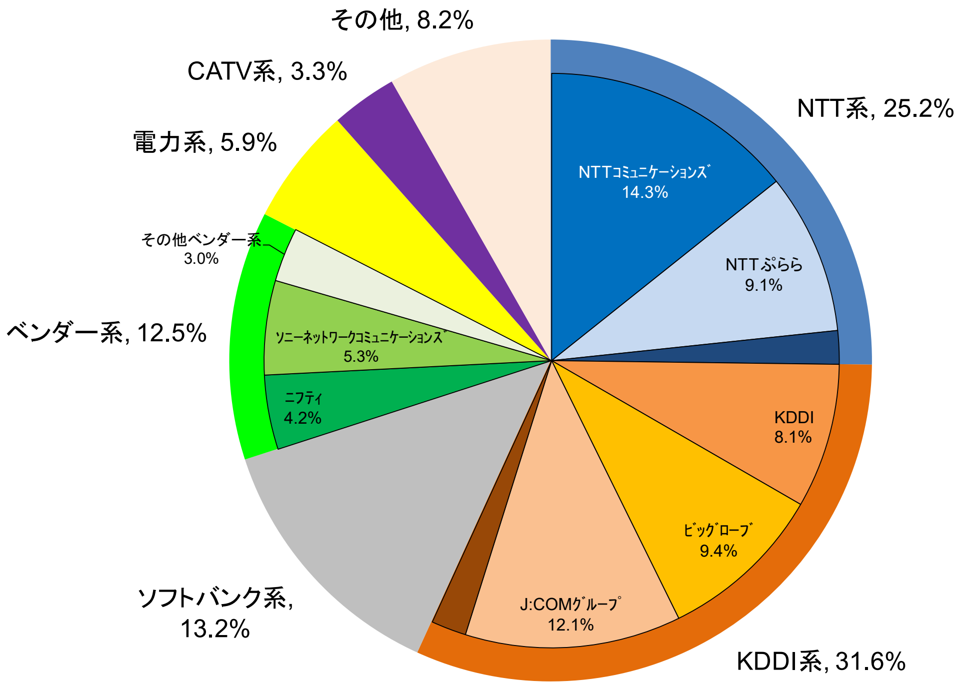

注：内訳は一定規模以上の事業者について表示している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

第３章　固定系音声通信

第3章　固定系音声通信

第1節　固定電話市場

1　競争状況等に係る分析

(1)　固定電話市場

①　市場規模（契約数）

2019年度末時点における固定電話[52]の契約数[53]は、5,367万（前期比▲0.4%、前年同期比▲1.4%）となっている。このうち、0ABJ-IP電話の契約数は3,521万（前期比＋0.4%、前年同期比＋2.2%）、0ABJ-IP電話以外[54]の契約数は1,846万（前期比▲2.0%、前年同期比▲7.5%）となっている。また、NTT東西加入電話は1,693万（前期比▲2.0%、前年同期比▲7.7%）となっている（図表Ⅲ－１参照）。

【図表Ⅲ－１】固定電話の契約数の推移

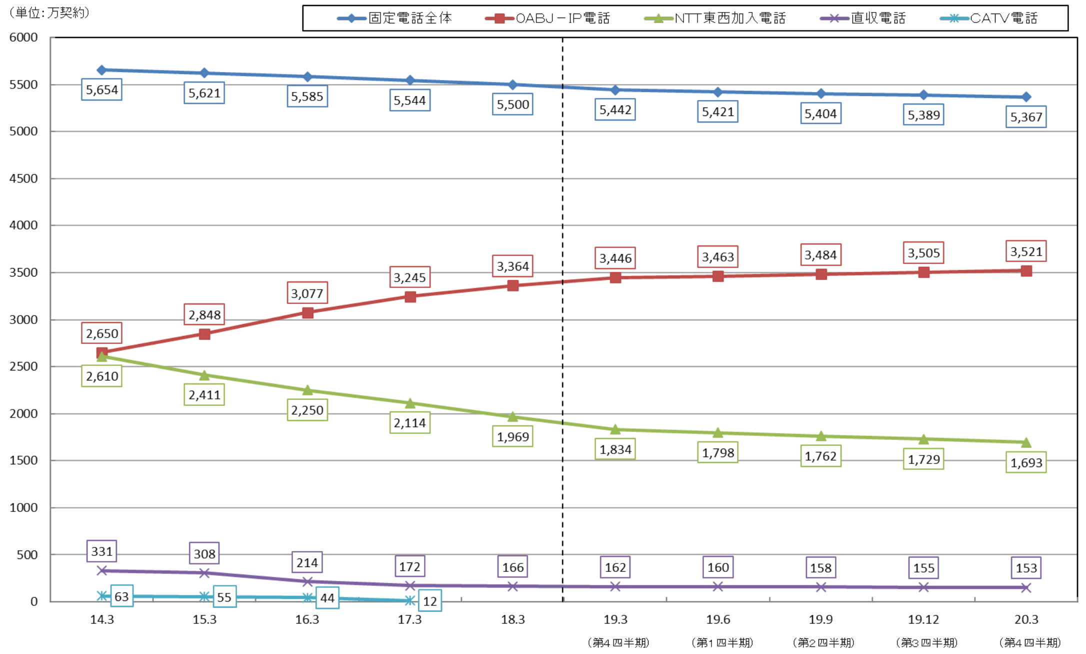

注１：「0ABJ－IP電話」は、利用番号数をもって契約数と見なしている。なお、0ABJ－IP電話はNTT東西加入電話等との代替性が高いため固定電話に加えている。
注２：「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「0ABJ－IP電話」に計上している。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

---

[52] NTT 東西加入電話（ISDN を含む。)、直収電話（直加入、新型直収、直収 ISDN の合計)、0ABJ－IP 電話及び CATV 電話を指す。以下同じ。
[53] 卸電気通信役務の提供に係るものを含む。以下同じ。
[54] NTT 東西加入電話（ISDN を含む。)、直収電話（直加入、新型直収、直収 ISDN の合計）及び CATV 電話を指す。

固定電話の契約数におけるサービス別内訳をみると、0ABJ-IP電話が占める割合は65.6％（前期比＋0.6ポイント、前年同期比＋2.3ポイント）、NTT東西加入電話が占める割合は31.6％（前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲2.1ポイント）となっている（図表Ⅲ－２参照）。

【図表Ⅲ－２】固定電話の契約数におけるサービス別内訳の推移

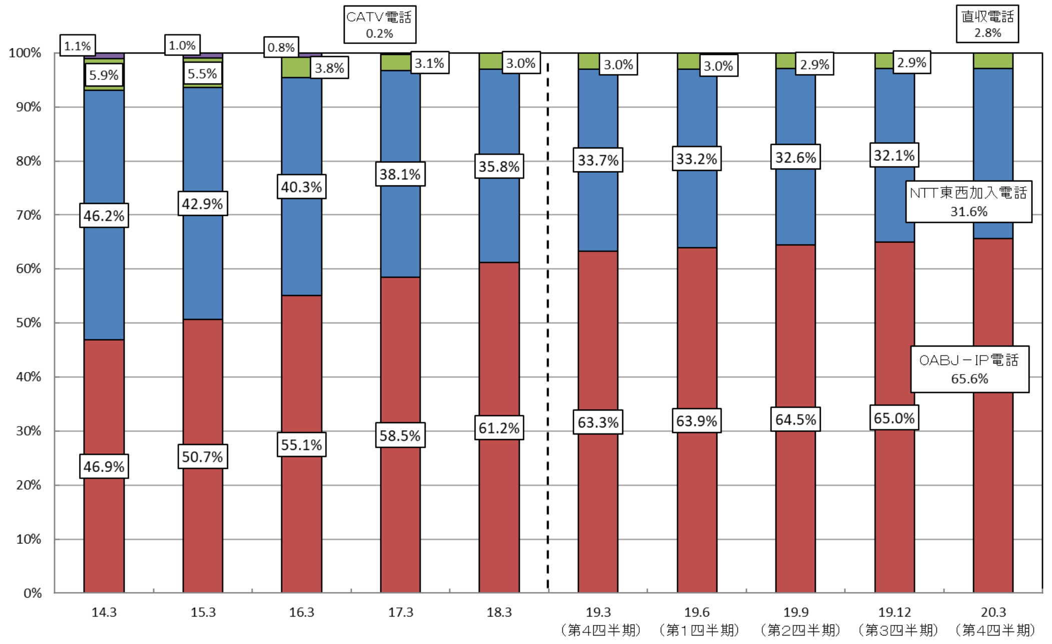

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

②　市場シェア

2019年度末時点における固定電話市場の事業者別シェアは、NTT東西が66.0%（前期比▲0.3ポイント、前年同期比▲1.1ポイント）、KDDIが21.8%（前期比±0ポイント、前年同期比＋0.3ポイント）、ソフトバンクが5.9%（前期比＋0.1ポイント、前年同期比＋0.3ポイント）となっている。HHIは4,885（前期比▲30、前年同期比▲140）となっている（図表Ⅲ－３参照）。

【図表Ⅲ－３】固定電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移

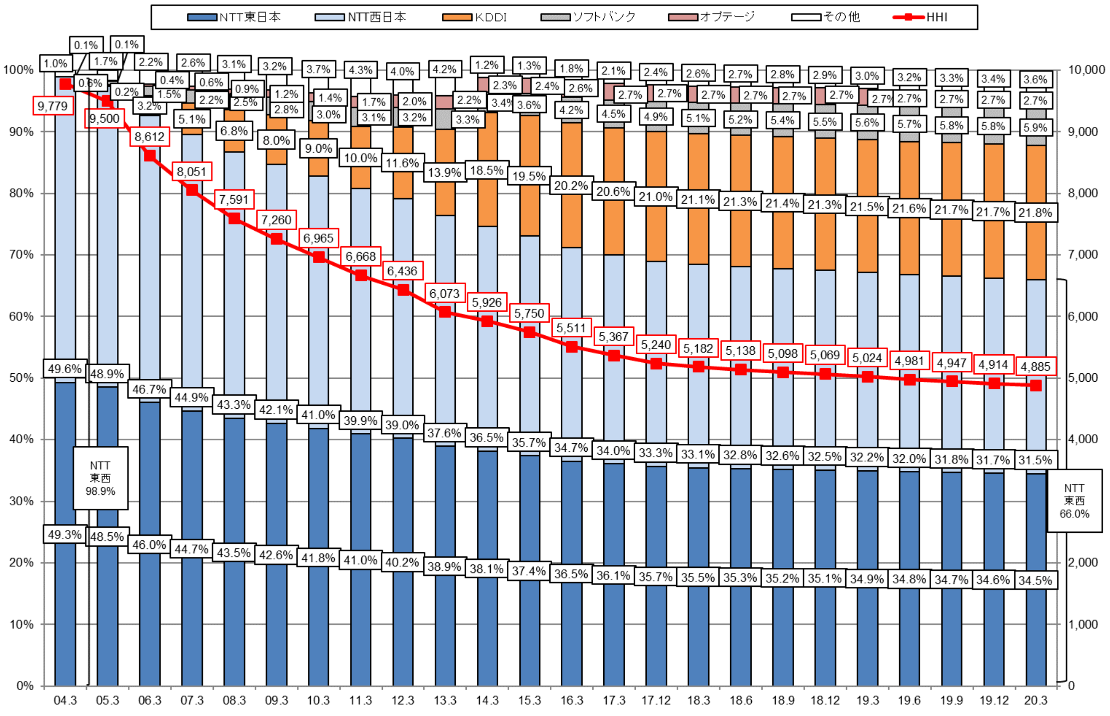

注：KDDIのシェアには、CTC及びJ:COMグループ（14.3以降）が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【2019 年度における NTT 東西別の事業者別シェアの推移について成案公表時に記載予定】

【図表Ⅲ－４】事業者別シェアの推移（東西別）

【東日本地域】

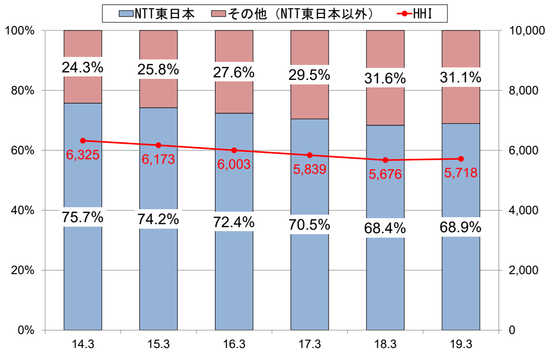

【西日本地域】

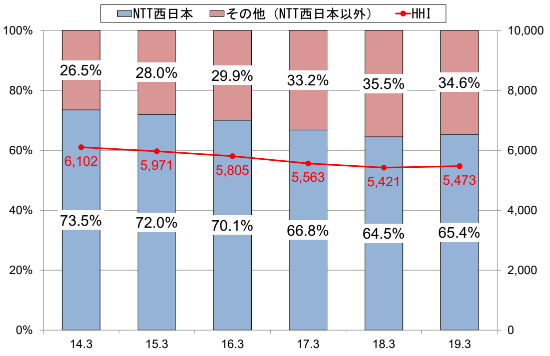

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

0ABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェアは、NTT東西が52.5%（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.3ポイント）、KDDIが33.2%（前期比▲0.2ポイント、前年同期比▲0.7ポイント）、オプテージが4.2%（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント）となっている。HHIは4,183（前期比▲1、前年同期比▲19）となっている（図表Ⅲ－５参照）。

【図表Ⅲ－５】0ABJ-IP電話の利用番号数における事業者別シェア及び市場集中度の推移

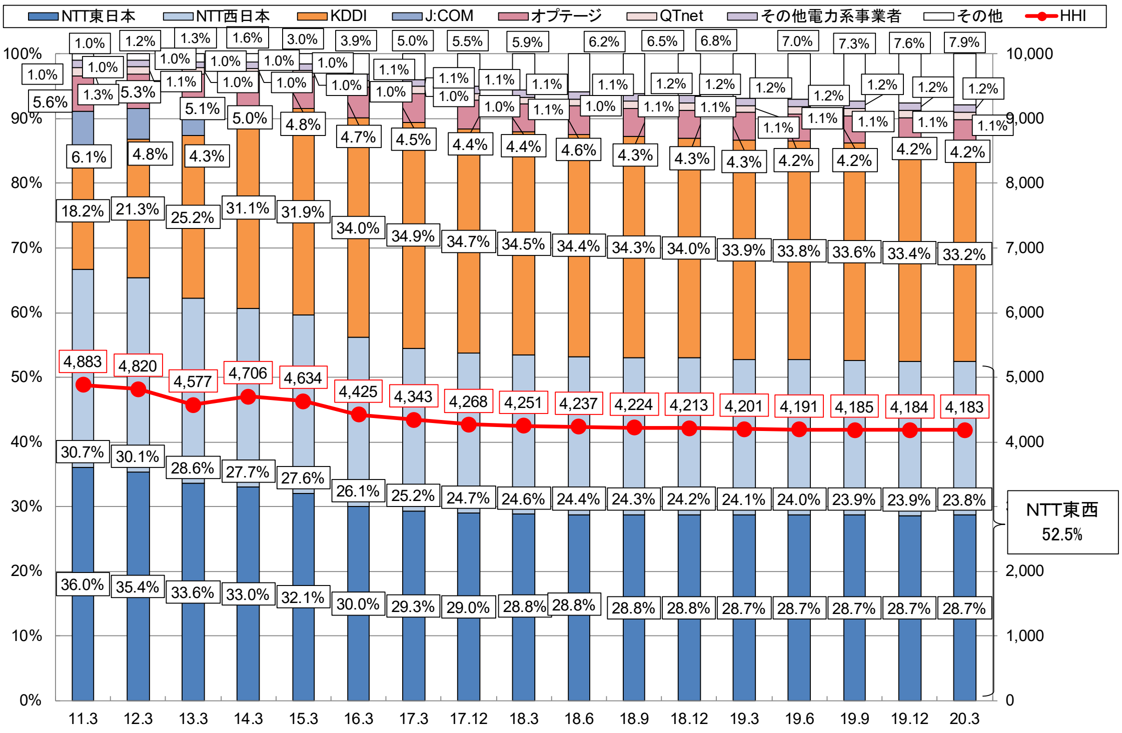

注：KDDIのシェアには、CTC及びJ:COMグループ（14.3以降）が含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③　料金等

ア　基本料金・通話料金

固定電話サービスの料金体系は、主として通信量にかかわらず定期的（毎月等）に一定額を支払う「基本料」と、通信量に応じて支払う従量制（一部定額制を含む。）の「通話料」の二部料金制となっている。

固定電話サービスの基本料金については、近年大きな変化はみられず、一定の金額で推移している（図表Ⅲ－６参照）。

また、通話料金についても、事業者間で一部差異がみられるものの、近年大きな変化はみられない（図表Ⅲ－７参照）。

【図表Ⅲ－６】固定電話サービスの基本料金の推移

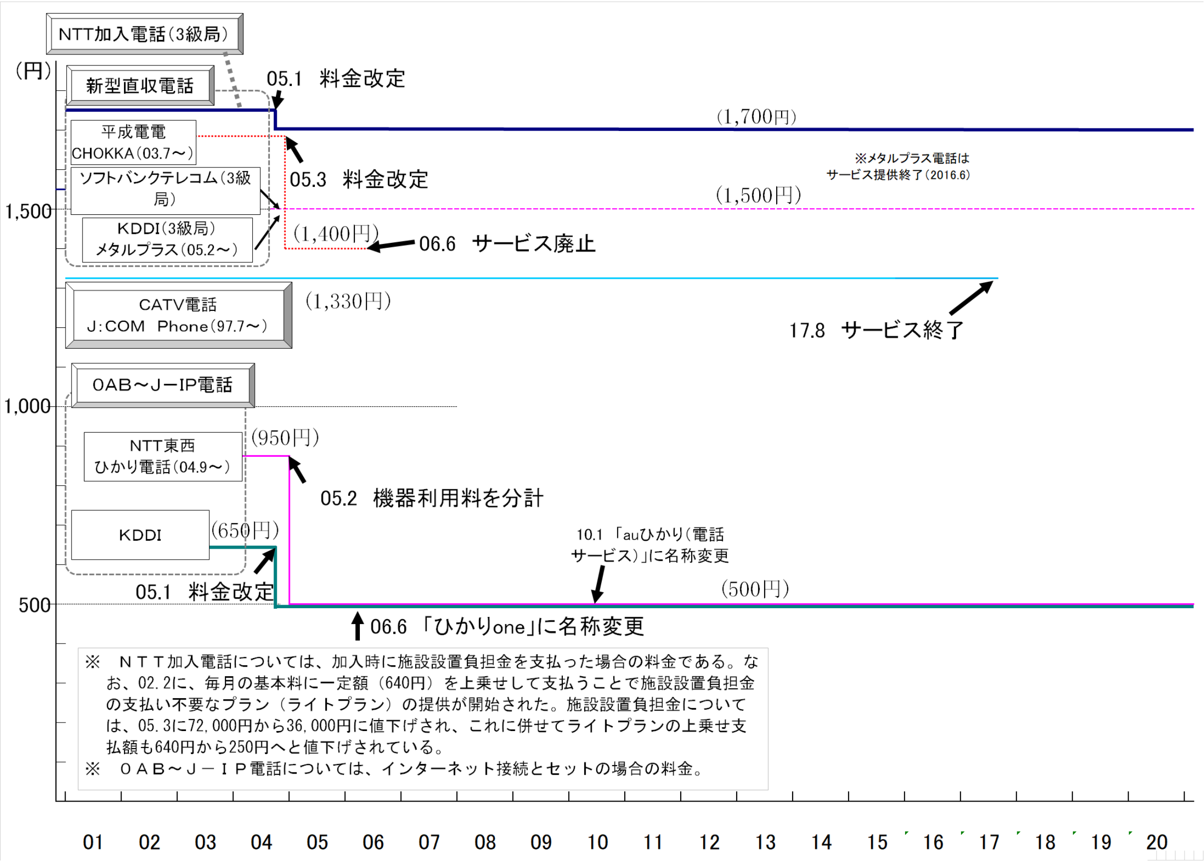

注１：級局については、３級：大規模局、２級：中規模局、１級：小規模局のイメージ。
注２：括弧内はプッシュ回線用の場合の料金。
注３：NTT東西の加入電話の開通工事費については、既存の屋内配線が利用可能な場合の費用。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

【図表Ⅲ－７】主な固定電話サービスの通話料

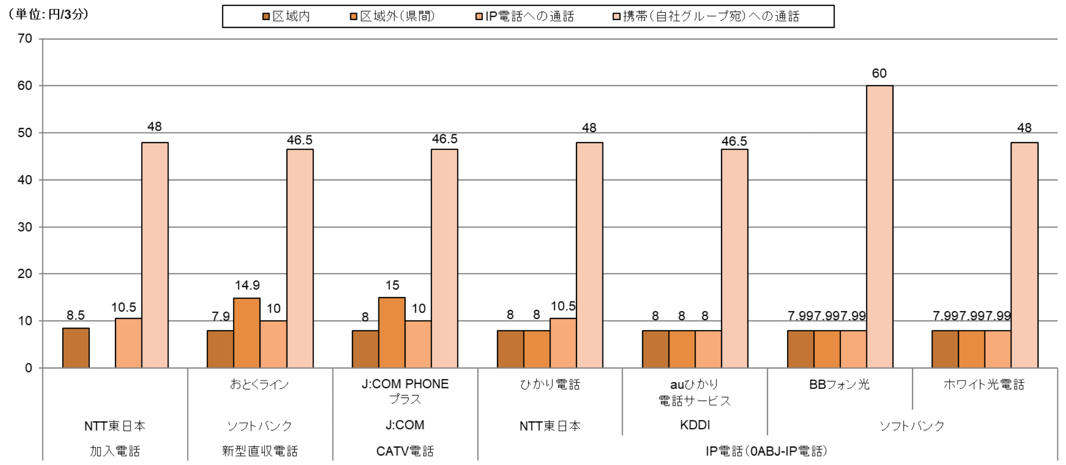

注：表は住宅用の料金、2019年度末時点。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

イ　固定電話に係る接続料

NTT東西のGC接続[55]又はIC接続[56]による接続料は、2006年度以降低下傾向にあったが、2012年度以降はおおむね上昇傾向となっている（図表Ⅲ－８参照）。

NTT東西のメタル加入者回線の接続料については、2020年度は約1,400円台後半から1,500円台前半となっている（図表Ⅲ－９参照）。

【図表Ⅲ－８】GC接続及びIC接続による接続料の推移

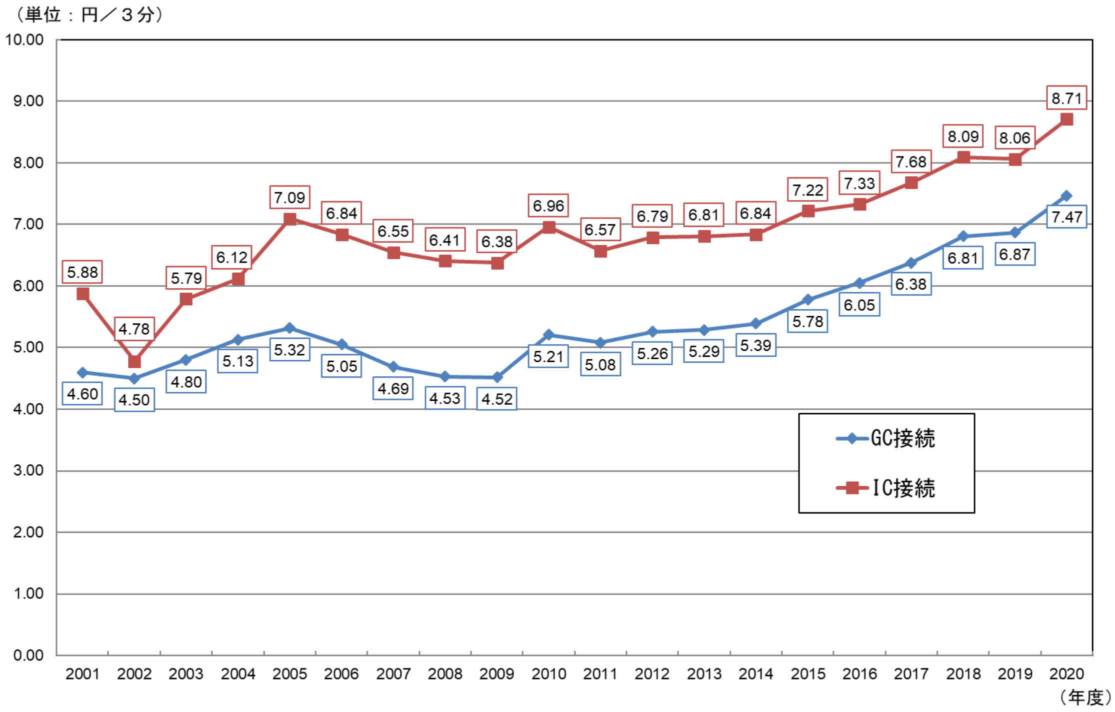

出所：総務省資料

55　Group Unit Center（加入者交換局）接続の略。NTT 東西以外の事業者が、NTT 東西のネットワークと加入者交換局レベルで相互接続することを指す。

56 Intra-zone Center（中継交換局）接続の略。NTT 東西以外の事業者が NTT 東西のネットワークと中継交換局レベルで相互接続すること。中継交換局は、GC から回線を集約し、他局に中継している局のこと。

【図表Ⅲ－９】メタル加入者回線（ドライカッパ）の接続料の推移

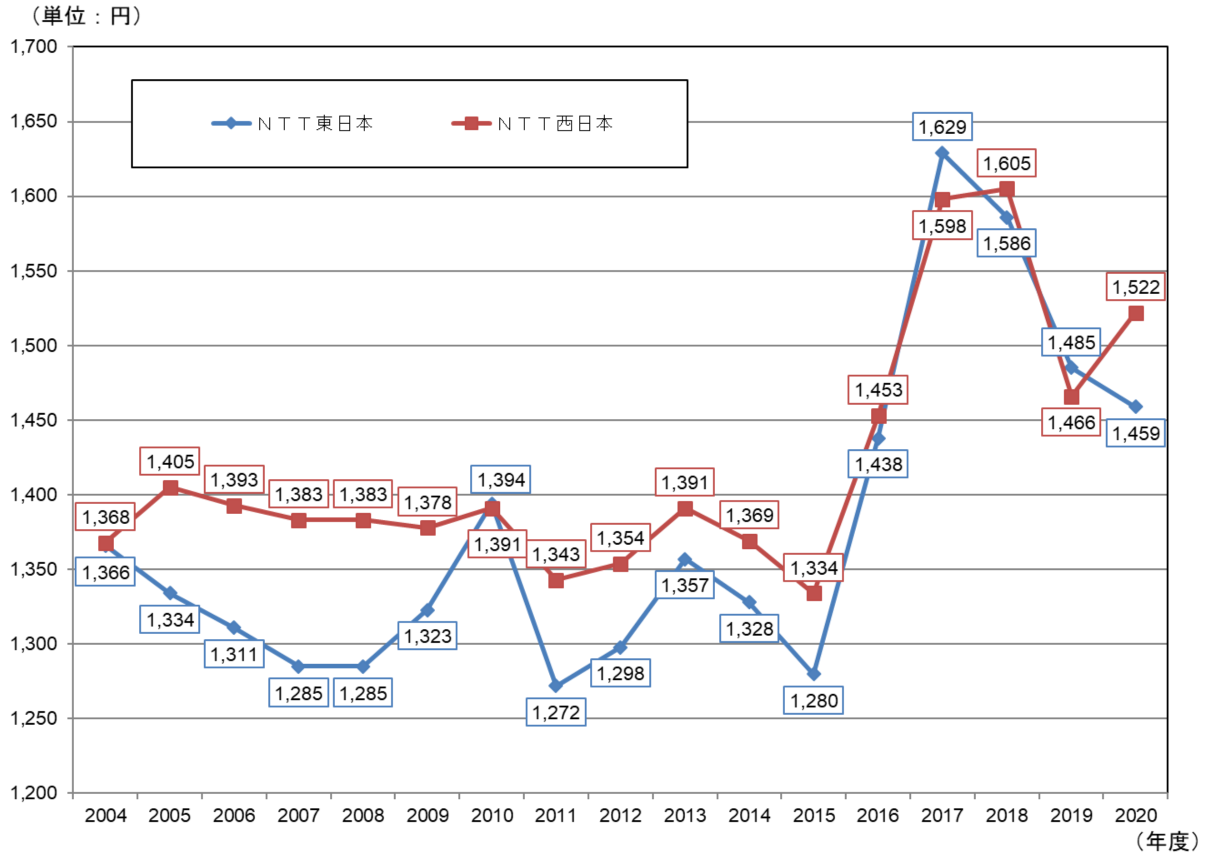

注：回線管理運営費を含む。

出所：総務省資料

(2) 050-IP 電話

①　市場規模（利用番号数）

2019年度末時点における050-IP電話の利用番号数[57]は、892万（前期比＋0.3%、前年同期比▲0.3%）となっている（図表Ⅲ－10参照）。

【図表Ⅲ－10】050-IP電話の利用番号数の推移

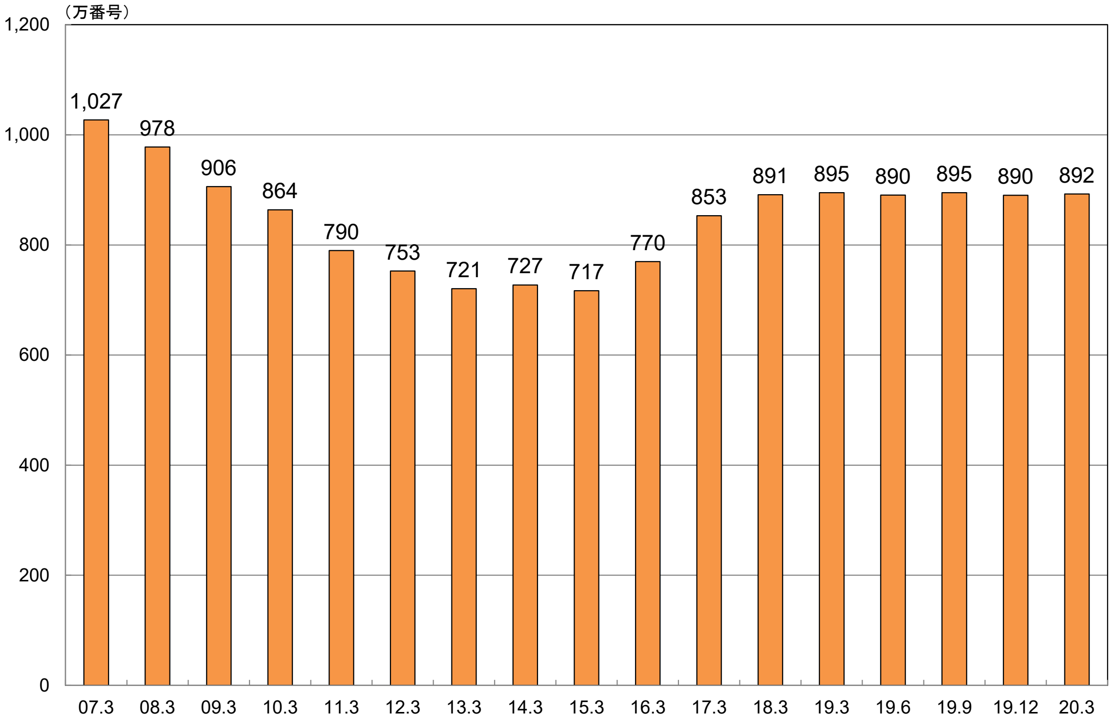

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

[57] 卸電気通信役務の提供に係るものを含む。

②　市場シェア

2019年度末における事業者別シェアは、ソフトバンクが43.1％（前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが27.2％（前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲1.7ポイント）、楽天コミュニケーションズが15.2％（前期比＋0.3ポイント、前年同期比＋0.4ポイント）、KDDIが6.5％（前期比＋0.1ポイント、前年同期比＋0.5ポイント）となっている。HHIは3,178（前期比▲7、前年同期比▲37）となっている（図表Ⅲ－11参照）。

【図表Ⅲ－11】050-IP電話の利用番号数における事業者別シェア及び市場集中度の推移

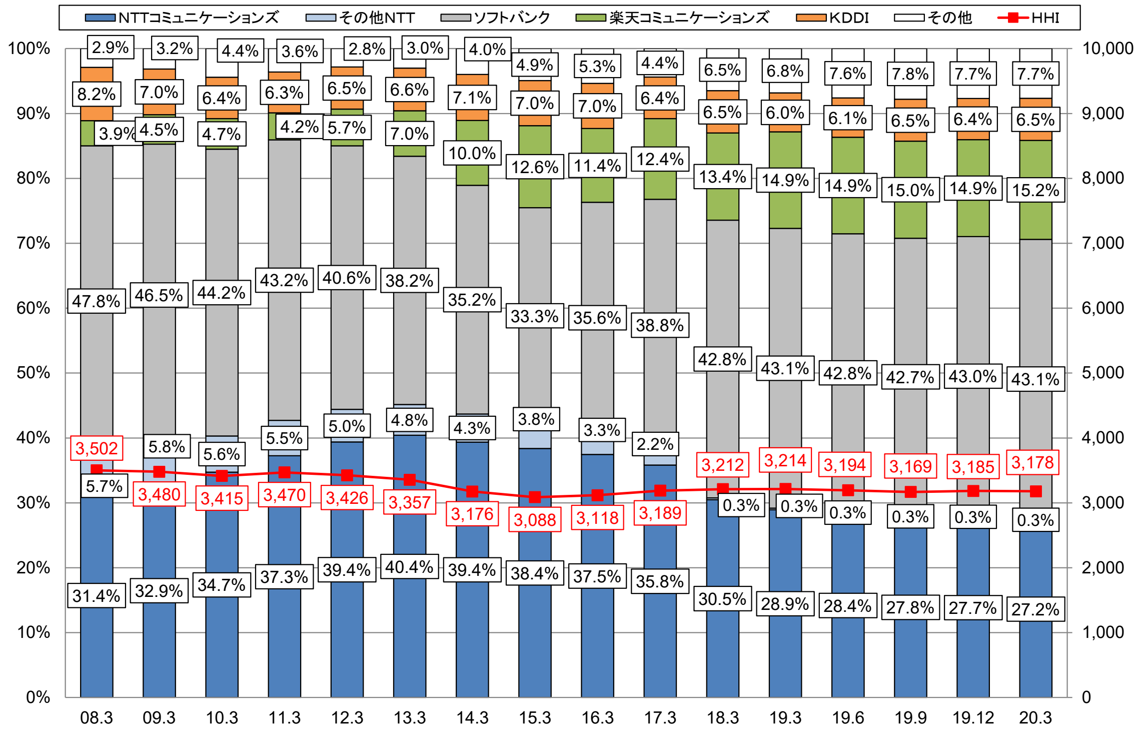

注１：その他NTTには、NTTぷらら、NTT-ME、NTTネオメイト、NTTPCコミュニケーションズ、NTTドコモが含まれる。
注２：KDDIには、CTCが含まれる。

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

③　料金等

050-IP電話サービスの通話料金は、各事業者間でほぼ横並びの状況であり、近年では大きな変化はみられない（図表Ⅲ－12参照）。

【図表Ⅲ－12】050-IP電話サービスの通話料

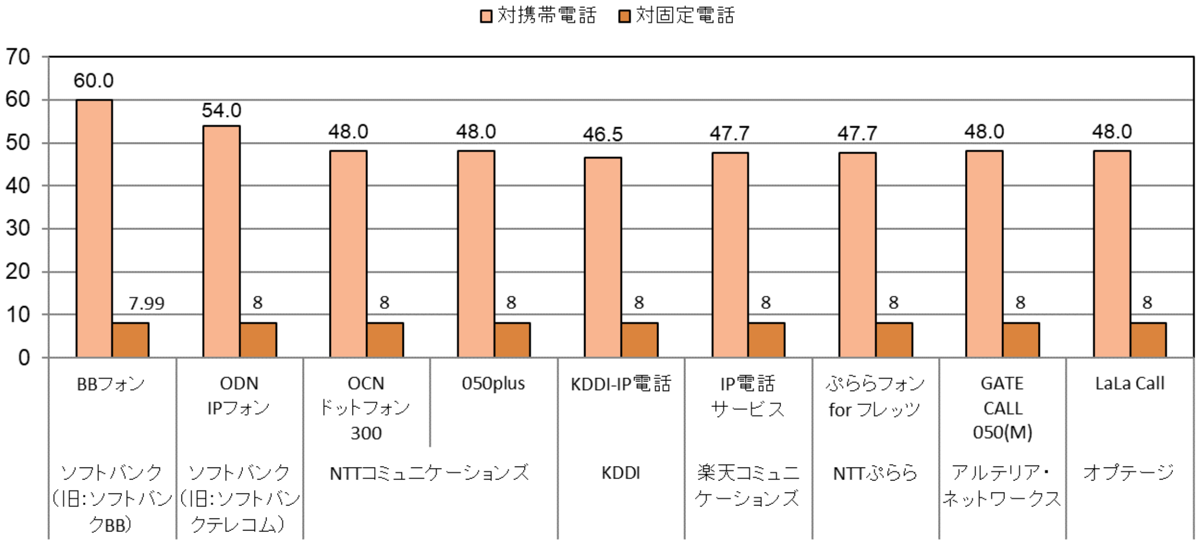

注１：自網内通話及びIP-IP接続を行っている050-IP電話事業者が提供するサービスの利用者との通話においては、無料通話が可能。

出所：各社ウェブサイトを基に総務省作成

第４章　法人向けネットワーク

第4章　法人向けネットワーク

第１節　法人向けネットワーク（WAN サービス）市場

①　市場規模

2019年度末時点におけるWANサービス市場（IP-VPN[58]、広域イーサネット[59]、フレッツVPNワイド等[60]）の契約数は、169万（前年比＋3.3%）となっている。サービス別の契約数の推移をみると、全体的に増加傾向が続いている。

【図表Ⅳ－１】WANサービスのサービス別契約数等の推移

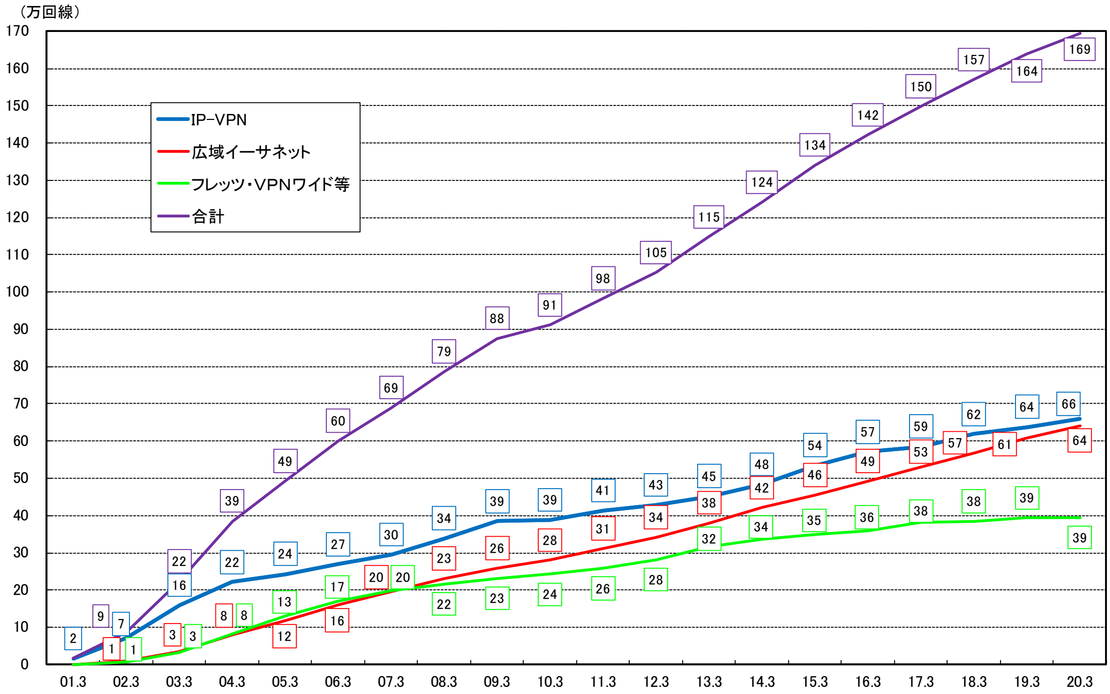

出所：総務省資料及びNTT東西の公表資料等を基に総務省作成

[58] IP-VPN（Internet Protocol-Virtual Private Network）電気通信事業者の IP 網を用いて企業の拠点間通信ネットワークを構築するもの。インターネットを経由しないため、インターネット VPN よりも機密性や信頼性に優れているとされる。

[59] 企業 LAN などで利用されているイーサネット方式を使い、地理的に離れた拠点の LAN 同士をつないで企業通信ネットワークを構築するもの。IP 以外のプロトコルを利用できる。

[60] NTT 東西のフレッツ・VPN ワイド等

①　フレッツ網を利用した企業内通信サービス

「フレッツ・VPN ゲート」、「フレッツ・VPN ワイド」及び「フレッツ・VPN プライオ」

「フレッツ・VPN ゲート」は、法人のネットワークやサーバー等を NTT 東西の IP 通信網に接続し、「フレッツ光ネクスト」や「B フレッツ」等のフレッツ・アクセスサービスの契約者との間でセンタ～エンド型の通信を可能とするサービス。「フレッツ・VPN ワイド」は、「フレッツ光ネクスト」や「B フレッツ」等のフレッツ・アクセスサービスを利用し、最大 1,000 拠点を接続することを可能とするサービス（NTT 東西をまたがる拠点間を接続するサービスの提供等も可能）。「フレッツ・VPN プライオ」は、帯域優先型のフレッツ・アクセスサービスである「フレッツ 光ネクスト プライオ」を利用し、従来の「フレッツ・VPN ワイド」より高速で安定したプライベートネットワークの構築を可能とする IP-VPN サービス。2014 年８月 20 日提供開始（NTT 東日本のみ）。

②　メガデータネッツ

同一都道府県内における拠点間を１対１接続するもので、１か所のホストを中心としたセンター-エンド型の通信網を構築することができる。NTT 東日本及び NTT 西日本において 2019 年３月 31 日にサービスの提供を終了。

② 市場シェア

2019 年度末時点における WAN サービス市場の事業者別シェアは、NTT 東西が 36.7%（前年比▲0.2 ポイント）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが 19.8%（前年比▲0.5 ポイント）、KDDI が 14.4%（前年比▲0.5 ポイント）、ソフトバンクが 13.4%（前年比＋1.0 ポイント）、電力系事業者が 5.5%（前年比＋0.8 ポイント）となっている。NTT 系事業者のシェアの合計は 62.7%（前年比▲0.8 ポイント）、３グループ（NTT 系事業者、KDDI 及びソフトバンク[61]）のシェアの合計は 90.6%（前年比▲0.3 ポイント）となっている。HHI は 4,296（前年比▲127）となっている（図表Ⅳ－２参照）。

【図表Ⅳ－２】WANサービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移

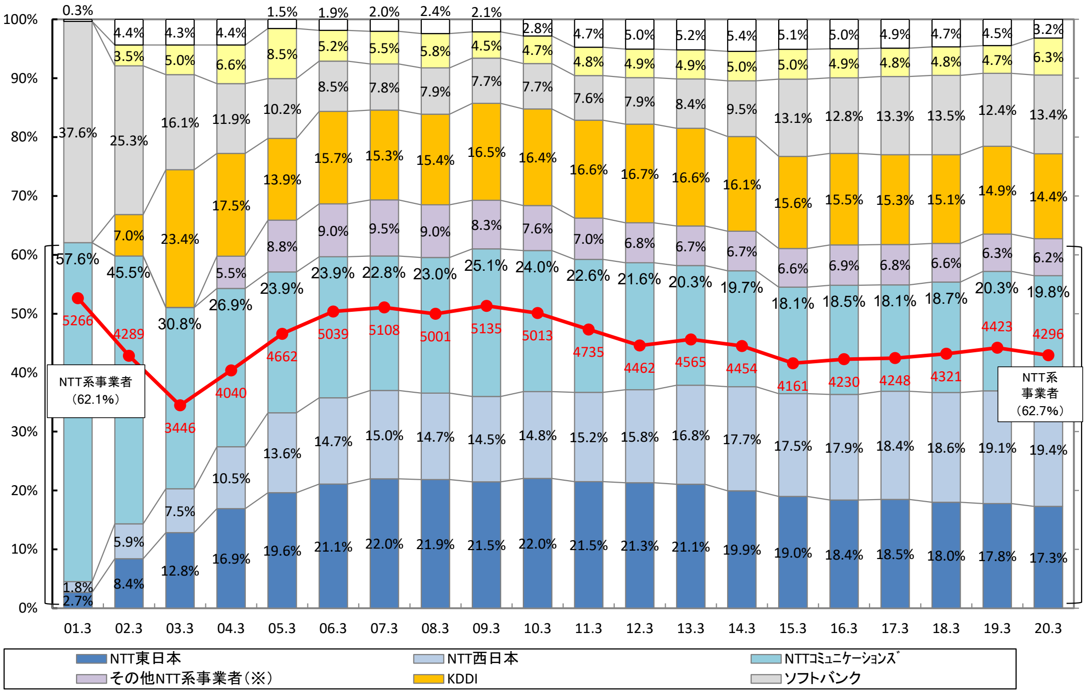

※：NTTPC コミュニケーションズ、NTT-ME、NTT ネオメイト等
注：KDDI のシェアには、中部テレコミュニケーション（09.3 以降）及び沖縄通信ネットワーク（10.3 以降）が含まれる。以下この章において同じ。

出所：総務省資料及び NTT 東西の公表資料等を基に総務省作成

[61] 2015 年４月１日にソフトバンクテレコムはソフトバンクモバイルに吸収合併され、同年７月１日にソフトバンクに商号変更を行っている。

WAN サービスの一つである IP-VPN の事業者別シェアをみると、2019 年度末時点では、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズが 43.1％（前年比▲0.4 ポイント）。ソフトバンクは 29.3％（前年比＋3.0 ポイント）、KDDI が 3.2％（前年比▲1.6 ポイント）となっている。NTT 系事業者のシェアの合計をみると、56.4％（前年比▲0.5 ポイント）となっている。HHI は 4,094（前年比▲97）となっている（図表Ⅳ－３参照）。

【図表Ⅳ－３】IP-VPNの事業者別シェア及び市場集中度の推移

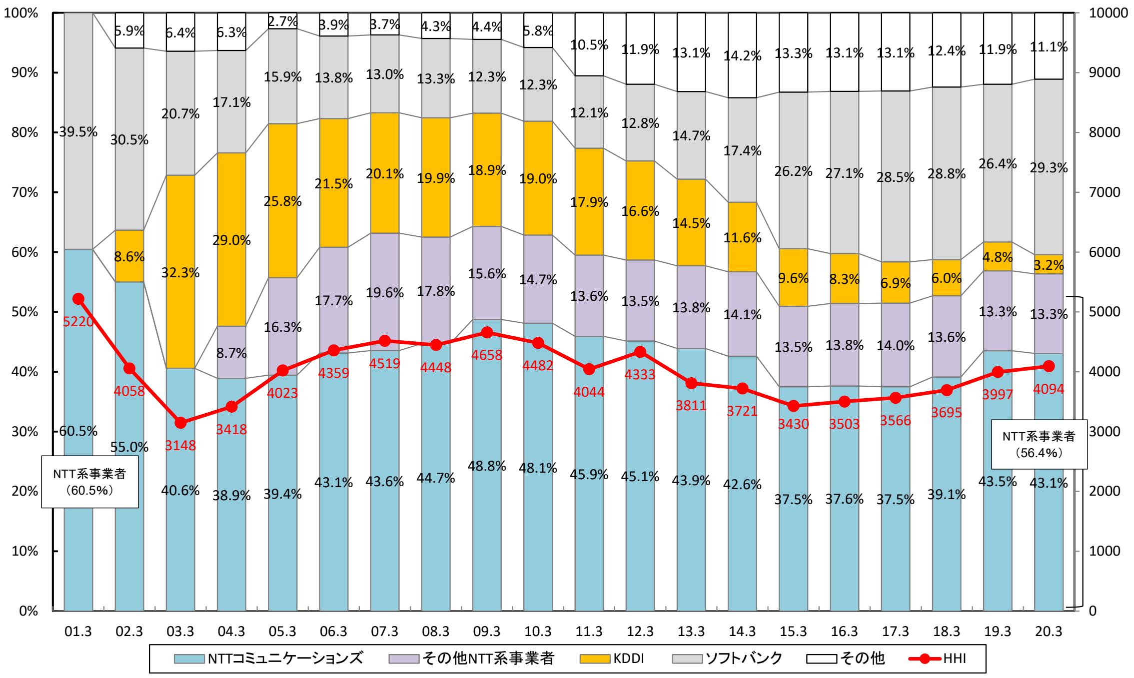

注：NTT 東西の提供するフレッツ・VPN ワイド等は含まれていない。

出所：総務省資料

WAN サービスの一つである広域イーサネットの事業者別シェアをみると、2019 年度末時点で NTT 東西が 32.8%（前年比▲1.1 ポイント）、KDDI が 35.5%（前年比＋0.1 ポイント）、ソフトバンクが 5.8%（前年比▲0.2 ポイント）となっている。また、NTT 系事業者のシェアの合計をみると、44.7%（前年比▲1.6 ポイント）となっている。HHI は 3,326（前年比▲129）となっている（図表Ⅳ－４参照）。

【図表Ⅳ－４】広域イーサネットの事業者別シェア及び市場集中度の推移

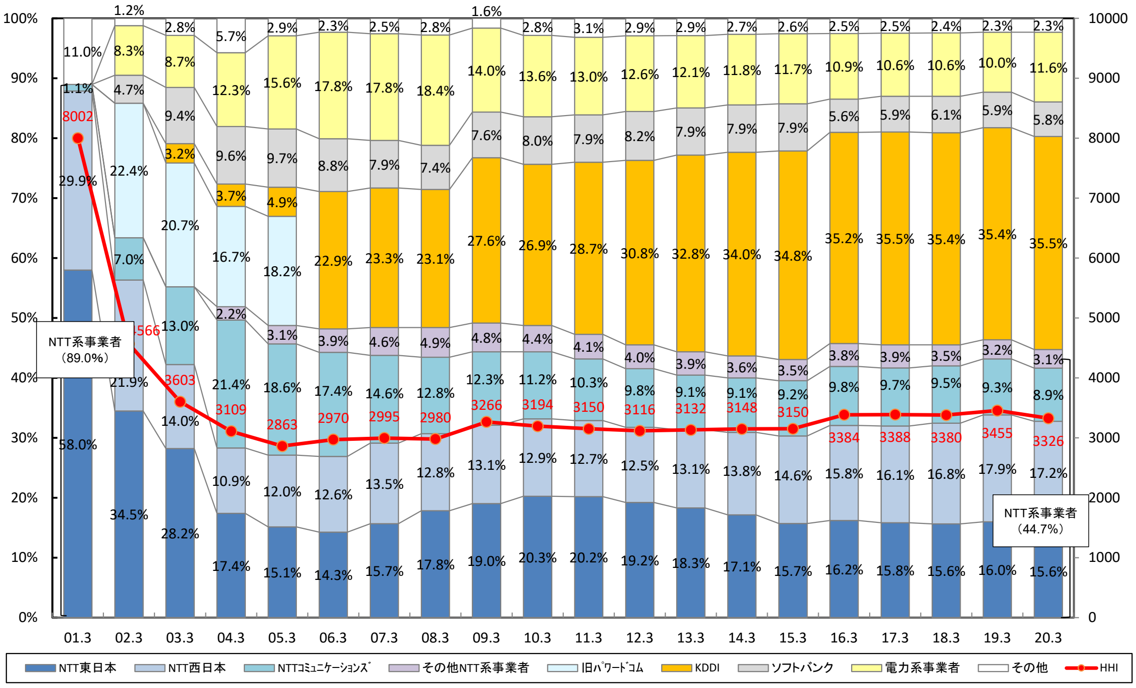

注１：2005 年 10 月、旧パワードコムは KDDI と合併。

出所：総務省資料

③　価格指数

WANサービスについては、実際に提供されている料金の推移等を把握することは困難であるが、「2015年基準 企業向けサービス価格指数[62]」の一部として、日本銀行が公表しているIP-VPNと広域イーサネットを対象とするWANサービスの価格指数をみると、近年は横ばいで推移している（図表Ⅳ－５参照）。

【図表Ⅳ－５】WANサービスの価格指数の推移

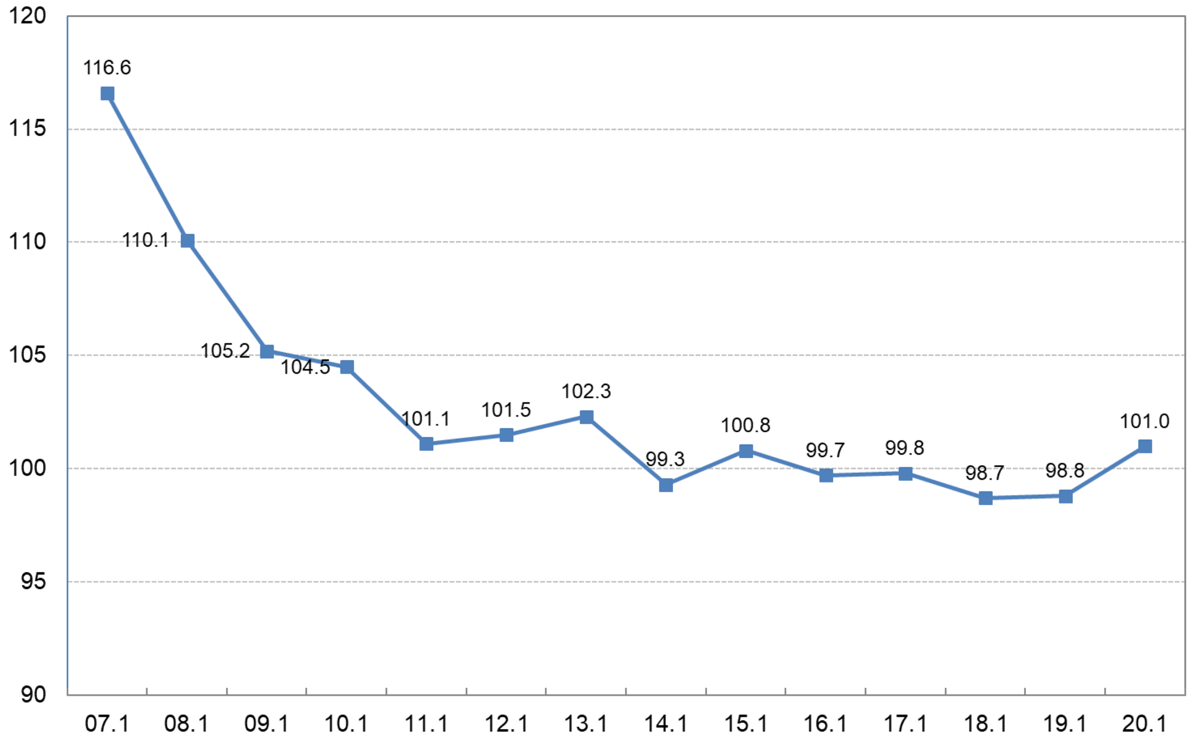

出所：日本銀行「2015年基準 企業向けサービス価格指数」に基づき作成

[62] 企業間で取引される「サービス」の価格に焦点を当てた物価指数であり、指数の対象となっているサービスの価格に、各々のサービスの重要度（ウエイト）を掛け合わせ、集計することにより作成した物価指数である。価格は、サービスの代表的な価格を個別に調査することにより入手し、ウエイトは、指数の対象となっている企業間取引額から算出している。指数は、個別に調査したサービスの代表的な価格をそれぞれ指数化し、ウエイトで加重平均することにより作成している。なお、詳細は「企業向けサービス価格指数の解説」（日本銀行）参照。

第５章　ＩｏＴ向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

第5章　IoT向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

従来の移動系通信に係る事業者間の競争状況の評価においては、「移動系通信市場」を分析対象市場として画定してきたところであり、通信サービスの用途に着目した市場画定（例：「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」市場及び「IoT向け通信サービス」市場）は行ってきていない。

通信サービスの提供に係る事業者間の競争状況を分析するに当たって、利用する通信端末の種類が違うことのみをもって別々に市場画定をする必要性が直ちには認められるわけではないが、「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」と「IoT向け通信サービス」との間には、以下のような差異も認められる。

・　通信事業者は、IoT向け通信に特化した料金プランを提供するなど、「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」との区別がなされている。

・　「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」の契約数は、既に頭打ち状態になっている一方、「IoT通信向けサービス」については、今後も大きな成長が見込まれる。

・　「IoT向け通信サービス」の提供者としては、移動系通信（携帯電話・BWA・PHS）を提供する事業者のほか、アンライセンスLPWA、固定系通信サービス（FTTH等）を提供する事業者も存在する。

そこで、今年度においては、「IoT向け通信サービス」を別個の市場として画定することが適当か、また、仮に別個の市場として分析対象とすることとした場合、どのような点について留意すべきかについて検討を行った。また、検討の一環として、第15回電気通信市場検証会議（令和２年２月10日開催）において、「IoT向け通信サービス」に係るヒアリングを実施（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ソラコム、京セラコミュニケーションシステム）した。

1 「IoT 向け通信サービス」の現状

総務省は、MNO事業者（2019年度末時点では、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの４者）から、四半期ごとに通信モジュール向けの契約数（全契約数（小売契約数＋卸契約数）の内数）の報告を受けている。「通信モジュール」とは、「特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備」とされており（電気通信事業報告規則第４条の５第１項）、いわゆるIoT機器（遠隔監視端末、スマートメーター等）が念頭に置かれている（携帯電話端末やタブレット等の端末は「通信モジュール」に非該当。）。各MNOは、契約上、IoT機器向けに用途を限定している通信サービスの契約数を「通信モジュール」としてカウントしている。

2019年度末時点においてMNOが提供する通信モジュールの契約数は2,985万（前期比＋4.4%、前年同期比＋23.8%）となっており、移動系通信の契約数全体に占める割合は16.0%となっている（通信モジュール等の契約数の推移について図表Ｖ－１、その増減率の推移について図表Ｖ－２参照）。通信モジュールの各社シェアは、NTTドコモが30%台前半、KDDIが40%台前半、ソフトバンクが20%台半ばとなっている。このほか、MVNO事業者（契約数３万以上の者に限る。）からも通信モジュール向け契約数の報告を受けており（2019年度末における契約数の総計は682万）、上位３者（本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド）で全体の９割程度を占める（図表Ｖ－３参照）。

【図表Ｖ－１】通信モジュール等の契約数の推移（図表Ｉ－３の再掲）

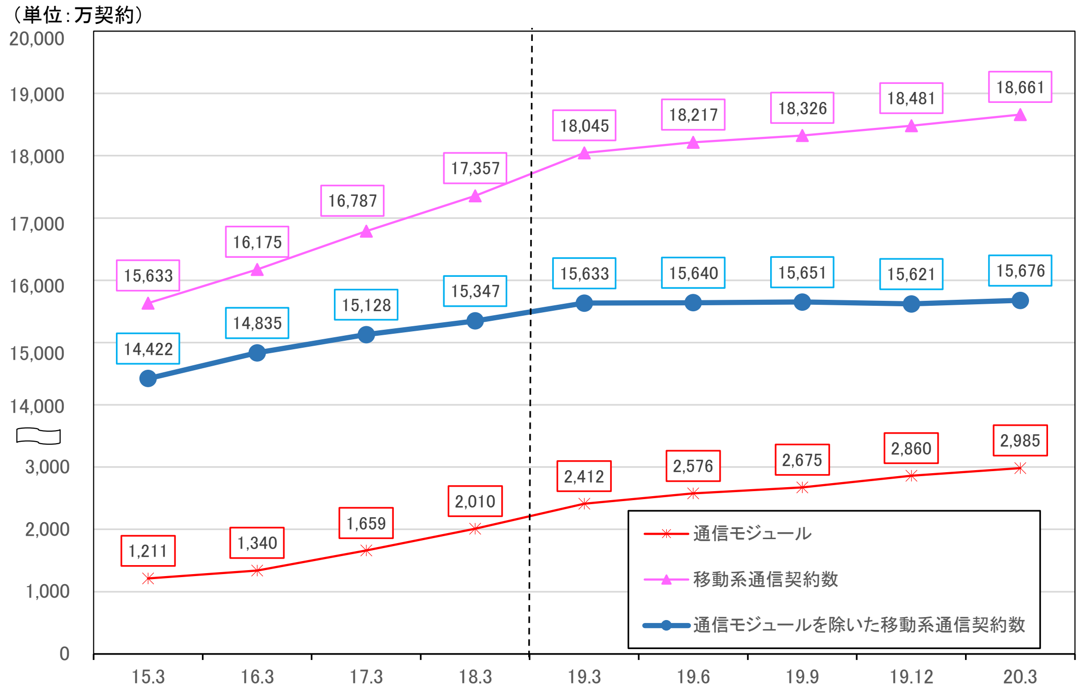

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ｖ－２】通信モジュール等の契約数の増減率（対前年同期比）の推移（図表Ｉ－４の再掲）

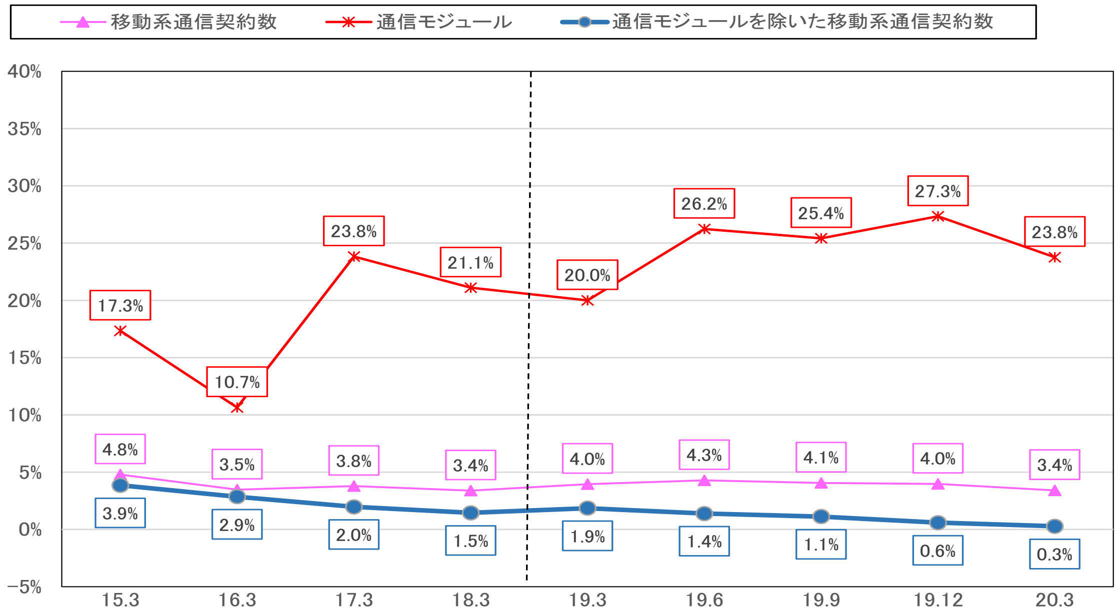

出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

【図表Ｖ－３】移動系通信の契約数の内訳

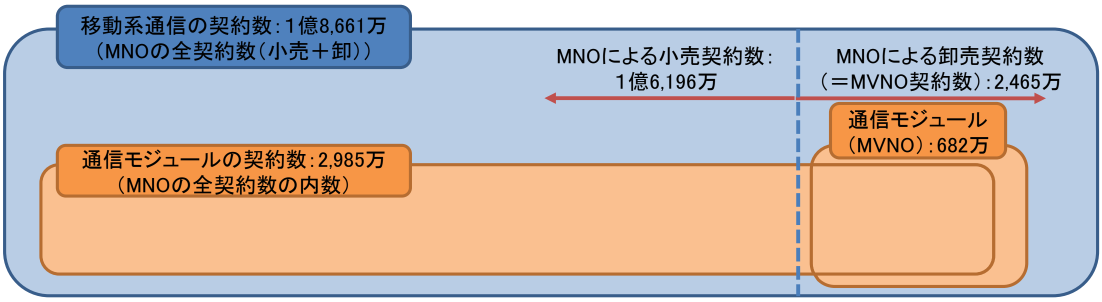

出所：総務省作成

2 競争状況の評価に向けた考え方の整理

① 「IoT向け通信サービス」の範囲について

「IoT 向け通信サービス」としては、「移動系通信市場」に含まれる通信サービス（携帯電話・BWA・PHS）のほか、アンライセンス LPWA（LoRa、Sigfox、ELTRES 等）がある。世界の LPWA モジュールの出荷台数推移等をみると、アンライセンス LPWA が一定のシェアを有している（図表Ⅴ－４参照）。

事業者ヒアリングにおいて、一部の MNO からは、セルラーLPWA[63]とアンライセンス LPWA[64]は類似サービスであり、競争関係にあるとの指摘がなされた（アンライセンス LPWA 提供事業者からも、当該事業者が提供するサービス（LP ガスの自動検針、水位監視等）はセルラーLPWA での代替が可能であるとの見解が示されている。）。他方で、セルラーLPWA とアンライセンス LPWA との間には、技術面等で様々な違いが指摘されているところであり、アンライセンス LPWA の提供状況等について引き続き情報収集を行うとともに、「移動系通信市場」に含まれる「IoT 向け通信サービス」との代替性について検証を行う必要があると考えられる。

【図表Ⅴ－４】世界のLPWAモジュールの出荷台数推移及び予測

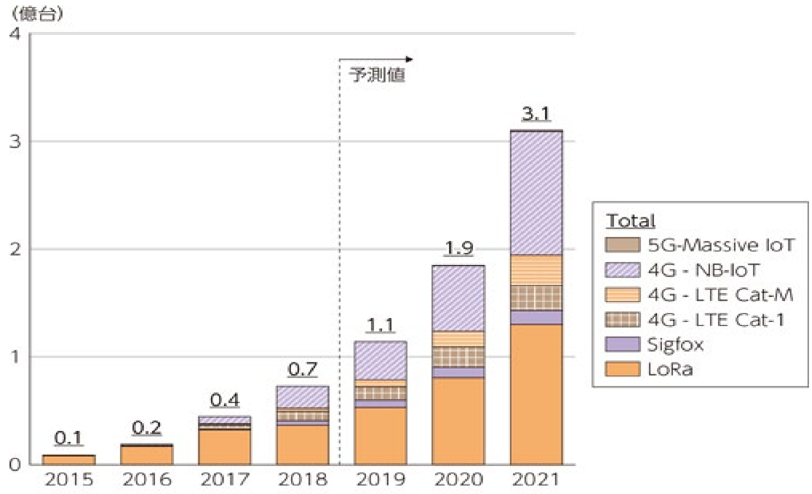

出所：令和元年度情報通信白書

[63] 令和元年度第１四半期から「携帯電話」の契約数の内数として報告を受けてきており、2019 年度末時点における契約数は、NTT ドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの４者で計 80 万台後半となっている。

[64] アンライセンス LPWA についても、提供事業者から契約数等の報告を受けてきている。

【参考】通信方式ごとの通信距離・消費電力の違い

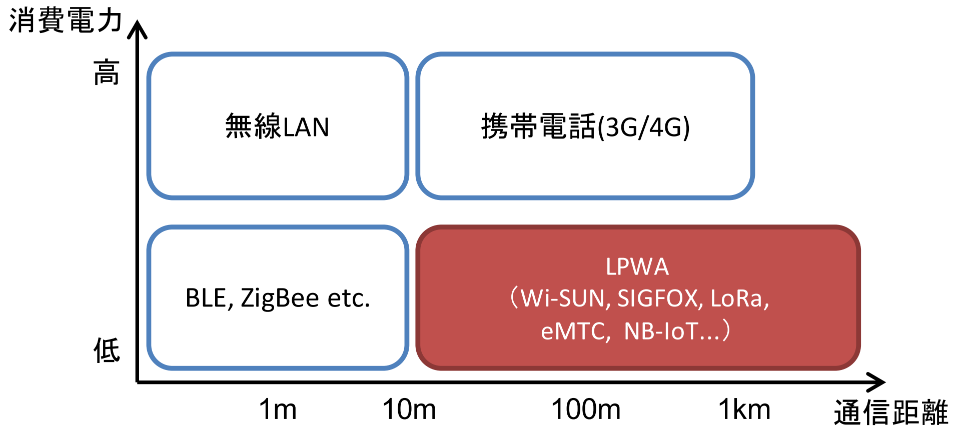

② 「IoT向け通信サービス」の取引段階について

移動系通信市場（小売市場）の分析においては、MNO と MVNO とは競争関係にあることを前提に分析がなされてきた（例えば、「MVNO のシェアの変化」が、移動系通信市場における競争が促進されているか否かを判断する際の一つの考慮要素とされてきた。）。これは、電気通信役務を最終利用者に提供する主体同士が（実質的な）競争関係にあるという前提に立っているところ、スマートフォン等向け通信サービスについてみれば、MNO が提供するサービスと MVNO が提供するサービスとは同等のサービス（代替的な関係にある）といえることから、上記の前提は一定の合理性を有するものと考えられる。

一方で、MVNO 事業者のうち、「通信モジュール」の契約数が多い事業者（本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド等）は、MNO のように「通信サービス」単体を利用者に提供しているのではなく、当該事業者が提供する財やサービスの一構成要素として電気通信役務を提供している。利用者が通信会社のみを選択・切り替えすることは事実上不可能であること、また、多くの場合、「通信サービス」の内容が（通信サービスを含んだ）財やサービスの利用者の選択に与える影響は小さいことも踏まえると、通信モジュールの分野では、MNO と（上記の形態の）MVNO が競争関係にあると考えることは適当ではないと考えられる（「MVNO が提供する通信モジュール契約数」が「通信モジュールの契約数全体」に占める割合は、（通信モジュールの分野において）MVNO が MNO に与える競争圧力に関する指標とはならない。）。

MNO と同様の形態で「IoT 向け通信サービス」を提供している MVNO 事業者の契約数の割合は、「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」に占める MVNO 契約数よりも低いものと考えられる。ただし、MVNO 事業者から、「SIM カード型」として契約数の報告がなされているものや、契約数３万未満の MVNO（総務省への契約数の報告義務なし）の契約数の中には、 MNO と同様の形態で「IoT 向け通信サービス」を提供しているものも

含まれている可能性はあることから、MVNO 事業者における「通信モジュール」の提供実態について引き続き把握する必要がある。

また、移動系通信市場においては、MVNO が最終利用者に対して提供する通信サービスに係る卸電気通信役務の市場を「卸売市場」として画定してきているところ、「通信モジュール」についても同様の処理を行うことは技術的には可能であるが、次のような問題が生じる。例えば、通信モジュールを搭載した自動車に係る通信サービスについて考えると、①自動車メーカーが MNO から卸電気通信役務を受けた上で自動車メーカーが MVNO として最終利用者に提供する形態と、②MNO が最終利用者に対して電気通信役務を直接提供する形態があるところ、①と②で実質的なビジネスモデルとしては大差ないものと考えられる一方、「卸売市場」における取引としてカウントの対象とされるのは、①の形態のみとなる（事業者ヒアリングにおける指摘）。

以上の議論を踏まえると、「IoT 向け通信サービス」について、「卸売市場」と「小売市場」を明確に区別することの実益は少なくとも現時点においては小さいものと考えられ、通信サービス単体で提供される形態の通信モジュールの契約数（図Ｖ－５の実線矢印部分）を分析の対象とすることが適当ではないかと考えられる。

【図表Ｖ－５】IoT向け通信サービスに係る取引段階

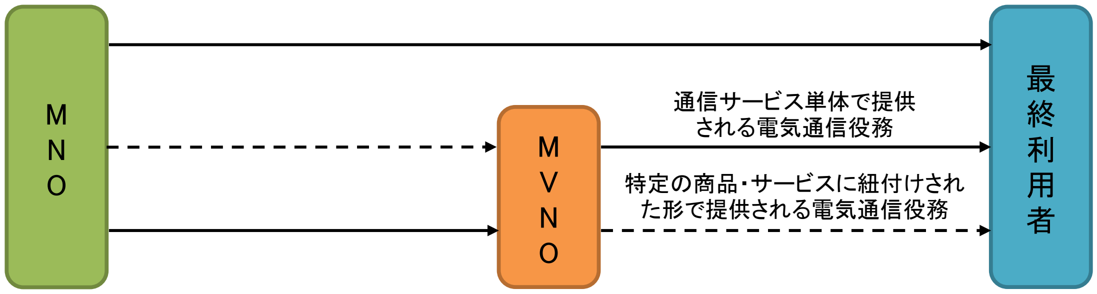

③ 通信事業者の競争力の源泉について

利用者による「IoT向け通信サービス」の選択に関して、事業者ヒアリングにおいて以下のような指摘がなされた。

- IoTサービスの利用者が、その構成要素（デバイス、通信サービス、IoTプラットフォーム等）をそれぞれ独立して事業者から調達するというケースは比較的少なく、複数の構成要素が組み合わされた形で提供を受けることが多い。
- 「通信サービス」は、IoTのコアとなる要素ではあるものの、その相対的な重要性は低く（IoTサービスに対する支出全体に占める「通信サービス」の割合は１割程度との試算もある。）、「通信サービス」以外の要素の方が、利用者によるIoTサービスの選択に大きな影響を与えている（「通信サービス」以外の要素の制約等により、「通信サ

ービス」の提供事業者等が選択されることがある。））。

上記を前提とすれば[65]、通信事業者が、自社の提供する「IoT向け通信サービス」の取引を拡大する上では、通信レイヤー以外の事業者（でIoTサービスの利用者に訴求力のあるサービスを提供する者）と連携することが非常に重要であると考えられる。

また、この点に関連して、NTTグループは、公社時代からの資産等を背景に、通信レイヤー以外の事業者との連携において優位な立場にあるのではないかという指摘が一部事業者からなされたところである。

④ 「一回線」の重みの違いについて

事業者ヒアリングにおいて、センサーやスマートメーター向けサービス（マッシブIoT）と遠隔医療や自動運転向けサービス（ミッションクリティカルIoT）とでは、「一回線」の持つ重みが違うのではないかという指摘があったところである。通信サービスの利用形態ごと（ないし、IoTサービスの利用者の業種ごと）にさらに市場を細分化すべきかについて検討する必要があるものと考えられる（「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」においても、利用者の利用形態に差異がみられることとの関係についても整理する必要がある。）。

65 ただし、現時点においてこのような前提に立つことについては慎重であるべきとの指摘が電気通信市場検証会議においてなされたところである。

第２編　電気通信事業者の業務の適正性等の確認

第２編　電気通信事業者の業務の適正性等の確認

１　電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制の実効性を確保するためには、総務省が、定期的・継続的に情報の収集を行い、電気通信事業者の事業運営を絶えず確認し、電気通信事業者の業務の状況等に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を講じ、問題が深刻化する前に改善のための取組を推進していくことが重要である。

このことから、総務省は、電気通信事業者の業務の適正性等を確保するため、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行うこととしている。

本年度年次計画において、電気通信事業者の業務の状況等の確認に関する実施方針を示し、当該実施方針に基づき確認を行ったところ、確認結果は以下の第１章から第３章に示すとおりである。

２　電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の構成

第１章　固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第２章　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第３章　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認結果

第１章　固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第１章　固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第1節　NTT 東西におけるサービス卸の提供状況等の確認結果

１　NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（令和元年５月改定）概要

NTT 東西が提供するサービス卸について、NTT 東西における「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和元年５月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）に基づき、NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行った。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認した。

確認内容	確認方法
NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性　等	➢　サービス卸ガイドラインに規定された電気通信事業法上問題となり得る行為の有無等及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為についての対応状況を確認 【確認項目】 ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い

2 NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認結果（概要）

本年度年次計画に基づき、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT 東西において、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認できなかった。

また、NTT 等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、平成 27 年２月の行政指導に反する行為に該当する事実は確認できなかった[66]。

令和元年７月１日から開始された事業者変更の提供について、不当な差別的取扱いを行っている事実は確認できなかった。

加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があったが、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認できなかった。

— サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの

— FTTH アクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている

総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。（確認結果等の詳細については、参考４参照。）

---

[66] 平成 27 年２月、総務省は、サービス卸ガイドラインの策定と併せて、サービス卸の提供に関して対応及び報告すべき事項について要請。

当該要請においては、NTT 等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保（下記①～③）を踏まえた対応とともに、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為（特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分）を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

① 公正有効競争条件（平成４年４月郵政省・日本電信電話株式会社公表）抜粋

:「NTT から新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」

② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（平成９年郵政省告示第 664 号）抜粋

:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」

③ 情報通信審議会答申（平成 26 年 12 月 18 日情通審第 47 号）抜粋

:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスや IP 電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

第２節　サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果

１　サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認

本年度年次計画に基づき、NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者、接続事業者及び自己設置事業者（NTT 東西を除く）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況及びサービス提供に当たっての課題等について、アンケート調査を実施した。確認結果は以下のとおり。

対象事業者	・NTT 東西のサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸契約数や苦情相談件数等を考慮して選定） ・NTT 東西及びサービス卸の提供を受ける卸先事業者以外の主要なFTTH 事業者（接続事業者、自己設置事業者等）
確認方法	アンケート調査（サービス卸の提供を受ける卸先事業者計 17 社、主要な FTTH 事業者４社（うち２社は卸先事業者と同一）から回答あり）
確認項目及び確認結果の概要	①　競争阻害的な料金の設定等 ⇒一部の事業者から過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘があった。また、MNO 以外の卸先事業者からはMNO が行うキャッシュバックやセット割引に対する懸念の声が寄せられている。これらを踏まえ、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関する WG」において、引き続き、これらの具体的な状況の確認を実施する。 ②　消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⇒各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認した。 ③　サービス提供に当たっての課題等 ⇒サービス卸の提供料金の値下げを求める意見、FTTH アクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている等の意見があった。引き続き卸料金の引き下げも含む NTT 東西の取組状況を注視するとともに、必要な措置について検討する。 ④　事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い ⇒事業者変更に係る不当な差別的取扱いは、現時点では確認されなかった。なお、「競争ルールの検証に関する WG」において、利用者のスイッチングコストの更なる減少に向け、具体的検討を実施する。

２ サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（概要）

各卸先事業者における「競争阻害的な料金の設定等」への対応については、一部の事業者から過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘があった。また、MNO以外の卸先事業者からはMNOが行うキャッシュバックやセット割引に対する懸念の声が寄せられている。これらを踏まえ、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、引き続き、これらの具体的な状況の確認を実施する。

「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応については、各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認したが、業界自主基準等の遵守については１社を除いて特段の回答がなかったところ、一般社団法人テレコムサービス協会（FVNO委員会）におけるサービス卸を利用したFTTHサービスの説明・勧誘の在り方についての検討結果を踏まえ、各卸先事業者において、その説明・勧誘方法について必要な見直しを行うこと等により、消費者保護を充実・向上させていく必要があると考えられる。

「サービス提供に当たっての課題等」については、一部の卸先事業者から、サービス卸の提供料金の値下げを求める意見、ＦＴＴＨアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている等の意見があった。引き続き卸料金の引き下げも含むNTT東西の取組状況を注視するとともに、必要な措置について検討する。

「事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い」については、事業者変更に係る不当な差別的取扱いは、現時点では確認されなかった。なお、「競争ルールの検証に関するWG」において、利用者のスイッチングコストの更なる減少に向け、具体的検討を実施する。

（確認結果等の詳細については、参考５参照。）

第2章　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第1節　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

1　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

本年度年次計画に基づき、MVNO 及び第二種指定設備を設置する事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）に対し、以下のとおり調査等を実施した。

対象事業者	MVNO※1及び二種指定設備設置事業者※2 ※１　MVNOの事業者団体であるテレコムサービス協会 MVNO委員会を意見聴取の主な対象とした。 ※２　NTT ドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQ コミュニケーションズ、Wireless City Planning （全国BWA事業者は、令和元年 12 月 24 日施行の告示により二種指定事業者となっている。）
確認項目	将来原価方式の導入、全国ＢＷＡ事業者の二種指定及び 5G の導入の中でのネットワーク提供の条件等
確認方法	各種委員会及び研究会でのヒアリング及び個別の意見聴取により確認を実施。

2　確認結果及び対応方針

確認結果	対応方針
<u>１　将来原価方式における予測値算定方法の適正性について</u> ・2020 年度に適用される接続料（データ伝送交換機能）については、次のとおり適正性の向上が図られている。 ①MVNO における予見性確保等のため、<u>合理的な将来予測に基づく「将来原価方式」が導入（2019 年１月 27 日施行）され、３年度分の接続料が算定</u>。 ②全国 BWA 事業者（WCP、UQ）の二種指定（2019 年 12 月 24 日施行）により、電波利用の連携サービスに係る接続料がグループ内で共同して算定。	予測と実績の乖離は生じ得るとしても、それが大きいと MVNO の経営に大きな影響を与えることとなる。 <u>予測値算定の適正性を向上させるため、以下の課題等について、今後検討を進める</u>（本年５月 22 日、「接続料の算定等に関する研究会」において論点提示。）。 ・予測値の算定に大きな影響を与える基礎的な情報の提出等、<u>予測対象年度における見込みの適切な反映</u>、<u>過去の実績値からの適切な</u>

③MVNO においても 5G サービスの提供が可能となるよう、4G・5G 一体の接続料が算定。 ・今般の届出によると、<u>接続料は引き続き減少し続ける見通し</u>。 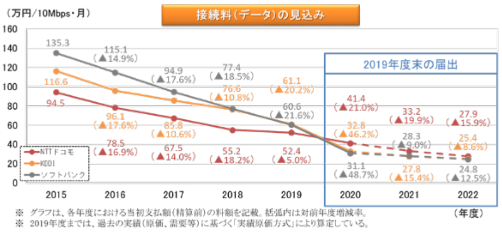 ・将来原価方式においては、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法については、二種指定事業者に委ねられている。今般の届出を確認したところ、<u>予測対象年度の見込みの反映の程度に差異が見られる等、予測値算定方法の適正性確保について、課題が認められる状況</u>。	<u>推計</u>の確保 ・予測値の算定方法の MVNO の情報開示について、<u>予測と実績の乖離を MVNO においても自らの努力により予想できるようにする観点からの開示内容の具体化</u> 等
<u>２　5G 導入当初における MVNO への機能開放について</u> 本年３月に開始された 5G サービスについて、二種指定事業者と MVNO の公正競争確保の観点から、MVNO においても早期に利用者への提供を開始できるようにすることが重要。 <u>（１）MVNO への早期の機能開放の実現</u> 昨年 12 月、二種指定事業者に対し、<u>自らが利用者向けに 5G サービスの提供を開始するのと同時期に、MVNO に対して 5G サービスの提供に係る機能開放を行うこと</u>、具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、設備改修、ネットワーク試験等、<u>5G サービスの提供に必要な情報を MVNO に対して速やかに提供すること</u>等を<u>要請</u>。 ・二種指定事業者各社においては<u>、MVNO へ早期の機能開放に向け、MVNO への情報提供、MVNO との事前協議、必要な接続約款変更等を実施</u>している。 <u>（２）　適切な接続料設定の確保</u>	・MVNO への早期の機能開放について、<u>引き続き、二種指定の対応状況について注視していく</u>。 ・<u>引き続き、接続料を 4G・5G 一体</u>

本年３月、5G 導入当初における接続料について、4G・5G 一体として設定して差し支えないとしつつ、4G 単独で設定する場合と比べて相当程度高額となることが考えられ、ＭＶＮＯの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性があることから、総務省において検証を行うこととし、所要のデータ提供等を要請。併せて、接続料等に 5G 導入の影響がどの程度寄与しているのか、ＭＶＮＯからの求めに応じ適切に説明するよう要請。 ・各社とも、5G サービス開始当初、4G・5G 一体接続料の水準は 4G 単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には、4G・5G 一体接続料の水準は 4G 単独接続料の水準を下回ることになる見込み。	として設定すること、また、接続料等に対し、5G 導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNO からの求めに応じて適切に説明がなされているか、注視していくことについて、検討を進める（本年５月 22 日、「接続料の算定等に関する研究会」において論点提示）。

第３章　市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

第１節　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

本年度年次計画で定めた実施内容に基づき、市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、以下のとおり確認を行った。

（確認結果等の詳細については、参考６参照。）

１　固定系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

NTT 東西に対して禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等を確認した。NTT 東西、NTT 東西の契約の相手方及び競争事業者に対して、NTT 東西（NTT 東西にあっては他の電気通信事業者）との電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認した。

確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
NTT 東西	ア．　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続関連情報」という。）の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第４項第１号関係） イ．　電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等[67]が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第４項第２号関係） ウ．　電気通信事業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第４項第３号関係） エ．　第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 31 条第２項第１号） オ．　電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に

[67] 不当な差別的取扱い等：不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること

	比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 31 条第２項第２号） カ．　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等において、当該業務に関して、アからオの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 31 条第３項） **⇒　設備部門の居室において他部門の業務従事者の入退室の管理を徹底、禁止行為等を防止するための　研修等を実施、契約締結の際にダブルチェックを実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。**
NTT 東西 NTT 東西の契約の相手方及び競争事業者	ア．　NTT 東西との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容 **⇒　特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。**

２ 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認結果

確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
NTT ドコモ	ア．　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第３項第１号関係） イ．　電気通信業務について、NTT ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等[68]が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等（電気通信事業法第 30 条第３項第２号関係） **⇒　相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置する、禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。**

[68] 不当な優先的取扱い等：不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与えること

NTT ドコモ **NTT ドコモの特定関係法人**	ア. NTT ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容（他事業者と NTT ドコモ又は同社の特定関係法人との間に提供条件に差がある場合はその理由） **⇒　NTT ドコモの特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。**

第３編　電気通信市場の検証

第３編　電気通信市場の検証

第1編「電気通信市場の分析」及び第2編「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の結果を踏まえ、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行った結果は、以下に示すとおりである。

1 固定系通信に関する市場の検証

(1) 検証結果

2019 年度末時点における固定系ブロードバンドサービス契約数は 4,120 万（前期比＋0.5%、前年同期比＋2.4%）となっている。このうち、FTTH 契約数は 3,309 万（前期比＋1.1%、前年同期比＋4.5%）であり、固定系ブロードバンド契約数全体に占める FTTH 契約数の割合は 80.3%（前期比＋0.4 ポイント、前年同期比＋1.6 ポイント）となっている。固定系ブロードバンドサービス契約数全体及び FTTH 契約数のいずれについても緩やかな増加傾向を維持しているといえる。FTTH 市場における提供形態別の契約数をみると、「卸電気通信役務」型が 1,694 万（51.2%）、「自己設置」型が 1,326 万（40.1%）、「接続」型が 289 万（8.7%）となっている。

NTT 東西の小売シェアは 23.5%（前期比▲0.7 ポイント、前年同期比▲3.0 ポイント）であり、減少傾向にあるものの、卸電気通信役務の提供に係るものを含めた NTT 東西のシェアは 65.4%（前期比▲0.4 ポイント、前年同期比▲1.1 ポイント）であり、FTTH 市場（特に卸売市場）において、NTT 東西は依然として大きな影響力を有している。

FTTH 市場における MNO２者（NTT ドコモ及びソフトバンク）の小売シェアは 30.7%（前期比＋0.3 ポイント、前年同期比＋1.7 ポイント）、NTT 東西のサービス卸契約数における MNO２者のシェアは 72.8%（前期比＋0.1 ポイント、前年同期比＋0.6 ポイント）となっており、依然として小売シェアを伸ばしている。他方、今年度の利用者アンケートにおける総合的満足度、料金の満足度、通信速度・品質の満足度のいずれについても、MNO 系光コラボ利用者の満足度がその他の FTTH 利用者の満足度を大きく上回っているという結果は確認できなかった。したがって、FTTH の小売市場において、MNO 系光コラボのシェアが高まっているのは、FTTH サービス自体の料金や品質の優位性以外によるものであると考えられる。

今年度の利用者アンケートにおいては、同一の事業者から FTTH サービスと携帯電話サービスの提供を（セットで）受けている者に対し、仮にセット割引が全事業者において廃止された場合にどのような対応をとるかについて質問したところ、FTTH サービス・携帯電話サービスの「いずれについても利用を継続する」と回答した者の割合は半数を下回った。特に、FTTH サービスについて事業者を変更すると回答した者が多くみられたところであり、FTTH サービスの選択の場面において、「携帯電話サービスとのセット割」の存在

が強い訴求力を有していることがうかがえる結果となった。

このほか、今年度の利用者アンケートでは、仮に現時点においてどの固定ブロードバンドサービスも利用していない状況にあった場合、新たにどの固定ブロードバンドサービスを利用したいかについて質問を行った。その結果、３割以上の者が「現在利用中の事業者以外の事業者の固定インターネット回線を利用したい」又は「固定インターネット回線を利用しない」との回答をしており、スイッチングコスト（事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等）の存在により、自らにとって最適なサービスを選択できていない者が一定程度存在していることがうかがえる結果となった。

また、固定ブロードバンドサービスの利用契約において期間拘束が付されている場合があることについての認識、及び、自身が加入しているプランが期間拘束契約かどうかについての認識について質問したところ、FTTH 利用者のうち約半数の者が、「期間拘束契約を知らない」又は「期間拘束契約を知っているが、自分の契約しているプランが期間拘束契約かはわからない」と回答しているところである。期間拘束契約の有無を含め、利用者が固定ブロードバンドサービスの契約内容について把握できていない可能性がある。

(2) 今後取組むべき課題等

上記のとおり、設備ベースでみれば、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大きい状況である。引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。

また、令和元年７月以降、サービス卸の最終利用者は、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなった。令和元年度の市場検証においては、「事業者変更」の開始によって固定系ブロードバンド市場における競争状況に大きな変化が生じたといったような状況は確認されなかった（利用者における「事業者変更」の認知度も低調であった。）が、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について引き続き注視する必要がある。

このほか、今年度の利用者アンケートにおいては、一部の利用者において、FTTH サービスの選択に当たり、携帯電話サービスとのセット割など、FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられた。事業者におけるサービスの提供条件等について引き続き注視するとともに、各種のスイッチングコスト（事務手続の面倒、解約時の違約金・工事費等）の存在が利用者の選択（再選択）に与える影響について把握・分析する必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の通信サービスの利用意向に

も大きな変化が生じている可能性があると考えられる。各市場のシェア・HHI 等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等のほか、利用者や事業者に対するアンケート等を通じて、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

2 移動系通信に関する市場の検証

（1） 検証結果

2019年度末時点における移動系通信の契約数は１億8,661万（前期比＋1.0%、前年同期比＋3.4%）であり、引き続き緩やかな増加傾向を維持している。ただし、これは通信モジュールの増加によるものであり（MNOが提供する通信モジュールの契約数：2,985万（前期比＋4.4%、前年同期比＋23.8%））、通信モジュールを除いた契約数（１億5,676万（前期比＋0.4%、前年同期比＋0.3%））は、ほぼ横ばい状態であることから、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスの契約数については、頭打ち状態にあるものと考えられる。MVNO契約数は2,465万（前期比＋3.2%、前年同期比＋14.7%）であり、引き続き増加傾向にある。

移動系通信の契約数における事業者別シェアをみると、NTTドコモが37.3%（前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.6ポイント）、KDDIグループが27.6%（前期比▲0.1ポイント、前年同期比＋0.2ポイント）、ソフトバンクグループが21.8%（前期比±０ポイント、前年同期比▲0.9ポイント）、MVNOが13.2%（前期比＋0.3ポイント、前年同期比＋1.3ポイント）であり、MVNOのシェアは、引き続き増加傾向にある。

次に、MNOの事業者別シェアをみると、NTTドコモが43.0%（前期比、前年度比ともに±０ポイント）、KDDIグループが31.8%（前期比±０ポイント、前年同期比＋0.7ポイント）、ソフトバンクが25.1%（前期比±０ポイント、前年同期比▲0.7ポイント）となっており、各社とも１ポイント以内の変動幅にとどまっている。通信モジュールの各社シェアは、NTTドコモ：30%台前半、KDDI：40%台前半、ソフトバンク：20%台半ばとなっている。

MVNO（SIMカード型）間の競争状況についてみると、事業者別シェアは、楽天モバイル（17.9%）、インターネットイニシアティブ（13.1%）、NTTコミュニケーションズ（10.6%）、オプテージ（8.7%）、LINEモバイル（5.7%）の順となっており、SIMカード型契約数上位５者の中では、LINEモバイルがシェアを伸ばしている。サブブランドの契約数を加えて各者のシェアをみると、ワイモバイルのシェアは、他のMVNO事業者のシェアと比較して依然としてかなり大きいものの、減少傾向にある。UQコミュニケーションズのシェアは、インターネットイニシアティブのシェアを上回り、楽天モバイルのシェアを下回っている。

利用者アンケートにおける携帯電話サービスの満足度（「非常に満足」又は「満足」と回答した者の割合）をみると、総合満足度については、MNO利用者が33.3%、サブブランド利用者が46.0%、MVNO利用者が50.3%となっている。また、料金満足度については、MNO利用者が20.3%、サブブランド利用者が59.4%、MVNO利用者が74.0%となっている。通信速度・品質に対する満足度については、MNO利用者が44.3%、サブブランド利用

者が46.5%、MVNO利用者が32.5%となっている。MNO利用者について、１ヶ月当たりのデータ利用量と総合満足度との関係をみると、データ利用量が多くなるにつれ、満足度が高くなる関係がみられた。また、継続利用年数と総合満足度の関係をみると、利用年数「１年未満」の者については、満足度が比較的高く、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的少なかった。一方、利用年数「10年以上」の者については、満足度が比較的小さく、「不満」又は「非常に不満」と回答した者の割合が比較的多い結果となった。継続利用年数の長さは、携帯電話サービスの満足度を必ずしも意味しないことが示唆される。

また、今年度の利用者アンケートにおいては、同居の家族の携帯電話サービスの利用状況についての質問を行ったところであり、その回答状況をみると、MNO利用者、サブブランド利用者、MVNO利用者のいずれについても、２人家族の場合、過半数の者が、「同居の家族と同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答している。特に、MNO利用者については、４人家族の場合でも、65.7%の者が、「家族全員が同じ携帯電話事業者のサービスを利用している」と回答しており、「家族割」などの存在により、携帯電話サービスの選択が家族単位でなされていることがうかがわれる結果となった。

さらに、今年度の利用者アンケートにおいては、携帯電話サービスの利用状況とポイントサービスや携帯電話端末を用いた決済サービスの利用状況との関係について質問を行った。日頃の買い物の際に「最も」利用しているポイントサービスとして、携帯電話サービスの利用に応じて得られるポイントサービス（NTTドコモ利用者におけるdポイント、au利用者におけるau WALLETポイント、ソフトバンク・ワイモバイル利用者におけるTポイント、楽天モバイル・DMMmobile利用者における楽天ポイント）を挙げる者が多くみられた。これら回答者の一部の者においては、当該ポイントサービスの存在が、携帯電話サービスの選択に一定程度影響を与えたという趣旨の回答をしているところである。また、携帯電話利用に対するポイントの付与が、日頃の買物におけるポイント利用の仕方や買物の仕方にも一定の影響を与えていることがうかがえる結果がみられた。ポイントサービス等の存在が、携帯電話サービスの切り替えの際のスイッチングコストとなる可能性もある。

(2) 今後取組むべき課題等

令和元年10月に、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律が施行された。このほか、楽天モバイル株式会社によるMNOサービスの提供開始、一部移動系通信事業者による５Gサービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行

為の有無について検証する必要がある。

また、一部の電気通信事業者（又はそのグループ内事業者）においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられるところである。ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析する必要がある。

このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の通信サービスの利用意向にも大きな変化が生じている可能性があると考えられる。各市場のシェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等のほか、利用者や事業者に対するアンケート等を通じて、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

第４編　「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの状況について

第４編　「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの状況について

１「競争ルールの検証に関する WG」の開催状況

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号。以下「改正法」という。）が令和元年 10 月に施行され、移動系通信市場の競争を促進するため、通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの是正のための制度等が整備されたことを踏まえ、講じた措置の効果、移動系通信市場への影響、固定系通信も含めた競争環境等について、評価・検証を行うことを目的として、「競争ルールの検証に関する WG」（主査：新美 育文教授（明治大学名誉教授））を設置し、モニタリングを実施している。同会合の開催状況は以下のとおり。

【競争ルールの検証に関する WG の開催状況】

	開催日	議題
第１回	令和２年４月 21 日	・これまでの経緯 ・改正法施行後のモバイル市場の動向 ・新型コロナウィルス感染症への対応 ・評価・検証の進め方・今後のスケジュール
第２回	令和２年５月 26 日	・モバイル市場の競争環境の検証について ・固定通信市場の競争環境の検証について
第３回	令和２年６月 11 日	・モバイル市場の競争環境の検証について ・携帯電話の料金等に関する利用者の意識調査について
第４回	令和２年６月 25 日	・ヒアリング
第５回	令和２年６月 30 日（予定）	・ヒアリング

２「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」の開催状況

電気通信事業者による帯域制御の実施、ゼロレーティングサービスの提供等について、各ガイドライン（「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」及び「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」）との整合性や対応状況に関する情報の収集・確認、帯域制御の実施やゼロレーティングサービスの提供等による電気通信市場（コンテンツ市場）・利用者への影響などの把握・分析、その他ネットワーク中立性に関する課題等について評価・検証を行うことを目的として、「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」（主査：林　秀弥教授（名古屋大学大学院法学研究科教授））を設置し、モニタリングを実施している。同会合の開催状況は以下のとおり。

【ネットワーク中立性に関するワーキンググループの開催状況】

	開催日	議題
第１回	令和２年６月 15 日	・ネットワーク中立性に関する現状及び取組状況 ・新型コロナウイルス感染症の影響下におけるインターネットトラヒックの推移について

参考資料

参考１

電気通信市場検証会議構成員一覧

（五十音順、敬称略）

	浅川（あさかわ） 秀之（ひでゆき）	株式会社日本総合研究所通信メディア・ハイテク戦略クラスター長・上席主任研究員
	池田（いけだ） 千鶴（ちづる）	神戸大学大学院法学研究科教授
（座長）	大橋（おおはし） 弘（ひろし）	東京大学公共政策大学院長・大学院経済学研究科教授
	高口（こうぐち） 鉄平（てっぺい）	静岡大学学術院情報学領域准教授
	佐藤（さとう） 英司（えいじ）	福島大学経済経営学類准教授
	田平（たひら） 恵（めぐみ）	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	中尾（なかお） 彰宏（あきひろ）	東京大学大学院情報学環教授
	西村（にしむら） 暢史（のぶふみ）	中央大学法学部教授
（座長代理）	林（はやし） 秀弥（しゅうや）	名古屋大学大学院法学研究科教授
	森（もり） 亮二（りょうじ）	弁護士

参考２

【2019 年度における状況等について成案公表時に記載予定】

設備競争のマッピング（全国）

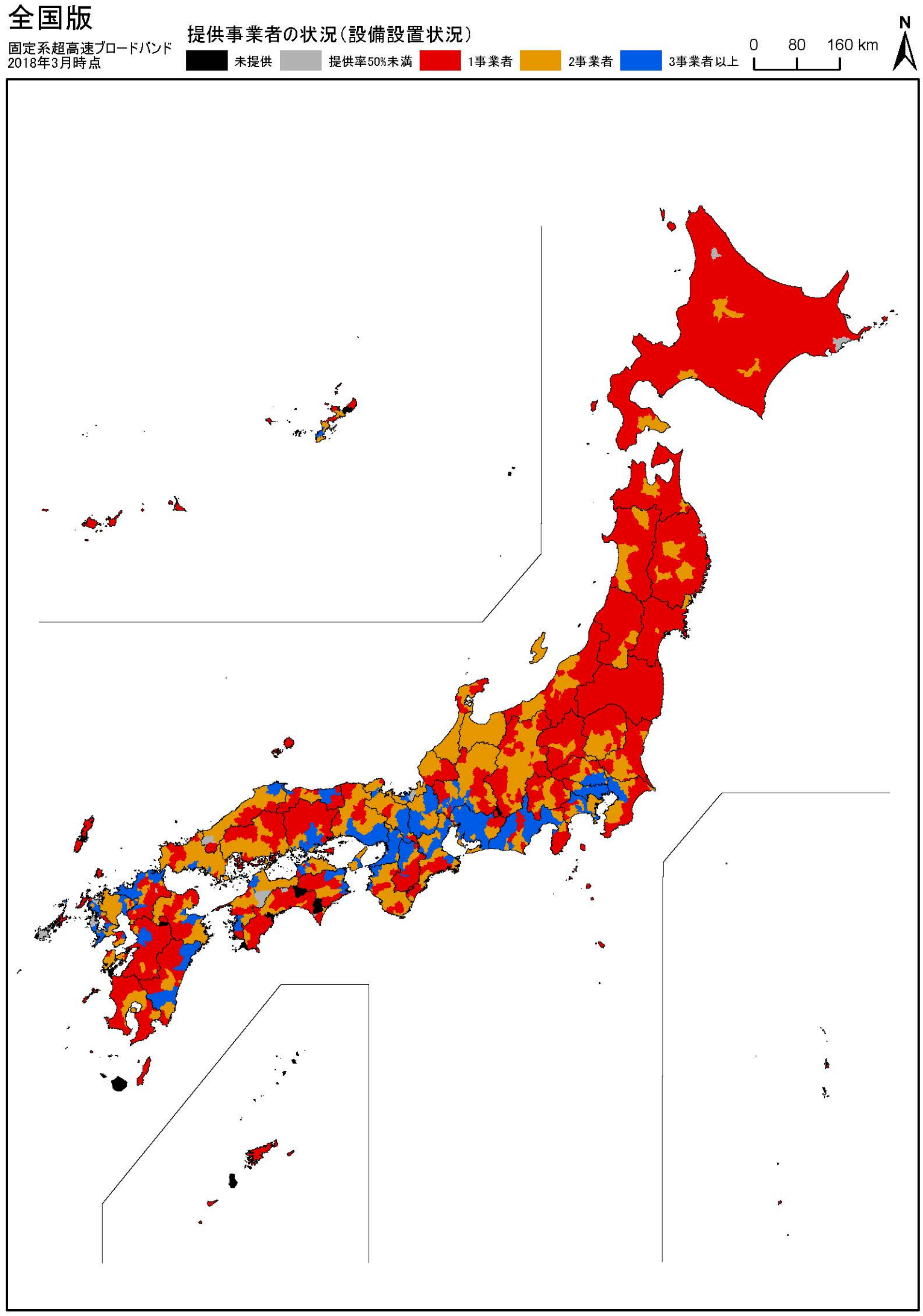

注１：ある事業者の設備整備エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市区町村内全世帯のうち50%以上である場合、当該事業者はその市町村において設備整備済であるとし、着色する。

注２：設備を整備している事業者はいるものの、50%以上の世帯をカバーする範囲で整備している事業者がいない場合、「提供率50%未満」としている。なお、提供率50%未満の事業者が複数いる場合であっても合計はしない。

注３：１事業者によりFTTH及び通信速度30Mbps以上のCATVインターネットの両方のサービスが提供されている場合は、１事業者としてカウント。

出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

設備競争のマッピング（地域ブロック別）

未提供　提供率50%未満　1事業者　2事業者　3事業者以上

＜北海道＞

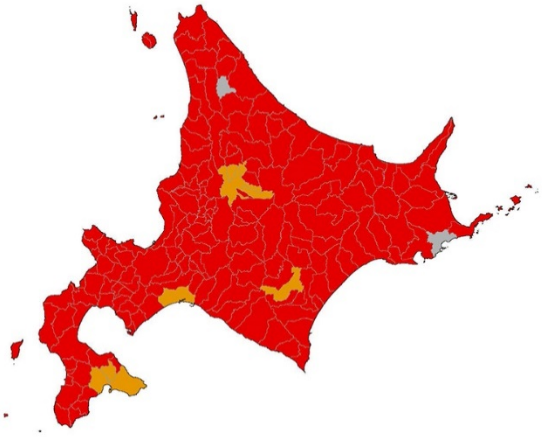

＜東北＞

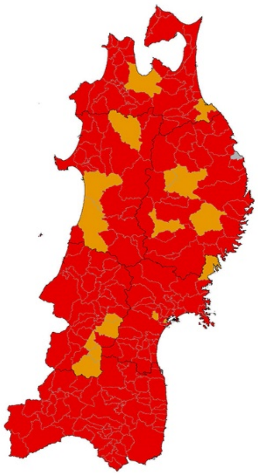

＜関東＞

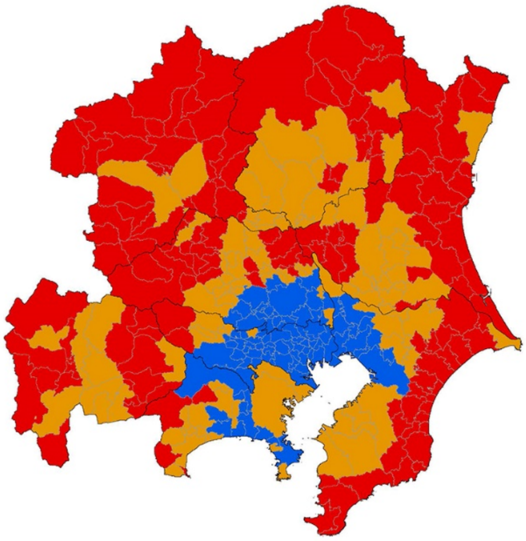

※東京都島嶼部は非表示

＜中部＞

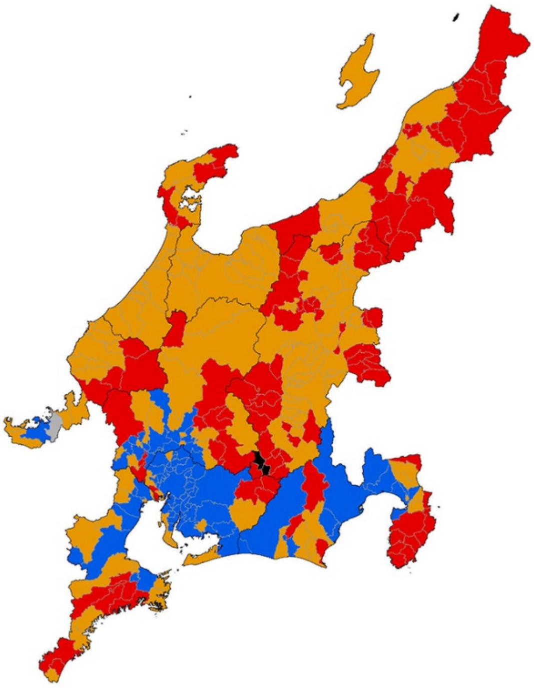

出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

未提供　提供率50%未満　1事業者　2事業者　3事業者以上

＜近畿＞

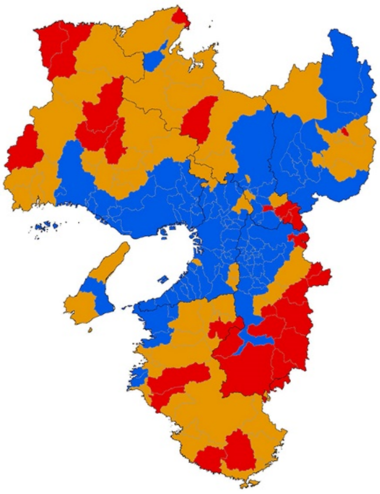

＜中国＞

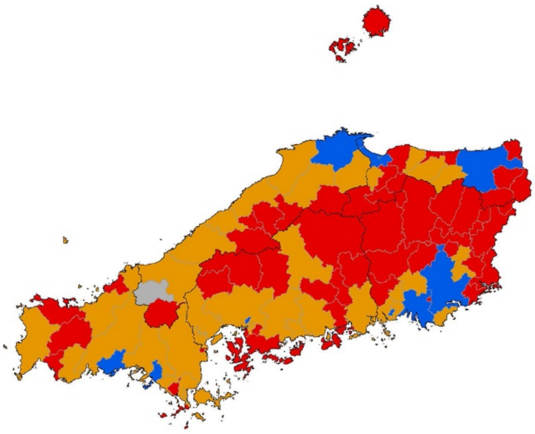

＜四国＞

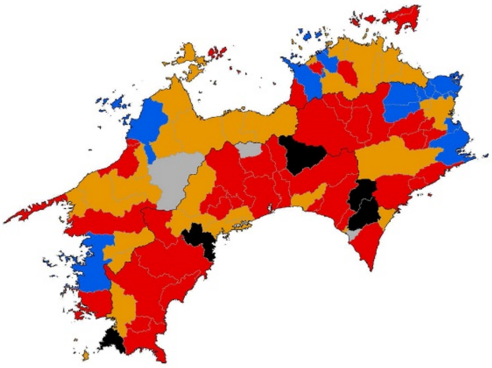

＜九州＞

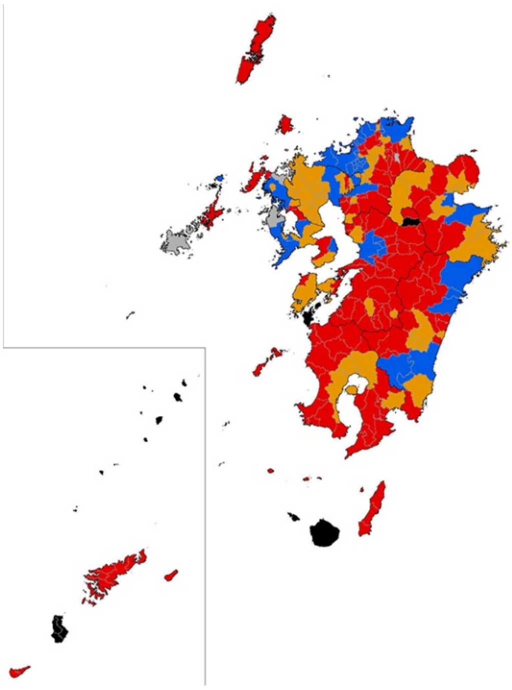

出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

未提供　提供率50%未満　1事業者　2事業者　3事業者以上

＜沖縄＞

出所：平成29年度末ブロードバンド基盤整備調査

【2019 年度における状況等について成案公表時に記載予定】

サービス競争のマッピング（全国）

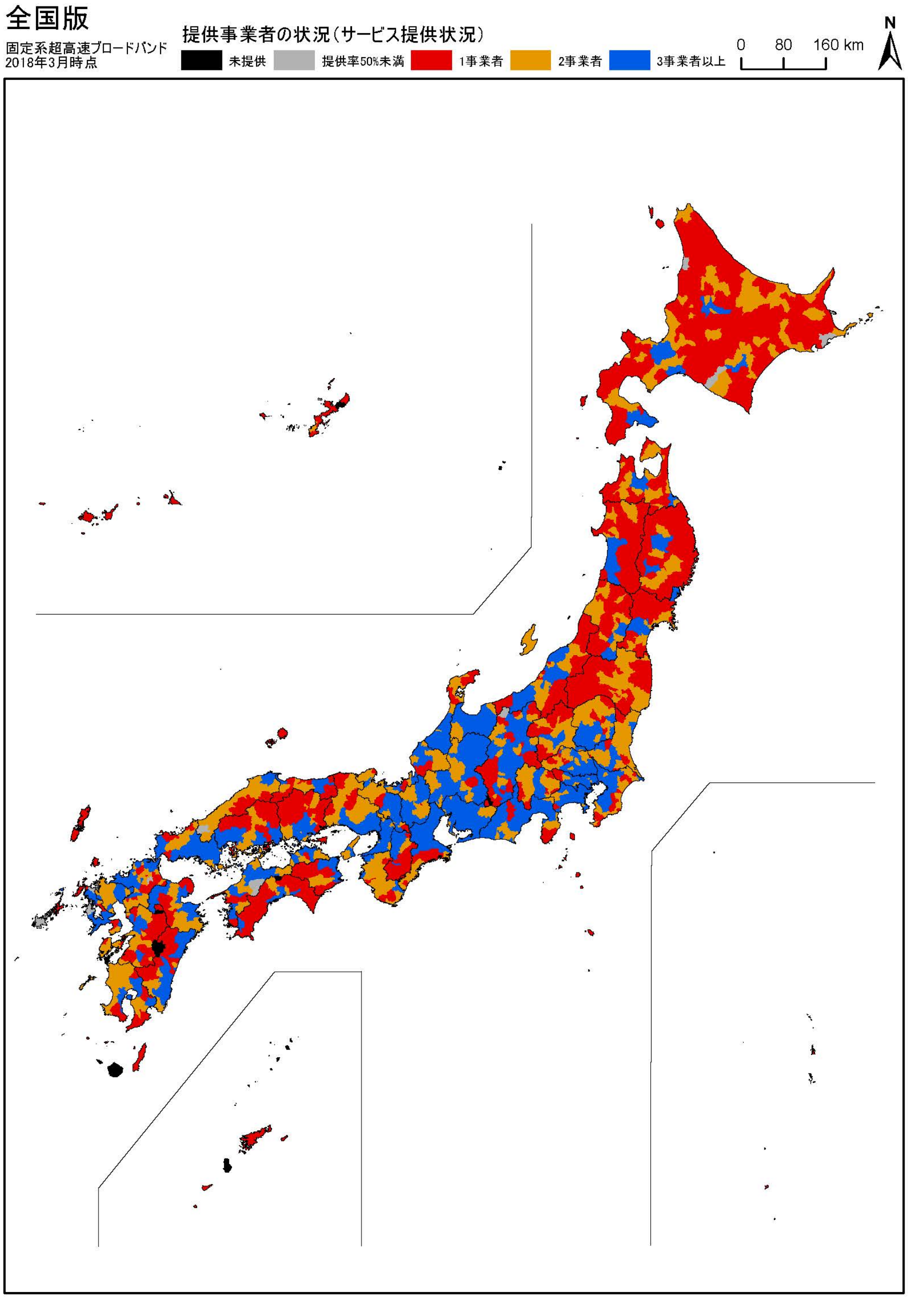

注１：ある事業者のサービス提供エリアに含まれる、固定系超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯が、市区町村内全世帯のうち50％以上である場合、当該事業者はその市町村においてサービス提供済であるとし、着色する。
注２：サービスを提供している事業者はいるものの、50％以上の世帯をカバーする範囲で提供している事業者がいない場合、「提供率50％未満」としている。なお、提供率50％未満の事業者が複数いる場合であっても合計はしない。
注３：１事業者によりFTTH及び通信速度30Mbps以上のCATVインターネットの両方のサービスが提供されている場合は、１事業者としてカウント。

出所：2018年度事業者アンケート

サービス競争のマッピング（地域ブロック別）

未提供　提供率50%未満　1事業者　2事業者　3事業者以上

＜北海道＞

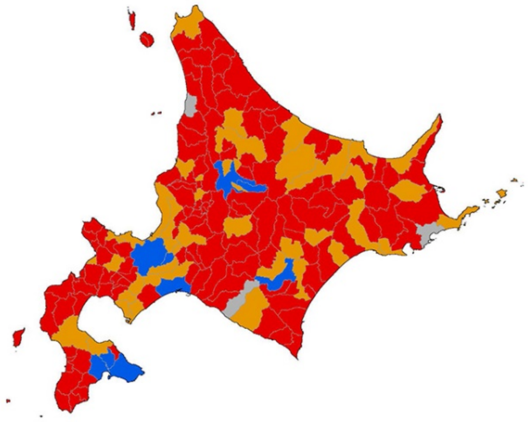

＜東北＞

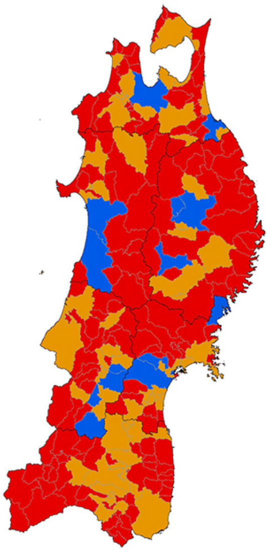

＜関東＞

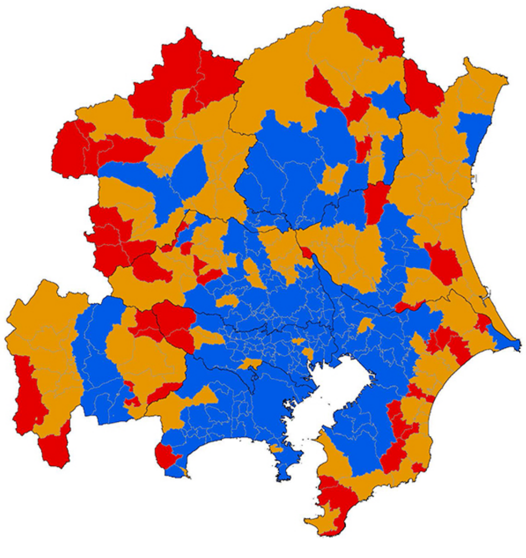

※東京都島嶼部は非表示

＜中部＞

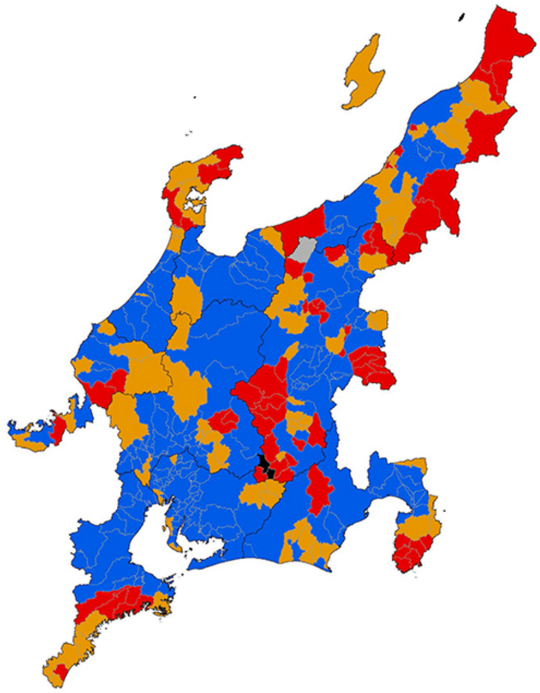

出所：2018年度事業者アンケート

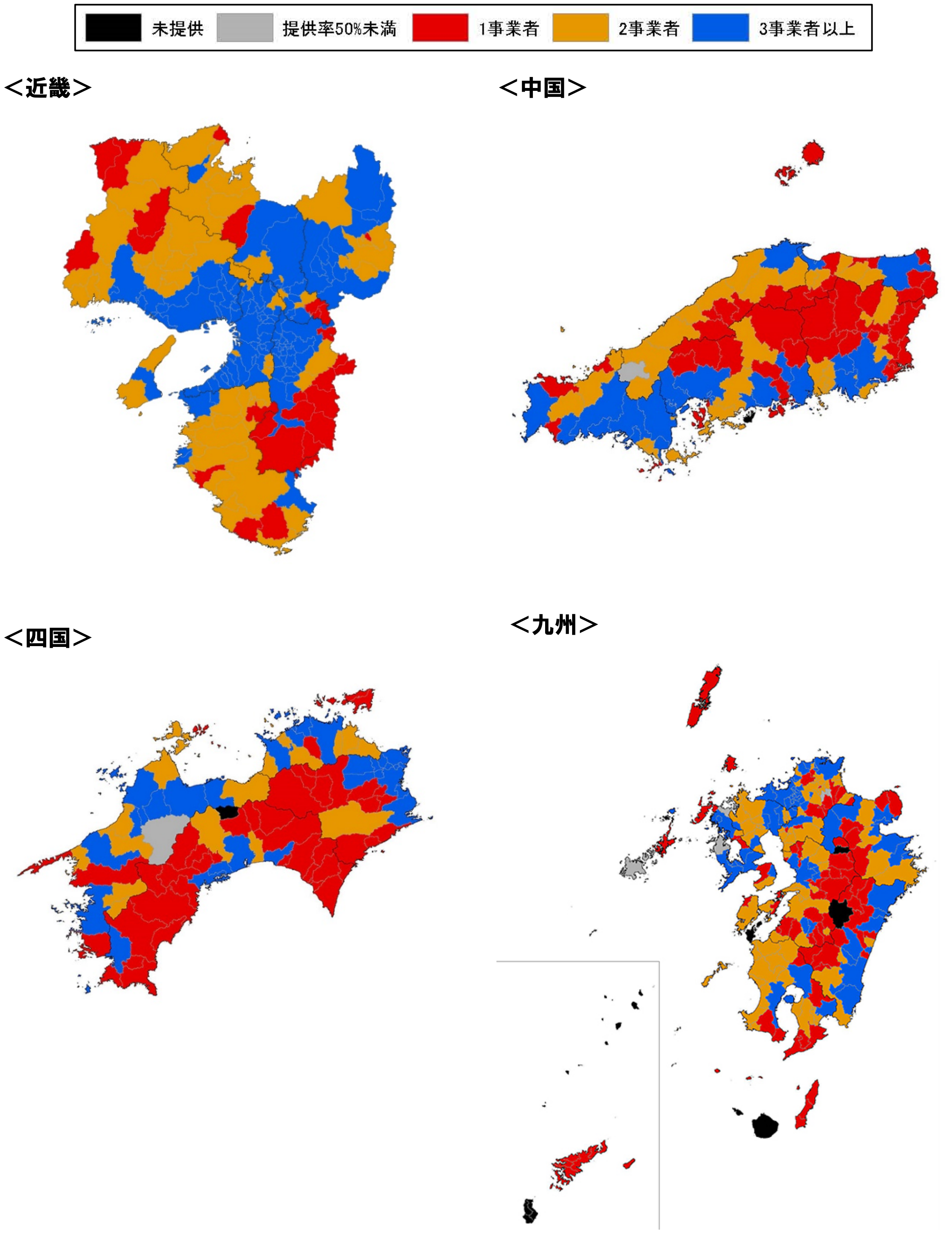

出所：2018年度事業者アンケート

＜沖縄＞

出所：2018年度事業者アンケート

○　NTT 東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等に係る確認結果（詳細）

①　競争阻害的な料金の設定等

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜特定の卸先事業者に対する不当な優遇＞ **自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を設定するなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・NTT 東西から届け出られている個別の契約内容（以下「届出契約内容」という。）[69]からは、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の適用がされているとは認められなかった。 ・特定の卸先事業者に対する不当な優遇に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・特定の卸先事業者に対する不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。	§　特定卸役務の料金等（工事費、手続費等を含む。）について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。
＜特定の卸先事業者に適用が限定される割引＞ **実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引を行う場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・届出契約内容からは、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引は認められなかった。 ・特定の卸先事業者に適用が限定される割引に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引が行われていないか、引き続き注視。	§　特定卸役務の料金等（工事費、手続費等を含む。）について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引[70]を行うこと。
＜他の電気通信役務とのバンドル提供に係る条件＞ **特定卸役務と他の電気通信役務をバンドル提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定する、又は当該他の電気通信役務とのバンドル提供を受**	・他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われているか、引き続き注視。	§　特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役

[69] NTT 東西と届出対象事業者※との個別の契約に関して、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 25 条の５の規定により NTT 東西から提出された届出書、契約書その他の書面。

※　電気通信事業法施行規則第 25 条の７に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者をいう（４事業者が該当）。

①　NTT 東西の特定関係法人であって、NTT 東西から提供を受ける FTTH アクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が５万以上の電気通信事業者

②　NTT 東西から提供を受ける FTTH アクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が 50 万以上の電気通信事業者

③　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（移動通信事業者）

[70] NTT 東西が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、NTT 東西による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

ける者にのみ特定卸役務を提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。 ・届出契約内容からは、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること又は当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供することを認める規定があるとは認められなかった。 ・他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われていないといった具体的な事例は指摘されていない。		務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供（いわゆるバンドル提供）すること。
＜適正なコストを下回る卸料金の設定＞ **競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・卸料金（額面）を、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成 30 年２月総務省策定）に基づき NTT 東西において算定した接続料水準と比較した結果によると、接続料水準を下回る卸料金の設定がされているとは認められなかった。 ・競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定するといった具体的な事例は指摘されていない。	・適正なコストを下回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト[71]を下回る料金[72]を設定すること。
＜利用者料金を上回る卸料金の設定＞ **利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づき NTT 東西において算定した利用者料金水準（工事費、手続費等を除く。）と卸料金（額面）を比較した結果によると、利用者料金よりも高い卸料金が設定されているとは認められなかった。 ・工事費、手続費等については、届出契約内容からは、利用者料金よりも高い額が設定されているとは認められなかった。 ・利用者料金を上回る卸料金を設定するといった具体的な事例は指摘されていない。	・利用者料金を上回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の料金等（工事費、手続費等を含む。）について、利用者に対する料金よりも高い料金[73]を設定すること。

[71] サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。
[72] ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。
[73] 脚注 72 に同じ。

②　提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い＞ **自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 届出契約内容からは、提供手続及び提供までの期間について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 • 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	・提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。

③　技術的条件に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜技術的条件に係る不当な差別的取扱い＞ **技術的条件について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 特定卸役務に係る技術的条件については「IP 通信網サービス契約約款及び技術的参考資料（IP 通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-)」に規定・公表されていることを確認。 • 卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステムによる故障申告を認めていることを確認。 • 届出契約内容からは、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。	・技術的条件に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務に係る技術的条件（設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等）について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。

• 技術的条件に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。		

④　**サービス仕様に係る不当な差別的取扱い**

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜サービス仕様に係る不当な差別的取扱い＞ **サービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 届出契約内容からは、禁止事項や商標利用に係る条件等について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 • サービス仕様に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	・サービス仕様に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。

⑤　**競争阻害的な情報収集**

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜競争阻害的な情報収集＞ **卸先事業者の事業計画等の内容を合理的な理由なく聴取する場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 届出契約内容に、NTT 東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 競争阻害的な情報収集に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・競争阻害的な情報収集が行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等（利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど）の内容を合理的な理由なく聴取すること。

⑥　情報の目的外利用

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜情報の目的外利用＞ **卸先事業者の情報を合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、特定卸役務の用に供する目的以外の目的で利用・提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・届出契約内容に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。 ・NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 ・情報の目的外利用に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・情報の目的外利用が行われていないか、引き続き注視。	§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

⑦　情報提供に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜情報提供に係る不当な差別的取扱い＞ **情報提供の内容及び質、提供時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ 等の公開を行っていることを確認。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 • 情報共有に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	・情報提供に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。

⑧　卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉＞ **卸先事業者が接続を利用して提供する役務へと利用者を移転させることを不当に制限する、又は他の役務提供をさせないなど、合理的な理由なく卸先事業者のサービス提供を制限する場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 届出契約内容からは、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 • 卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 • 業務に関する不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。	§　特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。

⑨　業務の受託に係る不当な差別的取扱い

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜業務の受託に係る不当な差別的取扱い＞ **料金請求・回収代行業務等の受託に関して、自己の関係事業者に対する手数料に比べて他の電気通信事業者に対する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。** • 料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。 • NTT 東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。	・業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。	§　特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。

• 業務の受託に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。		

⑩　消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）関係法令等
＜消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞ **サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者においては、契約関係のある全ての卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。** **特に、卸先事業者における法令違反の事実が明らかになった場合には、再発防止など、適切な措置を講じることが適当とされている。** • 卸先事業者向けのポータルサイトにおいて、卸先事業者が特に留意すべき点等を明示し、常時確認ができるようにするとともに、法令・ガイドラインの改正時には内容を更新し、その旨をポータルサイトのトップページに掲載し、その旨卸先事業者へメールで周知している旨を確認。 • 卸先事業者のサービスの利用者からNTT東西に苦情等が寄せられた場合、卸先事業者に対し、適切な対応を実施するよう依頼するとともに、問合せや調査依頼を行い、調査結果・改善結果の報告を受けていることを確認。 • また、卸先事業者の不適切な営業活動等が明らかになった場合、サービス卸ガイドライン等を遵守した適正な営業活動を行うよう申し入れを実施し、是正されない場合には、受付停止・契約解除等の措置を講じていることを確認。	• NTT 東西において一定の取組を行っていることが確認できたものの、卸先事業者のサービスに関しては、「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について、引き続き注視。	§ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。

⑪　事業者変更の提供に係る不当な差別的取り扱いに係る確認結果

確認内容及び確認結果	対応方針
＜事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い＞ ・　NTT 東西において、事業者変更の提供に当たって、不当な差別的取扱いを行わないために以下の措置を講じていることを確認した。 ・事業者変更の手続きを行うためのシステムは、全ての卸先事業者に対して、同一のシステムを提供し、事業者変更実施可能日については、事業者間の優先順位なく受け付ける仕組みとなっている。 ・NTT 東西と全ての卸先事業者との間で、事業者変更の実施について規定した光コラボ契約を締結し、事業者変更手続費等の提供条件については全ての卸先事業者において同一の内容を定めている。 ・事業者変更に関する仕様書やマニュアル等については、全ての卸先事業者に対して、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトへの掲載を行うことにより、情報提供の同等性を確保している。 ・事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	・不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。

（参考）事業者変更の概要

令和元年７月１日から、サービス卸の最終利用者が、電話番号を変更することなく、サービス提供元を他の卸先事業者又はＮＴＴ東西に変更できる仕組みが開始。

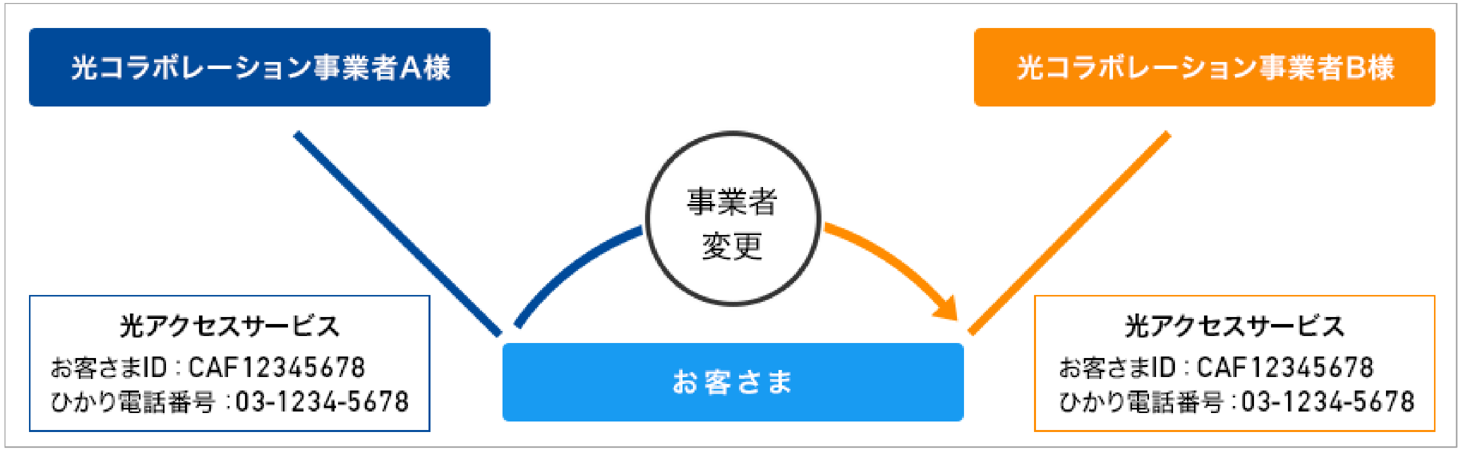

【NTT 東日本 HP より】

○　サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等（詳細）

①　競争阻害的な料金の設定等

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）ガイドライン該当箇所等
＜料金設定の適正性＞ **卸先事業者が、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような料金設定をする場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・各卸先事業者に対するアンケートでは、ＮＴＴ東西のサービス卸の提供料金（卸料金）以外のコストについての十分な回答が得られなかったこと等から、現時点で競争阻害的な料金設定となっていないかどうかについて直ちに判断はできないが、次項目の「ＭＮＯが行うセット割引に係る料金設定の適正性」及びＰ19 の「キャッシュバックの適正性」の観点からの意見を除き、各社から他の事業者において競争事業者を排除又は弱体化させるために競争阻害的な料金設定がされているという指摘はなかった。	・本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関する WG」において、ＦＴＴＨアクセスサービスのキャッシュバック等及び料金等提供条件が不当競争を引き起こすこととなる具体例を示す「ＦＴＴＨアクセスサービスにおける不当競争の具体例」（令和元年６月 28 日公表）等に基づき、競争阻害的な料金設定がされていないか具体的な状況の確認を実施。	§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金※を設定すること。 ※　ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。
＜MNO が行うセット割引に係る料金設定の適正性＞ **MNO の利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、セット割引の料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。** ・MNO が行うセット割引の料金設定について、FTTH アクセスサービスを提供する MVNO からは、MNO による割引額がＦＴＴＨアクセスサービスにおける利益の額を超えることから、同程度の割引を行うことは不可能との回答があった。	・MNO が行うセット割引については、利用者アンケートの結果に鑑みると、乗換えに一定の影響を与えていると考えられ、また、MNO 以外の FTTH アクセスサービスを提供する事業者から、割引の水準について懸念する声が寄せられていることも踏まえ、公正競争上の弊害が生じていないか、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関する WG」において具体的な状況の確認を実施。	➢移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者（ＭＮＯ）が卸先事業者になり、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせて料金設定を行って提供する場合（いわゆるセット割引）において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合

		理的な説明を行うことが求められる。
＜キャッシュバックの適正性＞ **過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせる場合、電気通信事業法上問題となり得る。** ・過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨、一部の事業者から指摘があった。 なお、卸先事業者 17 社中、8 社からキャッシュバック施策を実施しているとの回答があり、8 社を比較すると、MNO が行うキャッシュバックの金額が大きい状況であった。キャッシュバック施策の金額は、提供時期、適用条件等によって変動するものの、数千円から 10 万円程度（商品券等で提供する場合を含む。）となっている。 また、MNO 以外の一部の卸先事業者からは MNO と同等程度のキャッシュバックを行うことは困難といった意見や、ＦＴＴＨアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われているとの意見があった。	・過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれが生じていないか、卸先事業者のキャッシュバックの状況等について引き続き注視。 本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関する WG」において、ＦＴＴＨアクセスサービスのキャッシュバック等及び料金等提供条件が不当競争を引き起こすこととなる具体例を示す「ＦＴＴＨアクセスサービスにおける不当競争の具体例」(令和元年６月 28 日公表)等に基づき、具体的な状況の確認を実施。	§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に(特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。)、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。

②　消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

確認内容及び確認結果	対応方針	（参考）ガイドライン該当箇所等
＜消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞ **サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸先事業者において、全ての契約代理業者及び再卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。** **また、卸先事業者において、同ガイドラインの内容を踏まえ、契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、その遵守を担保する体制を整備することが適当とされている。**	・サービス卸ガイドラインの周知状況等を引き続き注視するとともに、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、消費者保護ルールに関する取組状況の分析検証を行う。 ・回答のなかった業界自主基準等については、例えば、(一社）テレコムサービス協会（ＦＶＮＯ委員会)	§ 卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。 § 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ

・卸先事業者から、ガイドラインを踏まえた販売マニュアルの策定、契約代理業者等に対するガイドラインの内容の周知、研修等の実施について、回答があった。 また、定期的なモニタリングや監査、契約内容の確認の実施により、消費者保護に関する規律が遵守されているかチェックすることとしている旨の回答があった。さらに、事業者によっては、営業担当者による契約代理店に対するチェック体制や苦情検知の体制を整備し、運用している旨、回答があった。 苦情事案や不適切勧誘事案が発生した場合について、複数の卸先事業者において、苦情申告内容や音声ログの提出に基づく個別調査の実施や、是正指導等の実施を行っているという回答があった。 その他、卸先事業者に対して寄せられた苦情の内容としては、契約時の説明不足によるサービス内容・利用料金・解約金に関する認識の相違等があるとの回答があった。 特定の事業者が提供する FTTH アクセスサービスを誹謗・中傷するネット記事（まとめサイト）については、数多く存在し、ユーザの適切な判断基準の阻害要因となっている可能性があるという回答があった。	において、光卸を利用したＦＴＴＨサービスの説明等に係る業務適正化のための業界ガイドラインが策定されており、各卸先事業者は、本ガイドラインに基づく適切な説明の実施、徹底が求められる（平成 29 年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング（評価・総括）」（平成 30 年７月　ＩＣＴサービス安心・安全研究会　消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合）参照）ところ、実施状況について注視。	適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。

③　サービス提供に当たっての課題等

確認内容及び確認結果	対応方針
＜サービス提供に当たっての課題等＞ （１）サービス卸の卸料金の水準等について 卸先事業者からサービス卸の卸料金の引き下げ等について以下の意見が提出された。 ・ＦＴＴＨ市場でのユーザ料金を踏まえた場合、サービス卸の卸料金が高く、価格に対する設定自由度、競争範囲が狭い。さらに、トラヒックの増加に伴う事業コストが増加しており、これを吸収するべく卸料金の値下げが望まれる。	・卸料金については減少傾向ではあるものの、接続料相当額と比較すると減少率は低いことから、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を引き続き注視。 ・MNO によるセット割引、キャッシュバックについては、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関する WG」において具体的な状況の確認を実施。 ・「接続料の算定等に関する研究会」において、サービス卸を含む卸役務について、卸料金の適正性・公平性・透明性の向上のための取組を含め、公正競争上必要な措置が検討されているところであり、その検討を踏まえた取組を実施。

・回線の開通・移転・廃止の運用業務を卸先事業者自らが行うようになったため、コラボ光サービスは運用コスト負担が増加しており、卸料金の値下げが望まれる。 ・他社光回線との比較において、回線速度の競争力がほとんどない状況である。また、価格競争力もなく、セット割、キャッシュバックの金額等による競争となっており、資金力のある大手事業者に太刀打ちできない状況となっている。 ・現行のサービス卸は、料金の適正性を確認できないことや、料金水準が非公開でオープンな議論ができないといった課題があることから、卸料金については、より透明性や適正性を確保するためのルールの見直しが必要と考える。	
（２）卸元事業者が特定の卸先事業者に対して、職員を派遣し、実質的に卸先事業者に代わって行う営業行為（いわゆるラウンダー営業）について 卸先事業者からラウンダー営業について以下の意見が提出された。 ・一部の卸先事業者に対してのみ、NTT 東西からラウンダー営業を行っている可能性があることから、総務省においては、ラウンダー営業が行われていないか確認が必要。ラウンダー営業が行われている場合は、適正な競争環境が確保できていない状況と考えられ、不当競争に該当すると考える。	・意見の寄せられたラウンダー営業について、総務省から関係事業者へのヒアリング等により、公正競争上の問題が生じていないか実態把握を実施。

④　**事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い**

確認内容及び確認結果	対応方針
＜事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い＞ ・卸先事業者間、卸先事業者と NTT 東西間において、事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いが行われているとの指摘は現時点ではない。 　なお、令和元年７月から開始された事業者変更について、市場に与える影響を注視することが必要である旨の以下の意見があった。 ・事業者変更は開始されてあまり期間が経過していないことから、総務省においては、市場に与える影響について注視してほしい。 ・事業者変更の開始に伴い、ＭＮＯなどの大手事業者への転出が加速していると考える。	・利用者がサービスを乗り換える際のスイッチングコストが減少したことは評価。他方、卸先事業者間やＮＴＴ東西以外の自己設置事業者、接続事業者との間の乗換えの状況等、市場に与える影響について引き続き注視。 ・本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関する WG」において、利用者のスイッチングコストの更なる減少に向け、具体的検討を実施。

○　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（詳細）

①　禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認結果等（固定系）

確認内容及び確認結果	対応方針
＜接続関連情報の目的外利用・提供＞ NTT 東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第３項第１号関係） ・接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底。 －接続関連情報を有するシステムは、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限を付与。 －設備部門の全社員等を対象に接続関連情報に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法における禁止行為等に関する規程の概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識等を内容とする研修を実施 －電気通信事業法施行規則第 22 条の 7 第 13 号に定める監視部門は、NTT 東西の組織規程により、設備部門から独立した組織である情報セキュリティ推進部と定めており、書面または実地による定期的な監視を実施。 ・総務省が調査を行った NTT 東西、NTT 東西の契約の相手方及び競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。
＜電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等＞ NTT 東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第４項第２号関係） ・特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。	・不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

・総務省が調査を行ったNTT 東西、ＮＴＴ東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な差別的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。	
＜他の電気通信事業者等の業務に対する不当な規律・干渉＞ NTT 東西は、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉を行うことは禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第４項第３号関係） ・特定の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ・総務省が調査を行ったNTT 東西、NTT 東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。
＜第一種指定電気通信設備への接続に必要な設備の設置・保守に関する不利な取扱い＞ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。（電気通信事業法第 31 条第２項第１号） ・特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保。 ・総務省が調査を行ったNTT 東西、NTT 東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	・特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。
＜業務委託に関する不利な取扱い＞ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務委託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。（電気通信事業法第 31 条第２項第２号） ・特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。	・特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。

－「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、条件を接続約款に定め公表すること等により同等性を確保。 ・総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	
＜業務を委託する子会社に対する適切な監督＞ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社において、当該業務に関して、禁止行為※が行われることがないよう、当該子会社に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。（電気通信事業法第31条第３項） ※　電気通信事業法第30条第4項各号に掲げる行為及び同法第31条第2項各号に掲げる行為 ・業務を受託した子会社において禁止行為が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －監督対象子会社において、電気通信事業法の遵守、禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、自主点検の実施、再委託先の監督等を規定した社内規程を制定 －全ての監督対象子会社との間で、禁止行為の防止、再委託時の取扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時の報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結。 －公正競争の確保、禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を、監督対象子会社における全社員・契約社員・派遣社員等を対象に実施　等 ・総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、禁止行為に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・業務を委託する子会社に対する適切な監督が行われているか、引き続き注視。
＜電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する不当な差別的取扱い等＞ NTT東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。（再掲）（電気通信事業法第30条第４項第２号） ・総務省において、NTT 東西の電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に係る契約の確認を行った。 ・総務省が調査を行ったNTT東西、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当差別的取り扱い等に該当する具体的な事例は指摘されなかった。 ⇒特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。	・不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

② 禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認結果等（移動系）

確認内容及び確認結果	対応方針
＜接続関連情報の目的外利用・提供＞ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第３項第１号関係） ・接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 －当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 －接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 ・総務省が調査を行った MNO 及び MVNO からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。
＜電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等＞ ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第３項第２号関係） ・ドコモの特定関係法人に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ・総務省が調査を行った MNO 及び MVNO からは、不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。
＜接続関連情報の目的外利用・提供＞ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第３項第１号関係） ・接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。	・接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

－当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 　－接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 　－禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 　－以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 ・総務省が調査を行った MNO 及び MVNO からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。	
＜電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等＞ 　ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。（電気通信事業法第 30 条第３項第２号関係） ・ドコモの特定関係法人に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 　－禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 　－新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ・総務省が調査を行った MNO 及び MVNO からは、不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視
＜電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する不当な優先的取扱い等＞ 　ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。（再掲）（電気通信事業法第 30 条第３項第２号） ・総務省において、ドコモと同社の特定関係法人の電気通信業務及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に係る契約の確認を行った。 ・総務省が調査を行った MNO 及び MVNO からは、不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 ⇒特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等を行っていると認められる契約は確認できなかった。	・不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視

○　**電気通信事業分野における事業環境整備・公正な競争環境の確保に向けた総務省の取組**
総務省所管法令等の整備・見直し（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日）

①　法律改正

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）	モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るため、①通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度整備、②販売代理店への届出制度の導入、③事業者・販売代理店の勧誘の適正化を行うための改正。	令和元年 5 月 17 日	令和元年 10 月 1 日

②　省令改正

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、電気通信番号使用計画の認定や、電気通信番号の指定に関する手続等の詳細を規定。	令和元年 5 月 14 日	令和元年 5 月 22 日
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）の施行に伴い、端末の販売等に関する契約の締結に際し禁止される行為等の詳細を規定するための改正。	令和元年 9 月 6 日	令和元年 10 月 1 日（一部の規定は令和２年１月１日）
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 40 号）	初期契約解除に伴う対価請求項目の追加を行うための改正。	令和元年 9 月 9 日	令和元年 10 月 1 日
電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 43 号）	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）により改正された電気通信事業法に基づく措置の分析及び評価・検証のため、通信市場や端末市場の状況の分析及び評価・検証を行うために必要となる事項等について報告を求める規定を整備するための改正。	令和元年 9 月 13 日	令和元年 10 月 1 日

参考７

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 （令和元年総務省令第 45 号）	電気通信事業法第 34 条第１項の規定に基づき、全国 BWA 事業者（WCP 及び UQ）の設置する電気通信設備の第二種指定電気通信設備としての指定に伴い、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係る規定及び複数事業者の第二種指定電気通信設備の連携に係る規定の整備を行うための改正。	令和元年 ９月 27 日	令和元年 12 月 24 日 （一部の規定は令和元年９月 27 日）
電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 （令和元年総務省令第 71 号）	通信料金と端末代金の完全分離が図られる中で、SIM ロックにより利用者の自由なサービス選択が阻害される可能性があることから、SIM ロック解除の状況について把握するために必要な事項について報告を求める規定を整備するための改正。	令和元年 12 月 27 日	令和元年 12 月 27 日
第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令 （令和２年総務省令第１号）	第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち加入者交換機能、中継交換機能等に係る一部の接続料について、令和２年度の接続料算定に用いる入力値を更新するための改正。	令和２年 １月 10 日	令和２年 ４月１日
電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令 （令和２年総務省令第２号）	モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書（令和元年４月）及び接続料の算定に関する研究会第三次報告書（令和元年９月）を踏まえ、第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入に係る規定の整備を行うための改正。	令和２年 １月 27 日	令和２年 １月 27 日
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 （令和２年総務省令第３号）	ローカル５Ｇの制度化に伴い、電気通信事業法の関係省令等について、電気通信役務の種類の追加等の所要の整備を行うための改正。	令和２年 １月 27 日	令和２年 １月 27 日

③ 告示改正

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
電気通信事業法第 12 条の２第４項第２号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件 （平成 31 年総務省告示第 178 号）	電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第３条の規定による報告に基づき、固定通信市場におけるアクセス回線シェアの算出等を行った結果、指定を変更するための改正。	平成 31 年 ４月１日	平成 31 年 ４月１日
電気通信番号計画 （令和元年総務省告示第６号）	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、電気通信番号の定義や番号構成、使用条件、固定電話番号（0AB～J）の番号計画について規定。	令和元年 ５月 14 日	令和元年 ５月 22 日
標準電気通信番号使用計画 （令和元年総務省告示第７号）	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、みなし認定の対象となる、標準的な電気通信番号使用計画を規定。	令和元年 ５月 14 日	令和元年 ５月 22 日
電気通信事業法施行規則第 29 条の４第３号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を定める件 （令和元年総務省告示第８号）	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 50 条第１項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他符号を規定する同法施行規則第 29 条の４第３号の規定に基づき総務大臣が別に告示する番号を定めるための。	令和元年 ５月 14 日	令和元年 ５月 22 日
電気通信事業法第 27 条の３第１項の移動電気通信役務を指定する件 （令和元年総務省告示第 166 号）	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）の施行に伴い、禁止行為規律の適用対象となる電気通信役務を指定。	令和元年 ９月６日	令和元年 ９月６日
電気通信事業法第 27 条の３第１項の電気通信事業者を指定する件 （令和元年総務省告示第 167 号）	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）の施行に伴い、禁止行為規律の適用対象となる電気通信事業者を指定。	令和元年 ９月６日	令和元年 ９月６日

電気通信事業法第 34 条第１項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の９の２第１項の規定に基づき他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件 （令和元年総務省告示第 181 号）	電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、全国 BWA 事業者（WCP 及び UQ）が設置する電気通信設備を第二種指定電気通信設備として新たに指定。	令和元年 ９月 27 日	令和元年 12 月 24 日
接続料の算定に用いる値を定める件の一部を改正する件 （令和元年総務省告示第 183 号）	電気通信事業法第 34 条第１項の規定に基づき、全国 BWA 事業者（WCP 及び UQ）が設置する電気通信設備の第二種指定電気通信設備としての指定に伴い、必要な規定を整備するための改正。	令和元年 ９月 27 日	令和元年 ９月 27 日
平成 28 年総務省告示第 105 号（電気通信事業法第 12 条の２第４項第２号ニの電気通信設備を指定する件）を廃止する件 （令和元年総務省告示第 290 号）	令和元年総務省告示第 181 号が令和元年 12 月 24 日に施行されることに伴い、第二種指定電気通信設備の基準に満たない特定電気通信設備に該当する設備がなくなるため廃止。	令和元年 12 月 24 日	令和元年 12 月 24 日
電気通信番号計画の一部を変更する件 （令和元年総務省告示第 304 号）	「IoT 時代の電気通信番号に関する研究会報告書」（令和元年７月公表）を踏まえ、新たに 020-0 から始まる 14 桁のデータ伝送携帯電話番号を指定可能とするとともに、441 から始まる IMSI について事業者コードを２桁から３桁に変更等するための変更。	令和元年 12 月 25 日	令和元年 12 月 25 日
電気通信事業法施行規則第 23 条の９の５第２項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の一部を改正する件 （令和２年総務省告示第 11 号）	電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（令和２年総務省令第２号）に基づく第二種指定電気通信設備接続料規則の改正に伴う、予測値の算定方法等に関する MVNO への情報開示についての規定を整備するための改正。	令和２年 １月 27 日	令和２年 １月 27 日

※上位法令等の改正に伴う形式的な変更等の軽微な改正を除く。

④　訓令・ガイドライン・指針等の改正・策定等

法令名等	内容（概要）	公布日	施行日
公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン	鉄塔等の設備のみを保有する電気通信事業者以外の者が、当該設備を電気通信事業者に使用させる事業形態が想定されることを踏まえ、ガイドラインの適用対象となる設備保有者について、認定を受けた電気通信事業者に当該設備を提供する者を追加するための改定。	平成 31 年 ４月 10 日	平成 31 年 ４月 10 日
電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令 （令和元年総務省訓令第 26 号）	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、電気通信番号に関する制度整備その他所要の規定の整備を行うための改正。	令和元年 ５月 17 日	令和元年 ５月 22 日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	電気通信事業法における電気通信業務の休止又は廃止に係る利用者周知義務が拡充されたことを踏まえた改定。	令和元年 ５月 17 日	令和元年 ５月 22 日
電気通信番号関係事務処理規程	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、改正法の施行による電気通信番号制度の改正に対応するために制定された電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）を実施するために策定。	令和元年 ５月 21 日	令和元年 ５月 21 日
電気通信事業参入マニュアル	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）が令和元年５月 22 日に施行されることに伴う改定。	令和元年 ５月 22 日	令和元年 ５月 22 日
電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）が令和元年５月 22 日に施行されることに伴う改定。	令和元年 ５月 22 日	令和元年 ５月 22 日
モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（改正）	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行に伴い、引用条文の変更など規定の整備を行うもの。	令和元年 ５月 22 日	令和元年 ５月 22 日
ＦＴＴＨアクセスサービスにおける不当競争の具体例について	FTTH アクセスサービスのキャッシュバック等及び料金等の提供条件が電気通信事業法第 29 条第１項第５号（不当競争による業務改善命令）に該当し得る例を示すもの。	令和元年 ６月 23 日	令和元年 ６月 23 日

電気通信事業法第 27 条の３等の運用に関するガイドライン（制定）	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）の施行に伴い、電気通信事業法第 27 条の３等の規定について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理して示すもの。	令和元年 ９月６日	令和元年 10 月１日
モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（改正）	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）の施行に伴い、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」のうち、「Ⅱ　スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の削除等の規定整備を行うもの。	令和元年 ９月６日	令和元年 ９月６日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	電気通信事業法における電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為が拡大されるとともに、媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入が図られることとなったこと等を踏まえ、改定。また「電気通信事業法第 27 条の３等の運用に関するガイドライン」を新たに策定することに伴い、ガイドラインの規定を整備.	令和元年 ９月９日	令和元年 10 月１日
MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン （平成 14 年６月策定）	電気通信事業法第 34 条第１項の規定に基づき、全国 BWA 事業者（WCP 及び UQ）が設置する電気通信設備の第二種指定電気通信設備としての指定に伴う、複数事業者による接続料設定等に関する規定の整備を行うための改正。	令和元年 ９月 27 日	令和元年 12 月 24 日
電気通信番号使用計画の作成及び電気通信番号の使用に関する報告に関する手引き	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）の施行による電気通信番号制度の改正に対応するため、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する電気通信事業者が行うべき手続を解説するもの。	令和元年 ９月 30 日	令和元年 ９月 30 日
電気通信事業法第 27 条の３等の運用に関するガイドライン（改正）	同ガイドラインにおける具体例の追加や「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」の改正に伴う規定整備などを行うための改正。	令和元年 11 月 22 日	令和元年 11 月 22 日
移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン（改正）	「モバイル市場の競争環境に関する研究会」における議論等も踏まえ、利用者の自由なサービス・端末選択の促進を図るためにガイドラインを改正するもの。	令和元年 11 月 22 日	令和元年 11 月 22 日 （一部の規定は令和２年４月６日、令和２年10月１日）

ローカル５Ｇ導入に向けたガイドライン	ローカル５Ｇの導入を促進する観点から、ローカル５Ｇ及び自営等ＢＷＡに係る制度について明確化するために策定。	令和元年 12 月 17 日	令和元年 12 月 17 日
MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（改正） （平成 14 年６月策定）	モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書（令和元年４月）及び接続料の算定に関する研究会第三次報告書（令和元年９月）を踏まえ、第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入に伴う、予測値の算定方法の考え方、検証等に関する規定の整備を行うための改正。	令和２年 １月 27 日	令和２年 １月 27 日
電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン	電気通信役務の種類の見直し（令和元年総務省令第３号によるローカル５Ｇサービスの追加）を受けた改定。	令和２年 １月 27 日	令和２年 １月 27 日
接続料と利用者料金の関係の検証に係るサービスメニューの変更の通知	接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針において、総務省が決定することとされた検証対象について、その検証対象となるサービスメニューを変更するもの。	令和２年 ２月４日	令和２年 ２月４日
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループにおける議論を踏まえ、改定。	令和２年 ３月 27 日	令和２年 ３月 27 日
ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン	事業者がゼロレーティングサービスを提供する際に、事業法及びその他関係法令の運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理するために策定。	令和２年 ３月 27 日	令和２年 ３月 27 日

○　電気通信事業分野における事業環境整備・公正な競争環境の確保に向けた総務省の取組

電気通信事業法に基づく行政指導（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日）

内容	件数
第一種指定電気通信設備との接続に関して講ずべき措置等の要請	４件
卸電気通信役務料金水準の設定方法に係る要請	１件
端末販売手法等の適正化に係る要請	１件
不適切な端末販売方法等の適正化に係る指導	１件
利用者保護規律の違反等に係る指導	10 件
モバイル市場の公正競争促進に係る措置等の要請	６件
電気通信事業の登録違反等に係る指導	１件
電気通信事業報告規則に基づく報告に係る要請	１件

参考９

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）

令和元年８月２９日
総　　務　　省

１　概要

総務省は、平成 15 年度から電気通信事業分野における競争状況についての評価等を実施してきているところであり、平成 28 年度から平成 30 年度までにおいては、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年７月 15 日総務省。以下「旧方針」という。）に基づき、電気通信分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認等から構成される市場検証を実施したところである。

電気通信分野における利用者の利益の確保のための方策は、参入規制・料金規制等の事前規制を中心としたアプローチから、事業者の創意工夫を促すための事後規制を中心としたアプローチに順次移行してきたところである。他方、電気通信事業分野においては、巨額な設備設置費用による参入障壁や電波の希少性による参入数の制限等を理由とした市場の失敗が存在することから、市場における公正競争及び利用者利益の保護を確保する観点から、事後規制に基づく法執行のほか、一定の政策対応が求められる場合もある。

政策対応の在り方の検討に当たっては、その前提として、変化の激しい電気通信事業分野における市場動向及び電気通信事業者の業務の状況を的確に捉えることが重要であることから、市場検証の取組は継続的に実施されるべきものであると考えられる。そこで、総務省において市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、旧方針において示されている市場検証の基本的な枠組は維持しつつ、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえた当面の重点事項等についての基本的な考え方を示すため、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」（以下「本方針」という。）を定めるものである。

２　市場検証の基本的なプロセス

（１）検証期間

本方針に基づく市場検証は、令和元年度から実施する。現時点において、検証期間の終期は特段定めないこととするが、電気通信事業分野の環境変化等を踏まえ、本方針について随時見直しを行うこととする。

（２）市場検証の内容

市場検証は、電気通信事業分野における市場動向の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認、及びこれらの結果を踏まえて行う市場環境の評価から構成される。

このうち、電気通信事業分野における市場動向の分析は、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容、事業者や利用者へのアンケート、事業者や有識者へのヒアリング等により得られた各種データ等を基に、電気通信事業分野の各市場における競争状況、市場支配力の有無について分

析を行うものである。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認は、事後規制の実効性を確保するため、関係法令やガイドライン等の遵守状況等の確認を行うものであり、ヒアリングやアンケート方式による実施を基本としつつ、必要に応じて報告徴収等を実施する。

市場環境の評価は、電気通信事業分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信事業分野の各市場において活発な競争が行われているか、公正な競争環境が確保されているか等について評価を行うとともに、課題の整理を行うものである。

（３）年次計画

本方針や過年度までの市場検証の結果等を踏まえ、各年度における市場検証の実施方針やスケジュール等を定めた年次計画を公表する。令和元年度の年次計画については、本方針の成案公表後に意見募集を行った上で、令和元年の秋頃を目途に公表する。令和２年度以降の年次計画については、毎年夏頃を目途に公表する。

（４）年次レポート

毎年度実施した市場検証の結果等については、年次レポートとして取りまとめた上で公表する。

（５）電気通信市場検証会議

総務省において実施する市場検証の取組について、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議を開催する。総務省は、電気通信市場検証会議において得た、電気通信事業分野の最新動向等に関する情報、市場における競争状況の分析手法、分析に当たって必要となるデータ等について学識経験者等から助言等を踏まえて本方針、年次計画、年次レポートの作成等を行う。また、市場検証のプロセスにおける情報収集の一環として、必要に応じ、関係事業者等に対するヒアリングを電気通信市場検証会議において実施する。

市場検証の一連のプロセスにおいて、学識経験者等から助言を得ながら進めるべき事項のうち、特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項については、電気通信市場検証会議の下に設置するワーキンググループにおいて議論を行うこととする。各ワーキンググループにおける議論事項については、各ワーキンググループの開催要綱等において別途定めることとする。

（６）意見募集

本方針、年次計画、年次レポートの作成等に当たっては、事前に意見募集を実施する。

（７）市場検証を踏まえた対応

市場検証の取組を進める中で、その適切な実施に当たって総務省が定期的に把握することが必要な情報については、事業者の負担にも配意しつつ、報告規則に基づく報

告事項として位置付けるなどの対応を行うこととする。また、年次レポートの内容を含め、市場検証の一連のプロセスで得られた知見等については、政策の在り方を検討する場等に適宜情報提供することとする。

3　当面の重点事項

各年度における市場検証の重点事項については、過年度までの市場検証の結果等を踏まえ、各年度の年次計画において定めることとするが、当面の重点事項としては以下が挙げられる。

（1）電気通信事業分野の環境変化を踏まえた競争状況等の評価

移動系通信市場においては、令和元年10月に１社のＭＮＯの新規参入が見込まれており、更なる競争促進が期待される一方、スマートフォン・フィーチャーフォン向けの需要については、既に飽和しつつあるものと考えられることから、既存のＭＮＯ等においては、新規顧客を開拓するような戦略よりも、既存の顧客の囲い込みを狙った戦略を採る誘因が大きいものと考えられる。こうした状況の下、既存のＭＮＯ等の行為の中に、競争阻害的なものが含まれている場合、新規参入を契機とした競争促進によるメリットを利用者が十分に享受できないおそれがある。これに関して、令和元年５月、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号。以下「改正法」という。）が成立したところであり、改正法の遵守状況の確認のほか、シェア・ＨＨＩ等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無を見極める必要がある。

また、近年、移動系通信市場において通信モジュールの占める割合が増加傾向にあるところ、５Ｇ導入やＩｏＴの普及により、この傾向が今後更に加速するものと考えられる。従前の市場検証においては、基本的に用途による区別をせずに市場画定及び競争状況の分析等を行ってきているところであるが、例えば、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービスとＩｏＴ向けサービスの間には、需要の代替性は認められないことから、これらを分けて市場動向の分析をするなどの対応が必要であると考えられる。

固定系通信市場においても、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供する光回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）の最終利用者は、令和元年７月以降、卸先事業者の変更を行う際に追加工事が不要となるなど、事業者変更に要するコストが低下することとなる。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、引き続き小売市場の動向を注視する必要がある。

また、５Ｇの普及により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスの間の垣根が今後さらに低くなることが予想されることや、サービス卸の普及等により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスについて、同一の事業者から提供を受ける最終利用者が増えてきているといったことなど、移動系通信市場と固定系

通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析を行う必要がある。

（２）固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性等の確認

巨額な設備設置費用による参入障壁や電波の希少性による参入数の制限等を理由とした市場の失敗が存在する電気通信事業分野において、新規参入者も含めた電気通信事業者間の公正な競争環境を確保するためには、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者[1]（以下「一種指定設備設置事業者」という。）又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者[2]（以下「二種指定設備設置事業者」という。）が、新規参入者を含めた他の電気通信事業者に対し、接続又は卸電気通信役務の提供を適切に行うことが重要である。接続及び卸電気通信役務の提供に係る適正性等を確保する観点から、一種指定設備設置事業者及び二種指定設備設置事業者における業務の適正性等について確認を実施するほか、川下（サービス）市場における電気通信事業者間の競争に与える影響に係る分析等を実施する。

（３）「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会・中間報告書」（令和元年５月 28 日公表）において、市場動向や技術動向等を踏まえた機動的な政策対応に資するための恒常的にモニタリングを行うための体制整備が提言されていることを受け、以下の事項について、市場検証に関する取組の一環として実施することとする[3]。

①　モバイル市場の競争環境に関する事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として開催されている「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の中間報告書（平成 31 年４月 23 日公表）においては、「個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当である」旨が示されている。ここに掲げられている事項のモニタリングは、いずれも適切な市場検証の実施の観点から重要なものであることから、市場検証に関する取組の一環として実施することとする。

②　ネットワーク中立性に関する事項

同様に「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の一環として開催

---

1 令和元年６月末時点では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が該当する。

2 令和元年６月末時点では、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社が該当する。

3 なお、旧方針において重点事項として挙げられていた「消費者保護ルールに関する取組状況」については、これについてモニタリングを行う体制（消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合等）が市場検証を実施する体制とは別に設けられていること等を踏まえ、本方針においては重点事項として取り上げないこととするが、両体制間で緊密な連携を図ることとする。

されている「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書（平成 31 年４月 10 日公表）においては、帯域制御の運用基準に関するガイドライン[4]やゼロレーティングに関する指針[5]の遵守状況等について継続的にモニタリング等を行う体制を整備する旨が記載されている。例えば、近年、一部の移動体通信事業者において提供が開始されたゼロレーティングサービス[6]は、利用者による選択の幅が広がる効果が期待される一方で、利用者への提供条件等に関する情報提供の在り方の問題のほか、電気通信事業者がその競争事業者を排除するための手段として用いる可能性[7]も指摘されているところである。したがって、その提供状況等について継続的にモニタリングを行うことは、適切な市場検証の実施の観点からも有益であると考えられることから、市場検証に関する取組の一環として実施することとする。

（４）制度変更が市場環境に与えた影響の分析

電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の競争を促進する等の観点から、電気通信事業法の改正を含め、累次の制度変更を行ってきたところであり、また、今後も何らかの制度変更が行われる可能性がある。市場検証の一連のプロセスにおいては、これら制度変更が電気通信事業者間の競争環境にどのような変化を与えたかという観点も含めて市場動向の分析等を行う。

[4] 関係業界団体により策定されたガイドライン。
[5] 総務省は、令和元年中を目途に、ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の規律の適用についての解釈指針を策定する予定である。
[6] データ通信に関して従量料金制又は上限データ通信量を定めた定額制を採りつつも、特定のコンテンツ・アプリを利用した場合に限り、利用者の使用データ通信量にカウントしないサービスなど。
[7] 例えば、「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書においては、ゼロレーティングサービス等の提供に当たって、「電気通信事業者がゼロレーティングの対象となるコンテンツ事業者に対し、他の電気通信事業者による同等のサービス提供を困難にするような契約の締結を求めることは、ネットワークレイヤーにおける競争確保の観点から、不適切ではないか」等の論点が指摘されている。

参考 10

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度）

令和元年 12 月 6 日
総　　務　　省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」(以下「基本方針」という。）に基づき、令和元年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度）」(以下「年次計画」という。）を定める。

1　電気通信事業分野における市場動向の分析

1－1　電気通信事業分野における市場動向の分析

電気通信事業分野における各市場の競争状況等について分析を行う。競争状況等の分析に当たっては、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容、電気通信事業者等により公表されている各種データ等、電気通信事業者及び利用者へのアンケート結果、電気通信市場検証会議におけるヒアリング[1]結果等を用いることとする[2]。

令和元年度においては、最近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ、以下の観点に特に留意して分析を行う。

固定系通信

令和元年７月から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東西」という。）が提供するＦＴＴＨアクセスサービスの卸売サービス（以下「サービス卸」という。）の最終利用者が、電話番号を変更することなく、サービス提供元を他の卸先事業者又はＮＴＴ東西に変更できる仕組み（以下「事業者変更」という。）が開始された。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、シェア・ＨＨＩ等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握する。

移動系通信

移動系通信市場においては、令和元年 10 月に、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号。以下「改正法」という。）が施行されたところである。このことに加え、ＭＮＯの新規参入により、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・ＨＨＩ等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角

[1] 必要に応じて実施。
[2] 総務省が市場検証の過程で収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無を見極めることとする。

固定系通信と移動系通信との関係

固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスの間の垣根が今後更に低くなることが予想されることや、サービス卸の普及等により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスについて、同一の事業者から提供を受ける最終利用者が増えてきているといったことなど、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析を行う。

１－２　ＩｏＴ向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

移動系通信市場においては、ＩｏＴの進展に伴い、通信モジュール[3]の契約数の占める割合が増加傾向にあるところ[4]、この傾向は今後更に加速するものと考えられる。

従前の市場検証においては、「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」と「ＩｏＴ向け（移動系）通信サービス」の両方を包含した「移動系通信市場」を画定した上で、競争状況の評価等を行ってきているところであるが、両サービス間に需要の代替性は認められず、また、市場の成熟度にも大きな違いがみられることなどを踏まえると、これらを分けて市場動向の分析をするなどの対応が必要であると考えられる。

ＩｏＴ向け通信サービスは、現時点において黎明期にあり、特に５Ｇ導入により競争環境に大きな変化が生じるものと考えられるが、今後の動向も見据えつつ、本格的な競争状況の評価の実施に向けて、現時点において考え方の整理を行うことには意義があるものと考えられる。そこで、令和元年度においては、関係事業者（電気通信事業者・ＩｏＴ向け通信サービスの利用者等）等へのヒアリング及びアンケート調査等を通じて、ＩｏＴ向け通信サービス（及びその補完サービス）に係る取引実態について情報収集を行うとともに、諸外国における議論の動向等も踏まえ、以下の論点等について一定の整理を行った上で、競争状況の評価を試行的に実施することとする。

・　ＩｏＴ向け通信サービスとしては、３Ｇ、ＬＴＥ、セルラーＬＰWA[5]といった、免許が必要な周波数帯（携帯電話回線）を用いるもののほか、免許が不要な周波数帯を用いるアンライセンスＬＰWA[6]が存在し、さらに、光回線（ＦＴＴＨ）による提供も考えられるところ、これら通信サービス間の代替性が、どのような用途においてどの程度みられるか。
・　（上記の論点と関連して）ＭＮＯ以外の電気通信事業者がセルラーＬＰWAサービスを提供するためには、ＭＮＯから卸提供を受ける必要があるが、ＩｏＴ向け通信サービスを提供するに当たりセルラーＬＰWAを取り扱うことができることが、電気通信事業者間のＩｏＴ向け通信サービス分野における公正な競争を確保する上で、どの

3　ＩｏＴ／Ｍ２M向けの（移動系）サービス。
4　平成 30 年度末時点において、ＭＮＯが提供する通信モジュールの契約数（卸電気通信役務に係るものを含む。）は、2412 万となっている。
5　低～中速の移動に対応し比較的伝送速度の速いｅＭＴＣ（Ｃａｔ.Ｍ１）、少量のデータ通信向けのＮB-ＩｏＴの二種類がある。
6　ＳＩGFOX、ＬｏＲａなど。

程度の重要性を持つか[7]。

・　電気通信事業者によるＩｏＴ向け通信サービスについては、これと補完するサービス（デバイス、ＩｏＴプラットフォーム等）と一体で提供がなされるケースが多くみられるが、ＩｏＴ向け通信サービス分野における電気通信事業者間の競争状況を分析・評価するに当たり、補完サービスの存在をどのように取り込んで考えるべきか。

・　上記のほか、競争状況の分析・評価に当たって留意・注視すべき事項（電気通信事業者間の公正な競争に影響を及ぼす可能性がある取引条件など）や、関係事業者から定期的に取得すべきデータはないか。

２　電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制を基本とする電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の実効性を確保するため、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行う。また、必要に応じ、報告徴収や業務改善命令等を行うこととする。

２－１　固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

ＦＴＴＨの契約数におけるＮＴＴ東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が年々高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、ＭＮＯの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、ＦＴＴＨの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、ＮＴＴ東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、「ＮＴＴ東西のＦＴＴＨアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和元年５月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）に基づき、ＮＴＴ東西及びＮＴＴ東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、その際、令和元年７月１日から開始された事業者変更に係る状況にも留意することとする。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、ＭＮＯ及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特にＭＮＯが提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに

[7] 「モバイル市場の競争環境に関する研究会　中間報告書」（平成31年４月23日）第５章４において、ＭＮＯからＭＶＮＯに対し、セルラーＬＰＷＡが適正な料金で提供される必要性について指摘がなされている。

乗り換えない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。

【確認対象】

（1）ＮＴＴ東西

（2）卸先事業者（ＭＮＯ及び総務省が選定する事業者[8]）

（3）（必要に応じ）ＭＮＯが提供するサービスの利用者等

（4）（必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なＦＴＴＨ事業者

（5）（必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者

【確認項目】

対象者	確認項目
（1）ＮＴＴ東西	①　競争阻害的な料金の設定等 ②　提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③　技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④　サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤　競争阻害的な情報収集 ⑥　情報の目的外利用 ⑦　情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧　卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨　業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩　消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪　事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
（2）卸先事業者	①　競争阻害的な料金の設定等 ②　消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③　その他サービス提供に当たっての課題等 （キャッシュバック・広告表示等の利用者誘引施策に係る確認を含む。） ④　事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
（3）（必要に応じ）ＭＮＯが提供するサービスの利用者等	○　上記(2)③括弧書きに係る事項
（4）（必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なＦＴＴＨ事業者	○　同上
（5）（必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者	○　同上

２－２　移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

ＭＮＯが第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）を中心とした３グループに実質的に収れん、寡占化している状況にあっては、ＭＶＮＯにもネットワークを持つ二種指定設備設置事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、競争環境を確

[8] 卸先事業者が提供するサービスも含めたＦＴＴＨに係る苦情相談件数は、減少しているものの依然として高い水準にあることに鑑み、各事業者に係る苦情相談件数も考慮した上で卸先事業者を選定。

保することが必要である。

今年度、二種指定制度の接続料算定における将来原価方式の導入及び全国ＢＷＡ事業者に対しての二種指定制度の適用といった制度変更に加え、各ＭＮＯにおいて５Ｇが導入されることが見込まれている。そうした環境変化の中、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。

【確認対象】

(1)　ＭＶＮＯ（総務省が選定する事業者[9]）

(2)　二種指定設備設置事業者

(3)　全国ＢＷＡ事業者[10]

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1)ＭＶＮＯ	○将来原価方式の導入、全国ＢＷＡ事業者の二種指定及び５Ｇの導入の中でのネットワーク提供の条件等
(2) 二種指定設備設置事業者	○ 同上
(3)全国ＢＷＡ事業者	○ 同上

9　一定規模以上のＭＶＮＯ等。

10 令和元年 12 月 24 日以降、Wireless City Planning 株式会社及びＵＱコミュニケーションズ株式会社が二種指定設備設置事業者となる（令和元年総務省告示第 181 号）。

２－３　市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「一種指定設備設置事業者」という。）及び二種指定設備設置事業者で営業収益について大きな市場占有率を占めること等により電気通信事業法第 30 条第1項により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者（以下「市場支配的事業者」という。）とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している。なお、平成 27 年法律第 26 号による電気通信事業法の改正において、移動系通信における市場支配的事業者[11]に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人（電気通信事業者であって総務大臣が指定するもの[12]。以下同じ。）に対する不当な優遇に限定している。

市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

(1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
(2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
(3) 上記(1)の契約の相手先[13]
(4) 上記(2)の特定関係法人
(5) 上記(1)から(3)までの競争事業者[14]

11　令和元年 12 月現在では、株式会社ＮＴＴドコモが該当。

12　令和元年 12 月現在では、ＮＴＴ東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社ＮＴＴぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

13　一定規模以上の電気通信事業者。

14　一定規模以上の電気通信事業者。

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	①電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ②電気通信役務以外の業務に関する契約及び当該業務に係る料金その他の提供条件等 ③禁止行為規制遵守のために講じている措置及びその実施状況
(2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	①特定関係法人との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ②特定関係法人との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③特定関係法人以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約 ④禁止行為規制遵守のために講じた措置及びその実施状況
(3) 上記(1)の契約の相手先	① 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(4) 上記(2)の特定関係法人	①二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ②二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(5) 上記(1)から(3)までの競争事業者	① (1)及び(2)の禁止行為規制適用事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例 ② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)及び(2)の禁止行為規制適用事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例 ③ (1)の禁止行為規制適用事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例 ④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

３　「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリング

基本方針３（３）において、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングを実施することとした事項のうち、「①モバイル市場の競争環境に関する事項」については、電気通信市場検証会議の下にワーキンググループを設置

し、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響、固定系通信も含めた競争環境などについて、評価・検証を行うこととする。

また、「②ネットワーク中立性に関する事項」については、帯域制御の運用基準に関するガイドラインの見直しに向けた議論[15]やゼロレーティングに関する指針の策定に向けた議論[16]が現在進められているところであり、これらの制度整備がされた後に、電気通信市場検証会議の下にワーキンググループを設置し[17]、モニタリングを実施することとする。

４　電気通信市場の検証

上記１から３までの結果を踏まえ、分析対象とした各市場について、公正競争環境が確保されているか、利用者利便が確保されているかといった観点から、検証を行うとともに、翌年度以降の市場検証の実施に当たっての課題等を整理する。検証結果及び翌年度以降の課題については、年次レポートとして取りまとめるとともに、翌年度の年次計画に反映させることとする。

５　実施スケジュール

本年次計画の策定後、電気通信事業分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を順次実施し、令和２年７月（目途）に年次レポート（案）及び令和２年度年次計画（案）を作成する。

令和元年度年次レポート及び令和２年度年次計画については、意見募集を経て、令和２年８月（目途）に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

[15] 固定通信事業者、移動通信事業者等の関係業界団体で構成される「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において実施（総務省はオブザーバー参加）。

[16] 「ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ」において実施。

[17] 「①モバイル市場の競争環境に関する事項」に係るワーキンググループとは別に設置する。

	令和元年 10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
年次計画			● 年次計画								● 次年度の年次計画
電気通信分野における市場動向の分析		利用者へのアンケート調査・分析 → 事業者等へのアンケート調査・分析 → 最新の市場動向等に関する情報収集（IoT関係等） →	■ 報告規則に基づく 四半期データ（9月末）			■ 報告規則に基づく 四半期データ（12月末） 分析結果の取りまとめ →			■ 報告規則に基づく 四半期データ（3月末）		
電気通信事業者の業務の適正性等の確認		ヒアリング等による確認作業等 →									
「包括的検証」に係るモニタリング	・モバイル市場の競争環境に関する事項（順次実施） ・ネットワーク中立性に関する事項（順次実施）										
電気通信市場の検証・年次レポート	▲ 検証会議 第14回 （10/4）				▲ 検証会議 （必要に応じて）	検証作業・年次レポート案・次年度の年次計画案作成 →		▲ 検証会議 （中間報告）	▲ 検証会議 （年次レポート・次年度の年次計画案）		● 年次レポート